名古屋都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）
尾張東部衛生組合ごみ処理施設整備事業
に係る環境影響評価方法書

令和８年 11 月

尾張旭市

はじめに

本環境影響評価方法書は、尾張東部衛生組合が計画している新たなごみ処理施設の整備事業について、「愛知県環境影響評価条例」（平成10年愛知県条例第47号）に基づき、令和7年11月に公表した「名古屋都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張東部衛生組合ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書」及び令和8年3月に受領した愛知県知事意見等を踏まえ、環境影響評価の対象とする項目や調査手法等を検討し、まとめたものである。

なお、対象事業実施区域の位置する尾張旭市は、名古屋都市計画区域の一部であり、計画施設は名古屋都市計画ごみ処理場に位置付けられる。

目　　次

第1章　都市計画決定権者の名称 ····· 1-1 (1)

第2章　都市計画対象事業の目的及び内容 ····· 2-1 (3)

2.1　都市計画対象事業の目的 ····· 2-1 (3)
2.1.1　事業の目的 ····· 2-1 (3)
2.1.2　ごみ処理施設の現状 ····· 2-2 (4)
2.1.3　ごみ処理広域化計画の概要 ····· 2-3 (5)
2.1.4　建設予定地の選定経緯 ····· 2-3 (5)

2.2　都市計画対象事業の内容 ····· 2-7 (9)
2.2.1　都市計画対象事業の種類 ····· 2-7 (9)
2.2.2　都市計画対象事業の規模 ····· 2-7 (9)
2.2.3　都市計画対象事業実施区域の位置 ····· 2-7 (9)
2.2.4　都市計画対象事業の諸元 ····· 2-10 (12)
2.2.5　配慮書の複数案から単一案に絞り込んだ検討の経緯及びその内容 ····· 2-20 (22)
2.2.6　都市計画対象事業に係る工事計画の概要 ····· 2-26 (28)
2.2.7　事業計画の策定時における環境配慮事項 ····· 2-27 (29)

第3章　都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況 3-1 (31)

3.1　自然的状況 ····· 3-3 (33)
3.1.1　気象・大気質その他の大気に係る環境の状況 ····· 3-3 (33)
3.1.2　騒音等に係る環境の状況 ····· 3-16 (46)
3.1.3　振動に係る環境の状況 ····· 3-21 (51)
3.1.4　悪臭に係る環境の状況 ····· 3-21 (51)
3.1.5　水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況 ····· 3-21 (51)
3.1.6　地形及び地質の状況 ····· 3-28 (58)
3.1.7　地盤、地下水及び土壌の状況 ····· 3-32 (62)
3.1.8　動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 ····· 3-39 (69)
3.1.9　景観、人と自然との触れ合いの活動の状況及び地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況 ····· 3-82 (112)

3.2　社会的状況 ····· 3-93 (123)
3.2.1　人口及び産業の状況 ····· 3-93 (123)
3.2.2　土地利用の状況 ····· 3-95 (125)
3.2.3　都市計画の状況 ····· 3-98 (128)
3.2.4　河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況 ····· 3-101 (131)
3.2.5　交通の状況 ····· 3-103 (133)

3.2.6　学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況 …… 3-108 (138)
3.2.7　下水道の整備の状況 …… 3-121 (151)
3.2.8　環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容 …… 3-122 (152)
3.2.9　その他都市計画対象事業に関し必要な事項 …… 3-169 (199)

第4章　計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果 …… 4-1 (205)

4.1　大気質 …… 4-1 (205)
4.1.1 調査 …… 4-1 (205)
4.1.2 予測 …… 4-3 (207)
4.1.3 評価 …… 4-11 (215)

4.2　景観 …… 4-12 (216)
4.2.1 調査 …… 4-12 (216)
4.2.2 予測 …… 4-16 (220)
4.2.3 評価 …… 4-30 (234)

4.3　総合評価 …… 4-31 (235)
4.3.1 大気質 …… 4-31 (235)
4.3.2 景 観 …… 4-31 (235)

第5章　配慮書についての縦覧状況並びに意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解 …… 5-1 (237)

5.1　配慮書についての縦覧状況及び意見書の提出状況 …… 5-1 (237)
5.1.1 縦覧状況 …… 5-1 (237)
5.1.2 意見書の提出状況 …… 5-1 (237)

5.2　配慮書についての意見の概要及び見解 …… 5-2 (238)

第6章　配慮書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解 …… 6-1 (249)

第7章　都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 …… 7-1 (251)

7.1　都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目の選定及び選定理由 …… 7-1 (251)

7.2　調査、予測及び評価の手法の選定並びに選定理由 …… 7-8 (258)

第8章　方法書に関する業務を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 …… 8-1 (309)

第１章　都市計画決定権者の名称

第1章　都市計画決定権者の名称

都市計画決定権者の名称

　尾張旭市

事業者の名称

　尾張東部衛生組合

第２章　都市計画対象事業の目的及び内容

第2章　都市計画対象事業の目的及び内容

2.1　都市計画対象事業の目的

2.1.1　事業の目的

国は、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減等を図るため、平成９年５月に各都道府県に対して、ダイオキシン類削減対策、焼却残渣の高度処理対策、マテリアルリサイクルの推進、サーマルリサイクルの推進、最終処分場の確保対策、公共事業のコスト縮減を踏まえた、ごみ処理の広域化を推進するよう通知を行った。

これを受けて、愛知県は、平成 10 年 10 月に平成 19 年度までの 10 年間を計画期間とする「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」を策定した。その後、市町村合併の進展やごみ処理技術の進歩を受けて、広域化ブロックの区割りの見直しを実施し、平成 21 年３月に「第２次愛知県ごみ焼却処理広域化計画」（以下「広域化計画」という。）を策定した。

県の「広域化計画」では、県内を 13 のブロックに分け、焼却能力 300ｔ/日以上の全連続炉への集約化を目指しており、尾張東部衛生組合（構成市：瀬戸市、尾張旭市及び長久手市）と尾三衛生組合（構成市町：日進市、みよし市及び愛知郡東郷町）の焼却施設の集約化が目標とされている。「尾張東部・尾三地域広域化ブロックごみ処理における広域化計画」（令和３年３月）（以下「尾張東部・尾三地域広域化計画」という。）では、令和 44 年度に集約１施設とすることを目標としており、よって、令和 43 年度までは、各組合が単独でごみ処理を行う必要がある。

なお、令和３年 11 月には、廃棄物処理経費の縮減、気候変動対策の推進、災害への対応等の観点から、より安定的かつ効率的なごみ処理体制の構築を推進するため、愛知県は「愛知県ごみ処理広域化・集約化計画（2021 年度～2030 年度）」を策定しており、本計画においても、尾張東部・尾三ブロックの２焼却施設を令和 15（2033）年度以降を目安に統合し、１施設による処理体制を目指すとされている。

尾張東部衛生組合（以下「本組合」という。）では、組合が管理・運営する一般廃棄物処理施設（晴丘センター）において瀬戸市、尾張旭市及び長久手市（以下「組合市」という。）で発生するごみの処理を行っている。

昭和 39 年に瀬戸市と旭町（現尾張旭市）により瀬戸市旭町衛生組合を設立し、その後昭和 48 年に長久手町（現長久手市）が加入し尾張東部衛生組合に名称変更を行った。本組合の現有施設である晴丘センターは、平成２年３月に粗大ごみ処理施設、平成４年３月にごみ焼却施設が竣工し、ごみ焼却施設については老朽化が進行していたため令和 13 年度までの延命化を目標に令和元年度から令和４年度にかけて基幹的設備改良工事を実施している。令和５年度に「ごみ処理施設整備基本構想」（令和６年３月）（以下「基本構想」という。）を策定し、新たなごみ処理施設及び不燃・粗大ごみ処理施設を整備する方針を定めた。その後、令和７年度に策定した「ごみ処理施設整備基本計画（令和８年３月）」（以下「施設整備基本計画」という。）では、現施設を稼働させながら整備を進める必要があることに加え、事業実施区域が狭小地であり、施設配置を考慮した計画的な整備が必要であることから、まず新可燃ごみ処理施設について計画検討及び整備を進め、新不燃ごみ・粗大ごみ処理施設についてはそれ以降に改めて計画検討を行うこと、新可燃ごみ処理施設の令和 18 年度の稼働を目指すこととした。

本事業は、本組合の新ごみ処理施設の建設を目的とするものである。

2.1.2　ごみ処理施設の現状

本組合では、晴丘センターにおいて組合市の一般廃棄物の処理を行っている。ごみ焼却施設と粗大ごみ処理施設があり、ごみ焼却施設は、令和元年度から令和 4 年度にかけて基幹的設備改良工事を実施している。既存施設の概要は、表 2.1.1 に、位置は図 2.1.1 に示すとおりである。

表 2.1.1　既存施設の概要

施設名称	晴丘センター		
所在地	愛知県尾張旭市晴丘町東 33 番地の 1		
施設種類	ごみ焼却施設	粗大ごみ処理施設	
処理対象廃棄物	可燃ごみ	不燃ごみ、粗大ごみ	
処理能力	300 t / 日 (150 t /24 h ×2 炉)	50 t /5 h	5 t /5 h
処理方式	全連続燃焼式機械炉	横型回転式破砕機	剪断式破砕機
竣工年月日	平成 4 年 3 月 31 日	平成 2 年 3 月 31 日	



図 2.1.1　既存施設の位置

2.1.3　ごみ処理広域化計画の概要

県の「広域化計画」では、尾張東部・尾三ブロックの構想として尾三衛生組合と本組合でごみ焼却施設を集約化する方針が定められており、尾三衛生組合を構成する日進市、みよし市及び東郷町と本組合の組合市の間で協議、検討を進め、「尾張東部・尾三地域広域化計画」を策定している。

両組合既存施設の敷地では、集約して 1 施設を建設できる面積が不足している点、両組合とも既存施設の延命化目標年度終了までの期間が約 10 年である点から、次期施設整備時には、両組合それぞれが単独で新施設を建設する方針となった。なお、両施設は、ごみ減量と施設集約に向けたごみ分別の統一化や施設停止時のごみの相互受け入れ等の相互支援を取り入れたものとし、令和 43 年度までは相互支援により 2 施設体制で運営し、令和 44 年度に集約 1 施設として新施設の竣工・供用を開始することを目指す。

本組合の現有施設である晴丘センターのごみ焼却施設は、基幹的設備改良工事により延命化を実施したが、令和 14 年度には竣工後 40 年が経過することから、老朽化が懸念され、新ごみ処理施設整備の検討が必要となることから、本組合では、令和 6 年 3 月に「基本構想」を策定した。さらに、令和 8 年 3 月には新可燃ごみ処理施設の基本的事項をとりまとめた「施設整備基本計画」を策定し、令和 18 年度の稼働を目指すこととした。

2.1.4　建設予定地の選定経緯

建設予定地は、「基本構想」において検討を行い、最優秀候補地を選定した。

新ごみ処理施設候補地選定のフローは図 2.1.2 に示すとおりである。

まず、候補地選定に当たり必要な基本条件として、関係する土地利用規制の法令や指針、地形・地理、生活環境保全等の条件の整理を行った。

次に、一次スクリーニングでは、ネガティブ条件（法規制、地形・地理、生活環境保全）により建設不適地を排除し、建設に必要となる面積（19,000m^2）を確保できることを条件とした結果、138 候補地を抽出した。

二次スクリーニングでは、ポジティブ条件（周辺条件、災害に対する安全性等）により候補地を絞り込み、さらに各小学校区から候補地への収集運搬効率が平均値以上となる候補地を絞り込んだ結果、8 候補地を抽出した。

最後に、三次スクリーニングでは、現地調査を行い現況の土地利用状況を確認し、建設に必要な面積を満たさないことが判明した 2 候補地を除き、表 2.1.2 に示す技術面、環境面、土地利用面、用地取得可能性、経済・維持管理面、余熱利用面の 6 点から比較評価基準を定めて比較評価を行い、表 2.1.3 に示すとおり得点が最も高かった現有施設の敷地を最優秀候補地として絞り込んだ。

各段階において検討委員会で適地選定の方法・結果について意見聴取を行い、その妥当性について確認した。

その後、「基本構想」における結果を踏まえて更なる検討や関係者との協議を行い、建設予定地の範囲を決定した。

なお、候補地の選定は地元の理解が非常に重要なものであり、選定段階において複数の候補地を公表することは、それぞれの地元に多大な影響を及ぼすことが懸念されたため、候補地の選定後に計画段階環境配慮書の手続きを実施した。

基本条件・対象地域の確認及び整理

第１回委員会（R4.10.21）

１）基本条件の整理

２）対象地域の整理

⇩

一次スクリーニング

第２回委員会（R5.3.10）

１）法規制による条件による除外地域の設定、図化

２）地形・地理的条件による除外地域の設定、図化

３）生活環境保全条件による除外地域の設定、図化

４）ネガティブマップの作成

５）組合市や地域住民から推薦地の確認

６）新ごみ処理施設建設が必要面積要件を満たしているか確認し、候補エリアを抽出

７）一次スクリーニングで選定した候補エリアの整理

⇩

二次スクリーニング

第３回委員会（R5.7.28）

１）周辺条件（道路、特別高圧電線）の設定、図化

２）災害に対する安全性（浸水、液状化地域の除外）の設定、図化

３）ポジティブマップの作成

４）一次スクリーニングを含めた各図の重ね合わせの結果、候補地として浮かび上がる場所に対して収集運搬効率（学区別ごみ量等から算定）の評価

５）二次スクリーニングにより抽出した候補エリアの整理

⇩

三次スクリーニング

第４回委員会（R5.12.15）

１）現地調査等による候補地の確認

２）評価基準（技術面、環境面、土地利用面、経済・維持管理面等）の策定、配点の検討

３）比較評価により、最優秀候補地を選定

出典：「ごみ処理施設整備基本構想」（令和６年３月　尾張東部衛生組合）

図 2.1.2　候補地選定のフロー

表 2.1.2(1)　比較項目と評価基準

No	比較項目			評価基準
1	技術面	土地造成のしやすさ	段差（擁壁の有無）、平面形状	段差なく矩形に近い◎ 段差なく矩形でない○ 段差あり又は奇形△
2		地質	地盤性状	岩又は砂質土（密）地盤◎ 砂質土地盤○ 粘性土地盤△
3	環境面	住居系用途地域	住居系用途地域との離隔	住居系用途地域から 100m以上の離隔をとることができる◎ 住居系用途地域からの離隔が 100m未満△
4		既存集落	既存集落との離隔	住宅から 100m以上の離隔をとることができる◎ 住宅からの離隔が 100m未満△
5		静穏な環境を要する施設	静穏な環境を要する施設との離隔	学校・保育園及び医療・福祉施設から 100m以上離隔をとることができる◎ 学校・保育園及び医療・福祉施設からの離隔が 100m未満△
6		周辺農地	周辺農地との離隔	農地から 100m以上離隔をとることができる◎ 農地からの離隔が 100m未満△
7		文化財	文化財との離隔	文化財から 100m以上離隔をとることができる◎ 文化財からの離隔が 100m未満△
8		土壌汚染	候補地内の土壌汚染可能性	候補地内で特定有害物質の使用届が出されていない◎ 候補地内で特定有害物質の使用届が出されている△
9		自然環境配慮	オオタカ、サシバ、クマタカ生息地	候補地内に生息適地がない◎ 候補地内に生息適地がある△
10	土地利用面	用途地域	候補地の用途地域	工業地域、準工業地域及び工業専用地域◎ 市街化調整区域○
11		道路幅員	敷地面積 0.3ha 以上の場合は道路幅員 9m 以上必要	道路幅員 9m 以上◎ 道路幅員 9m 未満△
12		通学路	搬入道路と通学路の交差	通学路が施設の入口と交差していない◎ 通学路が施設の入口と交差している△
13		緊急輸送道路指定	災害時に他の道路より優先して障害物等の撤去がされる災害廃棄物の早期輸送が可能	第一次緊急輸送道路と指定されている道路に面している◎ 第二次緊急輸送道路と指定されている道路に面している○ その他道路に面している△
14		想定震度	地震発生時におけるリスク回避	想定震度が中規模の地震（震度 5 強）以下○ 想定震度が中規模の地震（震度 5 強）より大きい△
15	用地取得可能性	移転必要者数	候補地内の事業者数	移転必要件数 3 件未満◎ 移転必要件数 3 件以上 5 件未満○ 移転必要件数 5 件以上△
16	経済・維持管理面	建設コスト	候補地内における建設コストの多少	補償が少なく、標準的な造成◎ 補償は少ないが大規模な造成又は、多額の補償だが標準的な造成○ 多額の補償、大規模な造成工事が必要△
17		小学校区からの収集運搬効率	小学校区からの収集運搬効率	収集運搬効率が一番高い（1 位）◎ 1 位との差が 10%未満○ 1 位との差が 10%以上△
18		人口重心	人口重心からの距離による評価	人口重心からの距離が一番近い（1 位）◎ 1 位との差が 500m 未満○ 1 位との差が 500m 以上△

注）◎：2 点、○：1 点、△：0 点として得点を算出。
出典：「ごみ処理施設整備基本構想」（令和 6 年 3 月　尾張東部衛生組合）

表 2.1.2(2)　比較項目と評価基準

No	比較項目			評価基準
19	経済・維持管理面	北丘最終処分場への運搬効率	北丘最終処分場への運搬効率	北丘最終処分場への運搬効率が一番高い（1位）◎ 1位との差が10%未満○ 1位との差が10%以上△
20		高圧電線	候補地周辺の高圧電線の有無	候補地内に高圧電線あり◎ 候補地周辺に高圧電線あり○ 候補地周辺に高圧電線がない又は、高圧電線はあるが間に障害物がある△
21		処理水の放流	河川放流または下水道供用区域	放流可能な河川が近くにある◎ 河川はないが下水道供用区域である○ 河川もなく下水道供用区域でもない△
22	余熱利用面	余熱利用	近隣の余熱利用可能施設の有無	候補地周辺に余熱利用可能施設がある◎ 候補地周辺に余熱利用可能施設がない△

注）◎：2点、○：1点、△：0点として得点を算出。
出典：「ごみ処理施設整備基本構想」（令和6年3月　尾張東部衛生組合）

表 2.1.3　比較評価結果

No	比較項目		評価得点					
			候補地 C'	候補地 D' 現有施設敷地	候補地 E'	候補地 F'	候補地 G'	候補地 H'
1	技術面	土地造成のしやすさ	1	2	2	1	1	1
2		地質						
3	環境面	住居系用途地域	10	8	8	8	10	6
4		既存集落						
5		静穏な環境を要する施設						
6		周辺農地						
7		文化財						
8		土壌汚染						
9		自然環境配慮						
10	土地利用面	用途地域	4	7	7	3	3	7
11		道路幅員						
12		通学路						
13		緊急輸送道路指定						
14		想定震度						
15	用地取得可能性	移転必要者数	2	2	0	0	2	1
16	経済・維持管理面	建設コスト	5	8	6	7	4	4
17		小学校区からの収集運搬効率						
18		人口重心						
19		北丘最終処分場への運搬効率						
20		高圧電線						
21		処理水の放流						
22	余熱利用面	余熱利用	2	2	0	2	0	0
合　計			24	29	23	21	20	19
順　位			2	1	3	4	5	6

出典：「ごみ処理施設整備基本構想」（令和6年3月　尾張東部衛生組合）

2.2　都市計画対象事業の内容

2.2.1　都市計画対象事業の種類

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定するごみ処理施設（ごみ焼却施設）の設置事業

2.2.2　都市計画対象事業の規模

ごみ焼却施設　処理能力：205ｔ/日（102.5ｔ×2 炉）

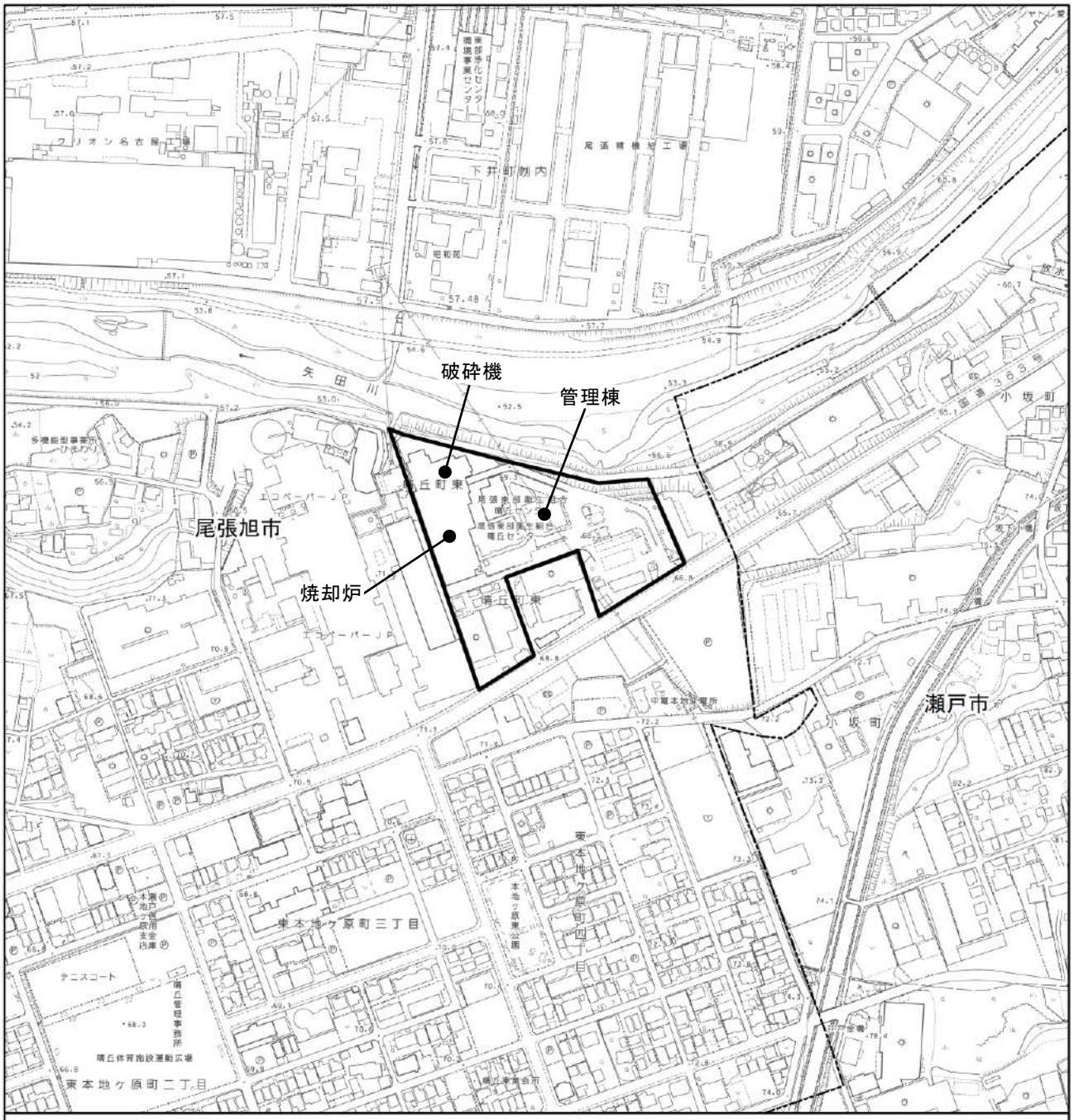
2.2.3　都市計画対象事業実施区域の位置

位置：愛知県尾張旭市晴丘町東地内（図 2.2.1 及び図 2.2.2 参照）

面積：約 2.1ha



図 2.2.1　都市計画対象事業実施区域の位置



「1:2,500 尾張旭市都市計画基本図を加工して作成」

図 2.2.2　既存施設の設備配置

2.2.4　都市計画対象事業の諸元

2.2.4.1　ごみ処理施設の諸元

本事業において都市計画対象事業実施区域（以下「対象事業実施区域」という。）に設置する新ごみ処理施設（以下「計画施設」という。）の諸元は、表 2.2.1 に示すとおりである。

表 2.2.1　計画施設の諸元

処理施設	項　目	計画諸元
可燃ごみ処理施設	処理能力	205ｔ/日（2 炉）
	処理方式	ストーカ式焼却方式
	処理対象ごみ	可燃ごみ、災害廃棄物
	公害防止設備	適切な公害防止設備を備えた施設を整備する
	煙突高さ	59m
	運転計画	24 時間連続運転
稼働目標年度		令和 18 年度

2.2.4.2　処理能力の算定

計画施設の処理能力は 205ｔ/日（24ｈ）を計画している。処理能力については、「施設整備基本計画」において以下のとおり算出している。

計画施設における計画処理量の算出に当たって、計画目標年次は、「循環型社会形成推進交付金等に係る施設の整備規模について（通知）」（環循適発第 24032920 号）を参考とし、将来予測の確度や、施設の耐用年数、投資効率等を勘案して、稼働開始年度から 7 年以内で処理量が最大となる令和 18 年度とした。

(1) 計画処理量

「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（令和 6 年 3 月　尾張東部衛生組合）において、令和 15 年度までのごみ排出量の見込みを算出している。

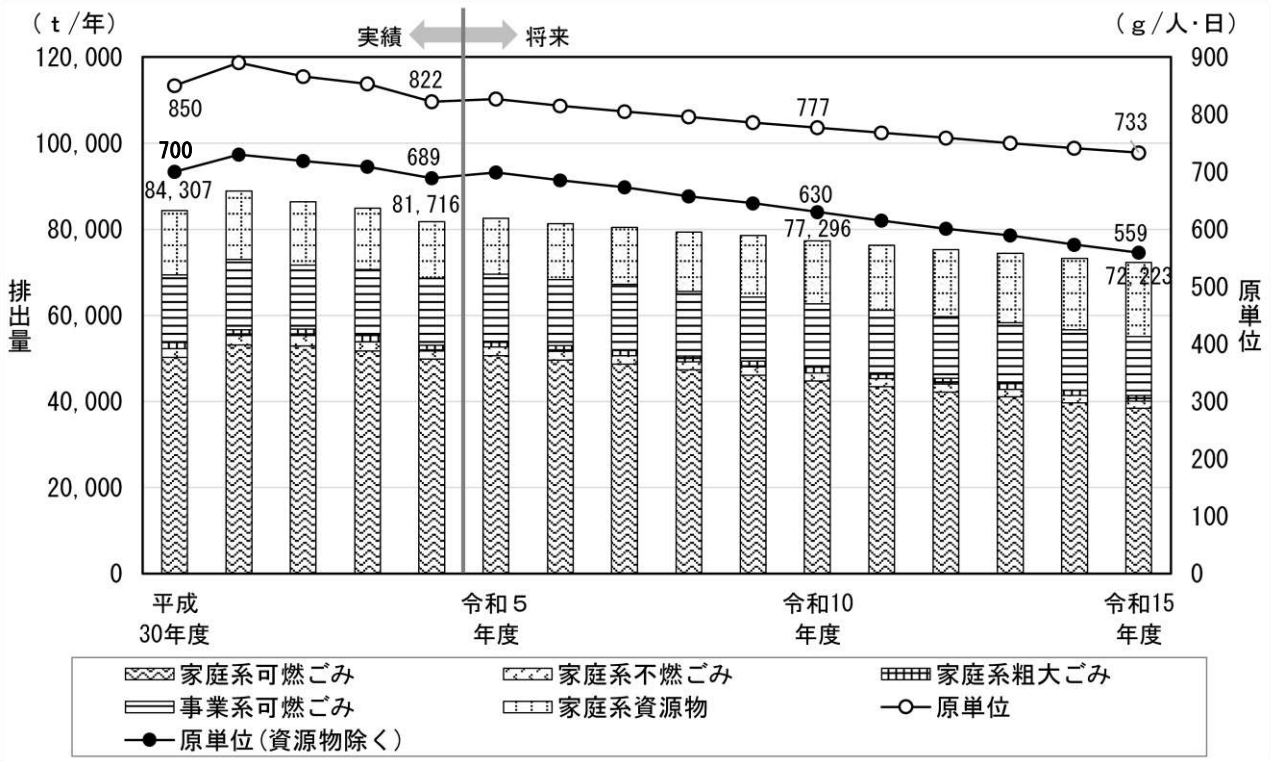
今後、組合市が計画する政策等の効果を踏まえたごみ排出量の予測値は、表 2.2.2 及び図 2.2.3 に示すとおりである。ごみ総排出量（資源物除く）は令和 15 年度には 55,121t/年、原単位は 559g/人・日となる見込みである。

可燃ごみ処理施設の処理量等の予測値は、表 2.2.3 及び図 2.2.4 に示すとおりである。不燃ごみ及び粗大ごみは破砕処理し、可燃性破砕残渣、不燃性破砕残渣、資源物に選別する。可燃性破砕残渣及び可燃ごみは可燃ごみ処理施設で処理を行う。令和 15 年度の可燃ごみ処理施設の処理量は、53,783t/年となる見込みである。

表 2.2.2　ごみ排出量の実績及び見込み

			実績	将来										
			令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
人口		人	272,474	272,573	273,212	273,579	273,195	272,812	272,428	272,045	271,661	271,117	270,573	270,028
家庭系	可燃ごみ	t/年	49,853	50,611	49,607	48,617	47,280	46,112	44,736	43,457	42,191	41,015	39,634	38,359
	不燃ごみ	t/年	1,899	2,008	1,966	1,947	1,899	1,878	1,852	1,828	1,802	1,759	1,731	1,705
	粗大ごみ	t/年	1,326	1,376	1,381	1,380	1,375	1,374	1,365	1,338	1,333	1,330	1,321	1,314
	計	t/年	53,077	53,995	52,954	51,944	50,554	49,364	47,953	46,623	45,326	44,104	42,686	41,378
事業系可燃ごみ		t/年	15,475	15,592	15,382	15,214	15,005	14,874	14,662	14,492	14,312	14,139	13,922	13,743
家庭系資源物		t/年	13,164	12,882	12,979	13,239	13,766	14,259	14,681	15,158	15,643	16,162	16,599	17,102
総計		t/年	81,716	82,469	81,315	80,397	79,325	78,497	77,296	76,273	75,281	74,405	73,207	72,223
	原単位	g/人・日	822	827	815	805	796	786	777	768	759	750	741	733
総計(資源物除く)		t/年	68,552	69,587	68,336	67,158	65,559	64,238	62,615	61,115	59,638	58,243	56,608	55,121
	原単位	g/人・日	689	698	685	673	657	643	630	615	601	587	573	559

出典：「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（令和６年３月　尾張東部衛生組合）



出典：「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（令和６年３月　尾張東部衛生組合）

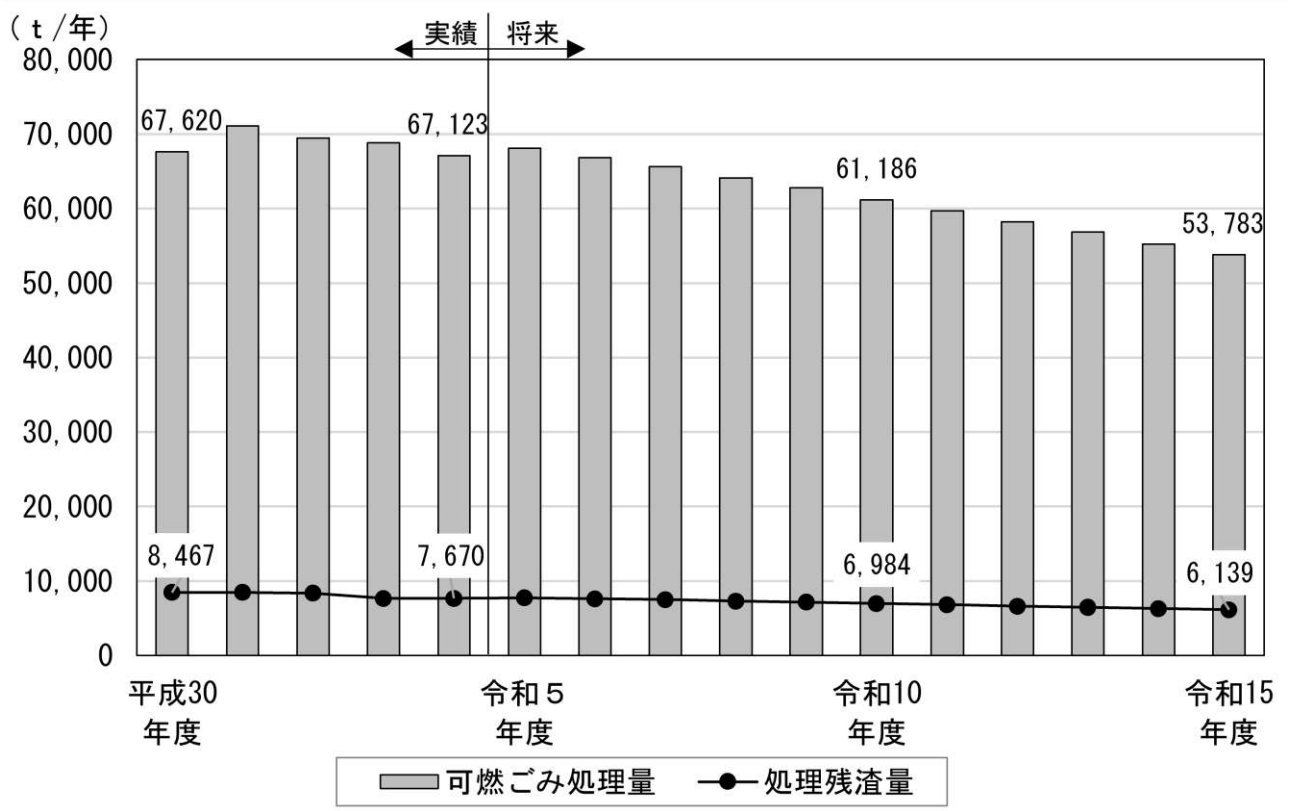
図 2.2.3　ごみ排出量の実績及び見込み

表 2.2.3　可燃ごみ処理施設の処理量等の実績及び見込み

単位：t/年

	実績	将来										
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度	令和 15 年度
ごみ処理量	67,123	68,082	66,848	65,678	64,104	62,794	61,186	59,710	58,247	56,873	55,256	53,783
可燃ごみ搬入量(地区外搬出含む)	65,327	66,203	64,989	63,831	62,285	60,986	59,398	57,949	56,503	55,154	53,556	52,102
(－)紙類抜き取り量	43	44	43	42	41	40	40	38	37	36	34	34
可燃性破砕残渣量	1,839	1,923	1,902	1,889	1,860	1,848	1,828	1,799	1,781	1,755	1,734	1,715
処理残渣量	7,670 注)	7,771	7,630	7,496	7,317	7,167	6,984	6,816	6,649	6,492	6,307	6,139
灰中金属	82	83	81	80	79	77	75	72	71	70	67	66
落じん灰	6	6	6	6	6	6	5	5	5	5	5	5

注）多治見市搬入不燃ごみ 12t による多治見市持ち帰り焼却残渣 3t 含む。（多治見市の破砕処理施設消失による処理委託）
出典：「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（令和 6 年 3 月　尾張東部衛生組合）



出典：「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（令和 6 年 3 月　尾張東部衛生組合）

図 2.2.4　可燃ごみ処理施設の処理量等の実績及び見込み

(2) 施設規模

施設規模は 1 日当たりに処理する能力を示し、「循環型社会形成推進交付金等に係る施設の整備規模について（通知）」（環循適発第 24032920 号）に基づき、次式により算定した。

施設規模＝計画年間日平均処理量÷実稼働率
・計画年間日平均処理量 ＝ 計画年間処理量 ÷ 365 日
・実稼働率 ＝（365 日－年間停止日数） ÷ 365 日 ＝ 0.795
年間停止日数 ＝ 計画停止（整備補修・補修点検・全停止期間含む）61 日
＋ピット調整 10 日 ＋ 予定外停止 4 日 ＝ 75 日

① 計画年間日平均処理量

計画年間日平均処理量は、計画目標年次における年間処理量（計画年間処理量）の日平均値とし、計画年間処理量は、計画 1 人 1 日平均排出量に計画収集人口を乗じて求めた量に、紙類抜き取り及び可燃性破砕残渣を加えて算出した。「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」のごみ量の推計は令和 15 年度までであることから、令和 18 年度のごみ量は令和 15 年度のごみ量が一定に推移するものと仮定した。

計画年間日平均処理量は、147.4ｔ/日となる。

計画年間日平均処理量 ＝ 計画年間平均処理量 ÷ 365 日
＝ 53,783t/年 ÷ 365 日 ≒147.4t/日

② 通常時の施設規模

①に基づき通常時の施設規模を算出すると、186ｔ/日となる。

通常時の施設規模 ＝ 計画年間日平均処理量 ÷ 実稼働率
＝ 147.4 ÷ 0.795 ≒ 186ｔ/日

③ 災害廃棄物処理に見込む施設規模

災害廃棄物対策指針等に基づき災害廃棄物処理計画を策定し、当該計画において処理区域外からの災害廃棄物を受入れる旨を記載している場合に、算出した施設規模に対し 10%を上限にした災害廃棄物処理量を見込むことができるものとなっている。

「算出した施設規模の 10%」を見込む場合、災害廃棄物処理量は 18.6ｔ/日となる。

算出した施設規模 × 10% ＝ 186ｔ/日 × 10% ＝ 18.6ｔ/日

④ 施設規模の設定

以上の設定より、可燃ごみ処理施設の施設規模は、205ｔ/日とする。

施設規模 ＝ 通常時の施設規模 ＋ 災害廃棄物処理に見込む施設規模
＝ 186ｔ/日 ＋ 18.6ｔ/日 ≒ 205ｔ/日

2.2.4.3　処理方式の選定

可燃ごみの処理方式については、「基本構想」において、基本方針で掲げる「循環型社会の形成推進」、「適正な中間処理及び最終処分の推進」に基づき、組合市から発生する可燃ごみを適正に処理できるかつ、エネルギーの有効利用又は資源化性の高い処理方式を選定することとし、ストーカ式焼却方式、流動床式焼却方式、流動床式ガス化溶融方式、シャフト炉式ガス化溶融方式、バイオガス化＋焼却方式の5つの処理方式を抽出した。

さらに、「施設整備基本計画」において、プラントメーカーへの技術調査及び副生成物の受入れに関するアンケート調査を行った上で、一次審査及び二次審査を行った。

プラントメーカーへの技術調査において、流動床式焼却方式、流動床式ガス化溶融方式、バイオガス化＋焼却方式については、対象事業実施区域の敷地制約により配置が困難であることを理由に回答が得られなかったため、導入の実現性がないと判断し、これらの方式は評価対象外とした。

評価対象としたストーカ式焼却方式とシャフト炉式ガス化溶融方式の一次審査の結果は、表2.2.4に示すとおりである。いずれのごみ処理方式も、最低限備えるべき性能を満足していることが確認された。

二次審査は、ストーカ式焼却方式の副生成物の取扱いを考慮してケース分けし、3ケースについて評価を行った。二次審査の評価結果は表 2.2.5に示すとおりであり、ストーカ式焼却方式の2パターンともシャフト炉式ガス化溶融方式と比較して優位であることから、処理方式はストーカ式焼却方式を選定することとした。

表 2.2.4　一次審査の評価結果

No.	評価項目	評価の視点	評価方法	ストーカ式 焼却方式	シャフト炉式 ガス化溶融方式
1	ごみ質変動への対応性	計画ごみ質の範囲内における性能	計画ごみ質の範囲内において、処理能力が100%発揮できるか、処理性能曲線により判断する。	計画ごみ質の範囲内で処理能力100%発揮可能	計画ごみ質の範囲内で処理能力100%発揮可能
				○	○
2	環境保全性	公害防止条件を順守できるか	排ガス、騒音、振動、悪臭、排水に係る公害防止基準値をすべて順守できるかを評価する。	順守可能	順守可能
				○	○
3	ごみ処理継続機能	薬剤、燃料等の備蓄7日分以上が可能であるか	薬剤、燃料等の備蓄可能量が7日分以上確保できるかについて評価する。	確保可能	確保可能
				○	○
4	全体配置計画の適合性	各種制限がある事業実施区域で建設・運用が実現可能か	建設用地内での平面的な配置内容（搬出入動線の確保、プラットホーム幅等）を総合的に判断する。	配置可	配置可
				○	○

出典：「ごみ処理施設整備基本計画（新可燃ごみ処理施設）」（令和8年3月　尾張東部衛生組合）

表 2.2.5　二次審査の評価結果

評価項目	No	評価内容	評価の視点	重み付け	配点	ストーカ式焼却方式（資源化（一部埋立））		ストーカ式焼却方式（全量埋立）		シャフト炉式ガス化溶融方式	
						評価	得点	評価	得点	評価	得点
1. 安心・安全なごみ処理を行う施設	1	ごみ量変動への対応	低負荷での運転の可否	標準	5	◎	5.0	◎	5.0	◎	5.0
	2	安定した稼働	長期連続運転が可能か	重要	10	◎	10.0	◎	10.0	◎	10.0
	3	稼働実績（稼働施設数）	納入実績数が多いか	重要	10	◎	10.0	◎	10.0	△	0.0
	4	危険作業、非衛生作業等	危険作業、非衛生作業等の対策が適切であるか	標準	5	◎	5.0	◎	5.0	◎	5.0
	5	資源化・処分先の確保	各処理方式において発生する副生成物（焼却主灰、焼却飛灰、溶融スラグ等）の有効利用先または最終処分先が確保できるか	重要	10	○	5.0	◎	10.0	◎	10.0
2. 環境に配慮した施設	6	最終処分量	埋立処分対象となる副生成物が少ないか	最重要	15	◎	15.0	△	0.0	◎	15.0
3. 資源・エネルギーの有効活用により、循環型社会及び脱炭素社会の実現に貢献する施設	7	二酸化炭素排出量	CO_2排出量が少ないか	最重要	15	○	7.5	◎	15.0	○	7.5
4. 災害に強い施設	8	非常時のリスクと対策	非常時のリスクと対策が適切であるか	最重要	15	◎	15.0	◎	15.0	◎	15.0
	9	災害廃棄物処理適応性	災害廃棄物を適切に処理できるか	最重要	15	○	7.5	○	7.5	◎	15.0
5. 地域に開かれ、親しまれる施設	10	工場棟の大きさ	建物高さ等のボリュームを低減し景観への影響がないか	標準	5	◎	5.0	◎	5.0	○	2.5
6. 経済性に優れた施設	11	建設費、運営費、副生成物処分を含めたトータルコスト	中間処理～最終処分まで含めたシステム全体として、低コストとなっているか	最重要	15	○	7.5	◎	15.0	○	7.5
	12	コスト変動対応	運営費のうち、コスト変動が少ない費目で構成されているか	重要	10	○	5.0	◎	10.0	△	0.0
合計					130	-	97.5	-	107.5	-	92.5
合計（100点換算）					100	75点		83点		71点	

2.2.4.4　公害防止及び環境保全

(1) 基本的な考え方

既存施設及び計画施設に係る法令等による規制基準値等は表 2.2.6 及び表 2.2.7 に示すとおりである。本事業では、周辺環境への影響を可能な限り低減するため、規制基準を遵守し、かつ既存施設よりも低い公害防止基準値を設ける計画である。

表 2.2.6　規制基準値等（排ガス、悪臭、騒音、振動）

項目		単位	計画施設		既存施設	
			公害防止基準値	法規制値	自主規制値等	法規制値
排ガス[注1)]	ばいじん	g/m^3N	0.01	0.04	0.05	0.08
	硫黄酸化物(SOx)	－	30ppm	K値＝9.0[注2)]	30ppm	K値＝9.0
	塩化水素(HCl)	ppm	50	430[注3)]	50	430
	窒素酸化物(NOx)[注4)]	ppm	50	250	150	250
	ダイオキシン類	$ng-TEQ/m^3N$	0.05	0.1	1	1
	水銀	$\mu g/m^3N$	30	30	50	50
悪臭	臭気指数（敷地境界）	－	15		15	
騒音	昼間（8時～19時）	デシベル	70		70	
	朝・夕（6時～8時、19時～22時）	デシベル	65		65	
	夜間（22時～翌6時）	デシベル	60		60	
振動	昼間（7時～20時）	デシベル	70		70	
	夜間（20時～翌7時）	デシベル	65		65	

注1）排ガス濃度は酸素濃度12%換算値。
注2）K値＝9.0は、計画施設において約1,200ppm。
注3）塩化水素の排出基準は700 mg/m^3（約430ppm）。
注4）計画施設が「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成15年愛知県条例第7号）に基づく大気指定工場に該当する場合、「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導要領」（平成18年4月　愛知県）により、昭和58年6月15日以後に設置されるばい煙発生施設については、「大気汚染防止法施行規則」（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）第5条及び別表第3の2に定める窒素酸化物の排出基準の20%以上の低減等が求められる。

表 2.2.7　規制基準値等（水質）

項　　目			単位	公害防止基準値	法令基準	
ダイオキシン類			pg-TEQ/L	10	注)2	10
生活環境項目	生物化学的酸素要求量		mg/L	25 (20) 注)1	注)3	25 (20) 注)1
	化学的酸素要求量		mg/L	25 (20) 注)1		25 (20) 注)1
	浮遊物質量		mg/L	30 (20) 注)1		30 (20) 注)1
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	mg/L	2		2
		動植物油脂類	mg/L	10		10
	フェノール類含有量		mg/L	0.5		0.5
	銅含有量		mg/L	1		1
有害物質	カドミウム及びその化合物		mg/L	0.03	注)4	0.03
	シアン化合物		mg/L	1		1
	有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る）		mg/L	1		1
	鉛及びその化合物		mg/L	0.1		0.1
	六価クロム化合物		mg/L	0.2		0.2
	砒素及びその化合物		mg/L	0.1		0.1
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		mg/L	0.005		0.005
	アルキル水銀化合物		－	検出されないこと 注)5		検出されないこと 注)5
	ポリ塩化ビフェニル		mg/L	0.003		0.003
	トリクロロエチレン		mg/L	0.1		0.1
	テトラクロロエチレン		mg/L	0.1		0.1
	ジクロロメタン		mg/L	0.2		0.2
	四塩化炭素		mg/L	0.02		0.02
	1,2-ジクロロエタン		mg/L	0.04		0.04
	1,1-ジクロロエチレン		mg/L	0.2		1
	シス-1,2-ジクロロエチレン		mg/L	0.4		0.4
	1,1,1-トリクロロエタン		mg/L	3		3
	1,1,2-トリクロロエタン		mg/L	0.06		0.06
	1,3-ジクロロプロペン		mg/L	0.02		0.02
	チウラム		mg/L	0.06		0.06
	シマジン		mg/L	0.03		0.03
	チオベンカルブ		mg/L	0.2		0.2
	ベンゼン		mg/L	0.1		0.1
	セレン及びその化合物		mg/L	0.1		0.1
	ほう素及びその化合物		mg/L	10		10（海域以外）
	ふっ素及びその化合物		mg/L	8		8（海域以外）
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		mg/L	100 注)6		100 注)6
	1,4-ジオキサン		mg/L	0.5		0.5

注 1)（　）内の数値は日間平均値
注 2）ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）
注 3）水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準を定める条例（昭和 47 年愛知県条例第 4 号）における上乗せ排水基準（名古屋港・庄内川等水域）
注 4）水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
注 5)「検出されないこと。」とは、排水基準を定める省令第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
注 6）アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

2.2.4.5　排ガス処理計画

自主規制値を遵守できる最新・最善の排ガス処理設備を備えた施設を整備する。

2.2.4.6　給排水計画

(1) 給水計画

給水には、プラント用水は井水、生活用水は上水を利用する計画である。

(2) 排水計画

場内で発生するプラント排水については、排水処理を行ったのち場内で再利用し、残りは規制値以下とし公共用水域に放流、生活排水については合併処理浄化槽で処理を行ったのちに公共用水域に放流する計画である。雨水は、雨水貯留槽に一旦貯留したのちに放流する計画である。

給排水のフローは図 2.2.5 に示すとおりである。

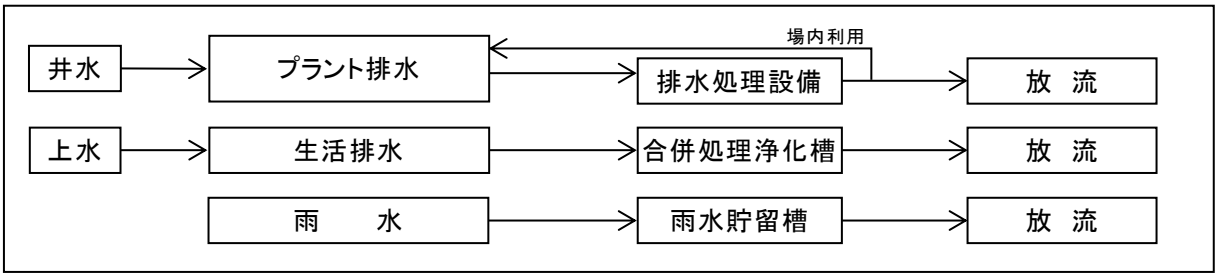


図 2.2.5　給排水フロー図

2.2.4.7　収集運搬関連

(1) 収集区域

廃棄物の収集区域は、組合市の全域とする。

(2) ごみ収集車等の主な走行経路

ごみ収集車等の関係車両の想定される主な走行経路は図 2.2.6 に示すとおりである。

南側の国道 363 号を通って対象事業実施区域へ進入する。

令和 4～6 年度の 3 か年における 1 日当たりの最大搬入台数は、424～529 台である。



図 2.2.6　関係車両の主要走行経路

2.2.5　配慮書の複数案から単一案に絞り込んだ検討の経緯及びその内容

2.2.5.1　複数案を絞り込んだ経緯

本事業における計画案について、令和 7 年 11 月に公表した「名古屋都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張東部衛生組合ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書」（以下「配慮書」という。）において、施設配置に関する 2 案（敷地中央配置、敷地東側配置）を複数案として、環境面から「大気質」と「景観」について周辺環境への影響の比較検討を行った。

(1) 配慮書における複数案

配慮書では、図 2.2.7 に示す施設配置に関する A 案（敷地中央配置）と B 案（敷地東側配置）を設定し、「大気質」及び「景観」について周辺環境への比較検討を行った。

(2) 配慮書の総合評価

計画段階配慮事項について、評価結果を整理した総合評価は、表 2.2.8 に示すとおりである。

① 大気質

大気質については、予測結果（寄与濃度）にバックグラウンド濃度を加えた将来濃度は、いずれの対象計画案においても同等の値となり、すべての項目において環境基準を下回っていることから、重大な影響が生じることはないと評価する。

② 景観

いずれの対象計画案においても景観資源及び主要な眺望点の直接改変はないことから、計画施設の存在が重大な環境影響を及ぼすことはないと評価する。

また、予測地点からの眺望景観について、景観 1、景観 3 及び景観 4 については、眺望景観の変化は小さく、景観 2 については、眺望景観の変化が大きいと予測する。

予測地点から計画施設を望む仰角は、景観 4 では A 案、景観 2 及び景観 3 では B 案のほうが大きく、景観 1 ではほぼ同等となっている。また、すべての地点において圧迫感を受ける目安である 10 度を下回っている。

施設の詳細な計画に当たっては、出来る限り影響を低減するように計画諸元を検討することから、いずれの対象計画案についても、眺望景観に重大な影響が生じることはないと評価する。

なお、調査、予測及び評価の結果の詳細については、「第 4 章 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果」に示すとおりである。

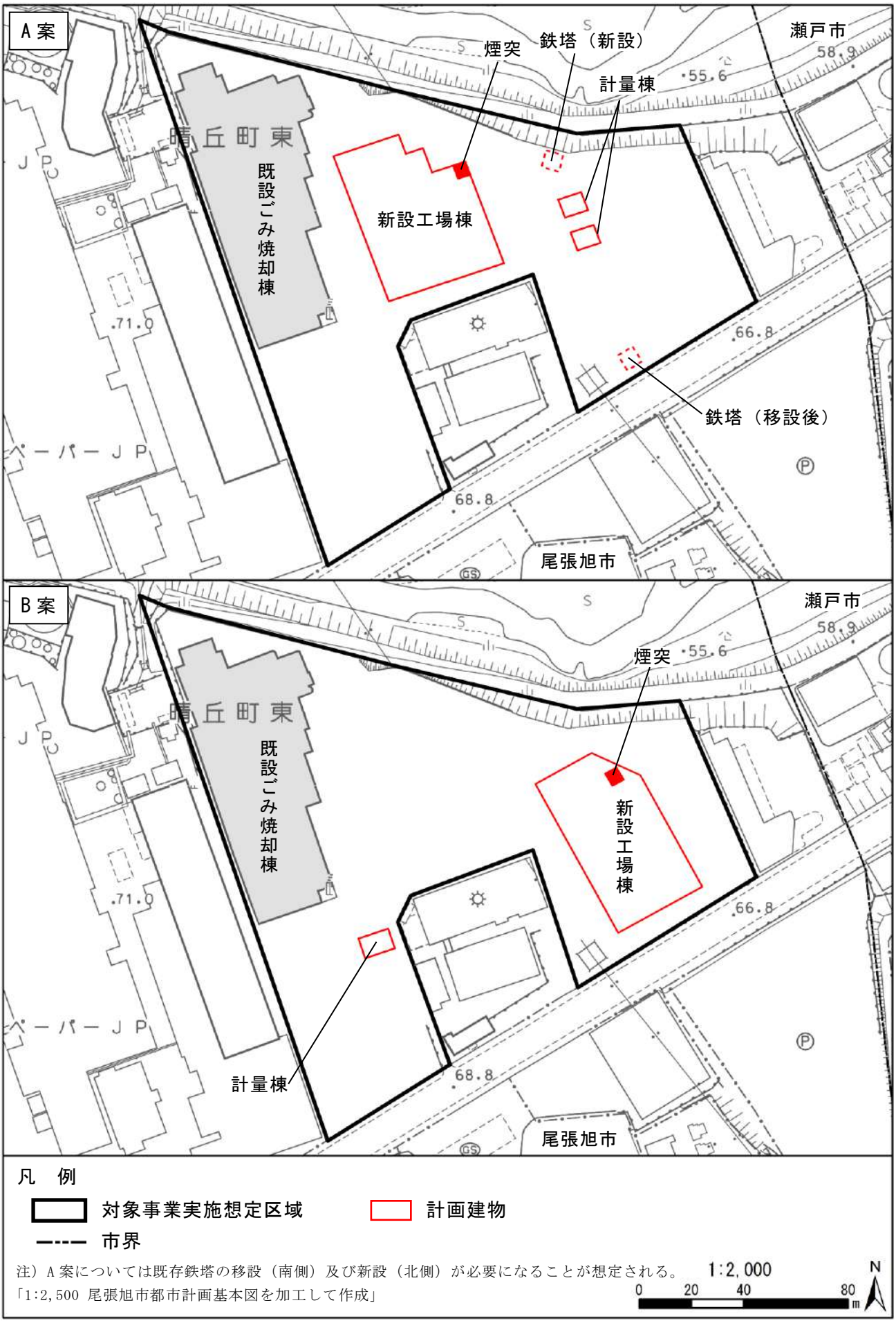


図 2.2.7　設定した複数案

表 2.2.8　総合評価

計画段階配慮事項	項目		予測結果 A案（敷地中央配置）	予測結果 B案（敷地東側配置）	総合評価
大気質	最大着地濃度地点の将来濃度（年平均値）（寄与濃度＋バックグラウンド濃度）	二酸化窒素（ppm）	0.0083		【対象計画案による比較】 いずれの対象計画案においても、予測結果は概ね同等の値となる。 【重大な影響の有無】 環境基準を下回っていることから、重大な影響が生じることはないと評価する。
		浮遊粒子状物質（mg/m^3）	0.0123		
		ダイオキシン類（$pg\text{-}TEQ/m^3$）	0.0158		
景観	景観資源及び主要な眺望点の改変の状況		なし		【重大な影響の有無】 直接改変はないことから、計画施設の存在が重大な環境影響を及ぼすことはないと評価する。
	眺望景観への影響（仰角）	景観1 東中学校前 （度）	4.1	4.0	【対象計画案による比較】 予測地点から計画施設を望む仰角は、景観4ではA案、景観2及び景観3ではB案のほうが大きく、景観1ではほぼ同等となっている。 【重大な影響の有無】 景観1、景観3及び景観4については、計画施設の建屋及び煙突の大部分が周辺の住宅や、樹林、事業所等の建築物に遮られることから、眺望景観の変化は小さいと予測する。景観2については、計画施設の建屋及び煙突を遮る遮蔽物等が少ないことから、眺望景観の変化は大きいと予測する。 予測地点から計画施設を望む仰角は、すべての地点において圧迫感を受ける目安である10度を下回っている。 施設の詳細な計画に当たっては、出来る限り影響を低減するように計画諸元を検討することから、いずれの対象計画案についても、眺望景観に重大な影響が生じることはないと評価する。
		景観2 矢田川河川緑地東 （度）	7.2	7.9	
		景観3 本地ヶ原東公園 （度）	9.3	9.7	
		景観4 矢田川河川緑地西 （度）	4.4	4.1	

(3) 構想段階の総合評価

都市計画の観点から比較した結果は、表 2.2.9 に示すとおりである。

表 2.2.9　構想段階の総合評価

評価分野	評価項目			評価結果 A案	評価結果 B案
都市計画の一体性・総合性の確保	農林漁業との健全な調和			○ 農業との健全な調和が図れる。	
	健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の確保	現況土地利用との整合性の観点からの周辺居住環境や都市活動に対する影響の評価		○ 周辺の居住環境や都市活動への影響は少ないと考えられる。	
		将来土地利用方針との整合性の観点からの周辺居住環境や都市活動に対する影響の評価		○ 周辺の居住環境や都市生活への影響は少ないと考えられる。	
		近接する居住地区･公益施設への影響		○ 近接する居住地区・公益施設への影響は少ないと考えられる。	
		周辺交通への影響		○ 廃棄物運搬車両の交通は、敷地内の進入路、待避所で処理できることから周辺交通への影響は少ないと考えられる。	
	土地利用規制と都市施設の計画との連携等、一体のものとして効果を発揮			○ 当該施設の効果を十分に発揮できる。	
自然的環境の整備又は保全	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気質	窒素酸化物 浮遊粒子状物質 有害物質等	○ 環境基準を下回っていることから、重大な影響が生じない。	
	人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観	景観資源及び主要な眺望点の改変の状況	○ 直接改変はないことから、計画施設の存在が重大な環境影響を及ぼすことはない。	
			施設の存在による眺望景観への影響	○ 景観 1、景観 3 及び景観 4 については、眺望景観の変化は小さく、景観 2 については、眺望景観の変化は大きい。予測地点から計画施設を望む仰角は、すべての地点において圧迫感を受ける目安である 10 度を下回っている。いずれの対象計画案についても、眺望景観に重大な影響が生じることはない。	
円滑な都市活動の確保	周辺交通への影響			「都市計画の一体性・総合性の確保」を参照	
良好な都市環境の保持	敷地内緑地の確保			○ 可能な限り緑地が配置できるように検討する。	
適切な規模及び必要な位置への配置	事業コストの適正			○ 事業コストは適正と考えられる。	
	事業期間長期化リスク			○ 事業期間長期化リスクはないと考えられる。	
総合評価				○	○

注）各案の相対的な評価において、「優れている」を「◎」、「優れている案に比べて劣っている」を「○」とした。
また、各案が「同等」の場合は「○」とした。

2.2.5.2　複数案から単一案に絞り込む検討の結果

配慮書における複数案の比較では、大気質及び景観についてはいずれの対象計画案においても重大な影響は生じないことから、すべて同等の評価とした。

また、都市計画の構想段階評価書における複数案の比較についても、いずれの項目も同等の評価とした。なお、都市計画の構想段階評価書に対する一般からの意見では、「第三次尾張旭市都市計画マスタープランでの位置付け」や「建設候補地の選定」等について意見があった。

一方、配慮書に対し、全体的事項として「配慮書において設定された複数案を絞り込んだ経緯及びその内容について、方法書において丁寧に記載すること」、「事業計画の検討に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響をできる限り回避、低減すること」、大気質について「事業実施想定区域周辺には住宅地等が存在しており、事業の実施に伴う排出ガスにより生活環境への影響が懸念される。このため、生活環境に配慮した事業計画とするとともに、事業実施想定区域及びその周辺の大気質及び気象の状況を考慮し、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること」、景観について「計画施設及び煙突の存在による景観への影響が懸念されるため、これらの形状等に配慮した事業計画とするとともに、十分な現地踏査を実施した上で、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること」などの愛知県知事意見が通知された。

これらのことを勘案し、複数案から単一案への絞り込みに当たっては、表 2.2.10 に示すとおり、環境影響の回避及び低減を図ることを前提として、「施設整備基本計画」に基づき既存施設を稼働しながら施設更新を行うための施工性、施設配置の合理性及び車両動線等について総合的な検討を行った。

表 2.2.10　施設配置の検討

項目	施設配置	
	A 案（敷地中央配置）	B 案（敷地東側配置）
概要	・建屋及び煙突が敷地中央。 ・鉄塔移設を行う。 	・建屋及び煙突が敷地東側 ・鉄塔移設は行わない。 
環境影響	・配慮書において、計画施設を遮る遮蔽物等が少ないため眺望景観の変化が大きい景観 2 において、仰角がより小さい（7.2 度）と予測された。	・配慮書において、計画施設を遮る遮蔽物等が少ないため眺望景観の変化が大きい景観 2 において、仰角がより大きい（7.9 度）と予測された。
施工性	・工事施工スペースの確保が可能。	・工事施工スペースの確保が困難（大型クレーンの配置ができない）。
施設配置の合理性	・工事中の既存ごみ焼却棟への搬入動線の確保が可能。	・工事中の既存ごみ焼却棟への搬入動線の確保が困難。
車両動線	・新設工場棟の周囲に搬入動線の確保が可能。	・新設工場棟の周囲に搬入動線の確保が困難。

検討の結果、敷地中央に施設を配置するＡ案は、計画施設を遮る遮蔽物等が少ないため眺望景観の変化が大きいと予測された景観２において、Ｂ案に比べ影響が小さい案となる。

さらに、対象事業実施区域上空を横断する送電線の移設を前提とすることで、既存施設を稼働しながら段階的な施設整備を行うために必要な施工ヤード及び施設配置空間を確保できるとともに、建設工事期間中における既存施設の稼働継続、竣工後の既存焼却施設の解体及び粗大ごみ処理施設の継続利用・将来的な更新までを見据えた段階的な施設整備が可能となる。また、計量棟、管理棟、構内道路等を含めた施設全体の配置及び車両動線を合理的に計画できることから、Ａ案（敷地中央配置）を選定した。現時点で想定される施設配置案は、図 2.2.8 に示すとおりである。

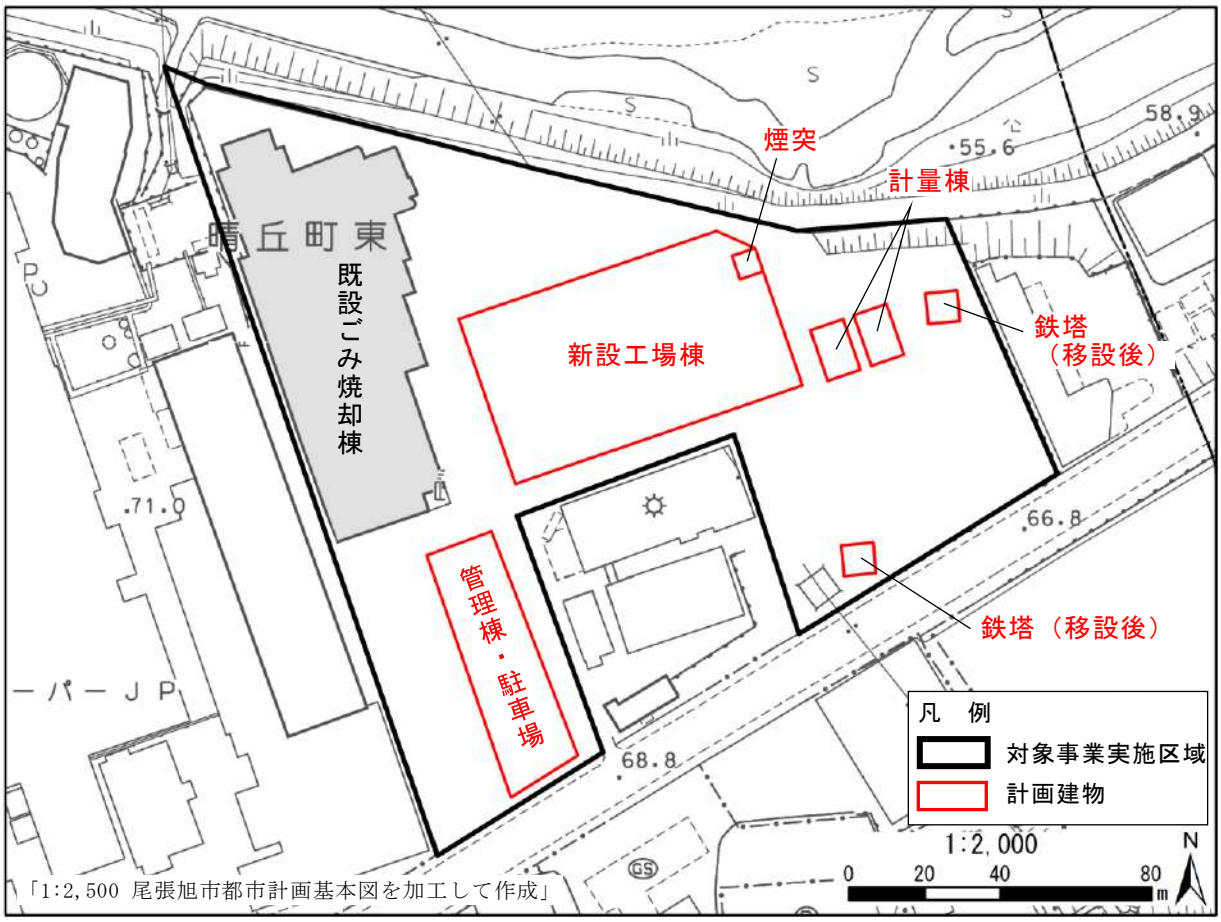


図 2.2.8 施設配置案（参考）

2.2.6　都市計画対象事業に係る工事計画の概要

本事業における工事工程は、表 2.2.11 に示すとおりである。

本事業の工事は、溶融炉等の解体工事、鉄塔移設、建設工事（土木・建築・プラント・外構）を予定している。

また、工事用車両の主な走行経路はごみ収集車と同様であると想定され、図 2.2.6 に示したとおりである。

なお、計画施設の供用後、現焼却施設は廃止し解体を行う計画である。

表 2.2.11　工事工程表（予定）

工程	令和 11 年度 (1 年目)	令和 12 年度 (2 年目)	令和 13 年度 (3 年目)	令和 14 年度 (4 年目)	令和 15 年度 (5 年目)	令和 16 年度 (6 年目)	令和 17 年度 (7 年目)	令和 18 年度 (8 年目)	令和 19 年度 (9 年目)
解体工事 (溶融炉等)	■	■							
鉄塔移設	■	■							
設計		■	■						
建設工事 (土木・建築・プラント・外構)			■	■	■	■	■	■	
試運転								■	
供用									■
現焼却施設解体工事									▨

注）現焼却施設解体工事の実施時期・工程等は、現在検討中である。

2.2.7　事業計画の策定時における環境配慮事項

2.2.7.1　環境保全の配慮に係る検討の経緯

環境配慮事項は、ごみ処理計画等や他の類似事例、既存施設の実績等を踏まえ、建設・解体時の工事に係る事項として、工事中の資材等運搬車両の対策、建設機械の対策、排水対策、土壌汚染対策及び廃棄物等の対策について検討を行った。

また、供用時の施設の稼働に係る事項として、排ガス対策、廃棄物運搬車両等の対策、施設の騒音、振動及び悪臭対策、排水対策、エネルギー等の有効利用並びに環境啓発について、施設の存在に係る事項として、動植物の生息、生育環境、景観等への配慮について検討を行った。

2.2.7.2　環境保全の配慮の内容

対象事業の計画策定時における環境配慮事項は、以下に示すとおりである。

①　環境の自然的構成要素の良好な状態の保持

環境の自然的構成要素である大気質、騒音、水質等を良好な状態で保持し、臭気の漏洩等を防止するための環境配慮事項は、以下に示すとおりである。

〈工事中〉

・建設機械は、可能な限り排出ガス対策型及び低騒音型の建設機械を使用する。また、建設機械の集中稼働を避け、効率的運用に努める。
・工事用車両については、より低公害・低燃費車両の使用に努めるとともに、エコドライブ等を励行するよう指導・監督を行う。また、車両が集中しないよう工程の管理等を行う。
・建設機械の稼働等による砂の巻き上げや土砂等の飛散を防止するため、施工区域をフェンス等により仮囲いする。また、適宜散水を行って粉じんの飛散を防止する。
・雨水等の排水については、仮設沈砂池等を設け、適正に処理を行ったのち放流する。また、アルカリ性排水が発生する場合には、場内で pH 調整を行ったのち、同様に放流する計画である。
・既存施設の解体工事に当たっては、必要に応じて散水を実施する。
・既存施設の解体工事に当たっては、ダイオキシン類等の飛散を防止するため、法令等に基づく飛散防止措置を講じる。

〈供用時〉

・高効率な排ガス処理設備の導入により、大気汚染物質の排出濃度の低減を図る。また、燃焼温度、ガス滞留時間等の管理による安定燃焼の確保に努め、ダイオキシン類の再合成防止及び除去、定期的な調査を実施して、適正に管理する。
・プラント機器類等は屋内に設置し、低騒音・低振動型機器があるものについては、積極的に採用する。
・室内の天井や壁に吸音材等を取り付けるとともに、機器類の配置についても配慮する。
・独立基礎や防振装置等により、振動の伝搬を防止する。
・プラットホームは、車両出入口に自動扉を設置し、車両の出入り以外は外部と遮断する。
・ごみピット内の空気を焼却炉の燃焼用空気として吸引し、ごみピット内を負圧に保ち、臭気の漏洩を防止するとともに、高温燃焼により悪臭源を熱分解し脱臭を図る。

・焼却炉の点検等による全炉停止時等は、ごみピット内の空気を吸引し、脱臭装置に送気して活性炭吸着により処理する。
・場内で発生するプラント排水については、排水処理を行ったのち場内で再利用し、残りは規制値以下とし公共用水域に放流、生活排水については合併処理浄化槽で処理を行ったのちに公共用水域に放流する計画である。雨水は、雨水貯留槽に一旦貯留したのちに放流する計画である。
・ごみピットは、ごみ汚水が土壌中へ浸透・流出しない構造とする。
・収集・運搬の委託を行う構成市町に対し、廃棄物運搬車両等は、低公害車（最新規制適合車、低燃費車両等）を可能な限り使用するよう求める。

② 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全

動物及び植物に関して、重要な種を含めてその生息、生育環境を、また、地域を特徴づける生態系を保全するための環境配慮事項は、以下に示すとおりである。

・工事中は排出ガス対策型及び低騒音型の建設機械の使用に努め、仮設沈砂池等の設置による濁水対策を実施する。

③ 人と自然との豊かな触れ合いの確保及び地域の歴史的文化的特性を生かした快適な環境の創造

人と自然との豊かな触れ合いの場、歴史的文化的環境を保持するための環境配慮事項は、以下に示すとおりである。

・周辺地域との調和を図るよう、建築物の色調、デザイン等について検討する。

④ 環境への負荷を把握し、低減を図ることによる環境の保全

地球規模の環境問題に係る諸要素、廃棄物等について、環境への負荷の低減を図るための環境配慮事項は、以下に示すとおりである。

〈工事中〉

・工事に伴って発生する廃棄物等については、種類に応じた分別を徹底し、適正に再資源化、処理及び処分を行う。
・工事に伴う発生土は可能な限り再使用を図り、残土の発生抑制に努める。

〈供用時〉

・余熱利用は場内で電力や温水等として利用するとともに、余熱等の供給や余剰電力の売電等を検討する。
・ごみ処理を通じて住民の学習・体験・交流を図り、ごみと環境について理解を深めるとともにごみの排出抑制、リサイクル等の意識啓発を図る。

第３章　都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

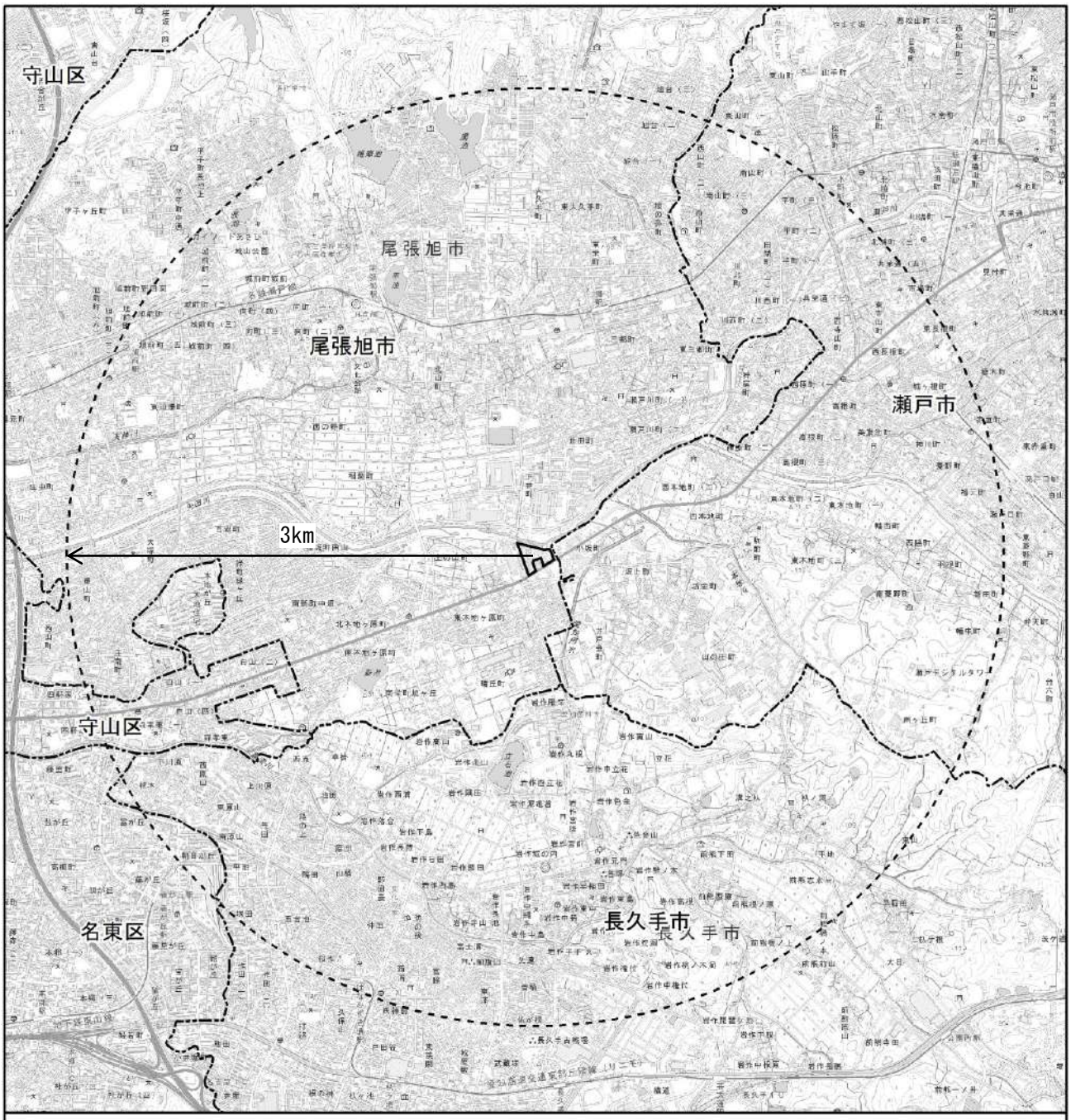
第3章　都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下「地域特性」という。）を把握するに当たっては、図 3.1 に示す範囲（以下「対象事業実施区域及びその周囲」という。）を基本とし、適宜、調査対象項目により適切な範囲を設定した。

なお、対象事業実施区域及びその周囲の範囲は対象事業実施区域から概ね半径 3km を基本としており、設定にあたっては本事業による環境への影響が最も広範囲に及ぶものとして考えられる煙突排出ガスの最大着地濃度出現予想距離をもとに、次の点を勘案して設定した。

・「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成 18 年 9 月環境省）において、煙突排出ガスによる影響の調査対象地域として、最大着地濃度出現予想距離の概ね 2 倍を見込んで設定した例が示されている。
・類似事例（処理能力：200t/日～660t/日、煙突実体高：59m～100m）のシミュレーションにおいて、年平均値の最大着地濃度出現予想距離が概ね 1km 程度の結果であった。

また、市町村単位で公表されている統計資料等については、愛知県尾張旭市、瀬戸市、長久手市及び名古屋市の全域を範囲とした。



凡　例

対象事業実施区域

市区界

「電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成」

1:40,000
0　0.4　0.8　1.6 km
N

図 3.1　対象事業実施区域及びその周囲

3.1　自然的状況

3.1.1　気象・大気質その他の大気に係る環境の状況

3.1.1.1　気象

対象事業実施区域の位置する尾張旭市は、比較的温暖で「令和7年版尾張旭市の統計」（令和8年3月　尾張旭市）にとりまとめられている名古屋地方気象台の観測結果によると、令和7年の平均気温は 17.5℃となっており、年間降水量は 1,306.0mm と夏に多く冬に少ない太平洋岸式気候となっている。

対象事業実施区域及びその周囲には気象観測所が存在しないため、対象事業実施区域から西南西に約 8.5km の位置にある名古屋地方気象台の観測結果により、気温、降水量、風向・風速及び日照時間を把握した。

名古屋地方気象台の位置は、図 3.1.1 に示すとおりである。

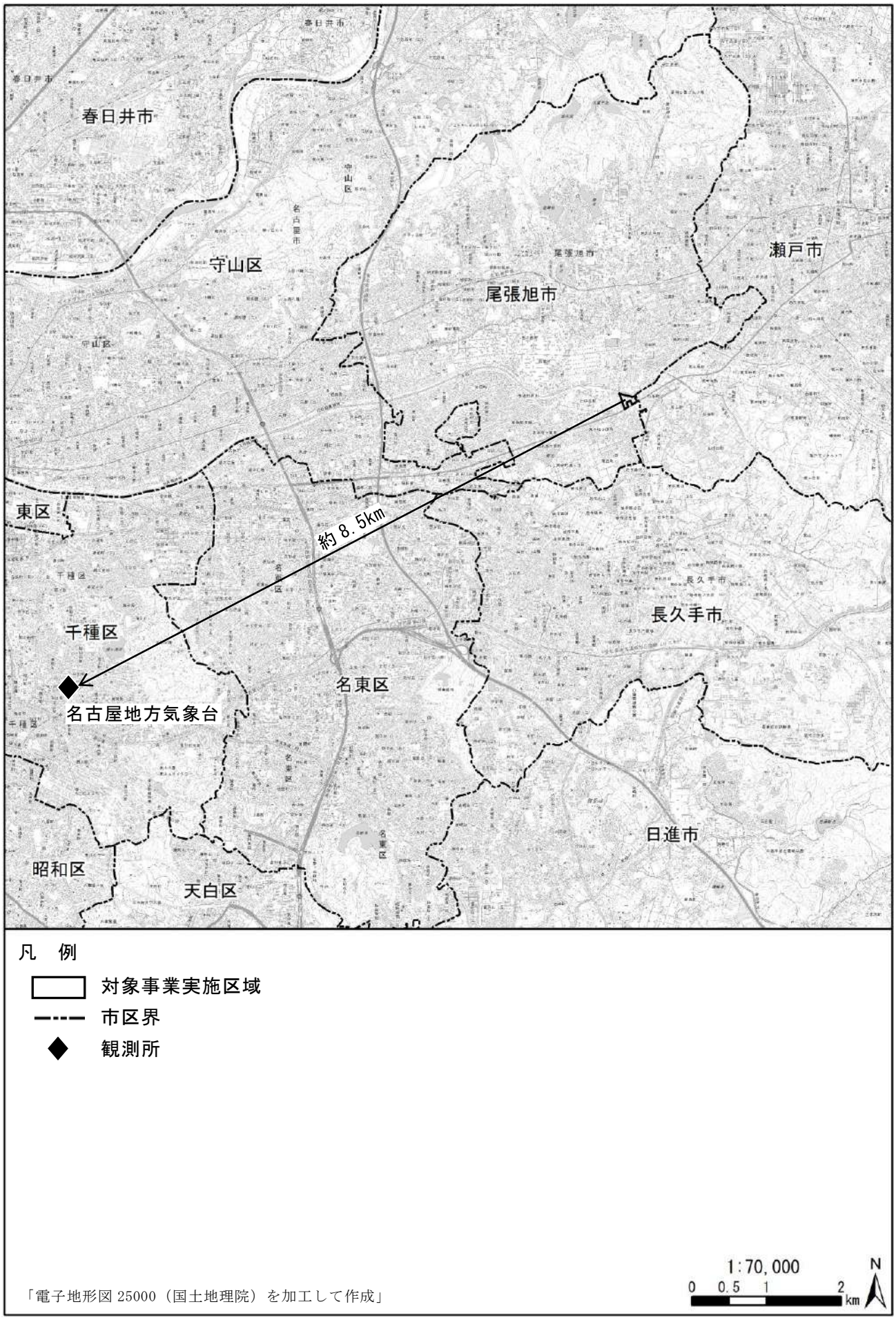

春日井市
守山区
瀬戸市
尾張旭市
東区
約 8.5km
千種区
長久手市
名東区
名古屋地方気象台
日進市
昭和区
天白区
凡　例
対象事業実施区域
市区界
観測所
1:70,000
0　0.5　1　2 km
N
「電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成」

図 3.1.1　気象観測地点

(1) 気温・降水量

名古屋地方気象台における令和 3～令和 7 年の月別平均気温は表 3.1.1 に、月別降水量は表 3.1.2 に示すとおりである。また、月別平均気温及び降水量の変化は、図 3.1.2 に示すとおりである。

令和3～令和7年の5年平均値は、年間平均気温が17.3℃であり、月別平均気温は8月が29.3℃で最も高く、1月が5.2℃で最も低くなっている。

また、降水量については、5年平均値は年間降水量が1,632.0mmであり、月別降水量は7月が234.5mmで最も多く、1月が30.2mmで最も少なくなっている。

表 3.1.1　名古屋地方気象台における月別平均気温（令和3～令和7年）

単位：℃

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間平均値
令和3年	5.0	7.5	12.0	15.2	19.5	23.4	27.4	27.8	24.1	19.9	13.0	7.3	16.8
令和4年	4.1	4.5	11.0	16.8	19.5	24.3	27.5	28.5	26.1	18.7	14.6	6.6	16.9
令和5年	5.2	6.5	12.7	15.9	20.2	23.8	28.9	29.4	27.3	18.3	13.6	8.4	17.5
令和6年	6.0	8.1	9.0	17.5	19.7	23.8	29.4	30.2	28.2	21.6	14.6	7.0	17.9
令和7年	5.6	4.6	10.4	15.7	19.7	24.9	29.4	30.7	27.5	20.1	12.8	8.2	17.5
平均値	5.2	6.2	11.0	16.2	19.7	24.0	28.5	29.3	26.6	19.7	13.7	7.5	17.3

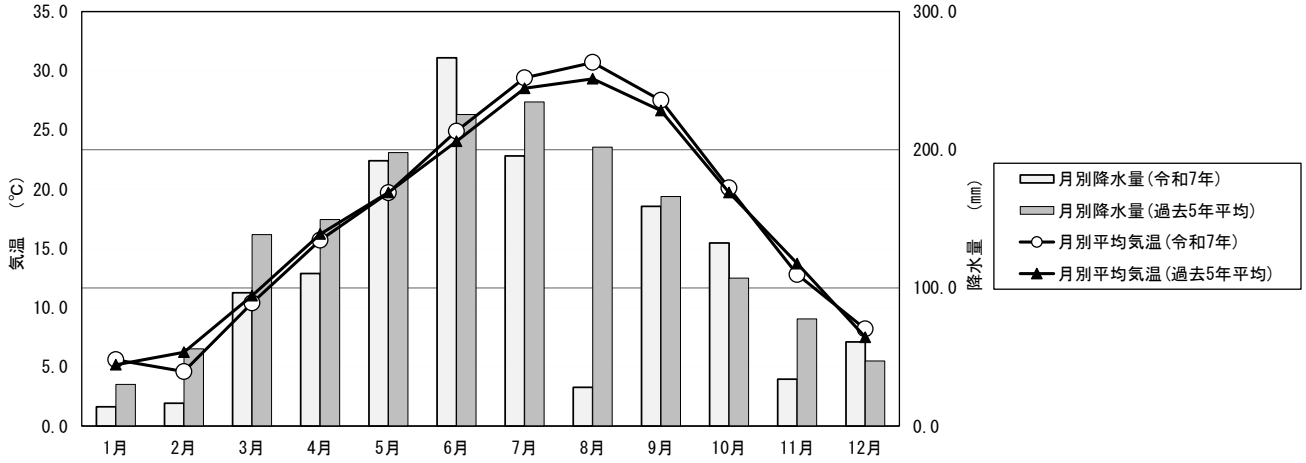
出典：「過去の気象データ検索」（気象庁ホームページ）

表 3.1.2　名古屋地方気象台における月別降水量（令和3～令和7年）

単位：mm

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間降水量
令和3年	56.5	46.5	203.5	192.0	254.0	137.0	312.5	347.0	224.0	65.0	71.5	89.0	1,998.5
令和4年	26.0	34.0	84.5	134.5	164.0	117.5	366.5	196.0	260.0	56.0	114.0	25.0	1,578.0
令和5年	25.0	44.0	95.0	144.0	173.0	377.5	144.0	156.5	98.5	116.5	70.5	60.0	1,504.5
令和6年	29.5	138.5	213.5	166.5	206.5	229.0	154.0	282.0	89.0	165.5	98.0	1.0	1,773.0
令和7年	14.0	16.5	96.5	110.5	192.0	266.5	195.5	28.0	159.0	132.5	34.0	61.0	1,306.0
平均値	30.2	55.9	138.6	149.5	197.9	225.5	234.5	201.9	166.1	107.1	77.6	47.2	1,632.0

出典：「過去の気象データ検索」（気象庁ホームページ）



出典：「過去の気象データ検索」（気象庁ホームページ）

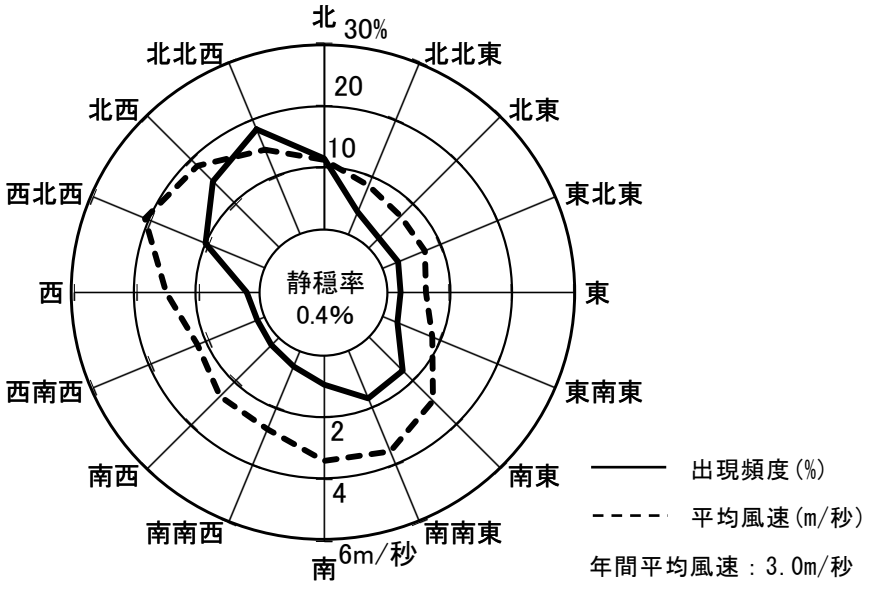
図 3.1.2　名古屋地方気象台における月別平均気温及び降水量（令和3～令和7年）

(2) 風向・風速

① 名古屋地方気象台

名古屋地方気象台における令和 7 年の風配図は、図 3.1.3 に示すとおりである。

令和 7 年の風配図をみると、風向出現頻度は北北西の風が 18.3%と最も多く、年間平均風速は 3.0m/秒となっている。



風向	北	北北東	北東	東北東	東	東南東	南東	南南東
出現頻度（%）	11.5	4.0	2.4	2.8	2.2	2.7	7.8	8.4
平均風速（m/秒）	2.3	1.7	1.5	1.5	1.3	1.8	2.9	3.5
風向	南	南南西	南西	西南西	西	西北西	北西	北北西
出現頻度（%）	4.8	2.9	2.0	1.6	2.4	10.6	15.2	18.3
平均風速（m/秒）	3.4	2.8	2.7	2.4	3.1	4.2	3.7	3.0

注）静穏：0.2m/秒以下。
出典：「過去の気象データ検索」（気象庁ホームページ）

図 3.1.3　名古屋地方気象台における風向・風速及び出現頻度（令和7年）

(3) 日照時間

名古屋地方気象台における令和3～令和7年の月別日照時間は、表 3.1.3及び図 3.1.4に示すとおりである。

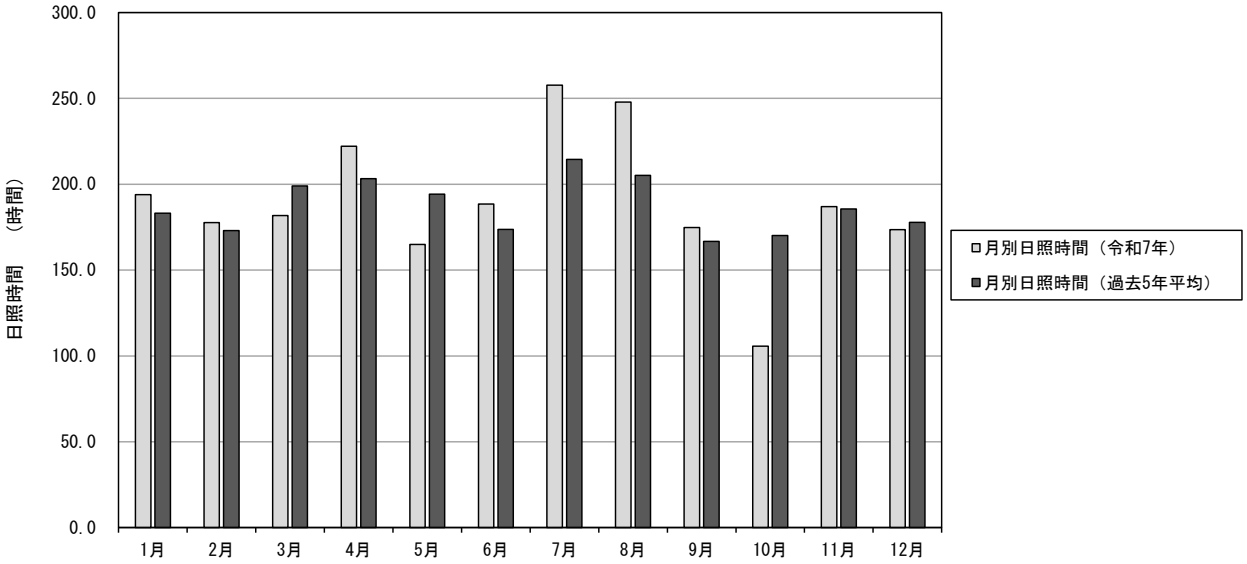
令和3～令和7年の5年平均値は、年間日照時間が2,246.2時間であり、月別日照時間は7月が214.4時間で最も長く、9月が166.7時間で最も短くなっている。

表 3.1.3　名古屋地方気象台における月別日照時間（令和3～令和7年）

単位：時間

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間日照時間
令和3年	161.7	164.8	192.8	219.5	151.9	153.7	175.2	167.1	126.1	197.1	200.2	168.0	2,078.1
令和4年	196.8	170.9	205.3	200.2	210.5	203.8	192.8	155.5	163.8	189.8	191.7	175.2	2,256.3
令和5年	186.9	191.4	213.6	202.0	225.8	128.8	241.5	216.2	181.3	217.4	182.2	191.3	2,378.4
令和6年	176.4	160.3	201.2	172.5	218.2	193.6	205.0	239.1	187.7	140.7	167.0	180.8	2,242.5
令和7年	194.0	177.6	181.8	222.1	164.9	188.5	257.7	247.9	174.8	105.7	187.0	173.6	2,275.6
平均値	183.2	173.0	198.9	203.3	194.3	173.7	214.4	205.2	166.7	170.1	185.6	177.8	2,246.2

出典：「過去の気象データ検索」（気象庁ホームページ）



出典：「過去の気象データ検索」（気象庁ホームページ）

図 3.1.4　名古屋地方気象台における月別日照時間（令和3～令和7年）

3.1.1.2　大気質

対象事業実施区域及びその周囲の大気質については、図 3.1.5 に示す範囲に位置する大気汚染常時監視測定局 3 局（尾張旭市東大道町測定局、長久手中学校測定局及び瀬戸市陶原町測定局）における大気質の測定結果を用いて把握した。尾張旭市東大道町測定局及び長久手中学校測定局は一般環境大気測定局、瀬戸市陶原町測定局は自動車排出ガス測定局である。常時監視測定項目は表 3.1.4(1)に示すとおりである。

ダイオキシン類については、最寄りの測定は、表 3.1.4(2)に示すとおり守山保健センターで、降下ばいじん量については、表 3.1.4(3)に示すとおり瀬戸保健所で測定が実施されている。

ダイオキシン類及び降下ばいじん量測定の位置は、図 3.1.5 に示すとおりである。

表 3.1.4(1)　各大気汚染常時監視測定局における常時監視測定項目（令和7年度）

種別[注)]	測定局	測定項目					対象事業実施区域からの距離
		二酸化硫黄（SO_2）	二酸化窒素（NO_2）	浮遊粒子状物質（SPM）	光化学オキシダント（Ox）	微小粒子状物質（PM2.5）	
一般局	尾張旭市東大道町測定局	○	○	○	○	○	約1.6km
	長久手中学校測定局	－	○	○	○	○	約2.5km
自排局	瀬戸市陶原町測定局	－	○	○	○	○	約4.2km

注）種別　一般局：一般環境大気測定局　　自排局：自動車排出ガス測定局　（以下の表についても同様。）
出典：「2025 年度　大気汚染調査結果」（令和 8 年 6 月　愛知県）

表 3.1.4(2)　ダイオキシン類測定地点（令和 7 年度）

測定地点	ダイオキシン類
守山保健センター（名古屋市守山区小幡一丁目3-1）	○

出典：「2025 年度におけるダイオキシン類の環境調査及び事業者による測定の結果について」（愛知県ホームページ）

表 3.1.4(3)　降下ばいじん量測定地点（令和 7 年度）

測定地点	降下ばいじん量
瀬戸保健所（瀬戸市見付町 38-1）	○

出典：「降下ばいじん調査結果」（愛知県ホームページ）

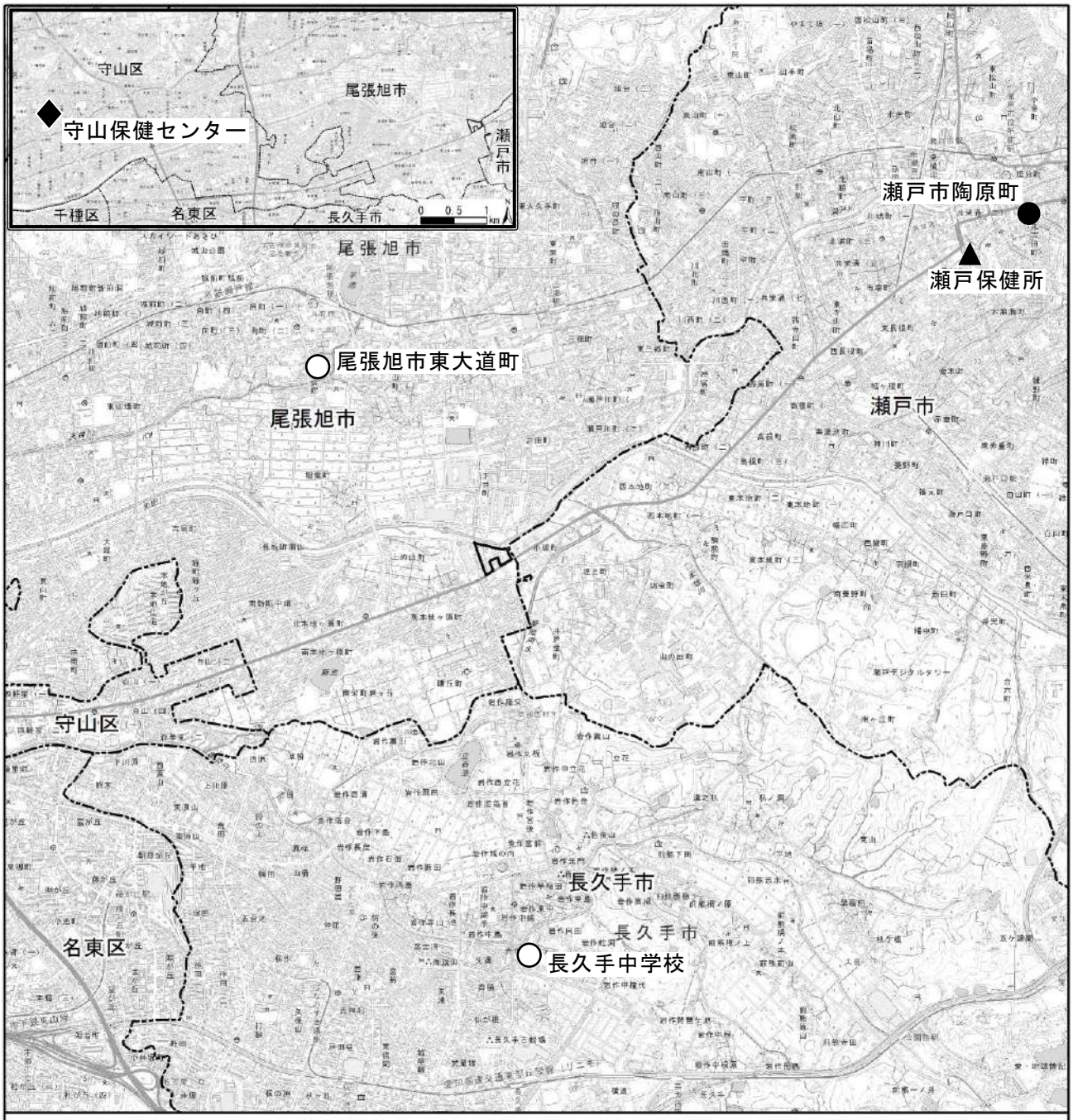


図 3.1.5　大気汚染常時監視測定局の位置

(1) 二酸化硫黄（SO_2）

対象事業実施区域及びその周囲の一般環境大気測定局における二酸化硫黄の令和 7 年度の測定結果は表 3.1.5 に、過去 5 年間の経年変化は図 3.1.6 に示すとおりである。

令和 7 年度の測定結果をみると、環境基準（短期的評価及び長期的評価）を達成している。

また、日平均値の 2%除外値[注)] の経年変化をみると、過去 5 年間において環境基準を達成しており、年平均値は概ね横ばいとなっている。

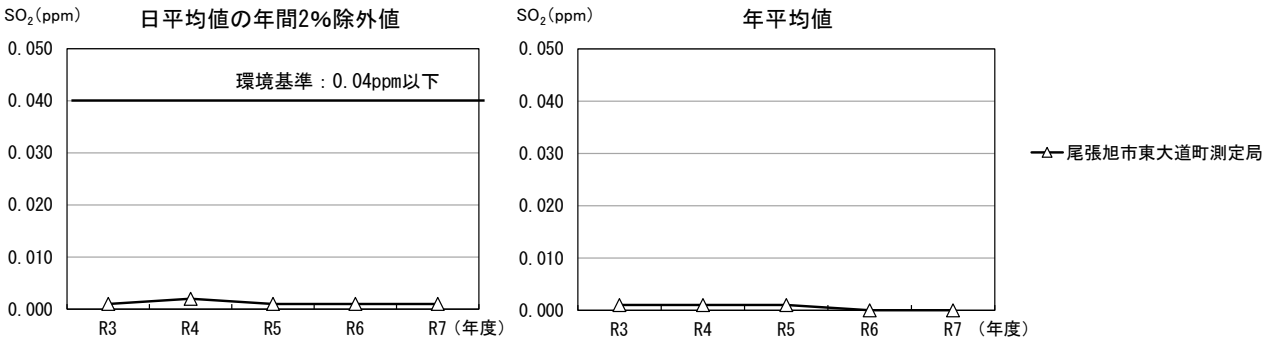
注）1 年間に測定されたすべての日平均値（欠測日を除く）を、1 年間での最高値を第 1 番目として、値の高い方から低い方に順（降順）に並べたとき、高い方（最高値）から数えて 2%分の日数に 1 を加えた番号に該当する日平均値。

表 3.1.5　二酸化硫黄の測定結果（令和7年度）

種別	測 定 局	年平均値	短期的評価				長期的評価		環境基準との比較[注)]
			1 時間値が 0.1ppm を超えた時間数とその割合		日平均値が 0.04ppm を超えた日数とその割合		日平均値の 2%除外値	1 日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	
		(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(有×・無○)	(達成○・非達成×)
一般局	尾張旭市東大道町測定局	0.000	0	0.0	0	0.0	0.001	○	○

注）○は長期的評価による環境基準（日平均値の 2%除外値が 0.04ppm 以下であり、かつ、日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続していないこと）達成局。

出典：「2025年度　大気汚染調査結果」（令和8年6月　愛知県）



出典：「2021 年度～2025 年度　大気汚染調査結果」（愛知県）

図 3.1.6　二酸化硫黄の経年変化

(2) 二酸化窒素（NO_2）

対象事業実施区域及びその周囲の一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局における二酸化窒素の令和 7 年度の測定結果は表 3.1.6 に、過去 5 年間の経年変化は図 3.1.7 に示すとおりである。

令和 7 年度の測定結果をみると、すべての測定局で環境基準（長期的評価）を達成している。

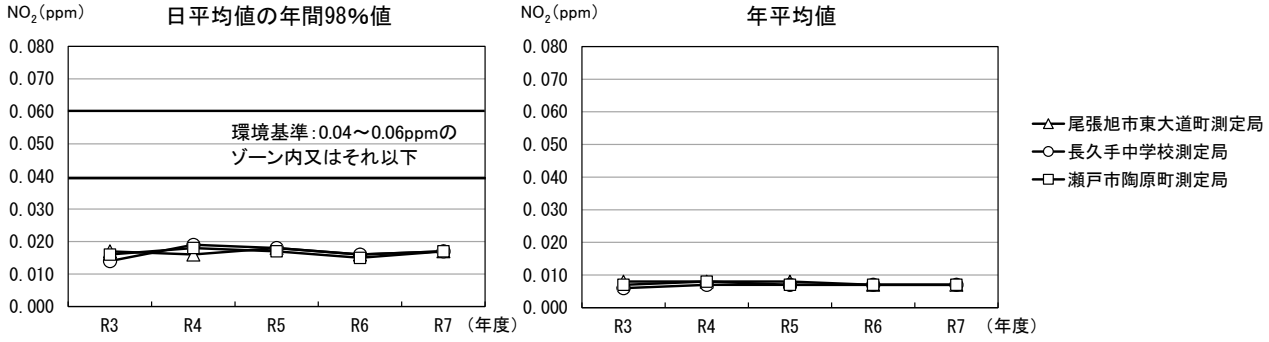
また、日平均値の年間 98%値[注)] の経年変化をみると、過去 5 年間においてすべての測定局で環境基準を達成しており、年平均値は概ね横ばい傾向となっている。

注）1 年間に測定されたすべての日平均値（欠測日を除く。）を、1 年間での最低値を第 1 番目として、値の低い方から高い方に順（昇順）に並べたとき、低い方（最低値）から数えて 98%目に該当する日平均値。

表 3.1.6　二酸化窒素の測定結果（令和7年度）

種別	測 定 局	年平均値	環境基準との比較				1 時間値の最高値	長期的評価	
			1 日平均値が 0.06ppm を超えた日数とその割合		1 日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の日数とその割合			日平均値の年間98%値	環境基準との比較[注)]
		(ppm)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(達成○・非達成×)
一般局	尾張旭市東大道町測定局	0.007	0	0.0	0	0.0	0.045	0.017	○
	長久手中学校測定局	0.007	0	0.0	0	0.0	0.037	0.017	○
自排局	瀬戸市陶原町測定局	0.007	0	0.0	0	0.0	0.042	0.017	○

注）○は長期的評価による環境基準（日平均値の年間 98%値が 0.06ppm 以下であること。）達成局。
出典：「2025 年度　大気汚染調査結果」（令和 8 年 6 月　愛知県）



出典：「2021 年度～2025 年度　大気汚染調査結果」（愛知県）

図 3.1.7　二酸化窒素の経年変化

(3) 浮遊粒子状物質（SPM）

対象事業実施区域及びその周囲の一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局における浮遊粒子状物質の令和 7 年度の測定結果は表 3.1.7 に、過去 5 年間の経年変化は図 3.1.8 に示すとおりである。

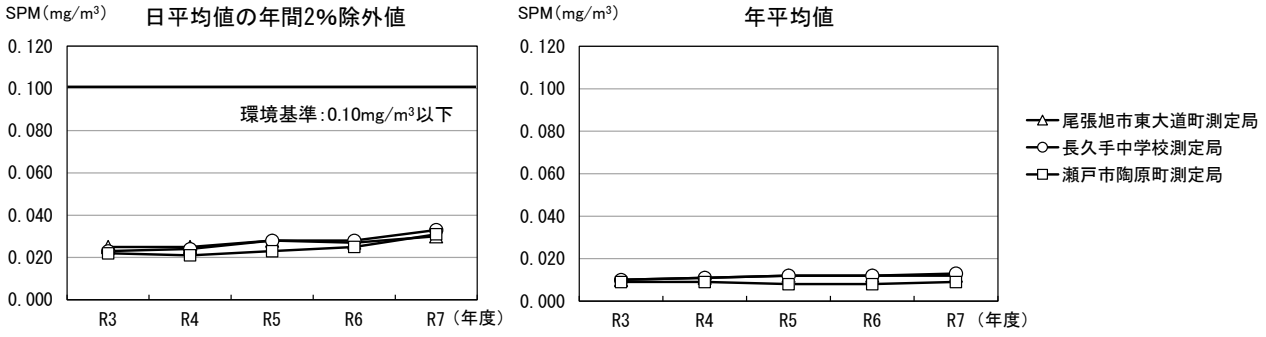
令和 7 年度の測定結果をみると、すべての測定局で環境基準（短期的評価及び長期的評価）を達成している。

また、日平均値の年間 2%除外値の経年変化をみると、過去 5 年間においてすべての測定局で環境基準（長期的評価）を達成しており、年平均値は概ね横ばいとなっている。

表 3.1.7　浮遊粒子状物質の測定結果（令和7年度）

種別	測定局	年平均値	短期的評価					長期的評価		
			1 時間値が 0.20mg/m³ を超えた時間数とその割合		日平均値が 0.10mg/m³ を超えた日数とその割合		環境基準との比較[注 1)]	日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.10mg/m³ を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準との比較[注 2)]
		(mg/m³)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(達成○・非達成×)	(mg/m³)	(有×・無○)	(達成○・非達成×)
一般局	尾張旭市東大道町測定局	0.012	0	0.0	0	0.0	○	0.030	○	○
一般局	長久手中学校測定局	0.013	0	0.0	0	0.0	○	0.033	○	○
自排局	瀬戸市陶原町測定局	0.009	0	0.0	0	0.0	○	0.031	○	○

注 1）○は短期的評価による環境基準（1 時間値が 0.20mg/m³ 以下で、かつ、1 日平均値が 0.10mg/m³ 以下であること。）達成局。
注 2）○は長期的評価による環境基準（日平均値の 2%除外値が 0.10mg/m³ 以下で、かつ、日平均値が 0.10mg/m³ を超えた日が 2 日以上連続していないこと。）達成局。
出典：「2025 年度　大気汚染調査結果」（令和 8 年 6 月　愛知県）



出典：「2021年度～2025年度　大気汚染調査結果」（愛知県）

図 3.1.8　浮遊粒子状物質の経年変化

(4) 光化学オキシダント（O_x）

対象事業実施区域及びその周囲の一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局における、光化学オキシダントの令和 7 年度の測定結果は表 3.1.8 に、過去 5 年間の経年変化は図 3.1.9 に示すとおりである。

令和 7 年度の光化学オキシダントの昼間の年平均値は 0.035～0.036ppm である。また、昼間の 1 時間値の最高値をみると、すべての測定局において環境基準を達成していない。

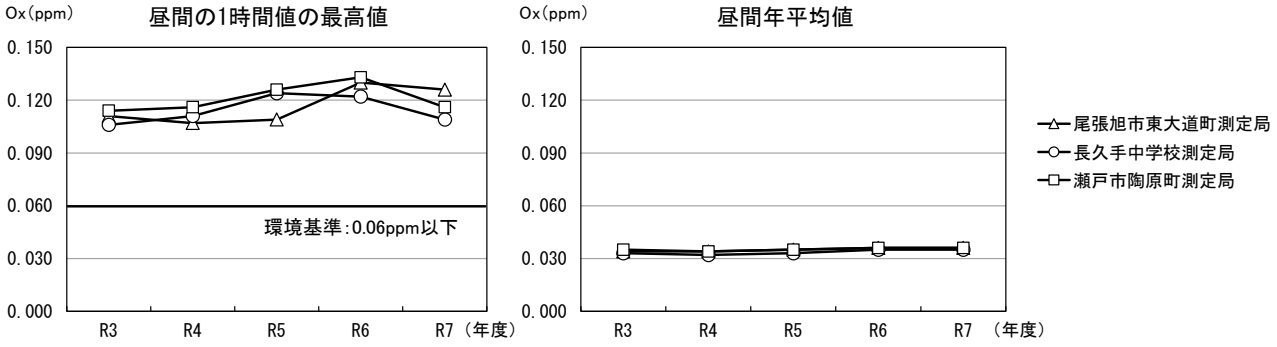
また、経年変化をみると、過去 5 年間において、昼間年平均値は概ね横ばいとなっており、昼間の 1 時間値の最高値は、すべての測定局で環境基準非達成の状況である。

なお、光化学オキシダントについて環境基準の達成状況が低いのは、当該地域特有ではなく全国的な傾向である。

表 3.1.8　光化学オキシダントの測定結果（令和7年度）

種別	測 定 局	昼間年平均値	短期的評価					昼間の1時間値の最高値
			昼間[注1)]の1時間値が0.06ppmを超えた時間数及び日数とその割合				環境基準との比較[注2)]	
		(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(達成○･非達成×)	(ppm)
一般局	尾張旭市東大道町測定局	0.036	487	9.0	96	26.3	×	0.126
	長久手中学校測定局	0.035	438	8.0	87	23.8	×	0.109
自排局	瀬戸市陶原町測定局	0.036	511	9.4	98	26.8	×	0.116

注 1）昼間とは 5 時～20 時を示す。
注 2）×は短期的評価による環境基準（1 時間値が 0.06ppm 以下であること。）非達成局。
出典：「2025 年度　大気汚染調査結果」（令和 8 年 6 月　愛知県）



出典：「2021 年度～2025 年度　大気汚染調査結果」（愛知県）

図 3.1.9　光化学オキシダントの経年変化

(5) 微小粒子状物質（PM2.5）

対象事業実施区域及びその周囲の一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局における微小粒子状物質の令和 7 年度の測定結果は表 3.1.9 に、過去 5 年間の年平均値の経年変化は図 3.1.10 に示すとおりである。

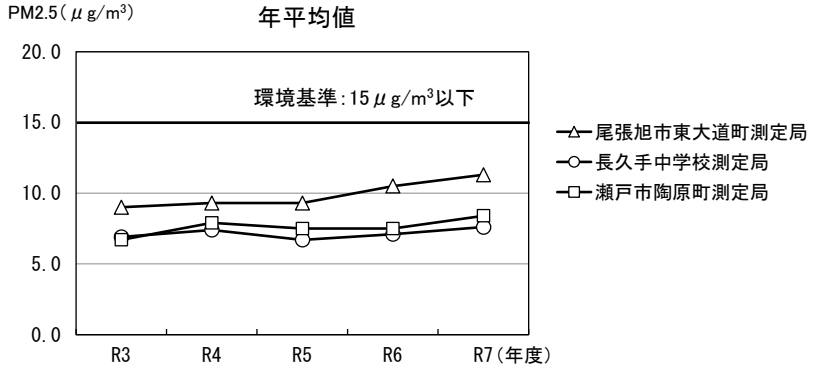
令和 7 年度の測定結果をみると、すべての測定局で環境基準（短期基準及び長期基準）を達成している。

また、年平均値の経年変化をみると、過去 5 年間において環境基準（長期基準）を達成しており、概ね横ばいとなっている。

表 3.1.9　微小粒子状物質の測定結果（令和7年度）

種別	測 定 局	長期的評価					
		短期基準（1日平均値）				長期基準	
		1日平均値が35μg/m³を超えた日数とその割合		1日平均値の年間98%値	環境基準との比較[注1)]	年平均値	環境基準との比較[注2)]
		（日）	（%）	（μg/m³）	（達成○・非達成×）	（μg/m³）	（達成○・非達成×）
一般局	尾張旭市東大道町測定局	1	0.3	24.1	○	11.3	○
	長久手中学校測定局	0	0.0	21.5	○	7.6	○
自排局	瀬戸市陶原町測定局	0	0.0	21.6	○	8.4	○

注1）○は短期基準による環境基準（1日平均値の年間98%値が35μg/m³以下であること。）達成局。
注2）○は長期基準による環境基準（1年平均値が15μg/m³以下であること。）達成局。
出典：「2025 年度　大気汚染調査結果」（令和 8 年 6 月　愛知県）



出典：「2021年度～2025年度　大気汚染調査結果」（愛知県）

図 3.1.10　微小粒子状物質（年平均値）の経年変化

(6) ダイオキシン類

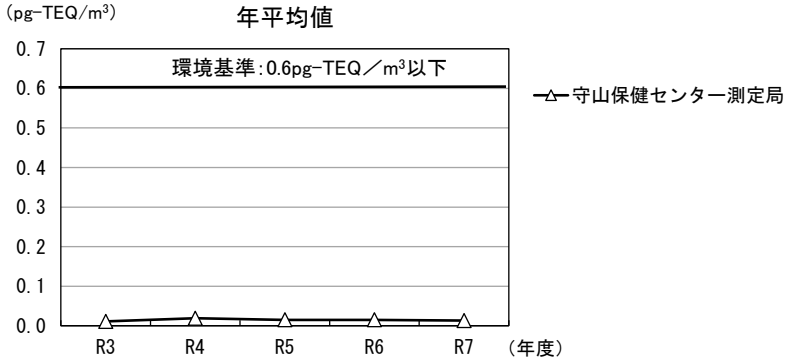
対象事業実施区域及びその周囲におけるダイオキシン類の令和7年度の測定結果は表 3.1.10に、過去5年間の年平均値の経年変化は図 3.1.11に示すとおりである。

令和7年度の測定結果をみると、環境基準を達成している。また、年平均値の経年変化をみると、過去5年間において環境基準を達成しており、概ね横ばいとなっている。

表 3.1.10　ダイオキシン類の測定結果（令和7年度）

測定地点	測定結果（pg-TEQ/m³）					環境基準の達成状況注)
	春季	夏季	秋季	冬季	平均値	（達成○・非達成×）
守山保健センター	0.0092	0.013	0.016	0.012	0.013	○

注）○は環境基準（年間平均値が0.6pg-TEQ/m³以下であること。）達成地点。
出典：「2025年度におけるダイオキシン類の環境調査及び事業者による測定の結果について」（愛知県ホームページ）



出典：「2021年度～2025年度におけるダイオキシン類の環境調査及び事業者による測定の結果について」（愛知県ホームページ）

図 3.1.11　ダイオキシン類（年平均値）の経年変化

(7) 降下ばいじん量

対象事業実施区域及びその周囲における降下ばいじん量の令和7年度の測定結果は表 3.1.11に示すとおりである。降下ばいじん量の比較的高い地域の値とされている10t/km²・月と比較して、小さい値となっている。

表 3.1.11　降下ばいじん量の測定結果（令和7年度）

単位：t/km²・月

測定地点	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
瀬戸保健所	2.57	1.32	0.98	1.56	0.73	1.00	1.13	0.74	0.73	1.25	1.06	1.37	1.20

出典：「降下ばいじん調査結果」（愛知県ホームページ）

3.1.2　騒音等に係る環境の状況

3.1.2.1　低周波音

対象事業実施区域及びその周囲において、低周波音に係る調査は実施されていない。

3.1.2.2　環境騒音

対象事業実施区域及びその周囲における環境騒音の調査が、令和 6 年度に名古屋市において実施されている。調査結果は表 3.1.12 に示すとおりである。いずれの地点も、環境基準値以下となっている。

表 3.1.12　環境騒音調査結果（名古屋市：令和6年度）

単位：デシベル

番号	調査地点	用途地域			基準時間帯	
		類型	土地利用[注 1)]	寄与音源[注 2)]	朝	夜
1	守山区向台三丁目	1 種住居			46	38
		B	1	7		
2	守山区白山四丁目	1 種中高層			47	39
		A	2	7		
3	名東区朝日が丘	1 種住居			48	40
		B	2	2		

注 1）土地利用の種類
1 低密住宅（一般住宅の散在する地域）　2 高密住宅（一般住宅の密集する地域）
3 中高層住宅団地　4 住宅・商業（一般住宅と商店が混在する地域）
5 住宅・事務所（一般住宅と事務所が混在する地域）　6 住宅・工業（一般住宅と工場が混在する地域）
7 商業・事務所（商店と事務所が混在する地域）　8 路線商業（商店街）
9 工業　10 文教（学校等）
11 厚生（病院等）　12 官公所（公共事務）
13 公園・緑地　14 空地
15 その他

注 2）音源の種類
1 航空機騒音：航空機による騒音　2 鉄道騒音　：鉄道による騒音
3 自動車騒音：自動車・バイクによる騒音　4 工場騒音　：工場敷地内から発生するすべての騒音
5 建設騒音　：建設現場から発生するすべての騒音
6 営業騒音　：営業活動に伴うもので、環境保全条例第 39 条及び 40 条に係る騒音
7 その他

注 3）調査地点の位置は公表されていないため図示していない。
出典：「名古屋市の騒音　環境騒音編（令和 6 年度）」（令和 7 年 9 月　名古屋市）

3.1.2.3　自動車騒音

対象事業実施区域及びその周囲における令和 6 年度の自動車騒音の調査結果は表 3.1.13～表 3.1.16 に示すとおりである。

環境基準の達成状況調査については、表 3.1.13 に示すとおりであり、東名高速道路、名古屋第二環状自動車道、一般国道 302 号、一般国道 363 号、県道力石名古屋線、県道名古屋中環状線、県道名古屋長久手線、県道愛・地球博記念公園瀬戸線及び県道松本名古屋線では、環境基準を達成していない住戸のある区間がある。

要請限度調査については、表 3.1.14 に示すとおりであり、要請限度以下となっている。

また、瀬戸市及び長久手市による調査については、表 3.1.15 及び表 3.1.16 に示すとおりであり、いずれも環境基準や要請限度を下回っている。

表 3.1.13(1)　自動車騒音調査結果（環境基準の達成状況）（令和6年度）

番号	道路名	調査地点	評価区間			騒音レベル（L_{Aeq}）（デシベル）		環境基準達成戸数（戸）			調査区間内全戸数（戸）	環境基準達成率		
			起点	終点	区間延長（km）	昼間	夜間	昼間	夜間	昼夜		昼間	夜間	昼夜
1	東名高速道路	名古屋市守山区森孝3丁目	名古屋市名東区猪高町大字上社	名古屋市名東区小井堀町	0.6	63	57	31	31	31	31	100.0%	100.0%	100.0%
2		名古屋市名東区石が根町	名古屋市名東区小井堀町	名古屋市名東区小池町	1.1	59	55	994	981	981	1,014	98.0%	96.7%	96.7%
3		名古屋市名東区石が根町	名古屋市名東区小池町	名古屋市名東区豊が丘	0.9	59	55	504	490	490	504	100.0%	97.2%	97.2%
4		名古屋市守山区森孝3丁目	名古屋市名東区豊が丘	名古屋市守山区今尻町	2	63	57	343	343	343	358	95.8%	95.8%	95.8%
5		名古屋市守山区森孝3丁目	名古屋市守山区八剣2丁目	名古屋市守山区大森5丁目	0.2	63	57	9	9	9	9	100.0%	100.0%	100.0%
6		名古屋市守山区百合が丘	名古屋市守山区大森北2丁目	名古屋市守山区泉が丘	1.9	56	52	235	232	232	242	97.1%	95.9%	95.9%
7		名古屋市守山区百合が丘	名古屋市守山区泉が丘	名古屋市守山区日の後	0.3	56	52	22	22	22	22	100.0%	100.0%	100.0%
8		名古屋市守山区森孝3丁目	名古屋市守山区日の後	名古屋市守山区大字下志段味	0.6	63	57	106	106	106	106	100.0%	100.0%	100.0%
9		名古屋市守山区森孝3丁目	名古屋市守山区東禅寺	名古屋市守山区大字下志段味	1.1	63	57	33	33	33	33	100.0%	100.0%	100.0%
10	名古屋第二環状自動車道	名古屋市名東区社が丘	名古屋市名東区姫若町	名古屋市名東区姫若町	0.6	61	54	30	56	30	146	20.5%	38.4%	20.5%
11	一般国道302号	名古屋市名東区文教台2丁目	名古屋市名東区引山	名古屋市名東区上社	2.6	57	53	1,579	1,562	1,562	1,688	93.5%	92.5%	92.5%
12		名古屋市名東区文教台2丁目	名古屋市名東区上社	名古屋市名東区上社	0.2	57	53	50	54	50	89	56.2%	60.7%	56.2%
13		名古屋市名東区牧の原1丁目	名古屋市名東区上社	名古屋市名東区貴船	0.4	60	55	284	284	284	284	100.0%	100.0%	100.0%
14	一般国道363号	名古屋市守山区森孝4丁目	名古屋市名東区引山	名古屋市守山区白山	2.3	65	60	1,739	1,739	1,739	1,739	100.0%	100.0%	100.0%
15		名古屋市守山区白山	名古屋市守山区白山	名古屋市守山区白山	0.7	71	65	103	111	103	111	92.8%	100.0%	92.8%
16		瀬戸市高根町	瀬戸市小坂町	瀬戸市幸町	5.2	67	63	716	716	716	716	100.0%	100.0%	100.0%
17		尾張旭市晴丘町東	尾張旭市北本地ケ原町	尾張旭市晴丘町東	1.9	71	66	243	243	243	260	93.5%	93.5%	93.5%
18	県道力石名古屋線	名古屋市名東区照が丘	名古屋市名東区朝日が丘	名古屋市名東区本郷	1.4	66	60	1,344	1,338	1,338	1,344	100.0%	99.6%	99.6%

注1）昼間：6時から22時まで　夜間：22時から翌朝6時まで
注2）評価区間の位置は公表されていないため図示していない。
出典：「2024年度　交通騒音・振動調査結果資料集」（令和7年9月　愛知県）

表 3.1.13(2)　自動車騒音調査結果（環境基準の達成状況）（令和6年度）

番号	道路名	調査地点	評価区間			騒音レベル（L_{Aeq}）（デシベル）		環境基準達成戸数（戸）			調査区間内全戸数（戸）	環境基準達成率		
			起点	終点	区間延長（km）	昼間	夜間	昼間	夜間	昼夜		昼間	夜間	昼夜
19	県道力石名古屋線	名古屋市名東区猪高台1丁目	名古屋市名東区本郷	名古屋市名東区猪高台	1.1	64	59	827	827	827	827	100.0%	100.0%	100.0%
20		長久手市杁ケ池	長久手市茨ケ廻間	長久手市久保山	5	72	66	419	425	419	427	98.1%	99.5%	98.1%
21		長久手市久保山	長久手市久保山	長久手市作田	1.6	68	63	711	711	711	712	99.9%	99.9%	99.9%
22	県道瀬戸環状線	瀬戸市瀬戸口町	瀬戸市石田町	瀬戸市高根町	2.2	68	60	668	668	668	668	100.0%	100.0%	100.0%
23	県道瀬戸大府東海線	長久手市岩作東中	長久手市北浦	長久手市先達	2.8	67	61	343	343	343	343	100.0%	100.0%	100.0%
24		長久手市山野田	長久手市岩作権代	長久手市山野田	1.8	68	61	467	467	467	467	100.0%	100.0%	100.0%
25	県道名古屋中環状線	名古屋市名東区貴船2丁目	名古屋市名東区社が丘	名古屋市名東区社が丘	1.2	66	61	1,019	1,021	1,019	1,038	98.2%	98.4%	98.2%
26		名古屋市名東区貴船2丁目	名古屋市名東区社が丘	名古屋市守山区四軒家	2.1	66	61	1,464	1,456	1,456	1,464	100.0%	99.5%	99.5%
27		名古屋市守山区大森2丁目	名古屋市守山区森孝	名古屋市守山区大森	2.3	65	58	895	895	894	897	99.8%	99.8%	99.7%
28	県道名古屋長久手線	名古屋市千種区桜が丘	名古屋市千種区星が丘元町	名古屋市名東区上社	2	70	66	1,980	1,963	1,963	1,980	100.0%	99.1%	99.1%
29		名古屋市名東区上社1丁目	名古屋市名東区上社	名古屋市名東区上社	0.4	71	66	145	147	145	233	62.2%	63.1%	62.2%
30		名古屋市名東区上社3丁目	名古屋市名東区上社	名古屋市名東区姫若町	0.7	72	67	531	549	531	581	91.4%	94.5%	91.4%
31		名古屋市名東区小井堀町	名古屋市名東区姫若町	名古屋市名東区小井堀町	0.9	65	60	706	704	704	716	98.6%	98.3%	98.3%
32	県道名古屋瀬戸線	尾張旭市向町	尾張旭市印場元町	尾張旭市三郷町栄	4	66	61	1,176	1,176	1,176	1,176	100.0%	100.0%	100.0%
33	県道春日井長久手線	尾張旭市東栄町	尾張旭市大字新居	尾張旭市瀬戸川町	4.3	66	61	1,036	1,036	1,036	1,036	100.0%	100.0%	100.0%
34		長久手市岩作長池	長久手市岩作寅山	長久手市岩作早稲田	1.1	64	55	59	59	59	59	100.0%	100.0%	100.0%
35		長久手市岩作長池	長久手市岩作宮前	長久手市富士浦	0.9	64	55	160	160	160	160	100.0%	100.0%	100.0%
36	県道上半田川名古屋線	名古屋市名東区引山3丁目	名古屋市守山区四軒家	名古屋市守山区向台	0.3	61	54	44	44	44	44	100.0%	100.0%	100.0%
37		名古屋市名東区引山3丁目	名古屋市守山区森孝	名古屋市名東区神月町	1	61	54	455	455	455	455	100.0%	100.0%	100.0%
38	県道愛・地球博記念公園瀬戸線	瀬戸市石田町	瀬戸市南山口町	瀬戸市幡野町	3.3	68	63	450	450	450	451	99.8%	99.8%	99.8%
39	県道篠木尾張旭線	名古屋市守山区平池東	名古屋市守山区深沢	名古屋市守山区大森北	1.9	65	61	303	303	303	303	100.0%	100.0%	100.0%
40		尾張旭市庄南町	尾張旭市桜ケ丘町	尾張旭市白鳳町	1.3	66	60	478	478	478	478	100.0%	100.0%	100.0%

注1）昼間：6時から22時まで　夜間：22時から翌朝6時まで
注2）評価区間の位置は公表されていないため図示していない。
出典：「2024年度　交通騒音・振動調査結果資料集」（令和7年9月　愛知県）

表 3.1.13(3)　自動車騒音調査結果（環境基準の達成状況）（令和6年度）

番号	道路名	調査地点	評価区間			騒音レベル（L_{Aeq}）（デシベル）		環境基準達成戸数（戸）			調査区間内全戸数（戸）	環境基準達成率		
			起点	終点	区間延長（km）	昼間	夜間	昼間	夜間	昼夜		昼間	夜間	昼夜
41	県道松本名古屋線	名古屋市守山区桜坂４丁目	名古屋市守山区大字中志段味	名古屋市守山区大字中志段味	0.8	65	58	94	94	94	94	100.0%	100.0%	100.0%
42		名古屋市守山区桜坂４丁目	名古屋市守山区中志段味墓前	名古屋市守山区青山台	2.7	65	58	348	349	348	349	99.7%	100.0%	99.7%
43		名古屋市守山区四軒家	名古屋市守山区四軒家１丁目	名古屋市守山区四軒家２丁目	0.2	68	63	81	81	81	81	100.0%	100.0%	100.0%
44		尾張旭市庄南町	尾張旭市平子町北	尾張旭市桜ケ丘町	0.7	66	60	1	1	1	1	100.0%	100.0%	100.0%
45		尾張旭市庄南町	尾張旭市白鳳町	尾張旭市大塚町	1.3	66	60	368	368	368	368	100.0%	100.0%	100.0%
46		尾張旭市庄南町	尾張旭市大塚町	尾張旭市西山町	0.7	66	60	150	150	150	150	100.0%	100.0%	100.0%
47	県道田籾名古屋線	名古屋市守山区森孝東２丁目	名古屋市守山区森孝東	名古屋市守山区白山	0.7	65	60	438	438	438	438	100.0%	100.0%	100.0%
48	県道浅田名古屋線	名古屋市名東区勢子坊２丁目	名古屋市名東区社が丘	名古屋市名東区新宿	2	65	59	1,087	1,087	1,087	1,087	100.0%	100.0%	100.0%
49	市道瀬戸新居線	尾張旭市新居町西浦	尾張旭市桜ケ丘町西	尾張旭市根の鼻町	4.3	66	59	1,292	1,292	1,292	1,292	100.0%	100.0%	100.0%

注1）昼間：6時から22時まで　夜間：22時から翌朝6時まで
注2）評価区間の位置は公表されていないため図示していない。
出典：「2024年度　交通騒音・振動調査結果資料集」（令和7年9月　愛知県）

表 3.1.14　自動車騒音調査結果（要請限度）（令和6年度）

道路名	測定地点	測定日	等価騒音レベル（デシベル）	
			昼間	夜間
県道名古屋長久手線	名古屋市名東区小井堀町	R6.11.7～R6.11.13	65	60

注 1）昼間：6 時から 22 時まで　夜間：22 時から翌朝 6 時まで
注 2）測定地点の位置は公表されていないため図示していない。
出典：「2024 年度　交通騒音・振動調査結果資料集」（令和 7 年 9 月　愛知県）

表 3.1.15　自動車騒音調査結果（瀬戸市：令和6年度）

道路名	測定地点	測定日	区分	騒音[注 1)]（デシベル）	
				昼間	夜間
国道 363 号	瀬戸市西原町	R7.1.27～R7.1.30	測定値	68	61
			評価（要請限度）	○（75）	○（70）
			評価（環境基準）	○（70）	○（65）

注 1）騒音計の不具合によると思われる著しく低い数値は調査結果から除外した。
注 2）昼間：6 時から 22 時まで　夜間：22 時から翌日 6 時まで
注 3）測定地点の位置は公表されていないため図示していない。
出典：「令和 7 年度版第 3 次瀬戸市環境基本計画年次報告書」（令和 7 年 10 月　瀬戸市）

表 3.1.16　自動車騒音調査結果（要請限度）（長久手市：令和6年度）

道路名	測定地点	測定日	区分	騒音（デシベル）	
				昼間	夜間
県道力石名古屋線	長久手市杁ケ池	R6.12.11～R6.12.12	測定結果	72	66
			評価（要請限度）	○（75）	○（70）

注 1）昼間：6 時から 22 時まで　夜間：22 時から翌日 6 時まで
注 2）測定地点の位置は公表されていないため図示していない。
出典：「令和 6 年度自動車騒音常時監視調査」（長久手市ホームページ）

3.1.3　振動に係る環境の状況

対象事業実施区域及びその周囲における道路交通振動の調査結果は表 3.1.17 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲では 1 地点で調査されており、昼夜ともに要請限度以下である。また、人が振動を感じ始める値である振動感覚閾値（55 デシベル）を下回っている。

表 3.1.17　道路交通振動調査結果（要請限度）（令和6年度）

道路名	測定地点	測定日	区分	振動（デシベル）	
				昼間	夜間
国道 363 号	瀬戸市西原町	R7.1.27～R7.1.30	測定値	31	27
			評価（要請限度）	○（65）	○（60）

注 1）昼間：7 時から 20 時まで　夜間：20 時から翌日 7 時まで
注 2）測定地点の位置は公表されていないため図示していない。
出典：「令和 7 年度版第 3 次瀬戸市環境基本計画年次報告書」（令和 7 年 10 月　瀬戸市）

3.1.4　悪臭に係る環境の状況

対象事業実施区域及びその周囲において、悪臭に係る調査は実施されていない。

3.1.5　水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況

3.1.5.1　水象

対象事業実施区域及びその周囲における主要な河川・用水路等の分布状況は、図 3.1.12 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲の主要な河川としては、対象事業実施区域北側を流れる庄内川水系の一級河川である矢田川やその支流、南側を流れる庄内川水系の一級河川である香流川やその支流がある。また、主要な用水路として、対象事業実施区域東側を北から南へ愛知用水が流れている。

3.1.5.2　水質

対象事業実施区域及びその周囲における河川の水質の調査結果は表 3.1.18～表 3.1.22 に、ため池の水質調査結果は表 3.1.23 及び表 3.1.24 に、調査地点は図 3.1.12 に示すとおりである。

環境基準の適合状況をみると、類型指定されている矢田川上流（宮下橋及び大森橋）については、すべての項目で環境基準に適合している。また、瀬戸市により調査が実施されている瀬戸川（三郷橋）及び矢田川（本地大橋）についても、環境基準に適合している。

矢田川（大森橋）ではダイオキシン類に係る調査も実施されており、令和 7 年度の調査結果をみると 0.099pg-TEQ/L であり、環境基準（1pg-TEQ/L）に適合している。

表 3.1.18　河川の水質調査結果（令和6年度）

項目＼測定地点名		河川等						環境基準
		1		2		3		
		矢田川上流		矢田川上流		瀬戸川		
		宮下橋		大森橋		共栄橋		
		測定結果	適合しない割合（検体数）	測定結果	適合しない割合（検体数）	測定結果	適合しない割合（検体数）	
環境基準類型		D/生物B		D/生物B		－		D/生物B
生活環境項目	pH	7.5 (7.0～7.9)	0/12	7.6 (7.4～7.8)	0/12	8.2 (7.4～9.2)	-/12	6.0～8.5
	DO (mg/L)	9.4 (8.1～10)	0/12	9.4 (8.3～10)	0/12	11 (8.6～13)	-/12	2以上
	BOD (mg/L)	3.4 (3.2)	1/12	3.5 (3.3)	2/12	2.3 (1.7)	-/12	8以下
	COD (mg/L)	8.0	-/12	6.8	-/12	5.1	-/12	－
	SS (mg/L)	5 (3～12)	0/12	5 (1～11)	0/12	3 (1～4)	-/12	100以下
	大腸菌数 (CFU/100mL)	－	－	－	－	－	－	－
	n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)	－	－	ND	-/2	－	－	－
	全窒素 (mg/L)	－	－	3.6	-/6	－	－	－
	全燐 (mg/L)	－	－	0.19	-/6	－	－	－
	全亜鉛 (mg/L)	0.027	1/4	0.026	4/12	－	－	0.03以下
	ノニルフェノール (mg/L)	<0.00006	0/2	0.00008	0/12	<0.00006	-/2	0.002以下
	LAS (mg/L)	0.0064	0/2	0.0053	0/12	0.0022	-/4	0.05以下
健康項目	カドミウム (mg/L)	<0.0005	0/4	<0.0005	0/4	<0.0005	0/4	0.003以下
	全シアン (mg/L)	ND	0/4	ND	0/4	ND	0/4	検出されないこと
	鉛 (mg/L)	<0.005	0/4	<0.005	0/4	<0.005	0/4	0.01以下
	六価クロム (mg/L)	<0.01	0/2	<0.01	0/4	<0.01	0/2	0.02以下
	砒素 (mg/L)	<0.005	0/2	<0.005	0/2	<0.005	0/2	0.01以下
	総水銀 (mg/L)	－	－	<0.0005	0/4	－	－	0.0005以下
	アルキル水銀 (mg/L)	－	－	ND	0/1	－	－	検出されないこと
	PCB (mg/L)	－	－	ND	0/1	－	－	検出されないこと
	ジクロロメタン (mg/L)	<0.002	0/2	<0.002	0/4	<0.002	0/2	0.02以下
	四塩化炭素 (mg/L)	<0.0002	0/2	<0.0002	0/4	<0.0002	0/2	0.002以下
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	<0.0004	0/2	<0.0004	0/4	<0.0004	0/2	0.004以下
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.01	0/2	<0.01	0/4	<0.01	0/2	0.1以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.004	0/2	<0.004	0/4	<0.004	0/2	0.04以下
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	<0.1	0/2	<0.1	0/4	<0.1	0/2	1以下
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	<0.0006	0/2	<0.0006	0/4	<0.0006	0/2	0.006以下
	トリクロロエチレン (mg/L)	<0.001	0/2	<0.001	0/4	<0.001	0/2	0.01以下
	テトラクロロエチレン (mg/L)	<0.0005	0/2	<0.0005	0/4	<0.0005	0/2	0.01以下
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	<0.0002	0/2	<0.0002	0/4	<0.0002	0/2	0.002以下
	チウラム (mg/L)	－	－	<0.0006	0/4	－	－	0.006以下
	シマジン (mg/L)	－	－	<0.0003	0/4	－	－	0.003以下
	チオベンカルブ (mg/L)	－	－	<0.002	0/4	－	－	0.02以下
	ベンゼン (mg/L)	<0.001	0/2	<0.001	0/4	<0.001	0/2	0.01以下
	セレン (mg/L)	－	－	<0.002	0/4	－	－	0.01以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	－	－	1.9	0/4	－	－	10以下
	ふっ素 (mg/L)	－	－	0.14	0/2	－	－	0.8以下
	ほう素 (mg/L)	－	－	0.11	0/2	－	－	1以下
	1,4-ジオキサン (mg/L)	<0.005	0/1	<0.005	0/4	<0.005	0/1	0.05以下

注1）表中の値は年平均値を示す。
注2）pH、DO、SSの（　）は最小及び最大の値を、BODの（　）は75%値を示す。
注3）「適合しない割合（検体数）」は「環境基準値に適合しない検体数／総検体数」を示す。ただし、環境基準に具体的数値が規定されていない項目、または環境基準の設定されていない地点及び項目については、「－／総検体数」と表示する。
注4）表中の番号は、図 3.1.12の番号に対応する。
注5）全シアン、総水銀、アルキル水銀、PCBについて、出典では年平均値が算出されていないが、測定結果はすべて不検出であったため「ND」とした。
出典：「令和 6（2024）年度公共用水域及び地下水の水質調査結果」（愛知県ホームページ）

表 3.1.19　河川の水質調査結果（尾張旭市：令和6年度）

番号	4	
河川名	矢田川（庄中町）	
区分	pH	BOD
	7.3	3.3 mg/L

注 1）表中の番号は、図 3.1.12 の番号に対応する。
注 2）表中の値は年度間の平均値を示す。
注 3）令和 2 年度から自主調査のため参考値とする。
出典：「令和 7 年版尾張旭市の統計」（令和 8 年 3 月　尾張旭市）

表 3.1.20　河川の水質調査結果（瀬戸市：令和6年度）

番号		5	6
測定場所		瀬戸川（三郷橋）	矢田川（本地大橋）
測定値	水素イオン濃度	7.6	7.3
	生物化学的酸素要求量（mg/L）	1.3	0.7
	浮遊物質量（mg/L）	3	7
	溶存酸素量（mg/L）	10	10
評価		○（D 類型）	○（C 類型）注 2)
（環境基準）	水素イオン濃度	6.0 以上 8.5 以下	6.5 以上 8.5 以下
	生物化学的酸素要求量（mg/L）	8 以下	5 以下
	浮遊物質量（mg/L）	100 以下	50 以下
	溶存酸素量（mg/L）	2 以上	5 以上

注 1）表中の番号は、図 3.1.12 の番号に対応する。
注 2）瀬戸川は類型未指定、矢田川上流（大森橋より上流）は D 類型に指定されているが、瀬戸市では環境基本計画において上乗せでそれぞれ D 類型、C 類型を目標に設定している。
出典：「令和 7 年度版第 3 次瀬戸市環境基本計画年次報告書」（令和 7 年 10 月　瀬戸市）

表 3.1.21　河川の水質調査結果（長久手市：令和6年度）

測定場所＼項目		年	月	日	pH	BOD mg/L	COD mg/L	SS mg/L	DO mg/L	大腸菌群数 MPN/100mL	全窒素 mg/L	全りん mg/L
7	香流川（香桶川合流点）	6	5	15	7.6	2.1	6.6	1	10	190	1.3	0.14
		6	6	13	7.8	<0.5	5.8	1	7.5	80	1.2	0.11
		6	8	21	7.7	0.9	5.4	2	8.1	9200	1.4	0.13
		6	10	11	7.4	0.7	4.4	2	8.6	180	1.3	0.11
		6	12	5	7.2	1.2	3.0	2	9.8	210	2.6	0.200
		7	2	6	7.1	2.3	4.3	3	11	210	3.6	0.130
8	香流川（下川原橋）	6	5	15	7.2	5.8	7.0	12	7.3	210	3.8	0.23
		6	6	13	7	3.2	7.5	4	5.5	130	4.4	0.18
		6	8	21	7.1	1.5	6.6	2	5.9	1200	4.9	0.17
		6	10	11	7.1	3.3	6.7	2	6.7	120	4.2	0.18
		6	12	5	7	2.3	8	1	6.4	40	7	0.32
		7	2	6	7	12	14	19	8.5	40	7.6	0.81
9	雁又川（雁又橋）	6	5	15	7.6	4.7	10	38	8.2	710	6.3	0.85
		6	6	13	7.2	3.7	11	2	5.1	77	7.2	1.00
		6	8	21	6.8	8.9	12	6	4.1	10300	6.6	1.3
		6	10	11	6.8	13	13	6	5.6	2200	9.0	1.1
		6	12	5	6.7	15	17	12	6.3	1100	14.0	1.5
		7	2	6	6.7	29	34	41	6.8	5700	8.9	2.40
10	雁又川（上西浦橋）	6	5	15	7.4	3.0	6.3	3	8.6	120	3.9	0.36
		6	6	13	7.4	0.9	7.4	2	8.5	370	4.2	0.41
		6	8	21	7.3	0.7	6.2	1	7.4	290	4.7	0.50
		6	10	11	7.3	<0.5	6.6	2	8.9	250	6.2	0.45
		6	12	5	7.4	1.7	6.7	2	9.9	200	7.0	0.61
		7	2	6	7.4	7.8	10.0	2	12	360	7.3	0.79
11	堀越川	6	6	13	7.7	<0.5	7.4	8	7.3	65	1.1	0.11
		7	2	6	7.4	2.8	5.7	1	11	100	4.2	0.070
12	鴨田川（上流）	6	6	13	9.2	0.6	2.4	1	11	65	1.2	0.035
		7	2	6	8	3.1	4.2	5	12	150	3.1	0.090
13	鴨田川（藤ノ木川合流点）	6	5	15	9.5	2.0	2.5	1	9.7	130	1.5	0.054
		6	6	13	10.3	<0.5	3.9	5	9.3	150	1.3	0.027
		6	8	21	10.0	<0.5	3.1	<1	9.4	230	0.91	0.033
		6	10	11	8.5	2.3	5.6	1	9.9	310	1.6	0.240
		6	12	5	9.2	1.4	3.3	2	10	50	2.1	0.050
		7	2	6	9.4	4.5	4.1	6	15	370	2.6	0.040
14	森孝川	6	6	13	7.3	<0.5	5.9	8	6.5	75	2.1	0.14
		7	2	6	7.3	6.2	8.9	3	9.4	710	5.3	0.67

注）表中の番号は、図 3.1.12 の番号に対応する。

【生活環境の保全に関する環境基準（参考）】

項目類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数
D	工業用水2級 農業用水 工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/l以下	100mg/l以下	2mg/l以上	－

注）香流川は、水域の指定がないため、矢田川上流（大森橋上流）の基準であるD類型を参考にしている。
出典：「水質 河川・池の水質調査」（長久手市ホームページ）

表 3.1.22　河川の水質調査結果（名古屋市：令和7年度）

項目＼測定場所		15 香流川（下川原橋）								
Date		2025/5/15	2025/7/10	2025/9/10	2025/11/6	2026/1/8	2026/3/5	平均値	最大値	最小値
採水時刻		12:10	11:50	12:00	11:45	11:45	12:00	－	－	－
気温	℃	28.6	35.1	36.3	23.0	8.8	12.2	24.0	36.3	8.8
水温	℃	23.9	29.3	29.8	21.2	13.9	16.2	22.4	29.8	13.9
水色		灰緑	茶	無色透明	茶褐	緑褐	緑褐	－	－	－
水深	m	0.3	0.5	0.4	0.2	0.2	0.3	0.3	0.5	0.2
pH		7.0	7.0	7.6	7.5	7.1	7.5	7.3	7.6	7.0
透視度		71	95	100<	100<	75	40	－	100<	40
DO	mg/L	8.0	7.4	8.0	9.5	8.2	9.1	8.4	9.5	7.4
BOD	mg/L	7.1	5.6	1.8	2.6	11.8	8.0	6.2	11.8	1.8
COD	mg/L	6.4	7.8	6.8	7.6	7.8	9.2	7.6	9.2	6.4
Cl	mg/L	1.3E+01	1.8E+01	2.3E+01	1.9E+01	3.0E+01	2.5E+01	2.1E+01	3.0E+01	1.3E+01
SS	mg/L	6.2	5.3	3.2	3.1	4.6	8.3	5.1	8.3	3.1
T-N	mg/L	3.08	2.99	2.24	2.08	4.86	2.89	3.02	4.86	2.08
K-N	mg/L	1.24	1.31	0.31	0.32	2.42	1.16	1.13	2.42	0.31
NO3-N	mg/L	0.93	1.09	1.61	1.29	2.12	1.54	1.43	2.12	0.93
NO2-N	mg/L	0.90	0.59	0.32	0.47	0.33	0.19	0.47	0.90	0.19
T-P	mg/L	0.20	0.38	0.20	0.22	0.31	0.37	0.28	0.38	0.20
PO4-P	mg/L	0.10	0.28	0.12	0.11	0.16	0.15	0.15	0.28	0.10
MPN	MPN/100mL	1.2E+02	3.2E+02	1.5E+02	<100	<100	1.6E+03	－	1.6E+03	<100

注）表中の番号は、図 3.1.12 の番号に対応する。
出典：「令和 7 年度　河川水質調査結果」（名古屋市ホームページ）

表 3.1.23　ため池の水質調査結果（長久手市：令和6年度）

項目＼測定場所		1 新池		2 立石池		3 宮ヶ洞池	
年月日		6.6.13	7.2.5	6.6.12	7.2.5	6.6.12	7.2.5
採水時間	－	9:10	16:20	16:15	16:45	15:50	17:00
気温	℃	27.7	3.6	33.3	5.4	32.6	1.8
水温	℃	25.3	6.4	27.7	6.9	25.5	6.8
pH	－	7.6	8.6	7.8	7.4	8.5	7.7
BOD	mg/L	1.3	17	1.1	2.8	1.0	2.9
COD	mg/L	5.5	22	4.0	4.5	2.8	5.9
SS	mg/L	5	21	3	2	2	5
DO	mg/L	8.5	14	8.3	11	9.3	11
大腸菌群数	MPN/100mL	3	35	<1	<1	1	1
全窒素	mg/L	1.1	6.1	0.23	0.32	0.24	0.26
全りん	mg/L	0.16	0.70	0.017	0.018	0.018	0.025
電気伝導率	mS/m	11	57	5.7	6.0	6.2	11
アンモニア性窒素	mg/L	0.04	1.2	0.10	0.06	0.07	0.04
硝酸性窒素	mg/L	0.25	1.9	<0.05	<0.05	0.08	<0.05
亜硝酸性窒素	mg/L	<0.05	0.14	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
有機体窒素	mg/L	0.77	2.9	0.11	0.26	0.1	0.22
陰イオン界面活性剤	mg/L	<0.02	0.03	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02

注）表中の番号は、図 3.1.12の番号に対応する。
出典：「水質 河川・池の水質調査」（長久手市ホームページ）

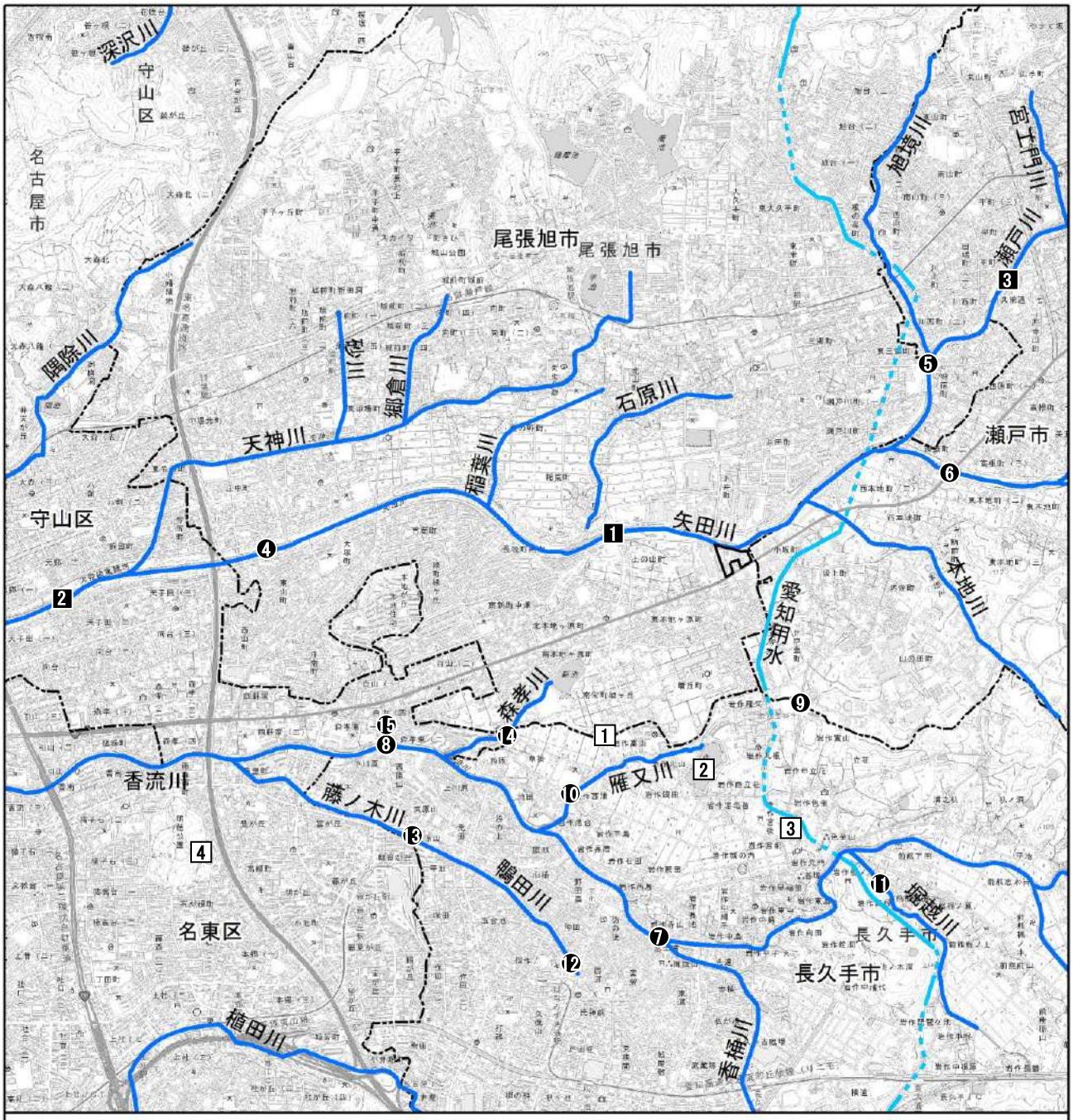
表 3.1.24　ため池の水質調査結果（名古屋市：令和7年度）

項目＼測定場所		4						
		明徳池						
採水月日		20250402	20250723	20251009	20260121	年平均値	最大値	最小値
採水時刻		10:57	12:10	10:25	欠測	－	－	－
気温	℃	15.0	34.5	26.3	－	25.3	34.5	15.0
水温	℃	14.9	33.2	25.5	－	24.5	33.2	14.9
水色		褐色	茶褐	緑褐	－	－	－	－
pH	比色	6.6	7.0	7.2	－	6.9	7.2	6.6
透視度	cm	23	15	16	－	18	23	15
DO	mg/L	9.4	8.3	8.9	－	8.9	9.4	8.3
BOD	mg/L	5.4	3.0	4.1	－	4.2	5.4	3.0
COD	mg/L	13.3	12.0	18.7	－	14.7	18.7	12.0
Cl	mg/L	4.7	4.4	4.5	－	4.5	4.7	4.4
SS	mg/L	20.2	13.7	30.7	－	21.6	30.7	13.7
全窒素	mg/L	1.21	0.90	1.35	－	1.15	1.35	0.90
全リン	mg/L	0.074	0.062	0.114	－	0.083	0.114	0.062
Chl.a	μg/L	39	26	62	－	42	62	26

注 1）表中の番号は、図 3.1.12 の番号に対応する。
注 2）工事等の影響により採水不可のため欠測あり。
出典：「令和 7 年度　ため池水質調査結果」（名古屋市ホームページ）

3.1.5.3　水底の底質

矢田川（大森橋）では水底の底質に係る調査（ダイオキシン類）が実施されており、令和 7 年度の調査結果をみると 0.34pg-TEQ/g であり、環境基準（150pg-TEQ/g）を満足している。



注）図中の番号は、表 3.1.18～表 3.1.24の番号と対応する。
出典：「国土数値情報（河川データ）」（国土交通省国土政策局国土情報課ホームページ）
「令和7年版尾張旭市の統計」（令和8年3月　尾張旭市）
「令和7年度版第3次瀬戸市環境基本計画年次報告書」（令和7年10月　瀬戸市）
「水質 河川・池の水質調査」（長久手市ホームページ）
「令和7年度　河川水質調査結果」（名古屋市ホームページ）
「令和6（2024）年度公共用水域及び地下水の水質調査結果」（愛知県ホームページ）
「令和7年度　ため池水質調査結果」（名古屋市ホームページ）
「愛知用水事業平面図」（水資源機構 愛知用水総合事業部）
「電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成」

図 3.1.12　主要な河川・用水路等の分布状況

3.1.6　地形及び地質の状況

3.1.6.1　地形

対象事業実施区域及びその周囲の地形分類図は、図 3.1.13 に示すとおりである。

対象事業実施区域の地形は砂礫台地となっており、瀬戸川から矢田川にかけての北岸地域及び矢田川と香流川に挟まれた地域は河岸段丘である矢田川台地が分布している。また、矢田川北岸や香流川沿いには、谷底平野・氾濫平野が見られる。人工改変地も点在している。

3.1.6.2　地質

対象事業実施区域及びその周囲の表層地質図は、図 3.1.14 に示すとおりである。

対象事業実施区域の表層地質は半固結堆積物の砂・泥の互層となっており、同様の地質が南東側の丘陵地にも広がっている。また、対象事業実施区域西側から北側を通って東側にかけては未固結堆積物の砂・泥が広がっているほか、対象事業実施区域南側から南西側にかけては未固結堆積物の礫を主とする層が広くみられる。

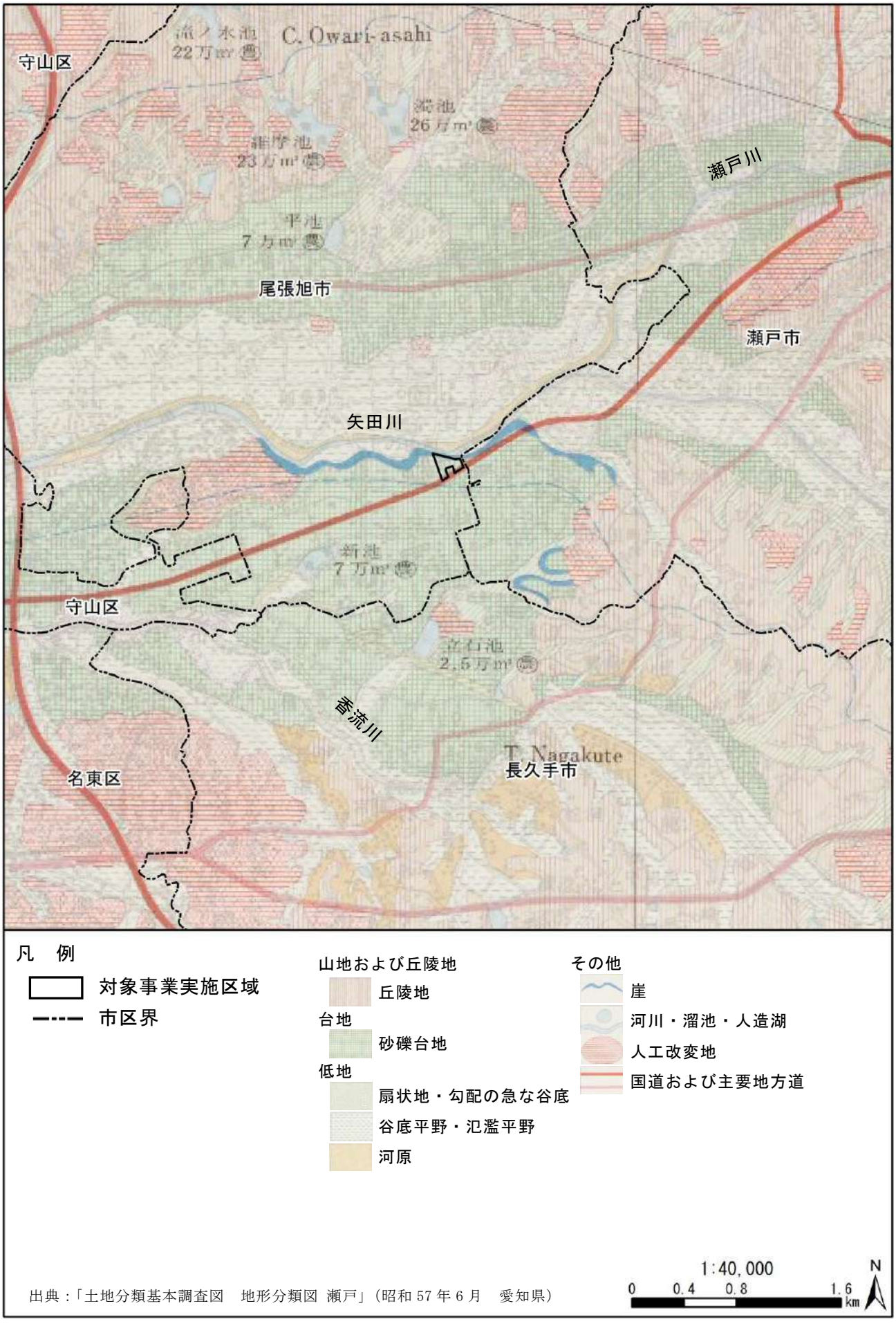
3.1.6.3　重要な地形・地質

「日本の地形レッドデータブック　第 1 集」（平成 6 年 2 月　小泉・青木編）や「日本の地形レッドデータブック　第 2 集」（平成 14 年 3 月　小泉・青木編）、「第 3 回自然環境保全基礎調査」（平成元年　環境庁）等によると、対象事業実施区域及びその周囲には重要な地形・地質は存在していない。

3.1.6.4　断層

対象事業実施区域及びその周囲の活断層の状況は、図 3.1.15 に示すとおりである。

対象事業実施区域の南東側に、推定活断層（地表）（位置やや不明確）が存在している。



出典：「土地分類基本調査図　地形分類図 瀬戸」（昭和 57 年 6 月　愛知県）

図 3.1.13　地形分類図


守山区
尾張旭市
瀬戸市
守山区
名東区
長久手市
凡　例
対象事業実施区域
市区界
未固結堆積物
Sm 砂・泥
g 礫を主とする層
半固結堆積物
Sm 砂・泥の互層
g 礫層
Sm 砂・粘土
固結堆積物
altsm 粘板岩・砂岩
深成岩
Gr 花崗岩質岩石
走向及び傾斜
断層
地すべり防止区域
砂防指定地
人為的に攪乱を受けた部分
柱状断面位置
断面線
1:40,000
0 0.4 0.8 1.6 km
N
出典：「土地分類基本調査図　表層地質図 瀬戸」（昭和 57 年 6 月　愛知県）

図 3.1.14　表層地質図

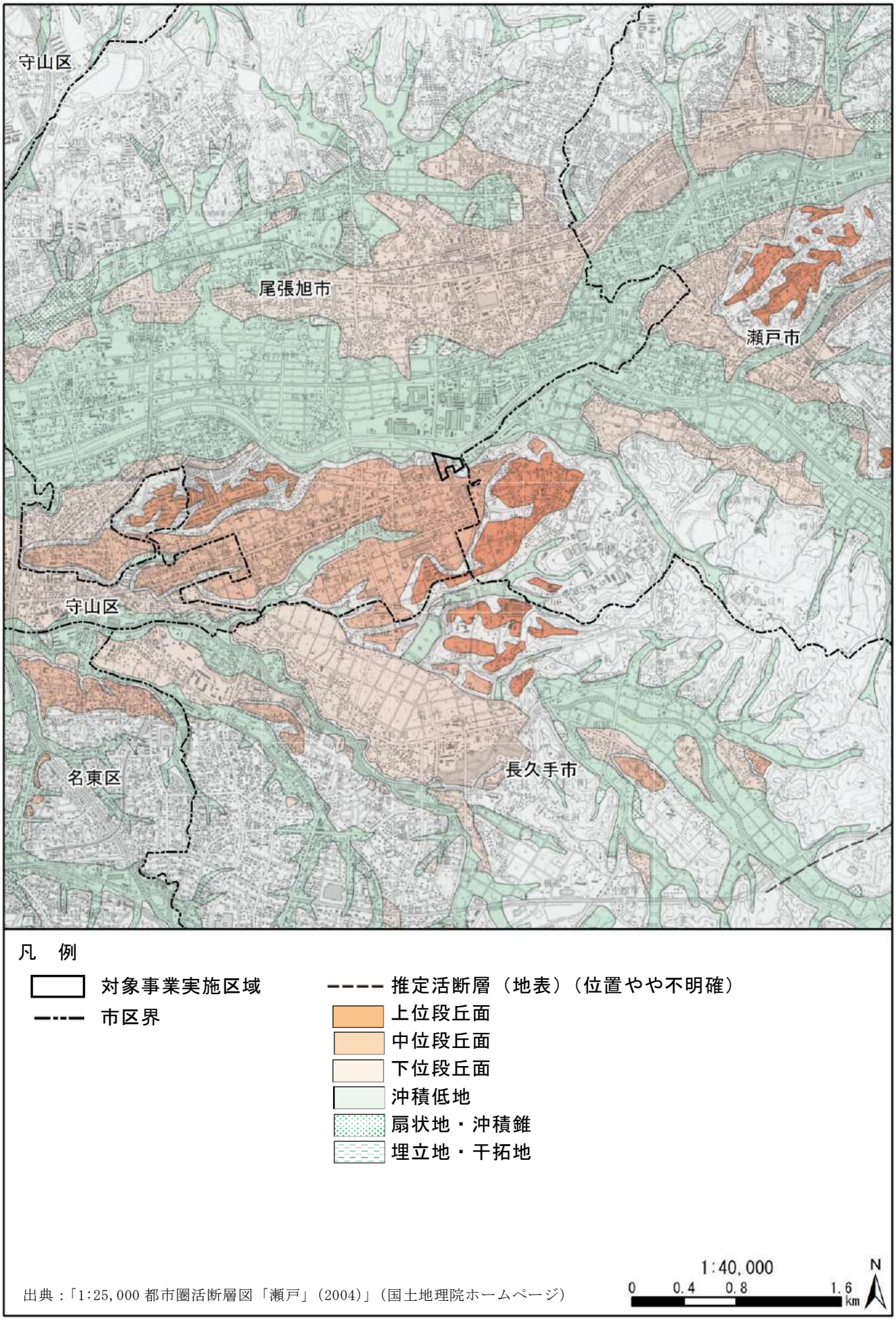


図 3.1.15　活断層の位置

3.1.7　地盤、地下水及び土壌の状況

3.1.7.1　地盤沈下

対象事業実施区域西側に位置する名古屋市では、地盤沈下の調査が行われており、令和 7 年調査結果は、表　3.1.25 に示すとおりである。201 地点で水準測量が実施されており、令和 6 年調査結果と令和 7 年調査結果を比較すると、その変動量の平均は-3.7㎜で、地盤沈下の目安とされる 1 ㎝以上の沈下がみられた地点はなかった。なお、尾張旭市、瀬戸市及び長久手市では調査は実施されていない。

表 3.1.25　地盤沈下の状況（令和7年）

市名	有効水準点数	沈下点数	変動量（㎜）		
			平均	最大（-）	最低（+）
名古屋市	201 (250)	180 (95)	-3.7 (+1.2)	-6.7 (-7.6)	+3.7 (+10.9)

注 1)（　）内は、前回測量時である令和 6 年数値。
注 2）変動量は 1 年間に換算した変動量を示す。
出典：「2025 年　地盤沈下調査結果」（令和 8 年 8 月　愛知県）

3.1.7.2　地下水

対象事業実施区域及びその周囲における地下水質調査結果は、表 3.1.26 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲の地下水質の調査としては、地下水質の概況を把握するためのメッシュ調査が 4 地点、過去に地下水汚染が判明した地域の継続的な監視を行うための定期モニタリング調査が 5 地点で実施されている。

定期モニタリングの調査結果をみると、長久手市前熊でふっ素が環境基準を超過している。

表 3.1.26(1)　地下水質調査結果（令和6年度　概況調査（メッシュ））

調査項目	調査地点	尾張旭市稲葉町	瀬戸市共栄通	環境基準
	調査区分	概況調査（メッシュ）		
カドミウム	mg/L	<0.0005	<0.0005	0.003 以下
全シアン	mg/L	<0.1	<0.1	検出されないこと
鉛	mg/L	<0.005	<0.005	0.01 以下
六価クロム	mg/L	<0.01	<0.01	0.02 以下
砒素	mg/L	<0.005	<0.005	0.01 以下
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	mg/L	－	－	検出されないこと
PCB	mg/L	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
クロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/L	0.008	<0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	0.01 以下
セレン	mg/L	<0.002	<0.002	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	4.7	2.7	10 以下
ふっ素	mg/L	<0.08	0.19	0.8 以下
ほう素	mg/L	<0.02	0.04	1 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	0.05 以下
pH		6.7	5.5	
電気伝導率	mS/m	20	13	

注 1）表中の「<」は、報告下限値未満であることを示す。
注 2）表中の「－」は、調査を行っていないことを示す。
注 3）表中の「　」は、環境基準を超過していることを示す。
出典：「令和 6（2024）年度公共用水域及び地下水の水質調査結果」（愛知県ホームページ）

表 3.1.26(2)　地下水質調査結果（令和6年度　概況調査（メッシュ））

調査項目	調査地点	守山区下志段味四丁目	名東区本郷三丁目	環境基準
	調査区分	概況調査（メッシュ）		
カドミウム	mg/L	<0.0005	<0.0005	0.003 以下
全シアン	mg/L	<0.1	<0.1	検出されないこと
鉛	mg/L	<0.005	<0.005	0.01 以下
六価クロム	mg/L	<0.01	<0.01	0.02 以下
砒素	mg/L	<0.005	<0.005	0.01 以下
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	mg/L	－	－	検出されないこと
PCB	mg/L	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
クロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	0.01 以下
セレン	mg/L	<0.002	<0.002	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.25	0.10	10 以下
ふっ素	mg/L	0.10	0.09	0.8 以下
ほう素	mg/L	<0.02	<0.02	1 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	0.05 以下
pH		6.2	5.9	
電気伝導率	mS/m	16	11	

注 1）表中の「<」は、報告下限値未満であることを示す。
注 2）表中の「－」は、調査を行っていないことを示す。
注 3）表中の「　」は、環境基準を超過していることを示す。
出典：「令和 6（2024）年度公共用水域及び地下水の水質調査結果」（愛知県ホームページ）

表 3.1.26(3)　地下水質調査結果（令和6年度　定期モニタリング）

調査項目	調査地点	長久手市前熊		環境基準
	調査区分	定期モニタリング（継続監視）調査（概況調査等により判明した汚染）		
	発端・周辺の区分	発端井戸	周辺井戸	
	井戸場所	長久手市前熊	長久手市前熊	
カドミウム	mg/L	－	－	0.003 以下
全シアン	mg/L	－	－	検出されないこと
鉛	mg/L	－	－	0.01 以下
六価クロム	mg/L	－	－	0.02 以下
砒素	mg/L	－	－	0.01 以下
総水銀	mg/L	－	－	0.0005 以下
アルキル水銀	mg/L	－	－	検出されないこと
PCB	mg/L	－	－	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	－	－	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	－	－	0.002 以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	mg/L	－	－	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	－	－	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	－	－	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	－	－	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	－	－	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	－	－	0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/L	－	－	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	－	－	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	－	－	0.002 以下
チウラム	mg/L	－	－	0.006 以下
シマジン	mg/L	－	－	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	－	－	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	－	－	0.01 以下
セレン	mg/L	－	－	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	－	－	10 以下
ふっ素	mg/L	9.6	<0.08	0.8 以下
ほう素	mg/L	－	－	1 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	－	－	0.05 以下
pH		7.4	5.9	
電気伝導率	mS/m	18	10	

注 1）表中の「<」は、報告下限値未満であることを示す。
注 2）表中の「－」は、調査を行っていないことを示す。
注 3）表中の「　」は、環境基準を超過していることを示す。
出典：「令和 6（2024）年度公共用水域及び地下水の水質調査結果」（愛知県ホームページ）

表 3.1.26(4)　地下水質調査結果（令和6年度　定期モニタリング）

調査項目	調査地点	長久手市 岩作			環境基準
	調査区分	定期モニタリング調査（事業者からの報告等により判明した汚染）			
	発端・周辺の区分	発端代替	周辺井戸 1	周辺井戸 2	
	井戸場所	長久手市 岩作	長久手市 岩作	長久手市 岩作	
カドミウム	mg/L	－	－	－	0.003 以下
全シアン	mg/L	－	－	－	検出されないこと
鉛	mg/L	－	－	－	0.01 以下
六価クロム	mg/L	－	－	－	0.02 以下
砒素	mg/L	－	－	－	0.01 以下
総水銀	mg/L	－	－	－	0.0005 以下
アルキル水銀	mg/L	－	－	－	検出されないこと
PCB	mg/L	－	－	－	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	－	－	－	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	－	－	－	0.002 以下
クロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	－	－	－	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	－	－	－	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	－	－	－	0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	0.010	<0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	－	－	－	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	－	－	－	0.002 以下
チウラム	mg/L	－	－	－	0.006 以下
シマジン	mg/L	－	－	－	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	－	－	－	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	－	－	－	0.01 以下
セレン	mg/L	－	－	－	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	－	－	－	10 以下
ふっ素	mg/L	－	－	－	0.8 以下
ほう素	mg/L	－	－	－	1 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	－	－	－	0.05 以下
pH		6.3	6.9	5.7	
電気伝導率	mS/m	11	16	9.1	

注 1）表中の「<」は、報告下限値未満であることを示す。
注 2）表中の「－」は、調査を行っていないことを示す。
注 3）表中の「　」は、環境基準を超過していることを示す。
出典：「令和 6（2024）年度公共用水域及び地下水の水質調査結果」（愛知県ホームページ）

3.1.7.3　土壌

(1) 土壌

対象事業実施区域及びその周囲の土壌図は、図 3.1.16 に示すとおりである。

対象事業実施区域の土壌は市街地・人工改変地・ゴルフ場・その他となっている。対象事業実施区域の周囲は、黄色土壌の乙部統、古屋統、中畑統及び灰色低地土壌の針曽根統等となっている。

(2) 土壌汚染

対象事業実施区域及びその周囲では、表 3.1.27 に示す場所が「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）に係る形質変更時要届出区域に指定されている。

なお、対象事業実施区域及びその周囲は「土壌汚染対策法」に係る要措置区域には指定されていない。

表 3.1.27　形質変更時要届出区域

指定番号	指定年月日	区域が存在する場所	区域の面積	基準に適合しない特定有害物質
形-35	令和 3 年 2 月 26 日	長久手市岩作雁又 1 番 11 及び 1 番 12 並びに岩作北山 4 番 11 及び 4 番 15 の各一部	158.2m^2	砒素及びその化合物（溶出）
形-81	令和 7 年 7 月 29 日 （一部解除） 令和 8 年 5 月 1 日	長久手市蟹原 2209 番の一部	600m^2	クロロエチレン（溶出） 1,2-ジクロロエチレン（溶出） トリクロロエチレン（溶出）

注）令和 8 年 7 月 31 日時点
出典：「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域の指定状況」（愛知県ホームページ）

(3) 土地利用の履歴

「地図・空中写真閲覧サービス」（国土交通省国土地理院ホームページ）によると、対象事業実施区域及びその周囲の土地利用は、昭和 35 年ごろまでは主に荒地となっており、その後、対象事業実施区域近傍には工場や耕作地等が見られるようになる。対象事業実施区域は、昭和 48 年 8 月に破砕処理施設、昭和 49 年 7 月にごみ焼却施設が完成し、それぞれ平成 2 年 3 月、平成 4 年 3 月まで稼働していた。その後、平成 2 年 3 月に現粗大ごみ処理施設、平成 4 年 3 月に現晴丘センターが建設され、現在も稼働している。


守山区
尾張旭市
瀬戸市
守山区
名東区
長久手市
凡　例
対象事業実施区域
市区界
乾性褐色森林土壌(未熟土色)
矢田川統
相野山統
黄色土壌
古屋統
乙部統
西尾統
大泉寺統
岩ヶ根統
中畑統
石浜統
灰色台地土壌
戸ヶ崎統
細粒灰色低地土壌
大治統
灰色低地土壌
針曽根統
粗粒灰色低地土壌
大草統
細粒グライ土壌
米津統
志籠谷統
グライ土壌
広面統
その他
市街地・人工改変地・ゴルフ場・その他
1:40,000
0　0.4　0.8　1.6 km
N
出典：「土地分類基本調査図　土じょう図 瀬戸」(昭和 57 年 6 月　愛知県)

図 3.1.16　土壌図

3.1.8　動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

3.1.8.1　動物

(1) 動物相の概要

対象事業実施区域及びその周囲の動物の状況については、表 3.1.28 に示す既存資料により整理した。

表 3.1.28(1)　確認文献一覧

番号	文献	分布想定種
1	「レッドデータブックあいち 2020」 （令和 2 年 3 月　愛知県）	調査対象とした野生動物（哺乳類、爬虫類、両生類、昆虫類、クモ類）のうち、対象事業実施区域及びその周囲を含むメッシュ内で確認されている種又は尾張旭市、瀬戸市、長久手市、名古屋市での分布記載のある種 （鳥類、魚類、貝類はメッシュ情報なし）
2	名古屋市版レッドリスト 2025 （令和 7 年 4 月　名古屋市） レッドデータブックなごや 2025 動物編 （令和 7 年 4 月　名古屋市）	調査対象とした野生動物（哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫類、クモ類、貝類）のうち、新規掲載種が対象事業実施区域及びその周囲に含まれる名古屋市守山区、名東区で確認されている種
3	「第 2 回～第 7 回自然環境保全基礎調査」 （昭和 53 年～平成 24 年　環境省） 哺乳類（中大型哺乳類分布調査、要注意鳥獣（クマ等）生息分布調査） （平成 27 年度～令和 3 年度　環境省）	調査対象とした野生動物（哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫類、貝類）のうち、対象事業実施区域及びその周囲を含むメッシュ内で確認されている種
4	「全国鳥類繁殖分布調査報告 日本の鳥の今を描こう　2016－2021 年」 （令和 3 年 10 月　鳥類繁殖分布調査会）	調査対象とした野生動物（鳥類）のうち対象事業実施区域及びその周囲を含むメッシュ内で確認されている種
5	「全国鳥類越冬分布調査報告 2016－2022 年」 （令和 5 年 2 月　特定非営利活動法人 バードリサーチ　公益財団法人 日本野鳥の会）	調査対象とした野生動物（鳥類）のうち対象事業実施区域及びその周囲を含むメッシュ内で確認されている種
6	「愛知の野鳥 1995」 （愛知県農地林務部自然保護課）	対象事業実施区域及びその周囲を含むメッシュ内で確認されている種
7	令和 3 年度　河川水辺の国勢調査 （令和 4 年　愛知県）	調査対象とした野生動物（魚類）のうち矢田川で確認されている種
8	尾張旭市自然環境基礎調査報告書 （平成 13 年 3 月、令和 5 年 3 月　尾張旭市）	調査で確認されている種
9	尾張旭市誌（本文編）（1971 年　尾張旭市）	市誌に記載されている鳥類、魚類、貝類、昆虫類、両生類、爬虫類、その他動物
10	瀬戸市史　資料編 2(自然) （1986 年 3 月　瀬戸市）	目録記載の種
11	海上の森　確認種リスト(令和元年　愛知県)	調査で確認されている種
12	長久手町史　資料編 2　自然 （昭和 58 年 4 月　長久手町）	目録記載の種
13	名古屋市生物目録（2015 年　名古屋市）	名古屋市の生物目録（哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫類、クモ類、貝類）なお、海域・干潟を生息環境とする種は除く。
14	なごや生きものマップ （令和 8 年 7 月現在　名古屋市）	対象事業実施区域及びその周囲に含まれる地域で確認されている種

表 3.1.28(2)　確認文献一覧

番号	文献	分布想定種
15	なごや生きもの一斉調査 （2025 カエル編、2023 ハエトリグモ編、2022 陸貝編、2021 テントウムシ編、2020 バッタ編、2018 アリ編、2017 淡水貝編、2016 セミの抜け殻編、2015 カマキリ編、2014 甲殻類編、H24 なごやで探そう!カタツムリ、H24 なごや丸ごと鳥さがし!!） （平成 25 年 3 月～令和 8 年 3 月　名古屋市）	調査対象とした野生動物のうち、対象事業実施区域及びその周囲に含まれている名古屋市守山区、名東区で確認されている種
16	市内ため池における 2017 年度及び 2021 年度の生物調査結果概要（底生動物，魚類，両生類） （令和 5 年 2 月　名古屋市環境科学調査センター年報）	調査対象とした野生動物のうち、対象事業実施区域及びその周囲に含まれている名古屋市守山区、名東区のため池で確認されている種
17	新修名古屋市史資料編　自然　目録 （平成 20 年 3 月　名古屋市）	目録記載の種 なお、海域・干潟を生息環境とする種は除く。

① 哺乳類

対象事業実施区域及びその周囲で見られる哺乳類は、表 3.1.29 に示すとおり、7 目 20 科 40 種である。

対象事業実施区域及びその周囲では、農地や河川敷等の草地や樹林を生息環境とするタヌキ、キツネ、ニホンイタチ、市街地や河川上空等ひらけた空間を利用するアブラコウモリなどが確認されている。

また、アライグマやヌートリアといった外来種も確認されている。

表 3.1.29　確認種一覧（哺乳類）

No.	目名	科名	種名	学名	文献番号									
					1	2	3	8	10	11	12	13	14	17
1	モグラ目（食虫目）	トガリネズミ科	ジネズミ	*Crocidura dsinezumi*	●	●	●			●		●		●
2		モグラ科	ヒミズ	*Urotrichus talpoides*		●	●	●	●	●	●	●		●
3			シナノミズラモグラ	*Eurosaptor mizura ohtai*							●			
4			アズマモグラ	*Mogera imaizumii*						●				
5			コウベモグラ	*Mogera wogura*	●	●	●	●		●		●		●
－			モグラ属の一種	*Mogera* sp.				●		●				
6	コウモリ目（翼手目）	キクガシラコウモリ科	コキクガシラコウモリ（ニホンコキクガシラコウモリ）	*Rhinolophus cornutus (P. c. cornutus)*						●				
7			キクガシラコウモリ	*Rhinolophus ferrumequinum*	●	●				●		●		●
8		ヒナコウモリ科	アブラコウモリ	*Pipistrellus abramus*			●	●	●	●	●	●		●
9			ヤマコウモリ	*Nyctalus aviator*	●									
－			ヒナコウモリ科の一種	Vespertilionidae sp.				●						
10		オヒキコウモリ科	オヒキコウモリ	*Tadarida insignis*	●	●						●		
－		－	コウモリ目（翼手目）	Chiroptera				●		●				
11	サル目（霊長目）	オナガザル科	ニホンザル	*Macaca fuscata*			●			●		●		●
12	ウサギ目	ウサギ科	ノウサギ	*Lepus brachyurus*	●	●	●		●	●		●		●
13			アナウサギ	*Oryctolagus cuniculus*										●
14	ネズミ目（齧歯目）	リス科	ニホンリス	*Sciurus lis*	●	●	●	●	●	●		●		●
15			シマリス（チョウセンシマリス）	*Tamias sibiricus (T. s. barberi)*					●					
16			ムササビ	*Petaurista leucogenys*	●	●		●	●	●		●		●
17		ネズミ科	スミスネズミ	*Craseomys smithii*						●				
18			ハタネズミ	*Alexandromys montebelli*	●	●	●				●	●		●
19			アカネズミ	*Apodemus speciosus*		●	●	●		●	●	●		●
20			ヒメネズミ	*Apodemus argenteus*						●				
21			カヤネズミ	*Micromys minutus*	●	●	●	●		●	●	●		●
22			ハツカネズミ	*Mus musculus*			●	●				●		●
23			クマネズミ	*Rattus rattus*							●	●		●
24			ドブネズミ	*Rattus norvegicus*			●				●	●	●	●
－			ネズミ科の一種	Muridae sp.						●				
25		ヌートリア科	ヌートリア	*Myocastor coypus*			●	●		●		●		●
26	ネコ目（食肉目）	クマ科	ツキノワグマ	*Ursus thibetanus*	●		●			●				
27		アライグマ科	アライグマ	*Procyon lotor*			●	●		●		●	●	●
28		イヌ科	タヌキ	*Nyctereutes procyonoides*		●	●	●	●	●		●	●	●
29			キツネ	*Vulpes vulpes*		●	●	●	●	●	●	●		●
30			ノイヌ（オオカミ）	*Canis lupus*						●				●
31		イタチ科	テン（ホンドテン）	*Martes melampus (M. m. melampus)*	●	●	●	●	●	●		●		●
32			シベリアイタチ	*Mustela sibirica*			●	●				●		●
33			ニホンイタチ	*Mustela itatsi*		●		●	●		●	●		
－			イタチ属の一種	*Mustela* sp.			●	●		●				●
34			アナグマ	*Meles anakuma*						●		●		●
35		ジャコウネコ科	ハクビシン	*Paguma larvata*			●	●		●		●		●
36		ネコ科	ノネコ	*Felis catus*				●		●				●
37	ウシ目（偶蹄目）	イノシシ科	イノシシ	*Sus scrofa*			●	●	●	●		●		●
38			交雑イノシシ（イノブタ）	*Sus scrofa*				●						
39		シカ科	ニホンジカ	*Cervus nippon*			●	●		●		●		●
40		ウシ科	カモシカ	*Capricornis crispus*		●	●	●		●		●		●
	7目	20科	40種		12種	16種	23種	21種	11種	29種	10種	28種	3種	29種

注1）表中の文献番号は表 3.1.28の番号と対応する。
注2）種名及び配列については原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（令和7年10月　国土交通省）に準拠した。

② 鳥類

対象事業実施区域及びその周囲で見られる鳥類は、表 3.1.30 に示すとおり、22 目 71 科 326 種である。

住宅地周辺を利用するスズメやムクドリ、メジロ、河川敷や水田等耕作地を利用するコサギ、アオサギ等サギ科や草地を利用するヒバリ、ケリ、樹林地を生息環境とするカケスやヤマガラ等のシジュウカラ科、オオルリ等ヒタキ科が確認されているほか、タカ科、フクロウ科などの生態系上位種も確認されている。また、ソウシチョウやガビチョウ等の外来種も確認されている。

表 3.1.30(1)　確認種一覧（鳥類）

No.	目名	科名	種名	学名	文献番号													
					1	2	3	4	5	6	8	9	10	11	12	13	15	17
1	カモ目	カモ科	コクガン	*Branta bernicla*					●									
2			ヒシクイ	*Anser fabalis*					●		●	●				●		●
3			マガン	*Anser albifrons*					●		●	●				●		●
4			カリガネ	*Anser erythropus*					●									
5			コブハクチョウ	*Cygnus olor*				●	●									
6			コハクチョウ	*Cygnus columbianus*					●		●					●		
7			オオハクチョウ	*Cygnus cygnus*					●									
8			ツクシガモ	*Tadorna tadorna*	●				●							●		●
9			アカツクシガモ	*Tadorna ferruginea*												●		
10			オシドリ	*Aix galericulata*	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●		●
11			トモエガモ	*Sibirionetta formosa*	●				●	●	●					●		●
12			シマアジ	*Spatula querquedula*												●		●
13			ハシビロガモ	*Spatula clypeata*			●		●	●	●		●	●		●	●	●
14			オカヨシガモ	*Mareca strepera*					●	●	●					●		●
15			ヨシガモ	*Mareca falcata*			●		●	●	●			●		●	●	●
16			ヒドリガモ	*Mareca penelope*					●	●	●		●	●		●	●	●
17			アメリカヒドリ	*Mareca americana*					●	●	●					●		●
18			カルガモ	*Anas zonorhyncha*			●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●
19			マガモ	*Anas platyrhynchos*			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
20			オナガガモ	*Anas acuta*			●		●	●	●		●	●		●	●	●
21			コガモ	*Anas crecca*			●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
22			オオホシハジロ	*Aythya valisineria*					●		●							
23			ホシハジロ	*Aythya ferina*			●	●	●	●	●			●	●	●	●	●
24			アカハジロ	*Aythya baeri*					●							●		
25			メジロガモ	*Aythya nyroca*					●									
26			クビワキンクロ	*Aythya collaris*												●		
27			キンクロハジロ	*Aythya fuligula*			●	●	●	●	●			●	●	●	●	●
28			スズガモ	*Aythya marila*					●	●	●			●		●		●
29			シノリガモ	*Histrionicus histrionicus*	●				●									
30			ビロードキンクロ	*Melanitta stejnegeri*	●				●									
31			クロガモ	*Melanitta americana*	●				●									
32			コオリガモ	*Clangula hyemalis*					●							●		●
33			ホオジロガモ	*Bucephala clangula*					●		●					●		●
34			ミコアイサ	*Mergellus albellus*			●		●	●	●			●		●	●	●
35			カワアイサ	*Mergus merganser*	●				●	●	●					●		●
36			ウミアイサ	*Mergus serrator*					●							●		
37			コウライアイサ	*Mergus squamatus*					●		●							
38			アヒル	*Anas platyrhynchos var.domesticus*							●							
39	キジ目	キジ科	ヤマドリ	*Syrmaticus soemmerringii*			●	●	●	●	●	●	●	●		●		●
40			キジ	*Phasianus versicolor*			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●
41			ウズラ	*Coturnix japonica*	●			●	●		●	●				●		
－			キジ科の一種	Phasianidae sp.										●				
42	ヨタカ目	ヨタカ科	ヨタカ	*Caprimulgus jotaka*	●		●	●		●	●	●	●	●	●	●		●
43	アマツバメ目	アマツバメ科	ハリオアマツバメ	*Hirundapus caudacutus*						●	●			●		●		●
44			アマツバメ	*Apus pacificus*				●		●	●		●	●		●		●
45			ヒメアマツバメ	*Apus nipalensis*				●	●		●			●		●		●
46	カッコウ目	カッコウ科	ジュウイチ	*Hierococcyx hyperythrus*	●			●			●			●		●		●
47			ホトトギス	*Cuculus poliocephalus*			●	●		●	●	●	●	●	●	●		●
48			ツツドリ	*Cuculus optatus*	●			●		●	●		●	●	●	●		●
49			カッコウ	*Cuculus canorus*	●		●	●		●	●		●	●		●		●
50	ハト目	ハト科	キジバト	*Streptopelia orientalis*			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
51			アオバト	*Treron sieboldii*				●	●	●	●		●	●	●	●		●
52	ツル目	クイナ科	クイナ	*Rallus indicus*	●		●	●	●	●	●		●	●	●	●		●
53			バン	*Gallinula chloropus*	●		●	●	●	●	●		●	●	●	●		●
54			オオバン	*Fulica atra*				●	●	●	●			●		●	●	●
55			シマクイナ	*Coturnicops exquisitus*					●									
56			ヒクイナ	*Zapornia fusca*	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●		●
57			ツルクイナ	*Gallicrex cinerea*												●		
58			シロハラクイナ	*Amaurornis phoenicurus*												●		
59		ツル科	ナベヅル	*Grus monacha*					●									
60	カイツブリ目	カイツブリ科	カイツブリ	*Tachybaptus ruficollis*			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
61			アカエリカイツブリ	*Podiceps grisegena*	●				●									
62			カンムリカイツブリ	*Podiceps cristatus*				●	●	●	●				●	●	●	●
63			ミミカイツブリ	*Podiceps auritus*	●				●							●		●
64			ハジロカイツブリ	*Podiceps nigricollis*					●		●					●		●
65	チドリ目	ミヤコドリ科	ミヤコドリ	*Haematopus ostralegus*					●									
66		セイタカシギ科	セイタカシギ	*Himantopus himantopus*	●			●	●							●		●
67			ソリハシセイタカシギ	*Recurvirostra avosetta*					●									
68		チドリ科	タゲリ	*Vanellus vanellus*			●		●	●	●				●	●		●
69			ケリ	*Vanellus cinereus*	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●
70			ムナグロ	*Pluvialis fulva*					●	●	●					●		●
71			ダイゼン	*Pluvialis squatarola*					●							●		●
72			ハジロコチドリ	*Charadrius hiaticula*					●							●		●
73			イカルチドリ	*Charadrius placidus*	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●		●
74			コチドリ	*Charadrius dubius*			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●
75			シロチドリ	*Charadrius alexandrinus*	●			●	●		●		●	●	●	●		●
76			オオメダイチドリ	*Charadrius leschenaultii*												●		●
77			メダイチドリ	*Charadrius mongolus*					●							●		●

注 1）表中の文献番号は表 3.1.28 の番号と対応する。
注 2）種名及び配列については原則として「日本鳥類目録 改訂第 8 版 掲載鳥類リスト」（令和 6 年 10 月　日本鳥学会）に準拠した。

表 3.1.30(2)　確認種一覧（鳥類）

No.	目名	科名	種名	学名	文献番号													
					1	2	3	4	5	6	8	9	10	11	12	13	15	17
78	チドリ目	タマシギ科	タマシギ	*Rostratula benghalensis*	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●
79		レンカク科	レンカク	*Hydrophasianus chirurqus*												●		
80		シギ科	チュウシャクシギ	*Numenius phaeopus*					●					●	●	●		●
81			コシャクシギ	*Numenius minutus*	●													
82			ホウロクシギ	*Numenius madagascariensis*	●											●		●
83			ダイシャクシギ	*Numenius arquata*	●				●		●	●				●		●
84			オオソリハシシギ	*Limosa lapponica*	●											●		●
85			オグロシギ	*Limosa limosa*	●											●		●
86			キョウジョシギ	*Arenaria interpres*					●							●		●
87			オバシギ	*Calidris tenuirostris*	●											●		●
88			コオバシギ	*Calidris canutus*	●											●		●
89			エリマキシギ	*Calidris pugnax*	●				●							●		●
90			キリアイ	*Calidris falcinellus*	●											●		●
91			ウズラシギ	*Calidris acuminata*	●											●		●
92			サルハマシギ	*Calidris ferruginea*												●		●
93			オジロトウネン	*Calidris temminckii*	●				●							●		●
94			ヒバリシギ	*Calidris subminuta*												●		●
95			ヘラシギ	*Calidris pygmaea*	●													
96			トウネン	*Calidris ruficollis*					●		●			●		●		●
97			ミユビシギ	*Calidris alba*	●				●							●		●
98			ハマシギ	*Calidris alpina*	●		●		●	●				●		●		●
99			ヨーロッパトウネン	*Calidris minuta*					●									
100			シベリアオオハシシギ	*Limnodromus semipalmatus*	●											●		●
101			オオハシシギ	*Limnodromus scolopaceus*	●				●							●		●
102			ヤマシギ	*Scolopax rusticola*	●				●	●	●		●	●		●		●
103			アオシギ	*Gallinago solitaria*	●									●				
104			オオジシギ	*Gallinago hardwickii*	●											●		●
105			タシギ	*Gallinago gallinago*			●		●	●	●	●	●	●	●	●		●
－			タシギ属の一種	*Gallinago* sp.										●				
106			ソリハシシギ	*Xenus cinereus*					●							●		●
107			アカエリヒレアシシギ	*Phalaropus lobatus*							●					●		●
108			イソシギ	*Actitis hypoleucos*			●	●	●	●	●		●	●	●	●		●
109			クサシギ	*Tringa ochropus*			●		●	●	●		●	●		●		●
110			メリケンキアシシギ	*Tringa incana*	●											●		
111			キアシシギ	*Tringa brevipes*						●	●			●		●		●
112			アカアシシギ	*Tringa totanus*	●				●							●		●
113			コアオアシシギ	*Tringa stagnatilis*					●							●		●
114			タカブシギ	*Tringa glareola*	●				●	●	●			●		●		●
115			ツルシギ	*Tringa erythropus*	●				●		●					●		●
116			アオアシシギ	*Tringa nebularia*					●	●	●			●		●		●
117			カラフトアオアシシギ	*Tringa guttifer*	●											●		
118		ツバメチドリ科	ツバメチドリ	*Glareola maldivarum*	●			●										
119		カモメ科	ミツユビカモメ	*Rissa tridactyla*					●							●		●
120			ユリカモメ	*Chroicocephalus ridibundus*			●		●	●	●		●	●		●	●	●
121			ズグロカモメ	*Saundersilarus saundersi*	●				●							●		●
122			ウミネコ	*Larus crassirostris*				●	●		●					●		●
123			カモメ	*Larus canus*					●							●		●
124			ワシカモメ	*Larus glaucescens*					●									
125			シロカモメ	*Larus hyperboreus*					●							●		●
126			セグロカモメ	*Larus vegae*					●		●					●		●
127			オオセグロカモメ	*Larus schistisagus*					●							●		●
128			ニシセグロカモメ	*Larus fuscus*					●									
129			ハシブトアジサシ	*Gelochelidon nilotica*												●		●
130			オニアジサシ	*Hydroprogne caspia*												●		
131			オオアジサシ	*Thalasseus bergii*	●											●		●
132			コアジサシ	*Sternula albifrons*	●		●	●		●	●			●		●		●
133			マミジロアジサシ	*Onychoprion anaethetus*												●		
134			ベニアジサシ	*Sterna dougallii*												●		
135			アジサシ	*Sterna hirundo*												●		●
136			クロハラアジサシ	*Chlidonias hybrida*							●					●		●
137			ハジロクロハラアジサシ	*Chlidonias leucopterus*												●		●
138		トウゾクカモメ科	トウゾクカモメ	*Stercorarius pomarinus*												●		●
139			クロトウゾクカモメ	*Stercorarius parasiticus*												●		
140		ウミスズメ科	ウミスズメ	*Synthliboramphus antiquus*					●		●							
141	アビ目	アビ科	アビ	*Gavia stellata*					●									
142			オオハム	*Gavia arctica*					●									
143	ミズナギドリ目	ミズナギドリ科	オオシロハラミズナギドリ	*Pterodroma externa*												●		
144			オオミズナギドリ	*Calonectris leucomelas*				●								●		●
145			オナガミズナギドリ	*Ardenna pacifica*												●		●
146	コウノトリ目	コウノトリ科	コウノトリ	*Ciconia boyciana*				●	●		●					●		●
147	カツオドリ目	グンカンドリ科	コグンカンドリ	*Fregata ariel*												●		
148		ウ科	ヒメウ	*Urile pelagicus*	●				●		●	●						
149			ウミウ	*Phalacrocorax capillatus*					●							●		●
150			カワウ	*Phalacrocorax carbo*			●	●	●	●	●		●	●		●	●	●
151	ペリカン目	トキ科	クロトキ	*Threskiornis melanocephalus*												●		●
152			ヘラサギ	*Platalea leucorodia*					●							●		
153			クロツラヘラサギ	*Platalea minor*	●				●							●		
154		サギ科	サンカノゴイ	*Botaurus stellaris*	●				●									
155			ヨシゴイ	*Ixobrychus sinensis*	●			●			●			●		●		●
156			オオヨシゴイ	*Ixobrychus eurhythmus*							●					●		●
157			ミゾゴイ	*Gorsachius goisagi*	●		●	●			●		●	●		●		●
158			ゴイサギ	*Nycticorax nycticorax*			●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●
159			ササゴイ	*Butorides striata*				●	●	●	●	●		●		●		●
160			アカガシラサギ	*Ardeola bacchus*												●		
161			アマサギ	*Bubulcus ibis*			●	●	●	●	●		●	●	●	●		●
162			アオサギ	*Ardea cinerea*			●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●
163			ムラサキサギ	*Ardea purpurea*												●		●
164			ダイサギ	*Ardea alba*			●	●	●	●	●	●		●		●	●	●
165			チュウサギ	*Ardea intermedia*	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●		●
166			コサギ	*Egretta garzetta*			●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●
167			クロサギ	*Egretta sacra*	●			●	●									
168			カラシラサギ	*Egretta eulophotes*	●											●		●
－			サギ科の一種	Ardeidae sp.										●				
169	タカ目	ミサゴ科	ミサゴ	*Pandion haliaetus*	●	●		●	●	●	●			●		●	●	●
170		タカ科	ハチクマ	*Pernis ptilorhynchus*	●			●		●	●		●	●	●	●		●
171			クマタカ	*Nisaetus nipalensis*	●			●	●		●		●					
172			イヌワシ	*Aquila chrysaetos*												●		
173			ツミ	*Accipiter gularis*	●			●	●	●	●		●	●		●		●
174			ハイタカ	*Accipiter nisus*	●	●	●	●	●	●	●		●	●		●	●	●
175			オオタカ	*Accipiter gentilis*	●	●		●	●	●	●		●	●	●	●	●	●
－			ハイタカ属の一種	*Accipiter* sp.										●				

注 1）表中の文献番号は表 3.1.28 の番号と対応する。
注 2）種名及び配列については原則として「日本鳥類目録 改訂第 8 版 掲載鳥類リスト」（令和 6 年 10 月　日本鳥学会）に準拠した。

表 3.1.30(3)　確認種一覧（鳥類）

No.	目名	科名	種名	学名	文献番号													
					1	2	3	4	5	6	8	9	10	11	12	13	15	17
176	タカ目	タカ科	チュウヒ	*Circus spilonotus*	●			●	●				●			●		●
177			ハイイロチュウヒ	*Circus cyaneus*	●				●							●		●
178			トビ	*Milvus migrans*			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●
179			オオワシ	*Haliaeetus pelagicus*					●		●					●		
180			オジロワシ	*Haliaeetus albicilla*					●		●							
181			サシバ	*Butastur indicus*	●	●	●	●		●	●		●	●	●	●		●
182			ケアシノスリ	*Buteo lagopus*									●			●		
183			ノスリ	*Buteo japonicus*			●	●	●	●	●		●	●		●		●
－			タカ科の一種	ACCIPITRIDAE sp.													●	
184	フクロウ目	フクロウ科	アオバズク	*Ninox japonica*	●		●	●			●		●	●	●	●		●
185			コノハズク	*Otus sunia*	●			●		●	●					●		●
186			オオコノハズク	*Otus semitorques*	●			●	●	●	●		●	●		●		●
187			トラフズク	*Asio otus*					●		●			●		●		●
188			コミミズク	*Asio flammeus*	●				●		●					●		●
189			フクロウ	*Strix uralensis*	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●		●
190	サイチョウ目	ヤツガシラ科	ヤツガシラ	*Upupa epops*												●		●
191	ブッポウソウ目	ブッポウソウ科	ブッポウソウ	*Eurystomus orientalis*	●			●		●			●	●		●		●
192		カワセミ科	アカショウビン	*Halcyon coromanda*	●			●			●		●	●		●		●
193			ヤマショウビン	*Halcyon pileata*												●		
194			カワセミ	*Alcedo atthis*			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
195			ヤマセミ	*Megaceryle lugubris*	●			●	●	●	●		●	●	●	●		●
196	キツツキ目	キツツキ科	アリスイ	*Jynx torquilla*					●	●	●		●	●		●		●
197			コゲラ	*Yungipicus kizuki*			●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●
198			アカゲラ	*Dendrocopos major*				●	●	●	●		●	●		●	●	●
199			オオアカゲラ	*Dendrocopos leucotos*	●			●	●	●				●		●		●
200			アオゲラ	*Picus awokera*				●	●	●	●		●	●		●	●	●
201	ハヤブサ目	ハヤブサ科	チョウゲンボウ	*Falco tinnunculus*			●	●	●	●	●		●	●	●	●		●
202			コチョウゲンボウ	*Falco columbarius*					●	●	●					●		●
203			チゴハヤブサ	*Falco subbuteo*						●	●			●		●		●
204			ハヤブサ	*Falco peregrinus*	●			●	●	●	●	●		●	●	●		●
－			ハヤブサ属の一種	*Falco* sp.										●				
205	スズメ目	ヤイロチョウ科	ヤイロチョウ	*Pitta nympha*	●			●						●		●		●
206		サンショウクイ科	サンショウクイ	*Pericrocotus divaricatus*	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●		●
207		コウライウグイス科	コウライウグイス	*Oriolus chinensis*												●		●
208		カササギヒタキ科	サンコウチョウ	*Terpsiphone atrocaudata*			●	●		●	●	●	●	●		●		●
209		モズ科	オオモズ	*Lanius borealis*												●		
210			チゴモズ	*Lanius tigrinus*				●								●		
211			アカモズ	*Lanius cristatus*				●		●				●		●		●
212			モズ	*Lanius bucephalus*			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
213		カラス科	カケス	*Garrulus glandarius*			●	●	●	●	●		●	●	●	●		●
214			オナガ	*Cyanopica cyanus*				●	●									
215			カササギ	*Pica serica*					●									
216			ホシガラス	*Nucifraga caryocatactes*				●	●									
217			ミヤマガラス	*Corvus frugilegus*					●									
218			ハシボソガラス	*Corvus corone*			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
219			ハシブトガラス	*Corvus macrorhynchos*			●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●
220		レンジャク科	キレンジャク	*Bombycilla garrulus*					●	●	●		●			●		●
221			ヒレンジャク	*Bombycilla japonica*					●	●	●		●	●		●		●
222		シジュウカラ科	ヒガラ	*Periparus ater*			●	●	●	●	●		●	●		●		●
223			ヤマガラ	*Sittiparus varius*			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
224			コガラ	*Poecile montanus*				●	●				●	●		●		●
225			シジュウカラ	*Parus cinereus*			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
226		ツリスガラ科	ツリスガラ	*Remiz consobrinus*					●		●					●		●
227		ヒバリ科	ヒバリ	*Alauda arvensis*			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●
228		ヒヨドリ科	ヒヨドリ	*Hypsipetes amaurotis*			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
229		ツバメ科	ショウドウツバメ	*Riparia riparia*						●				●		●		●
230			ツバメ	*Hirundo rustica*			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●
231			イワツバメ	*Delichon dasypus*			●	●	●	●	●		●	●		●		●
232			コシアカツバメ	*Cecropis daurica*			●	●		●	●	●	●	●		●		●
233		ウグイス科	ウグイス	*Horornis diphone*			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
234			ヤブサメ	*Urosphena squameiceps*			●	●		●	●		●	●	●	●		●
235		エナガ科	エナガ	*Aegithalos caudatus*			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
236		ムシクイ科	キマユムシクイ	*Phylloscopus inornatus*												●		●
237			カラフトムシクイ	*Phylloscopus proregulus*												●		
238			センダイムシクイ	*Phylloscopus coronatus*			●	●		●	●		●	●	●	●		●
239			エゾムシクイ	*Phylloscopus borealoides*				●		●	●		●	●		●		●
240			メボソムシクイ	*Phylloscopus xanthodryas*				●		●	●		●			●		●
－			メボソムシクイ上種	*Phylloscopus <borealis> superspecies*										●				
241		ヨシキリ科	オオヨシキリ	*Acrocephalus orientalis*			●	●		●	●		●	●	●	●		●
242			コヨシキリ	*Acrocephalus bistrigiceps*				●			●	●		●		●		●
243		センニュウ科	オオセッカ	*Locustella pryeri*	●											●		
244		セッカ科	セッカ	*Cisticola juncidis*			●	●	●	●	●		●	●	●	●		●
245		メジロ科	メジロ	*Zosterops japonicus*			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
246		キクイタダキ科	キクイタダキ	*Regulus regulus*				●	●	●	●	●	●	●		●		●
247		ミソサザイ科	ミソサザイ	*Troglodytes troglodytes*	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●		●
248		ゴジュウカラ科	ゴジュウカラ	*Sitta europaea*				●	●		●		●	●		●		●
249		キバシリ科	キバシリ	*Certhia familiaris*	●			●	●				●	●				
250		ムクドリ科	ギンムクドリ	*Spodiopsar sericeus*					●									
251			ムクドリ	*Spodiopsar cineraceus*			●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●
252			コムクドリ	*Agropsar philippensis*				●	●	●	●	●	●	●		●		●
253			カラムクドリ	*Sturnia sinensis*					●									
254			ホシムクドリ	*Sturnus vulgaris*					●									
255		ツグミ科	トラツグミ	*Zoothera aurea*				●	●	●	●	●	●	●	●	●		●
256			マミジロ	*Geokichla sibirica*	●			●		●	●	●		●		●		●
257			ヤドリギツグミ	*Turdus viscivorus*												●		●
258			クロウタドリ（和名検討中）	*Turdus mandarinus*												●		
259			クロツグミ	*Turdus cardis*				●		●	●	●	●	●		●		●
260			マミチャジナイ	*Turdus obscurus*					●	●	●		●	●		●		●
261			シロハラ	*Turdus pallidus*			●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
262			アカハラ	*Turdus chrysolaus*	●			●	●	●	●		●	●		●		●
263			ツグミ	*Turdus eunomus*			●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
264			ハチジョウツグミ	*Turdus naumanni*										●				
265		ヒタキ科	エゾビタキ	*Muscicapa griseisticta*						●	●		●	●		●		●
266			サメビタキ	*Muscicapa sibirica*						●	●			●		●		●
267			ミヤマヒタキ	*Muscicapa ferruginea*												●		
268			コサメビタキ	*Muscicapa dauurica*	●		●	●		●	●	●	●	●		●		●
269			オオルリ	*Cyanoptila cyanomelana*			●	●		●	●	●	●	●	●	●		●
270			ノゴマ	*Calliope calliope*							●			●		●		●

注 1）表中の文献番号は表 3.1.28 の番号と対応する。
注 2）種名及び配列については原則として「日本鳥類目録 改訂第 8 版 掲載鳥類リスト」（令和 6 年 10 月　日本鳥学会）に準拠した。

表 3.1.30(4)　確認種一覧（鳥類）

No.	目名	科名	種名	学名	文献番号													
					1	2	3	4	5	6	8	9	10	11	12	13	15	17
271	スズメ目	ヒタキ科	コルリ	*Larvivora cyane*	●			●					●	●		●		●
272			コマドリ	*Larvivora akahige*	●			●					●	●		●		●
273			マミジロキビタキ	*Ficedula zanthopygia*												●		●
274			キビタキ	*Ficedula narcissina*			●	●		●	●	●	●	●	●	●		●
275			ムギマキ	*Ficedula mugimaki*										●		●		●
276			ニシオジロビタキ	*Ficedula parva*					●									
277			オジロビタキ	*Ficedula albicilla*														●
278			ルリビタキ	*Tarsiger cyanurus*				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
279			ジョウビタキ	*Phoenicurus auroreus*			●		●	●	●		●	●	●	●	●	●
280			イソヒヨドリ	*Monticola solitarius*				●	●		●			●		●		●
281			ノビタキ	*Saxicola stejnegeri*					●	●	●	●		●	●	●		●
282		カワガラス科	カワガラス	*Cinclus pallasii*	●		●	●	●				●	●		●		●
283		スズメ科	ニュウナイスズメ	*Passer cinnamomeus*				●	●		●	●		●		●		●
284			スズメ	*Passer montanus*			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
285		イワヒバリ科	カヤクグリ	*Prunella rubida*				●	●	●			●	●		●		●
286		セキレイ科	イワミセキレイ	*Dendronanthus indicus*												●		●
287			キセキレイ	*Motacilla cinerea*			●	●	●	●	●		●	●	●	●		●
288			ハクセキレイ	*Motacilla alba*			●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●
289			セグロセキレイ	*Motacilla grandis*			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
－			セキレイ属の一種	*Motacilla sp.*								●						
290			ビンズイ	*Anthus hodgsoni*	●			●	●	●	●		●	●		●		●
291			タヒバリ	*Anthus rubescens*			●		●	●	●		●	●	●	●		●
292		アトリ科	アトリ	*Fringilla montifringilla*					●	●	●	●	●	●	●	●		●
293			シメ	*Coccothraustes coccothraustes*			●		●	●	●	●	●	●	●	●		●
294			コイカル	*Eophona migratoria*					●		●			●	●	●		●
295			イカル	*Eophona personata*			●	●	●	●	●		●	●	●	●		●
296			ウソ	*Pyrrhula pyrrhula*					●	●	●	●	●	●	●	●		●
297			アカウソ	*Pyrrhula pyrrhula rosacea*										●				
298			ハギマシコ	*Leucosticte arctoa*					●				●			●		
299			ベニマシコ	*Carpodacus sibiricus*					●	●	●	●	●	●	●	●		●
300			オオマシコ	*Carpodacus roseus*					●				●	●		●		
301			カワラヒワ	*Chloris sinica*			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
302			オオカワラヒワ	*Chloris sinica kawarahiba*								●						
303			ベニヒワ	*Acanthis flammea*					●					●		●		
304			イスカ	*Loxia curvirostra*					●		●		●	●		●		
305			マヒワ	*Spinus spinus*				●	●	●	●	●	●	●	●	●		●
306		ツメナガホオジロ科	ユキホオジロ	*Plectrophenax nivalis*					●									
307		ホオジロ科	ホオジロ	*Emberiza cioides*			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
308			ホオアカ	*Emberiza fucata*	●			●	●		●		●	●		●		●
309			カシラダカ	*Emberiza rustica*			●		●	●	●	●	●	●	●	●		●
310			ミヤマホオジロ	*Emberiza elegans*			●		●	●	●		●	●		●		●
311			ノジコ	*Emberiza sulphurata*	●			●					●	●		●		●
312			アオジ	*Emberiza personata*			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
313			クロジ	*Emberiza variabilis*					●	●	●	●	●	●		●		●
314			シベリアジュリン	*Emberiza pallasi*					●									
315			コジュリン	*Emberiza yessoensis*	●				●							●		
316			オオジュリン	*Emberiza schoeniclus*			●		●	●	●			●		●		●
317			コジュケイ	*Bambusicola thoracicus*			●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●
318			カワラバト（ドバト）	*Columba livia*			●	●	●	●	●			●			●	
319	インコ目	オウム科	オカメインコ	*Nymphicus hollandicus*										●				
320		インコ科	ホンセイインコ	*Psittacula krameri*				●	●									
321			セキセイインコ	*Melopsittacus undulatus*			●		●									
322		ガビチョウ科	ソウシチョウ	*Leiothrix lutea*				●	●		●			●				
323			ガビチョウ	*Garrulax canorus*				●	●									
324		カエデチョウ科	ギンパラ	*Lonchura malacca*			●		●									
325			ヘキチョウ	*Lonchura maja*					●									
326			ベニスズメ	*Amandava amandava*				●	●									
	22目	71科	326種		92種	9種	92種	139種	220種	146種	183種	68種	131種	169種	84種	270種	49種	237種

注 1）表中の文献番号は表 3.1.28 の番号と対応する。
注 2）種名及び配列については原則として「日本鳥類目録 改訂第 8 版 掲載鳥類リスト」（令和 6 年 10 月　日本鳥学会）に準拠した。

③　爬虫類

対象事業実施区域及びその周囲で見られる爬虫類は、表　3.1.31 に示すとおり、2 目 10 科 19 種である。

水田や耕作地を生息環境とするニホンカナヘビやシマヘビ、ヤマカガシ、河川や流れのゆるやかな水路を生息環境とするニホンイシガメやニホンスッポン等が確認されている。

また、ミシシッピアカミミガメやカミツキガメ等の外来種も確認されている。

表 3.1.31　確認種一覧（爬虫類）

No.	目名	科名	種名	学名	文献番号									
					1	2	3	8	9	10	11	12	13	17
1	カメ目	イシガメ科	クサガメ	*Mauremys reevesii*		●	●	●		●	●	●	●	●
2			ニホンイシガメ	*Mauremys japonica*	●	●		●	●	●	●	●	●	●
3		ヌマガメ科	リバークーター	*Pseudemys concinna*				●						
4			アカミミガメ	*Trachemys scripta*			●							
5			ミシシッピアカミミガメ	*Trachemys scripta elegans*				●					●	●
6		カミツキガメ科	カミツキガメ	*Chelydra serpentina*				●						
7		スッポン科	ニホンスッポン	*Pelodiscus japonicus*	●	●		●				●	●	●
8	有鱗目	ヤモリ科	ニホンヤモリ	*Gekko japonicus*				●		●	●	●	●	●
9		トカゲ科	ニホントカゲ	*Plestiodon japonicus*				●	●	●	●	●		●
10			ヒガシニホントカゲ	*Plestiodon finitimus*				●					●	
11		カナヘビ科	ニホンカナヘビ	*Takydromus tachydromoides*			●	●	●	●	●	●	●	●
12		タカチホヘビ科	タカチホヘビ	*Achalinus spinalis*	●	●		●			●			
13		ナミヘビ科	シロマダラ	*Lycodon orientalis*		●					●		●	●
14			ジムグリ	*Euprepiophis conspicillatus*		●					●		●	●
15			アオダイショウ	*Elaphe climacophora*				●	●	●	●	●	●	●
16			シマヘビ	*Elaphe quadrivirgata*		●		●	●	●	●	●	●	●
17			ヒバカリ	*Hebius vibakari vibakari*		●		●	●		●		●	●
18			ヤマカガシ	*Rhabdophis tigrinus*	●	●		●	●	●	●	●	●	●
19		クサリヘビ科	ニホンマムシ	*Gloydius blomhoffii*		●		●	●	●	●	●	●	●
	2目	10科	19種		4 種	10 種	3 種	16 種	8 種	9 種	13 種	10 種	14 種	14 種

注 1）表中の文献番号は表 3.1.28 の番号と対応する。
注 2）種名及び配列については原則として「日本産爬虫両生類標準和名リスト」（令和 8 年 7 月　日本爬虫両棲類学会）に準拠した。

④　両生類

対象事業実施区域及びその周囲で見られる両生類は、表 3.1.32 に示すとおり、2 目 8 科 20 種である。

人家の庭先にも生息することのあるアズマヒキガエル、水田、耕作地で普通にみられるニホンアマガエルやトノサマガエル、ツチガエル、シュレーゲルアオガエル、水田や池沼を生息環境とするアカハライモリ、低山の草地や樹林地等を生息環境とするニホンアカガエル等が確認されている。

また、ウシガエルといった外来種も確認されている。

表 3.1.32　確認種一覧（両生類）

No.	目名	科名	種名	学名	文献番号											
					1	2	3	8	9	10	11	12	13	15	16	17
1	有尾目	サンショウウオ科	オワリサンショウウオ	*Hynobius owariensis*		●							●			●
2			マホロバサンショウウオ	*Hynobius guttatus*	●											
3			ヤマトサンショウウオ	*Hynobius vandenburghi*	●		●	●		●						
4			ハコネサンショウウオ	*Onychodactylus japonicus*				●								
5		オオサンショウウオ科	オオサンショウウオ	*Andrias japonicus*						●						
6		イモリ科	アカハライモリ	*Cynops pyrrhogaster*		●	●	●	●	●	●	●	●			●
7	無尾目	ヒキガエル科	アズマヒキガエル	*Bufo formosus*		●	●	●	●		●		●	●	●	●
8			ニホンヒキガエル	*Bufo japonicus*						●		●				
9		アマガエル科	ニホンアマガエル[注3)]	*Dryophytes japonicus*		●	●	●	●	●	●	●	●	●		●
10		アカガエル科	タゴガエル	*Rana tagoi*		●					●					
11			ニホンアカガエル	*Rana japonica*		●	●	●	●	●	●	●	●	●		●
12			ヤマアカガエル	*Rana ornativentris*				●			●	●				●
13			ウシガエル	*Lithobates catesbeianus*			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
14			ツチガエル	*Glandirana rugosa*		●	●	●	●	●	●	●	●			●
15			ダルマガエル	*Pelophylax porosus*			●	●	●							
16			ナゴヤダルマガエル	*Pelophylax porosus brevipodus*	●	●		●			●		●			●
17			トノサマガエル	*Pelophylax nigromaculatus*		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
－			トノサマガエル属の一種	*Pelophylax* sp.				●								
18		ヌマガエル科	ヌマガエル	*Fejervarya kawamurai*				●			●		●	●		●
19		アオガエル科	シュレーゲルアオガエル	*Zhangixalus schlegelii*		●	●	●		●	●		●	●		●
20			モリアオガエル	*Zhangixalus arboreus*									●			
	2目	8科	20種		3種	10種	10種	15種	8種	10種	12種	8種	12種	7種	3種	12種

注 1）表中の文献番号は表 3.1.28 の番号と対応する。
注 2）種名及び配列については原則として「日本産爬虫両生類標準和名リスト」（令和 8 年 7 月　日本爬虫両棲類学会）に準拠した。
注 3）名古屋市版レッドリスト（文献番号 2）では令和 7 年に新種記載された「ヒガシニホンアマガエル」（「ニホンアマガエル」の東日本集団）が対象となっている。名古屋市及び愛知県における分布状況は不明であることから種名は「ニホンアマガエル」で統一した。

⑤　魚類

対象事業実施区域及びその周囲で見られる魚類は、表 3.1.33 に示すとおり、19 目 37 科 98 種である。

水田等を生息環境とするドジョウやナマズ、河川等を生息環境とするアユやオイカワ、緩やかな流れや池沼を好むミナミメダカやモツゴ等が確認されている。また、ブルーギルやオオクチバス等の外来種も確認されている。

表 3.1.33(1)　確認種一覧（魚類）

No.	目名	科名	種名	学名	文献番号											
					1	2	3	7	8	9	10	11	12	13	16	17
1	ヤツメウナギ目	ヤツメウナギ科	スナヤツメ類	*Lethenteron satoi and/or hattai and/or mitsukurii*	●	●								●		
2	レピソステウス目	レピソステウス科	アリゲーターガー	*Atractosteus spatula*					●							
3	ガー目	ガー科	スポッテッドガー	*Lepisosteus oculatus*					●							
4	ウナギ目	ウナギ科	ニホンウナギ	*Anguilla japonica*	●	●		●	●	●			●	●		●
5	コイ目	ドジョウ科	アジメドジョウ	*Cobitis delicata*			●									
6			オオガタスジシマドジョウ	*Cobitis magnostriata*	●											
7			トウカイコガタスジシマドジョウ	*Cobitis minamorii tokaiensis*	●	●								●		●
8			ニシシマドジョウ	*Cobitis* sp. *BIWAE type B*	●	●								●		
－			シマドジョウ種群	*Cobitis biwae complex*					●	●	●		●			●
9			ドジョウ	*Misgurnus anguillicaudatus*	●	●		●	●	●	●	●	●	●		●
10			カラドジョウ	*Misgurnus dabryanus*					●							
11		フクドジョウ科	ホトケドジョウ	*Lefua echigonia*	●	●			●	●	●	●		●		
12			トウカイナガレホトケドジョウ	*Lefua tokaiensis*	●											
13		コイ科	キンギョ	*Carassius auratus*					●							
14			ゲンゴロウブナ	*Carassius cuvieri*	●				●		●		●	●		●
15			ギンブナ	*Carassius langsdorfii*			●		●		●	●	●	●		●
－			フナ類	*Carassius buergeri*				●	●	●		●			●	
16			コイ（野生型）	*Cyprinus carpio*	●											
－			コイ（飼育型）	*Cyprinus carpio*					●			●				
－			コイ（型不明）	*Cyprinus carpio*				●	●	●	●		●	●	●	●
－			コイ（改良品種型）	*Cyprinus carpio*					●							
－			コイ科の一種	Cyprinidae sp.					●						●	
17		クセノキプリス科	ソウギョ	*Ctenopharyngodon idella*										●		●
18			カワバタモロコ	*Hemigrammocypris neglecta*	●	●					●	●		●		●
19			ヌマムツ	*Nipponocypris sieboldii*		●								●		
20			カワムツ	*Nipponocypris temminckii*		●		●	●		●	●	●	●		●
－			カワムツ属の一種	*Nipponocypris* sp.			●									
21			オイカワ	*Opsariichthys platypus*		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
22			ハス	*Opsariichthys uncirostris uncirostris*	●				●							
23		タナゴ科	イチモンジタナゴ	*Acheilognathus cyanostigma*	●									●		
24			イタセンパラ	*Acheilognathus longipinnis*	●											
25			タナゴ	*Acheilognathus melanogaster*						●						
26			カネヒラ	*Acheilognathus rhombeus*										●		●
27			シロヒレタビラ	*Acheilognathus tabira tabira*	●											
28			タイリクバラタナゴ	*Rhodeus ocellatus ocellatus*					●				●	●		●
29			ヤリタナゴ	*Tanakia lanceolata*	●	●			●	●				●		●
30			アブラボテ	*Tanakia limbata*	●											
31		カマツカ科	ツチフキ	*Abbottina rivularis*	●				●					●		●
32			ゼゼラ	*Biwia zezera*	●	●								●		
33			ホンモロコ	*Gnathopogon caerulescens*	●				●	●						
34			タモロコ	*Gnathopogon elongatus elongatus*		●		●	●		●	●	●	●		●
35			ニゴイ	*Hemibarbus barbus*					●					●		●
－			ニゴイ属の一種	*Hemibarbus* sp.					●							
－			ニゴイ類	*Hemibarbus barbus complex*				●								
36			コウライニゴイ	*Hemibarbus labeo*					●					●		
37			カマツカ	*Pseudogobio esocinus*			●	●	●		●	●	●	●	●	●
38			モツゴ	*Pseudorasbora parva*			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
39			ウシモツゴ	*Pseudorasbora pugnax*	●	●								●		
40			ビワヒガイ	*Sarcocheilichthys variegatus microoculus*										●		●
41			カワヒガイ	*Sarcocheilichthys variegatus variegatus*	●	●								●		
42			スゴモロコ	*Squalidus chankaensis biwae*	●				●							
－			スゴモロコ類	*Squalidus chankaensis*				●	●						●	
43			コウライモロコ	*Squalidus chankaensis tsuchigae*					●					●	●	●
44			イトモロコ	*Squalidus gracilis gracilis*	●											
45			デメモロコ	*Squalidus japonicus japonicus*	●									●	●	
46		ウグイ科	ウグイ	*Pseudaspius hakonensis*		●								●		●
47			アブラハヤ	*Rhynchocypris lagowskii steindachneri*				●	●		●	●		●		●
48	ナマズ目	ナマズ科	ナマズ	*Silurus asotus*		●		●	●	●		●	●	●		●
49		ギギ科	ネコギギ	*Tachysurus ichikawai*	●											
50			ギギ	*Tachysurus nudiceps*										●		
51		アカザ科	アカザ	*Liobagrus reinii*	●	●					●		●	●		●
52	サケ目	サケ科	サツキマス・アマゴ	*Oncorhynchus masou ishikawae*	●	●					●			●		
53			サクラマス・ヤマメ	*Oncorhynchus masou masou*	●											
54			ニジマス	*Oncorhynchus mykiss*					●							
55			ニッコウイワナ	*Salvelinus leucomaenis pluvius*	●				●							
56	キュウリウオ目	キュウリウオ科	ワカサギ	*Hypomesus nipponensis*					●					●		
57		アユ科	アユ	*Plecoglossus altivelis altivelis*		●		●			●			●		●
58		シラウオ科	シラウオ	*Salangichthys microdon*	●									●		

注 1）表中の文献番号は表 3.1.28 の番号と対応する。
注 2）種名及び配列については原則として「日本産魚類全種リスト（JAF リスト）」（令和 8 年 5 月　鹿児島大学総合研究博物館）に準拠した。

表 3.1.33(2)　確認種一覧（魚類）

No.	目名	科名	種名	学名	文献番号											
					1	2	3	7	8	9	10	11	12	13	16	17
59	ハゼ目	ドンコ科	ドンコ	*Odontobutis obscurus*	●	●			●	●		●		●		●
60		カワアナゴ科	カワアナゴ	*Eleotris oxycephala*	●	●								●		
61		オクスデルクス科 ワラスボ亜科	チワラスボ	*Taenioides snyderi*	●											
62		オクスデルクス科	マハゼ	*Acanthogobius flavimanus*					●					●		●
63		ゴビオネルス亜科	アシシロハゼ	*Acanthogobius lactipes*										●		
64			ヒモハゼ	*Eutaeniichthys gilli*	●											
65			キセルハゼ	*Gymnogobius cylindricus*	●											
66			エドハゼ	*Gymnogobius macrognathos*	●									●		
67			スミウキゴリ	*Gymnogobius petschiliensis*		●								●		
68			ウキゴリ	*Gymnogobius urotaenia*		●			●					●		●
69			アベハゼ	*Mugilogobius abei*										●		●
70			マサゴハゼ	*Pseudogobius masago*	●									●		
71			カワヨシノボリ	*Rhinogobius flumineus*				●	●		●	●	●	●		●
72			オオヨシノボリ	*Rhinogobius fluviatilis*	●											
73			シマヨシノボリ	*Rhinogobius nagoyae*					●					●		●
74			ゴクラクハゼ	*Rhinogobius similis*					●					●		●
75			トウヨシノボリ	*Rhinogobius* sp.					●					●		●
－			トウヨシノボリ類	*Rhinogobius* sp.*OR unidentified complex*				●	●							
76			トウカイヨシノボリ	*Rhinogobius telma*	●	●								●		
－			ヨシノボリ属の一種	*Rhinogobius* sp.			●		●			●			●	
77			ヌマチチブ	*Tridentiger brevispinis*					●					●	●	
78			チチブ	*Tridentiger obscurus*									●	●		●
79		オクスデルクス科 オクスデルクス亜科	トビハゼ	*Periophthalmus modestus*	●									●		
80		オクスデルクス科 ボウズハゼ亜科	ボウズハゼ	*Sicyopterus japonicus*	●											
81		ハゼ科ハゼ亜科	ウロハゼ	*Glossogobius olivaceus*										●		●
82	タウナギ目	タウナギ科	タウナギ	*Monopterus albus*					●							
83	キノボリウオ目	タイワンドジョウ科	カムルチー	*Channa argus*				●	●	●			●	●	●	●
84	ダツ目	サヨリ科	クルメサヨリ	*Hyporhamphus intermedius*	●									●		
85		メダカ科	ミナミメダカ	*Oryzias latipes*	●	●		●	●	●	●	●	●	●		●
－			メダカ類	*Oryzias* sp.											●	
86	カダヤシ目	カダヤシ科	カダヤシ	*Gambusia affinis*				●	●			●		●	●	●
87	カワスズメ目	カワスズメ科	ナイルティラピア	*Oreochromis niloticus*										●		●
88	ボラ目	ボラ科	ボラ	*Mugil cephalus cephalus*										●		●
89			メナダ	*Planiliza haematocheilus*										●		
90	ペルカ目	カジカ科	カジカ	*Cottus pollux*	●											
91			ウツセミカジカ（琵琶湖型）	*Cottus reinii*	●	●										
92			ウツセミカジカ（淡水性両側回遊型）	*Cottus reinii*										●		●
93			カマキリ（アユカケ）	*Rheopresbe kazika*	●	●								●		
94	サンフィッシュ目	サンフィッシュ科	ブルーギル	*Lepomis macrochirus macrochirus*				●	●		●	●	●	●	●	●
95			オオクチバス	*Micropterus nigricans*			●	●	●		●	●	●	●	●	●
96		ケツギョ科	オヤニラミ	*Coreoperca kawamebari*	●				●							
97	ホタルジャコ目	スズキ科	スズキ	*Lateolabrax japonicus*										●		●
98	ニザダイ目	ヒイラギ科	ヒイラギ	*Nuchequula nuchalis*										●		
	19目	37科		98種	48種	28種	8種	20種	45種	15種	20種	18種	20種	70種	15種	44種

注 1）表中の文献番号は表 3.1.28 の番号と対応する。
注 2）種名及び配列については原則として「日本産魚類全種リスト（JAF リスト）」（令和 8 年 5 月　鹿児島大学総合研究博物館）に準拠した。

⑥　昆虫類

対象事業実施区域及びその周囲で見られる昆虫類（クモ類含む）は、表 3.1.34 に示すとおり、29 目 451 科 5,317 種である。

対象事業実施区域及びその周囲は主に住宅地となっており、北側は河川を挟んで水田や畑などの耕作地も広がっている。河川敷等の一部には樹林地が存在している。

このような環境を反映し、クモ類では平地から山地まで広く分布し網を作るニホンヒメグモ、アシナガグモ、コガネグモや人家周辺に多いオニグモ、ヒラタグモ、樹林の落葉中に生息するマルサラグモなど、多様な捕食形態を持つ種が確認された。

昆虫類では、イチモンジセセリやモンキチョウやオオスカシバ等のチョウ目やガムシやナナホシテントウ等のコウチュウ目、河川敷や水田等の水辺環境を生息環境とするハグロトンボやシオカラトンボ等のトンボ目、ゲンゴロウやミズスマシ等の水生昆虫類が多く確認されている。

このほか、耕作地や草地等を生息環境とするツユムシやトノサマバッタ等のバッタ目、樹林地を生息環境とするコクワガタやヨツボシカミキリ等のコウチュウ目が確認されている。

表 3.1.34　確認種一覧（昆虫類）

目　名	主な確認種	科　数	種　数
クモ目	ワスレナグモ、ヒラタグモ、ニホンヒメグモ、マルサラグモ、アシナガグモ、オニグモ、コガネグモ	40	378
ダニ目	タカサゴキララマダニ	1	1
トビムシ目	トゲトビムシ科、マルトビムシ科	6	6
イシノミ目	イシノミ	1	1
カゲロウ目（蜉蝣目）	フタバコカゲロウ、サホコカゲロウ、エルモンヒラタカゲロウ、モンカゲロウ、クロマダラカゲロウ	11	46
トンボ目（蜻蛉目）	アオイトトンボ、アオモンイトトンボ、ニホンカワトンボ、ギンヤンマ、ミヤマサナエ、ナゴヤサナエ、オニヤンマ、アキアカネ	10	90
ゴキブリ目（網翅目）	クロゴキブリ、モリチャバネゴキブリ	3	10
シロアリ目	イエシロアリ、ヤマトシロアリ	2	3
カマキリ目（螳螂目）	ヒメカマキリ、ウスバカマキリ、オオカマキリ	2	7
ハサミムシ目（革翅目）	コバネハサミムシ、コブハサミムシ、オオハサミムシ	4	8
カワゲラ目（セキ翅目）	カミムラカワゲラ、ヤマトカワゲラ、トウゴウカワゲラ	4	16
バッタ目（直翅目）	コロギス、クツワムシ、ツユムシ、コバネササキリ、ヒメギス、クサキリ、スズムシ、カンタン、トノサマバッタ、コバネイナゴ	16	107
ガロアムシ目	ガロアムシの一種	1	1
ナナフシ目（竹節虫目）	ニホントビナナフシ、ナナフシモドキ	1	6
チャタテムシ目	ウスベニチャタテ、オオチャタテ	3	5
ハジラミ目	ニワトリハジラミ	1	1
シラミ目	ケジラミ、コロモジラミ	4	9
カメムシ目（半翅目）	ヒシウンカ、マルウンカ、ベッコウハゴロモ、アブラゼミ、ヒグラシ、ヨコヅナサシガメ、ウチワグンバイ、ヘリカメムシ、シロヘリツチカメムシ、ナガメ、アメンボ、タイコウチ、ミズカマキリ、マツモムシ	58	482
ヘビトンボ目	ヘビトンボ、ヤマセンブリ	2	7
ラクダムシ目	ラクダムシ	1	1
アミメカゲロウ目（脈翅目）	スカシヒロバカゲロウ、ミズカゲロウ、アミメカゲロウ	9	32
シリアゲムシ目（長翅目）	ヤマトシリアゲ、ベッコウシリアゲ	1	8
トビケラ目（毛翅目）	コガタシマトビケラ、ナカハラシマトビケラ、ヒゲナガカワトビケラ、ニンギョウトビケラ、エグリトビケラ	22	56
チョウ目（鱗翅目）	マエモンクロヒロズコガ、カバイロキバガ、ネムスガ、セスジスカシバ、ビロードハマキ、イラガ、ミヤマセセリ、アカシジミ、ツマグロヒョウモン、モンキアゲハ、モンキチョウ、ウスオビクロノメイガ、ウスバフユシャク、クスサン、キシャチホコ、マイマイガ、フタスジアツバ	52	1,535
ノミ目	ヤマトネズミノミ、ネコノミ	3	7
ハエ目（双翅目）	ウスバガガンボ、シガヌカカ、クロユスリカ、ヤマトアブ、キハダショウジョウバエ、ナミニクバエ、	56	455
コウチュウ目（鞘翅目）	ゴミムシ、カワラハンミョウ、マメゲンゴロウ、ガムシ、エンマムシ、ヒメデオキノコムシ、コクワガタ、ヒメコガネ、ツヤドロムシ、タマムシ、ゲンジボタル、ベニボタル、ナナホシテントウ、ウスバキスイ、セマルチビヒラタムシ、ナミヒラタケシキスイ、ヤマトオサムシダマシ、ベーツヒラタカミキリ、ルリホソチョッキリ、ホソチビゾウムシ	96	1,647
ネジレバネ目	スズメバチネジレバネ	2	2
ハチ目（膜翅目）	オオアメバチ、オオセイボウ、クロオオアリ、キボシアシナガバチ、ヒメコオロギバチ本土亜種、コマルハナバチ本土亜種	39	390
29 目	451 科　5,317 種		

注）確認文献は表 3.1.28 の番号 1、2、3、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17 である。

⑦　貝類

対象事業実施区域及びその周囲で見られる貝類は、表 3.1.35 に示すとおり、7 目 32 科 102 種である。

水質の良いところを生息環境とするカワニナやモノアラガイ、マシジミ、水質の悪いところを生息環境とするヒメタニシやサカマキガイ等が確認されている。

また、スクミリンゴガイ、オカチョウジガイといった外来種も確認されている。

表 3.1.35(1)　確認種一覧（貝類）

No.	目名	科名	種名	学名	文献番号												
					1	2	3	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
1	アマオブネガイ目	アマオブネガイ科	イシマキガイ	*Clithon retropictus*									●				
2	新生腹足目	ヤマタニシ科	ヤマタニシ	*Cyclophorus herklotsi*		●							●		●		
3			ミジンヤマタニシ	*Nakadaella micron*		●	●						●		●		
4		アズキガイ科	アズキガイ	*Pupinella rufa*									●				
5		ムシオイガイ科	ピルスプリムシオイ	*Chamalycaeus pilsbryi*	●										●		
6		ゴマガイ科	ヒダリマキゴマガイ	*Palaina pusilla*			●						●		●		
7		リンゴガイ科	スクミリンゴガイ	*Pomacea canaliculata*				●	●				●				
8		タニシ科	マルタニシ	*Cipangopaludina chinensis laeta*			●	●	●	●	●	●	●				
9			オオタニシ	*Cipangopaludina japonica*			●	●	●		●		●		●		
10			ヒメタニシ	*Sinotaia quadrata histrica*				●	●				●		●	●	
11		カワニナ科	クロダカワニナ	*Semisulcospira kurodai*							●						
12			カワニナ	*Semisulcospira libertina*		●	●	●	●	●	●	●	●		●		
13			チリメンカワニナ	*Semisulcospira reiniana*		●							●		●		
14		エゾマメタニシ科	マメタニシ	*Parafossarulus manchouricus japonicus*									●				
15	汎有肺目	オカミミガイ科	ナラビオカミミガイ	*Auriculastra duplicata*									●				
16			オカミミガイ	*Ellobium chinense*									●				
17			キヌカツギハマシイノミガイ	*Melampus sincaporensis*									●				
18	基眼目	サカマキガイ科	サカマキガイ	*Physa acuta*			●	●	●	●	●		●		●	●	
19		モノアラガイ科	ヒメモノアラガイ	*Austropeplea ollula*				●	●	●	●	●	●		●	●	
20			ハブタエモノアラガイ	*Pseudosuccinea columella*				●	●				●		●	●	
21			モノアラガイ	*Radix auricularia japonica*			●			●	●		●				
–			モノアラガイ属の一種 A	*Radix* sp.A											●		
–			Radix 属の一種	*Radix* sp.				●									
22		ヒラマキガイ科	カワネジガイ	*Camptoceras terebra hirasei*									●				
23			メリケンコザラ	*Ferrissia californica*				●	●								
24			カワコザラガイ	*Laevapex nipponica*									●		●		
25			ヒメヒラマキミズマイマイ	*Gyraulus pulcher*		●							●		●		
26			ヒラマキミズマイマイ	*Gyraulus chinensis spirillus*	●	●							●		●		
27			ヒロマキミズマイマイ	*Menetus dilatatus*				●	●						●		
28			ヒラマキガイモドキ	*Polypylis hemisphaerula*			●	●	●		●		●		●		
–			ヒラマキガイ科	Planorbidae sp.				●								●	
29	柄眼目	オカモノアラガイ科	ヒメオカモノアラガイ	*Neosuccinea lyrata horticola*									●		●		
30			ナガオカモノアラガイ	*Oxyloma hirasei*				●					●				
31		マキゾメガイ科	マルナタネガイ	*Parazoogenetes orcula*									●				
32		ミジンマイマイ科	ミジンマイマイ	*Vallonia costata*									●		●		
33		キセルガイモドキ科	キセルガイモドキ	*Mirus reinianus*	●												
34		キセルガイ科	ナミコギセル	*Euphaedusa tau*			●			●			●		●		
35			ヒクギセル	*Stereophaedusa gouldi*									●				
36			ナミギセル	*Stereophaedusa japonica*									●				
37			シリオレギセル	*Tyrannophaedusa bilabrata*									●				
38		オカチョウジガイ科	オカチョウジガイ	*Allopeas clavulinum kyotoense*			●						●		●		
39			トクサオカチョウジガイ	*Allopeas javanicum*									●		●		
40			ホソオカチョウジガイ	*Allopeas pyrgula*			●						●		●		
41			サツマオカチョウジガイ	*Allopeas satsumense*									●		●		
42		ナタネガイ科	ナタネガイ	*Punctum amblygonum*			●						●		●		
43			ミジンナタネ	*Punctum atomus*									●				
44			ミジンナタネガイ	*Punctum atomus*											●		
45		コハクガイ科	ヒメコハクガイ	*Hawaiia minuscula*									●		●		
46			コハクガイ	*Zonitoides arboreus*									●		●		
47		イシノシタ科	ノハラノイシノシタ	*Helicodiscus singleyanus inermis*									●				
48		ナメクジ科	イボイボナメクジ	*Granulilimax fuscicornis*	●	●									●		
49			ナメクジ	*Meghimatium bilineatum*			●					●	●		●		
50			ヤマナメクジ	*Meghimatium fruhstorferi*								●			●		
–			ナメクジ sp.	*Meghimatium* sp.											●		
51		コウラナメクジ科	ノハラナメクジ	*Deroceras reticulatum*					●				●				
52			キイロナメクジ	*Limax flavus*									●				
53			チャコウラナメクジ	*Limax marginatus*									●		●		
54		ベッコウマイマイ科	ヒラベッコウガイ	*Bekkochlamys micrograpta*		●							●		●		
55			ヒメベッコウガイ	*Discoconulus sinapidium*									●		●		
56			ヤクシマヒメベッコウ	*Discoconulus yakuensis*									●		●		
–			シロヒメベッコウ類似種	*Discoconulus* sp.									●				
57			キビガイ	*Gastrodontella multivolvis*			●						●		●		
58			ハリマキビ	*Parakaliella harimensis*									●		●		
59			ヒゼンキビ	*Parakaliella hizenensis*									●				
60			ヒメハリマキビ	*Parakaliella pagoduloides*	●								●		●		

注1）表中の文献番号は表 3.1.28の番号と対応する。
注2）種名及び配列については原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（令和7年10月　国土交通省）に準拠した（腹足綱と二枚貝綱は最新の分類体系をもとに腹足綱を上位にした）。

表 3.1.35(2)　確認種一覧（貝類）

No.	目名	科名	種名	学名	文献番号												
					1	2	3	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
61	柄眼目	ベッコウマイマイ科	ウスイロシタラガイ	*Parasitala pallida*									●		●		
62			マルシタラガイ	*Parasitala reinhardti*									●				
63			コシタカシタラガイ	*Sitalina circumcincta*									●				
64			ウメムラシタラガイ	*Sitalina japonica*	●								●		●		
65			カサキビ	*Trochochlamys crenulata*			●						●		●		
66			オオウエキビ	*Trochochlamys fraterna*			●						●		●		
67			タカキビ	*Trochochlamys praealta*											●		
68			ヒメカサキビ	*Trochochlamys subcrenulata*	●	●							●		●		
69			ウラジロベッコウ	*Urazirochlamys doenitzii*									●		●		
70			オオクラヒメベッコウ	*Yamatochlamys lampra*									●		●		
71			ナミヒメベッコウ	*Yamatochlamys vaga*									●		●		
72			ウラウズタカキビ	*Coneuplecta* sp.	●												
73		ニッポンマイマイ科	トウカイビロウドマイマイ	*Nipponochloritis oscitans*	●										●		
－			ビロウドマイマイ属の一種	*Nipponochloritis* sp.		●							●				
74			ニッポンマイマイ	*Satsuma japonica*		●	●		●				●		●		
75			カドバリニッポンマイマイ	*Satsuma japonica carinata*			●										
76			コベソマイマイ	*Satsuma myomphala*		●	●						●		●		
77			ヤマタカマイマイ	*Satsuma papilliformis*	●												
78		オナジマイマイ科	ウスカワマイマイ	*Acusta despecta sieboldiana*					●	●		●	●		●		
79			オオケマイマイ	*Aegista vulgivaga*			●			●			●		●		
80			コハクオナジマイマイ	*Bradybaena pellucida*									●				
81			オナジマイマイ	*Bradybaena similaris*					●			●	●		●		
82			クチベニマイマイ	*Euhadra amaliae*					●								
83			ヒラマイマイ	*Euhadra eoa*									●				
84			ミスジマイマイ	*Euhadra peliomphala*						●		●					
85			カタマメマイマイ	*Lepidopisum verrucosum*											●		
86			マメマイマイ	*Trishoplita commoda*									●		●		
87			エンドウマイマイ	*Trishoplita commoda endo*			●										
88			ヒルゲンドルフマイマイ	*Trishoplita hilgendorfi*	●								●				
89			イセノナミマイマイ	*Eahadra eoa communisiformis*					●						●		
90		タワラガイ科	タワラガイ	*Sinoennea iwakawa*									●				
91	イシガイ目	イシガイ科	ミナミタガイ	*Beringiana fukuharai*		●											
92			タガイ	*Beringiana japonica*									●				
93			カラスガイ	*Cristaria plicata*						●		●					
94			イシガイ	*Unio douglasiae*		●		●	●				●				
95			マルドブガイ	*Anodonta calipygos*				●	●								
96			ドブガイ	*Anodonta woodiana*			●										
97			ヌマガイ	*Sinanodonta lauta*				●	●				●				
－			Sinanodonta 属の一種	*Sinanodonta* sp.							●						
98	マルスダレガイ目	ドブシジミ科	ドブシジミ	*Sphaerium japonicum*									●		●		
99		マメシジミ科	ウエジマメシジミ	*Pisidium uejii*									●				
100		シジミ科	タイリクシジミ	*Corbicula fluminalis*									●				
101			タイワンシジミ	*Corbicula fluminea*				●	●				●		●		
102			マシジミ	*Corbicula leana*		●	●			●	●	●	●				
－			シジミ属の一種	*Corbicula* sp.				●									
	7 目	32 科	102 種		11 種	15 種	23 種	17 種	21 種	11 種	10 種	10 種	81 種	0 種	58 種	5 種	0 種

注1）表中の文献番号は表 3.1.28の番号と対応する。
注2）種名及び配列については原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（令和7年10月　国土交通省）に準拠した（腹足綱と二枚貝綱は最新の分類体系をもとに腹足綱を上位にした）。

(2) 重要な動物種

確認された種のうち、重要な動物種を抽出した。重要な動物種の選定根拠は表 3.1.36 に、その選定基準は表 3.1.37 に示すとおりである。

なお、表 3.1.28 の確認文献の中には、詳細な位置情報の記載がないものも含まれるため、対象事業実施区域及びその周囲から離れた地域で見られる種を掲載している可能性がある。

表 3.1.36　重要な動物種の選定根拠

番号	法令・文献等	選定基準
Ⅰ	「文化財保護法」（昭和25年法律第214号） 「愛知県文化財保護条例」（昭和30年愛知県条例第6号） 「尾張旭市文化財保護条例」（昭和46年尾張旭市条例第27号） 「瀬戸市文化財保護条例」（昭和47年瀬戸市条例第12号） 「長久手市文化財保護条例」（昭和52年長久手市条例第2号） 「名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例」 （昭和47年名古屋市条例第4号）	・特別天然記念物（特天） ・国指定天然記念物（国天） ・愛知県指定天然記念物（県天） ・尾張旭市指定天然記念物（市天） ・瀬戸市指定天然記念物（市天） ・長久手市指定天然記念物（市天） ・名古屋市指定天然記念物（市天）
Ⅱ	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 （平成4年法律第75号）	・国際希少野生動植物種（国際） ・国内希少野生動植物種（国内） ・特定第一種国内希少野生動植物種（特 1） ・特定第二種国内希少野生動植物種（特 2） ・緊急指定種（緊急）
Ⅲ	「環境省レッドリスト 2020」 （令和2年3月27日　環境省報道発表資料） 対象種：哺乳類、魚類、昆虫類、貝類 「第5次レッドリスト（鳥類及び爬虫類・両生類）」 （令和8年3月17日　環境省報道発表資料） 対象種：鳥類、爬虫類、両生類	・絶滅危惧Ⅰ類（CR＋EN） ・絶滅危惧ⅠA類（CR） ・絶滅危惧ⅠB類（EN） ・絶滅危惧Ⅱ類（VU） ・準絶滅危惧（NT） ・情報不足（DD） ・地域個体群（LP）
Ⅳ	「レッドリストあいち 2025」 （令和7年3月　愛知県）	・絶滅危惧ⅠA類（CR） ・絶滅危惧ⅠB類（EN） ・絶滅危惧Ⅱ類（VU） ・準絶滅危惧（NT） ・情報不足（DD） ・地域個体群（LP）
Ⅴ	「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」 （昭和 48 年愛知県条例第 3 号）	・指定希少野生動植物種（希少）
Ⅵ	「名古屋市版レッドリスト 2025」（令和 7 年 4 月　名古屋市）	・絶滅危惧ⅠA類（CR） ・絶滅危惧ⅠB類（EN） ・絶滅危惧Ⅱ類（VU） ・準絶滅危惧（NT） ・情報不足（DD） ・地域個体群（LP）

表 3.1.37　重要な動物種の選定基準

番号	選定基準	評価基準
Ⅰ	特別天然記念物　（特天）	天然記念物のうち世界的にまた国家的に価値が特に高いもの
	国指定天然記念物（国天）	動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、我が国の自然を記念するもの
	愛知県指定天然記念物（県天）	動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、愛知県の自然を記念するもの
	尾張旭市指定天然記念物（市天）	動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。)で学術上価値の高いもの
	瀬戸市指定天然記念物（市天）	動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で学術上価値の高いもの
	長久手市指定天然記念物（市天）	動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で学術上価値の高いもの
	名古屋市指定天然記念物（市天）	動物、植物、地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いもの
Ⅱ	国際希少野生動植物種（国際）	国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種（国内希少野生動植物種を除く。）であって、政令で定めるものをいう
	国内希少野生動植物種（国内）	その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、政令で定めるものをいう
	特定第一種国内希少野生動植物種（特1）	次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるものをいう 一　商業的に個体の繁殖をさせることができるものであること 二　国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと
	特定第二種国内希少野生動植物種（特2）	次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるものをいう 一　種の個体の主要な生息地若しくは生育地が消滅しつつあるものであること又はその種の個体の生息若しくは生育の環境が著しく悪化しつつあるものであること 二　種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないものでないこと 三　繁殖による個体の数の増加の割合が低いものでないこと 四　国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと
	緊急指定種　（緊急）	環境大臣が、希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種以外の野生動植物の種の保存を特に緊急に図る必要があると認めるときに指定するものをいう
Ⅲ	絶滅危惧Ⅰ類（CR＋EN）	絶滅の危機に瀕している種
	絶滅危惧ⅠA類（CR）	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高い種
	絶滅危惧ⅠB類（EN）	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高い種
	絶滅危惧Ⅱ類（VU）	絶滅の危機が増大している種
	準絶滅危惧（NT）	存続基盤が脆弱な種
	情報不足（DD）	評価するだけの情報が不足している種
	絶滅のおそれのある地域個体群（LP）	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの
Ⅳ	絶滅危惧ⅠA類（CR）	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
	絶滅危惧ⅠB類（EN）	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
	絶滅危惧Ⅱ類（VU）	絶滅の危険が増大している種
	準絶滅危惧（NT）	存続基盤が脆弱な種
	情報不足（DD）	評価するだけの情報が不足している種
	地域個体群（LP）	特に保全のための配慮が必要と考えられる特徴的な個体群
Ⅴ	指定希少野生動植物種（希少）	県内に生息生育する絶滅のおそれのある野生動植物種のうち、特に保護を図る必要があるもの
Ⅵ	絶滅危惧ⅠA類（CR）	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
	絶滅危惧ⅠB類（EN）	ⅠA類ほどではないが、現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難な種
	絶滅危惧Ⅱ類（VU）	絶滅の危険が増大している種
	準絶滅危惧（NT）	存続基盤が脆弱な種
	情報不足（DD）	評価するだけの情報が不足している種
	地域個体群（LP）	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの

注）表中のⅠ～Ⅵは表 3.1.36の番号と対応する。

① 哺乳類

対象事業実施区域及びその周囲で見られる哺乳類の重要種は、表 3.1.38 に示すとおり、6 目 12 科 21 種である。

愛知県内や名古屋市内は森林環境の変化や市街化が進み、ヒミズやノウサギ、ハタネズミなどの生息する記録が低下したまま回復せず、重要種となっている。

表 3.1.38　重要種一覧（哺乳類）

No.	目名	科名	種名	学名	選定基準					
					I	II	III	IV	V	VI
1	モグラ目（食虫目）	トガリネズミ科	ジネズミ	*Crocidura dsinezumi*	－	－	－	－	－	CR
2		モグラ科	ヒミズ	*Urotrichus talpoides*	－	－	－	－	－	EN
3			アズマモグラ	*Mogera imaizumii*	－	－	－	VU	－	－
4			コウベモグラ	*Mogera wogura*	－	－	－	－	－	VU
5	コウモリ目（翼手目）	キクガシラコウモリ科	コキクガシラコウモリ（ニホンコキクガシラコウモリ）	*Rhinolophus cornutus (P. c. cornutus)*	－	－	－	NT	－	－
6			キクガシラコウモリ	*Rhinolophus ferrumequinum*	－	－	－	NT	－	CR
7		ヒナコウモリ科	ヤマコウモリ	*Nyctalus aviator*	－	－	VU	CR	－	－
8		オヒキコウモリ科	オヒキコウモリ	*Tadarida insignis*	－	－	VU	DD	－	CR
9	ウサギ目	ウサギ科	ノウサギ	*Lepus brachyurus*	－	－	－	NT	－	CR
10	ネズミ目（齧歯目）	リス科	ニホンリス	*Sciurus lis*	－	－	－	NT	－	CR
11			ムササビ	*Petaurista leucogenys*	－	－	－	NT	－	CR
12		ネズミ科	スミスネズミ	*Craseomys smithii*	－	－	－	NT	－	－
13			ハタネズミ	*Alexandromys montebelli*	－	－	－	NT	－	CR
14			アカネズミ	*Apodemus speciosus*	－	－	－	－	－	VU
15			カヤネズミ	*Micromys minutus*	－	－	－	VU	－	EN
16	ネコ目（食肉目）	クマ科	ツキノワグマ	*Ursus thibetanus*	－	国際	－	CR	－	－
17		イヌ科	タヌキ	*Nyctereutes procyonoides*	－	－	－	－	－	NT
18		イタチ科	テン（ホンドテン）	*Martes melampus (M. m. melampus)*	－	－	－	NT	－	CR
19			ニホンイタチ	*Mustela itatsi*	－	－	－	－	－	CR
20			アナグマ	*Meles anakuma*	－	－	－	NT	－	CR
21	ウシ目（偶蹄目）	ウシ科	カモシカ	*Capricornis crispus*	特天	－	－	－	－	CR
	6目	12科	21種		1種	1種	2種	14種	0種	16種

注1）表中のⅠ～Ⅵは表 3.1.36の番号と対応する。
注2）種名及び配列については原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（令和7年10月　国土交通省）に準拠した。
注3）シベリアイタチは移入した亜種のチョウセンイタチであるため、重要種から除外した。

② 鳥類

対象事業実施区域及びその周囲で見られる鳥類の重要種は、表 3.1.39 に示すとおり、17 目 42 科 138 種である。

樹林地、砂礫地、河川敷、草地等多岐にわたる環境に生息する鳥類が該当している。

表 3.1.39(1)　重要種一覧（鳥類）

No.	目名	科名	種名	学名	選定基準					
					I	II	III	IV	V	VI
1	カモ目	カモ科	コクガン	*Branta bernicla*	国天	－	VU	越:EN	－	－
2			ヒシクイ	*Anser fabalis*	国天	－	NT	－	－	－
3			マガン	*Anser albifrons*	国天	－	－	－	－	－
4			カリガネ	*Anser erythropus*	－	－	EN	－	－	－
5			ツクシガモ	*Tadorna tadorna*	－	－	DD	越:VU	－	－
6			オシドリ	*Aix galericulata*	－	－	－	繁:VU/越:NT	－	－
7			トモエガモ	*Sibirionetta formosa*	－	－	DD	越:VU	－	VU
8			ホシハジロ	*Aythya ferina*	－	－	NT	－	－	－
9			アカハジロ	*Aythya baeri*	－	－	CR	－	－	－
10			キンクロハジロ	*Aythya fuligula*	－	－	VU	－	－	－
11			スズガモ	*Aythya marila*	－	－	NT	－	－	－
12			シノリガモ	*Histrionicus histrionicus*	－	－	－	越:VU	－	－
13			ビロードキンクロ	*Melanitta stejnegeri*	－	－	－	越:EN	－	－
14			クロガモ	*Melanitta americana*	－	－	－	越:NT	－	－
15			カワアイサ	*Mergus merganser*	－	－	－	越:NT	－	－
16			コウライアイサ	*Mergus squamatus*	－	国際	－	－	－	－
17	キジ目	キジ科	ヤマドリ	*Syrmaticus soemmerringii*	－	－	－	繁:NT/越:NT	－	－
18			ウズラ	*Coturnix japonica*	－	－	VU	越:EN	－	DD
19	ヨタカ目	ヨタカ科	ヨタカ	*Caprimulgus jotaka*	－	－	NT	繁:EN/通:VU	－	CR
20	アマツバメ目	アマツバメ科	ハリオアマツバメ	*Hirundapus caudacutus*	－	－	VU	－	－	－
21			アマツバメ	*Apus pacificus*	－	－	VU	－	－	－
22			ヒメアマツバメ	*Apus nipalensis*	－	－	－	繁:NT/越:NT	－	－
23	カッコウ目	カッコウ科	ジュウイチ	*Hierococcyx hyperythrus*	－	－	－	繁:VU/通:NT	－	－
24			ツツドリ	*Cuculus optatus*	－	－	－	繁:VU/通:NT	－	－
25			カッコウ	*Cuculus canorus*	－	－	－	繁:VU/通:NT	－	NT
26	ツル目	クイナ科	クイナ	*Rallus indicus*	－	－	－	越:NT	－	NT
27			バン	*Gallinula chloropus*	－	－	VU	繁:VU/越:NT	－	－
28			シマクイナ	*Coturnicops exquisitus*	－	国内	EN	－	－	－
29			ヒクイナ	*Zapornia fusca*	－	－	NT	繁:VU/通:NT	－	VU
30		ツル科	ナベヅル	*Grus monacha*	－	国際	VU	－	－	－
31	カイツブリ目	カイツブリ科	アカエリカイツブリ	*Podiceps grisegena*	－	－	－	越:EN	－	－
32			ミミカイツブリ	*Podiceps auritus*	－	－	－	越:VU	－	－
33	チドリ目	ミヤコドリ科	ミヤコドリ	*Haematopus ostralegus*	－	－	－	越:NT	－	－
34		セイタカシギ科	セイタカシギ	*Himantopus himantopus*	－	－	DD	繁:VU/越:NT	－	NT
35		チドリ科	ケリ	*Vanellus cinereus*	－	－	DD	繁:NT/越:VU	－	－
36			ムナグロ	*Pluvialis fulva*	－	－	VU	越:NT	－	－
37			イカルチドリ	*Charadrius placidus*	－	－	－	繁:VU/越:NT	－	NT
38			シロチドリ	*Charadrius alexandrinus*	－	－	VU	繁:EN/越:VU	－	NT
39			オオメダイチドリ	*Charadrius leschenaultii*	－	国際	－	－	－	－
40			メダイチドリ	*Charadrius mongolus*	－	国際	－	－	－	NT
41		タマシギ科	タマシギ	*Rostratula benghalensis*	－	－	DD	繁:EN/越:EN	－	EN
42		シギ科	コシャクシギ	*Numenius minutus*	－	国際	EN	通:VU	－	－
43			ホウロクシギ	*Numenius madagascariensis*	－	国際	VU	通:EN	－	VU
44			ダイシャクシギ	*Numenius arquata*	－	－	－	越:VU	－	NT
45			オオソリハシシギ	*Limosa lapponica*	－	－	VU	通:EN	－	NT
46			オグロシギ	*Limosa limosa*	－	－	－	通:EN	－	VU
47			キョウジョシギ	*Arenaria interpres*	－	－	NT	－	－	－
48			オバシギ	*Calidris tenuirostris*	－	国際	－	通:VU	－	NT
49			コオバシギ	*Calidris canutus*	－	国際	－	通:VU	－	NT
50			エリマキシギ	*Calidris pugnax*	－	－	－	通:CR	－	NT
51			キリアイ	*Calidris falcinellus*	－	－	－	通:EN	－	－
52			ウズラシギ	*Calidris acuminata*	－	－	－	通:EN	－	VU
53			サルハマシギ	*Calidris ferruginea*	－	国際	－	－	－	－
54			オジロトウネン	*Calidris temminckii*	－	－	－	通:VU	－	－
55			ヒバリシギ	*Calidris subminuta*	－	－	－	通:CR	－	－
56			ヘラシギ	*Calidris pygmaea*	－	国内	CR	通:CR	－	－
57			トウネン	*Calidris ruficollis*	－	－	NT	通:VU	－	－
58			ミユビシギ	*Calidris alba*	－	－	－	越:VU	－	－
59			ハマシギ	*Calidris alpina*	－	－	VU	越:VU	－	NT
60			シベリアオオハシシギ	*Limnodromus semipalmatus*	－	－	－	通:CR	－	DD
61			オオハシシギ	*Limnodromus scolopaceus*	－	－	－	越:EN	－	－
62			ヤマシギ	*Scolopax rusticola*	－	－	－	越:NT	－	NT
63			アオシギ	*Gallinago solitaria*	－	－	－	越:VU	－	－
64			オオジシギ	*Gallinago hardwickii*	－	－	NT	繁:EX/通:VU	－	EN
65			メリケンキアシシギ	*Tringa incana*	－	－	－	通:EN	－	－

注1）表中のⅠ～Ⅵは表 3.1.36の番号と対応する。
注2）Ⅳの指定状況の意味は次のとおりである。越：越冬　繁：繁殖　通：通過
注3）種名及び配列については原則として「日本鳥類目録 改訂第8版 掲載鳥類リスト」（令和6年10月　日本鳥学会）に準拠した。

表 3.1.39(2)　重要種一覧（鳥類）

No.	目名	科名	種名	学名	選定基準					
					Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ
66			アカアシシギ	*Tringa totanus*	－	－	CR	通:VU	－	NT
67			タカブシギ	*Tringa glareola*	－	－	VU	通:EN	－	VU
68			ツルシギ	*Tringa erythropus*	－	－	EN	通:EN	－	EN
69			カラフトアオアシシギ	*Tringa guttifer*	－	国内	CR	通:CR	－	－
70		ツバメチドリ科	ツバメチドリ	*Glareola maldivarum*	－	－	VU	繁:CR/通:EN	－	－
71		カモメ科	ズグロカモメ	*Saundersilarus saundersi*	－	－	VU	越:VU	－	VU
72			ウミネコ	*Larus crassirostris*	－	－	VU	－	－	－
73			オオセグロカモメ	*Larus schistisagus*	－	－	EN	越:NT	－	－
74			オオアジサシ	*Thalasseus bergii*	－	－	EN	通:NT	－	－
75			コアジサシ	*Sternula albifrons*	－	－	EN	繁:EN/通:VU	－	EN
76			ベニアジサシ	*Sterna dougallii*	－	－	VU	－	－	－
77		ウミスズメ科	ウミスズメ	*Synthliboramphus antiquus*	－	－	CR	－	－	－
78	コウノトリ目	コウノトリ科	コウノトリ	*Ciconia boyciana*	特天	国内	EN	越:NT	－	－
79	カツオドリ目	ウ科	ヒメウ	*Urile pelagicus*	－	－	EN	越:NT	－	－
80	ペリカン目	トキ科	ヘラサギ	*Platalea leucorodia*	－	－	EN	－	－	－
81			クロツラヘラサギ	*Platalea minor*	－	国内	VU	越:VU	－	CR
82		サギ科	サンカノゴイ	*Botaurus stellaris*	－	－	CR	通:EN	－	－
83			ヨシゴイ	*Ixobrychus sinensis*	－	－	DD	繁:CR/通:CR	－	EN
84			オオヨシゴイ	*Ixobrychus eurhythmus*	－	国内	CR	－	－	－
85			ミゾゴイ	*Gorsachius goisagi*	－	－	NT	繁:VU/通:NT	－	EN
86			ゴイサギ	*Nycticorax nycticorax*	－	－	VU	繁:NT/越:NT	－	－
87			ササゴイ	*Butorides striata*	－	－	VU	－	－	－
88			アマサギ	*Bubulcus ibis*	－	－	EN	－	－	－
89			チュウサギ	*Ardea intermedia*	－	－	NT	繁:NT/通:NT	－	NT
90			コサギ	*Egretta garzetta*	－	－	VU	－	－	－
91			クロサギ	*Egretta sacra*	－	－	－	越:EN	－	－
92			カラシラサギ	*Egretta eulophotes*	－	－	－	通:NT	－	－
93	タカ目	ミサゴ科	ミサゴ	*Pandion haliaetus*	－	－	－	繁:VU	－	NT
94		タカ科	ハチクマ	*Pernis ptilorhynchus*	－	－	DD	繁:VU	－	VU
95			クマタカ	*Nisaetus nipalensis*	－	国内	EN	繁:EN/越:EN	－	－
96			イヌワシ	*Aquila chrysaetos*	国天	国内	EN	－	－	－
97			ツミ	*Accipiter gularis*	－	－	－	繁:NT	－	NT
98			ハイタカ	*Accipiter nisus*	－	－	NT	越:NT	－	NT
99			オオタカ	*Accipiter gentilis*	－	－	NT	繁:VU/越:VU	－	NT
100			チュウヒ	*Circus spilonotus*	－	国内	EN	繁:CR/越:VU	－	VU
101			ハイイロチュウヒ	*Circus cyaneus*	－	－	－	越:VU	－	－
102			オオワシ	*Haliaeetus pelagicus*	国天	国内	VU	－	－	－
103			オジロワシ	*Haliaeetus albicilla*	国天	国内・国際	VU	－	－	－
104			サシバ	*Butastur indicus*	－	－	VU	繁:EN/通:NT	－	VU
105	フクロウ目	フクロウ科	アオバズク	*Ninox japonica*	－	－	－	繁:EN/通:VU	－	VU
106			コノハズク	*Otus sunia*	－	－	－	繁:CR/通:VU	希少	EN
107			オオコノハズク	*Otus semitorques*	－	－	－	繁:VU/越:NT	－	NT
108			トラフズク	*Asio otus*	－	－	－	越:EN	－	－
109			コミミズク	*Asio flammeus*	－	－	－	越:VU	－	－
110			フクロウ	*Strix uralensis*	－	－	－	繁:NT/越:NT	－	EN
111	ブッポウソウ目	ブッポウソウ科	ブッポウソウ	*Eurystomus orientalis*	－	－	EN	繁:CR/通:VU	－	－
112		カワセミ科	アカショウビン	*Halcyon coromanda*	－	－	－	繁:VU/通:NT	－	－
113			ヤマセミ	*Megaceryle lugubris*	－	－	VU	繁:CR/越:CR	－	－
114	キツツキ目	キツツキ科	オオアカゲラ	*Dendrocopos leucotos*	－	－	－	繁:VU/越:NT	－	－
115	ハヤブサ目	ハヤブサ科	ハヤブサ	*Falco peregrinus*	－	国内・国際	NT	繁:VU/越:NT	－	VU
116	スズメ目	ヤイロチョウ科	ヤイロチョウ	*Pitta nympha*	－	国内	DD	繁:EN/通:VU	－	－
117		サンショウクイ科	サンショウクイ	*Pericrocotus divaricatus*	－	－	－	－	－	NT
118		モズ科	チゴモズ	*Lanius tigrinus*	－	－	EN	通:CR	－	－
119			アカモズ	*Lanius cristatus*	－	国内	CR	通:CR	－	－
120		カラス科	オナガ	*Cyanopica cyanus*	－	－	NT	－	－	－
121		ツバメ科	コシアカツバメ	*Cecropis daurica*	－	－	－	－	－	VU
122		ヨシキリ科	コヨシキリ	*Acrocephalus bistrigiceps*	－	－	NT	繁:EX/通:CR	－	－
123		センニュウ科	オオセッカ	*Locustella pryeri*	－	国内	EN	越:EN	－	－
124		ミソサザイ科	ミソサザイ	*Troglodytes troglodytes*	－	－	－	繁:VU/越:NT	－	－
125		キバシリ科	キバシリ	*Certhia familiaris*	－	－	－	繁:EN/越:VU	－	－
126		ツグミ科	マミジロ	*Geokichla sibirica*	－	－	－	繁:EX/通:EN	－	－
127			クロツグミ	*Turdus cardis*	－	－	－	繁:CR/通:NT	－	－
128			アカハラ	*Turdus chrysolaus*	－	－	－	繁:EX	－	－
129		ヒタキ科	コサメビタキ	*Muscicapa dauurica*	－	－	－	繁:NT/通:NT	－	－
130			コルリ	*Larvivora cyane*	－	－	－	繁:VU/通:NT	－	－
131			コマドリ	*Larvivora akahige*	－	－	－	繁:EX/通:EN	－	－
132		カワガラス科	カワガラス	*Cinclus pallasii*	－	－	－	繁:VU/越:VU	－	－
133		セキレイ科	ビンズイ	*Anthus hodgsoni*	－	－	NT	繁:EX/越:VU	－	－
134		アトリ科	コイカル	*Eophona migratoria*	－	－	－	－	－	VU
135		ホオジロ科	ホオアカ	*Emberiza fucata*	－	－	－	繁:EX/越:NT	－	－
136			カシラダカ	*Emberiza rustica*	－	－	EN	－	－	－
137			ノジコ	*Emberiza sulphurata*	－	－	NT	繁:EX/通:EN	－	DD
138			コジュリン	*Emberiza yessoensis*	－	－	EN	越:EN	－	－
	17目	42科	138種		7種	24種	77種	106種	1種	48種

注1）表中のⅠ～Ⅵは表 3.1.36の番号と対応する。
注2）Ⅳの指定状況の意味は次のとおりである。越：越冬　繁：繁殖　通：通過
注3）種名及び配列については原則として「日本鳥類目録 改訂第8版 掲載鳥類リスト」（令和6年10月　日本鳥学会）に準拠した。

③　爬虫類

対象事業実施区域及びその周囲で見られる爬虫類の重要種は、表 3.1.40 に示すとおり、2 目 5 科 10 種である。

河川や流れのゆるやかな水路を生息環境とするニホンイシガメや水田や湿地などを生息環境とするヤマカガシ、森林に生息するニホンマムシ等が重要種として該当している。

表 3.1.40　重要種一覧（爬虫類）

No.	目名	科名	種名	学名	選定基準					
					Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ
1	カメ目	イシガメ科	クサガメ	*Mauremys reevesii*	－	－	－	－	－	DD
2			ニホンイシガメ	*Mauremys japonica*	－	－	VU	NT	－	VU
3		スッポン科	ニホンスッポン	*Pelodiscus japonicus*	－	－	DD	DD	－	DD
4	有鱗目	タカチホヘビ科	タカチホヘビ	*Achalinus spinalis*	－	－	－	DD	－	DD
5		ナミヘビ科	シロマダラ	*Lycodon orientalis*	－	－	－	DD	－	EN
6			ジムグリ	*Euprepiophis conspicillatus*	－	－	－	－	－	EN
7			シマヘビ	*Elaphe quadrivirgata*	－	－	－	－	－	NT
8			ヒバカリ	*Hebius vibakari vibakari*	－	－	－	－	－	VU
9			ヤマカガシ	*Rhabdophis tigrinus*	－	－	－	DD	－	VU
10		クサリヘビ科	ニホンマムシ	*Gloydius blomhoffii*	－	－	－	－	－	VU
	2目	5科	10種		0種	0種	2種	5種	0種	10種

注1）表中のⅠ～Ⅵは表 3.1.36の番号と対応する。
注2）種名及び配列については原則として「日本産爬虫両生類標準和名リスト」（令和8年7月　日本爬虫両棲類学会）に準拠した。

④　両生類

対象事業実施区域及びその周囲で見られる両生類の重要種は、表 3.1.41 に示すとおり、2 目 6 科 14 種である。

水田や耕作地を生息環境とするアカハライモリやナゴヤダルマガエルのほか、山地の池沼や流れの緩やかな水路に生息するオワリサンショウウオやヤマトサンショウウオ、山地の沢や渓流に生息するハコネサンショウウオ等のサンショウウオ類が重要種として該当している。

表 3.1.41　重要種一覧（両生類）

No.	目名	科名	種名	学名	選定基準					
					Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ
1	有尾目	サンショウウオ科	オワリサンショウウオ	*Hynobius owariensis*	－	－	－	－	－	CR
2			マホロバサンショウウオ	*Hynobius guttatus*	－	国内/特2	VU	EN	－	－
3			ヤマトサンショウウオ	*Hynobius vandenburghi*	－	国内/特2	VU	EN	－	－
4			ハコネサンショウウオ	*Onychodactylus japonicus*	－	－	－	NT	－	－
5		オオサンショウウオ科	オオサンショウウオ	*Andrias japonicus*	特天	国際	VU	EN	－	－
6		イモリ科	アカハライモリ	*Cynops pyrrhogaster*	－	－	NT	NT	－	CR
7	無尾目	ヒキガエル科	アズマヒキガエル	*Bufo formosus*	－	－	－	－	－	CR
8		アカガエル科	タゴガエル	*Rana tagoi*	－	－	－	－	－	DD
9			ニホンアカガエル	*Rana japonica*	－	－	－	－	－	CR
10			ツチガエル	*Glandirana rugosa*	－	－	－	－	－	CR
11			ナゴヤダルマガエル	*Pelophylax porosus brevipodus*	－	－	EN	VU	－	CR
12			トノサマガエル	*Pelophylax nigromaculatus*	－	－	NT	－	－	VU
13		アオガエル科	シュレーゲルアオガエル	*Zhangixalus schlegelii*	－	－	－	－	－	CR
14			モリアオガエル	*Zhangixalus arboreus*	－	－	－	NT	－	－
	2目	6科	14種		1種	5種	8種	7種	0種	9種

注 1）表中のⅠ～Ⅵは表 3.1.36 の番号と対応する。
注 2）種名及び配列については原則として「日本産爬虫両生類標準和名リスト」（令和 8 年 7 月　日本爬虫両棲類学会）に準拠した。

⑤　魚類

対象事業実施区域及びその周囲で見られる魚類の重要種は、表 3.1.42 に示すとおり、10 目 25 科 60 種である。

ニホンウナギやウツセミカジカ、カマキリ等河川と海を回遊する種やタナゴやイタセンパラ等の河川の緩流域を生息環境とする種、ドジョウやナマズ等水田と河川を含む止水域から緩流域を生息環境とする種が重要種として該当している。

表 3.1.42　重要種一覧（魚類）

No.	目名	科名	種名	学名	選定基準					
					Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ
1	ヤツメウナギ目	ヤツメウナギ科	スナヤツメ類	*Lethenteron satoi and/or hattai and/or mitsukurii*	－	－	VU	EN	－	CR
2	ウナギ目	ウナギ科	ニホンウナギ	*Anguilla japonica*	－	－	EN	EN	－	EN
3	コイ目	ドジョウ科	アジメドジョウ	*Cobitis delicata*	－	－	VU	－	－	－
4			オオガタスジシマドジョウ	*Cobitis magnostriata*	－	－	EN	－	－	－
5			トウカイコガタスジシマドジョウ	*Cobitis minamorii tokaiensis*	－	－	EN	EN	－	CR
6			ニシシマドジョウ	*Cobitis* sp. *BIWAE type B*	－	－	－	VU	－	EN
7			ドジョウ	*Misgurnus anguillicaudatus*	－	－	NT	VU	－	VU
8		フクドジョウ科	ホトケドジョウ	*Lefua echigonia*	－	－	EN	EN	－	CR
9			トウカイナガレホトケドジョウ	*Lefua tokaiensis*	－	－	EN	EN	－	－
10		コイ科	ゲンゴロウブナ	*Carassius cuvieri*	－	－	EN	－	－	－
11			コイ（野生型）	*Cyprinus carpio*	－	－	－	DD	－	－
12		クセノキプリス科	カワバタモロコ	*Hemigrammocypris neglecta*	－	国内/特2	EN	EN	－	CR
13			ヌマムツ	*Nipponocypris sieboldii*	－	－	－	－	－	DD
14			カワムツ	*Nipponocypris temminckii*	－	－	－	－	－	EN
15			オイカワ	*Opsariichthys platypus*	－	－	－	－	－	LP[注3]
16			ハス	*Opsariichthys uncirostris uncirostris*	－	－	VU	－	－	－
17		タナゴ科	イチモンジタナゴ	*Acheilognathus cyanostigma*	－	－	CR	DD	－	－
18			イタセンパラ	*Acheilognathus longipinnis*	国天	国内	CR	CR	－	－
19			タナゴ	*Acheilognathus melanogaster*	－	－	EN	－	－	－
20			シロヒレタビラ	*Acheilognathus tabira tabira*	－	－	EN	DD	－	－
21			ヤリタナゴ	*Tanakia lanceolata*	－	－	NT	CR	－	CR
22			アブラボテ	*Tanakia limbata*	－	－	NT	DD	－	－
23		カマツカ科	ツチフキ	*Abbottina rivularis*	－	－	EN	－	－	－
24			ゼゼラ	*Biwia zezera*	－	－	VU	NT	－	VU
25			ホンモロコ	*Gnathopogon caerulescens*	－	－	CR	－	－	－
26			タモロコ	*Gnathopogon elongatus elongatus*	－	－	－	－	－	NT
27			ウシモツゴ	*Pseudorasbora pugnax*	－	－	CR	CR	希少	DD
28			カワヒガイ	*Sarcocheilichthys variegatus variegatus*	－	－	NT	CR	－	DD
29			スゴモロコ	*Squalidus chankaensis biwae*	－	－	VU	－	－	－
30			イトモロコ	*Squalidus gracilis gracilis*	－	－	－	NT	－	－
31			デメモロコ	*Squalidus japonicus japonicus*	－	－	VU	CR	－	－
32		ウグイ科	ウグイ	*Pseudaspius hakonensis*	－	－	－	－	－	NT
33	ナマズ目	ナマズ科	ナマズ	*Silurus asotus*	－	－	－	－	－	NT
34		ギギ科	ネコギギ	*Tachysurus ichikawai*	国天	－	EN	CR	－	－
35		アカザ科	アカザ	*Liobagrus reinii*	－	－	VU	NT	－	CR
36	サケ目	サケ科	サツキマス・アマゴ	*Oncorhynchus masou ishikawae*	－	－	NT	DD	－	DD
37			サクラマス・ヤマメ	*Oncorhynchus masou masou*	－	－	NT	－	－	－
38			ニッコウイワナ	*Salvelinus leucomaenis pluvius*	－	－	DD	－	－	－
39	キュウリウオ目	アユ科	アユ	*Plecoglossus altivelis altivelis*	－	－	－	－	－	VU
40		シラウオ科	シラウオ	*Salangichthys microdon*	－	－	－	VU	－	VU
41	ハゼ目	ドンコ科	ドンコ	*Odontobutis obscurus*	－	－	－	EN	－	CR
42		カワアナゴ科	カワアナゴ	*Eleotris oxycephala*	－	－	－	NT	－	VU
43		オクスデルクス科 ワラスボ亜科	チワラスボ	*Taenioides snyderi*	－	－	EN	DD	－	－
44		オクスデルクス科 ゴビオネルス亜科	ヒモハゼ	*Eutaeniichthys gilli*	－	－	NT	VU	－	－
45			キセルハゼ	*Gymnogobius cylindricus*	－	－	EN	CR	－	－
46			エドハゼ	*Gymnogobius macrognathos*	－	－	VU	NT	－	EN
47			スミウキゴリ	*Gymnogobius petschiliensis*	－	－	－	－	－	NT
48			ウキゴリ	*Gymnogobius urotaenia*	－	－	－	－	－	NT
49			マサゴハゼ	*Pseudogobius masago*	－	－	VU	VU	－	EN
50			オオヨシノボリ	*Rhinogobius fluviatilis*	－	－	－	NT	－	－
51			トウカイヨシノボリ	*Rhinogobius telma*	－	－	NT	CR	－	CR
52		オクスデルクス科 オクスデルクス亜科	トビハゼ	*Periophthalmus modestus*	－	－	NT	VU	－	EN
53		オクスデルクス科 ボウズハゼ亜科	ボウズハゼ	*Sicyopterus japonicus*	－	－	－	VU	－	－
54	ダツ目	サヨリ科	クルメサヨリ	*Hyporhamphus intermedius*	－	－	NT	DD	－	DD
55		メダカ科	ミナミメダカ	*Oryzias latipes*	－	－	VU	VU	－	VU
56	ペルカ目	カジカ科	カジカ	*Cottus pollux*	－	－	NT	EN	－	－
57			ウツセミカジカ（琵琶湖型）	*Cottus reinii*	－	－	EN	VU	－	EN
58			ウツセミカジカ（淡水性両側回遊型）	*Cottus reinii*	－	－	EN	VU	－	EN
59			カマキリ（アユカケ）	*Rheopresbe kazika*	－	－	VU	EN	－	EN
60	サンフィッシュ目	ケツギョ科	オヤニラミ	*Coreoperca kawamebari*	－	－	EN	－	－	－
	10目	25科	60種		2種	2種	43種	40種	1種	34種

注 1）表中の Ⅰ～Ⅵは表 3.1.36 の番号と対応する。
注 2）種名及び配列については原則として「日本産魚類全種リスト（JAF リスト）」（令和 8 年 5 月　鹿児島大学総合研究博物館）に準拠した。
注 3）オイカワ 選定基準Ⅵ 地域個体群（LP）：庄内川個体群（他地域からの移入の影響のない個体群）の場合。

⑥　昆虫類

対象事業実施区域及びその周囲で見られる昆虫類（クモ類含む）の重要種は、表 3.1.43 に示すとおり、13 目 98 科 257 種である。

樹林地、干潟や河川敷、草地等多岐にわたる環境に生息する種が該当している。

表 3.1.43(1)　重要種一覧（昆虫類）

No	目名	科名	種名	学名	選定基準					
					I	II	III	IV	V	VI
1	クモ目	ジグモ科	ワスレナグモ	*Calommata signata*	－	－	NT	VU	－	EN
2		カネコトタテグモ科	カネコトタテグモ	*Antrodiaetus roretzi*	－	－	NT	VU	－	CR
3		トタテグモ科	キノボリトタテグモ	*Conothele fragaria*	－	－	NT	VU	－	CR
4			キシノウエトタテグモ	*Latouchia typica*	－	－	NT	VU	－	CR
5		ヒメグモ科	ギボシヒメグモ	*Chikunia albipes*	－	－	－	－	－	NT
6		アシナガグモ科	チビクロドヨウグモ	*Meta nigridorsalis*	－	－	－	－	－	EN
7		コガネグモ科	キジロオヒキグモ	*Arachnura logio*	－	－	－	EN	－	－
8			ビジョオニグモ	*Araneus mitificus*	－	－	－	－	－	NT
9			コガネグモ	*Argiope amoena*	－	－	－	NT	－	NT
10			トリノフンダマシ	*Cyrtarachne bufo*	－	－	－	NT	－	NT
11			オオトリノフンダマシ	*Cyrtarachne inaequalis*	－	－	－	NT	－	NT
12			シロオビトリノフンダマシ	*Cyrtarachne nagasakiensis*	－	－	－	NT	－	NT
13			アカイロトリノフンダマシ	*Cyrtarachne yunoharuensis*	－	－	－	NT	－	VU
14			スズミグモ	*Cyrtophora ikomosanensis*	－	－	－	－	－	NT
15			トゲグモ	*Gasteracantha kuhlii*	－	－	－	VU	－	VU
16			ムツトゲイセキグモ	*Ordgarius sexspinosus*	－	－	－	EN	－	CR
17			ゲホウグモ	*Poltys illepidus*	－	－	－	NT	－	VU
18		コモリグモ科	エビチャコモリグモ	*Arctosa ebicha*	－	－	－	EN	－	VU
19			イサゴコモリグモ	*Pardosa isago*	－	－	－	EN	－	－
20			カコウコモリグモ	*Pardosa nojimai*	－	－	－	VU	－	CR
21			テジロハリゲコモリグモ	*Pardosa yamanoi*	－	－	－	EN	－	CR
22			ミナミコモリグモ	*Pirata meridionalis*	－	－	－	NT	－	VU
23		キシダグモ科	スジブトハシリグモ	*Dolomedes saganus*	－	－	－	－	－	EN
24			ハヤテグモ	*Perenethis fascigera*	－	－	－	－	－	EN
25		ササグモ科	クリチャササグモ	*Oxyopes licenti*	－	－	－	－	－	VU
26		スオウグモ科	ムロズミソレグモ	*Takeoa nishimurai*	－	－	－	DD	－	DD
27		フクログモ科	ハマキフクログモ	*Clubiona japonicola*	－	－	－	－	－	NT
28			ヤギヌマフクログモ	*Clubiona yaginumai*	－	－	－	－	－	DD
29		ネコグモ科	オビジガバチグモ	*Castianeira shaxianensis*	－	－	－	NT	－	VU
30		ワシグモ科	ヒゲナガツヤグモ	*Micaria dives*	－	－	－	－	－	NT
31		カニグモ科	アシナガカニグモ	*Heriaeus mellottei*	－	－	－	VU	－	－
32			カトウツケオグモ	*Phrynarachne katoi*	－	－	－	EN	－	DD
33			シロスジグモ	*Runcinia affinis*	－	－	－	－	－	DD
34			オビボソカニグモ	*Xysticus trizonatus*	－	－	－	VU	－	VU
35	トンボ目（蜻蛉目）	アオイトトンボ科	コバネアオイトトンボ	*Lestes japonicus*	－	－	EN	CR	－	EX
36			オツネントンボ	*Sympecma paedisca*	－	－	－	－	－	EN
37		イトトンボ科	ベニイトトンボ	*Ceriagrion nipponicum*	－	－	NT	VU	－	NT
38			ヒヌマイトトンボ	*Mortonagrion hirosei*	－	－	EN	EN	－	EX
39			モートンイトトンボ	*Mortonagrion selenion*	－	－	NT	VU	－	EN
40			セスジイトトンボ	*Paracercion hieroglyphicum*	－	－	－	－	－	NT
41			ムスジイトトンボ	*Paracercion melanotum*	－	－	－	－	－	NT
42			オオイトトンボ	*Paracercion sieboldii*	－	－	－	EN	－	CR
43		モノサシトンボ科	グンバイトンボ	*Platycnemis foliacea sasakii*	－	－	NT	EN	－	EX
44		カワトンボ科	アオハダトンボ	*Calopteryx japonica*	－	－	NT	－	－	EX
45			ニホンカワトンボ	*Mnais costalis*	－	－	－	－	－	NT
46		ヤンマ科	ネアカヨシヤンマ	*Aeschnophlebia anisoptera*	－	－	NT	NT	－	VU
47			アオヤンマ	*Aeschnophlebia longistigma*	－	－	NT	CR	－	CR
48			オオルリボシヤンマ	*Aeshna crenata*	－	－	－	－	－	EN
49			マルタンヤンマ	*Anaciaeschna martini*	－	－	－	－	－	NT
50			コシボソヤンマ	*Boyeria maclachlani*	－	－	－	－	－	NT
51			カトリヤンマ	*Gynacantha japonica*	－	－	－	－	－	VU
52			ミルンヤンマ	*Planaeschna milnei milnei*	－	－	－	－	－	EN
53			サラサヤンマ	*Sarasaeschna pryeri*	－	－	－	－	－	NT
54		サナエトンボ科	ヤマササナエ	*Asiagomphus melaenops*	－	－	－	－	－	NT
55			キイロサナエ	*Asiagomphus pryeri*	－	－	NT	VU	－	CR
56			ホンサナエ	*Shaogomphus postocularis*	－	－	－	－	－	EN
57			ナゴヤササナエ	*Stylurus nagoyanus*	－	－	VU	NT	－	EN
58			メガネサナエ	*Stylurus oculatus*	－	－	VU	EN	－	CR
59			タベサナエ	*Trigomphus citimus tabei*	－	－	NT	－	－	VU
60			フタスジサナエ	*Trigomphus interruptus*	－	－	NT	VU	－	VU
61			オグマササナエ	*Trigomphus ogumai*	－	－	NT	EN	－	VU
62		ムカシヤンマ科	ムカシヤンマ	*Tanypteryx pryeri*	－	－	－	－	－	CR
63		エゾトンボ科	トラフトンボ	*Epitheca marginata*	－	－	－	VU	－	VU
64			コヤマトンボ	*Macromia amphigena amphigena*	－	－	－	－	－	NT
65			キイロヤマトンボ	*Macromia daimoji*	－	－	NT	NT	－	EX
66			ハネビロエゾトンボ	*Somatochlora clavata*	－	－	VU	EN	－	CR
67			タカネトンボ	*Somatochlora uchidai*	－	－	－	－	－	NT
68			エゾトンボ	*Somatochlora viridiaenea*	－	－	－	CR	－	CR
69		トンボ科	ベッコウトンボ	*Libellula angelina*	－	国内	CR	CR	－	EX
70			ハッチョウトンボ	*Nannophya pygmaea*	－	－	－	－	－	NT
71			キトンボ	*Sympetrum croceolum*	－	－	－	EN	－	EN
72			ナツアカネ	*Sympetrum darwinianum*	－	－	－	－	－	NT
73			ノシメトンボ	*Sympetrum infuscatum*	－	－	－	NT	－	VU
74			マイコアカネ	*Sympetrum kunckeli*	－	－	－	NT	－	NT
75			マダラナニワトンボ	*Sympetrum maculatum*	－	－	EN	CR	－	EX
76			ミヤマアカネ	*Sympetrum pedemontanum elatum*	－	－	－	NT	－	VU
77			オオキトンボ	*Sympetrum uniforme*	－	－	EN	CR	－	EX
78	ゴキブリ目（網翅目）	オオゴキブリ科	オオゴキブリ	*Panesthia angustipennis spadica*	－	－	－	NT	－	NT

注1）表中のⅠ～Ⅵは表 3.1.36の番号と対応する。
注2）種名及び配列については原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（令和7年10月　国土交通省）に準拠した。

表 3.1.43(2)　重要種一覧（昆虫類）

No	目名	科名	種名	学名	選定基準					
					I	II	III	IV	V	VI
79	カマキリ目（蟷螂目）	ヒメカマキリ科	ヒメカマキリ	*Acromantis japonica*	－	－	－	－	－	NT
80		カマキリ科	ウスバカマキリ	*Mantis religiosa sinica*	－	－	DD	－	－	－
81	バッタ目（直翅目）	コロギス科	ハネナシコロギス	*Nippancistroger testaceus*	－	－	－	－	－	NT
82			コロギス	*Prosopogryllacris japonica*	－	－	－	－	－	NT
83		クツワムシ科	タイワンクツワムシ	*Mecopoda elongata*	－	－	－	NT	－	DD
84			クツワムシ	*Mecopoda niponensis*	－	－	－	－	－	CR
85		ツユムシ科	ホソクビツユムシ	*Shirakisotima japonica*	－	－	－	－	－	DD
86		イナゴ科	ハネナガイナゴ	*Oxya japonica*	－	－	－	－	－	DD
87			ヤマトフキバッタ	*Parapodisma setouchiensis*	－	－	－	－	－	NT
88			セグロイナゴ	*Shirakiacris shirakii*	－	－	－	－	－	EN
89		ヒシバッタ科	ギフヒシバッタ	*Tetrix gifuensis*	－	－	－	DD	－	－
90	ナナフシ目	ナナフシ科	トゲナナフシ	*Neohirasea japonica*	－	－	－	－	－	NT
91	（竹節虫目）		エダナナフシ	*Phraortes elongatus*	－	－	－	DD	－	－
92			ナナフシモドキ	*Ramulus mikado*	－	－	－	－	－	NT
93	カメムシ目（半翅目）	アカジマウンカ科	ニホンアカジマウンカ	*Ommatidiotus japonicus*	－	－	－	NT	－	EN
94		グンバイウンカ科	ハウチワウンカ	*Trypetimorpha japonica*	－	－	VU	－	－	EN
95		セミ科	チッチゼミ	*Kosemia radiator*	－	－	－	－	－	VU
96			ハルゼミ	*Terpnosia vacua*	－	－	－	－	－	NT
97		サシガメ科	ハリサシガメ	*Acanthaspis cincticrus*	－	－	NT	－	－	－
98		ヘリカメムシ科	ブチヒゲツノヘリカメムシ	*Dicranocephalus medius*	－	－	VU	－	－	－
99		ツチカメムシ科	シロヘリツチカメムシ	*Canthophorus niveimarginatus*	－	－	NT	－	－	NT
100		アメンボ科	オオアメンボ	*Aquarius elongatus*	－	－	－	NT	－	VU
101			エサキアメンボ	*Limnoporus esakii*	－	－	NT	NT	－	EN
102		イトアメンボ科	イトアメンボ	*Hydrometra albolineata*	－	－	VU	VU	－	CR
103		ミズムシ科（昆）	ミゾナシミズムシ	*Cymatia apparens*	－	－	NT	－	－	－
104		コオイムシ科	コオイムシ	*Appasus japonicus*	－	－	NT	－	－	DD
105			タガメ	*Kirkaldyia deyrolli*	－	国内	VU	EN	－	EX
106		タイコウチ科	タイコウチ	*Laccotrephes japonensis*	－	－	－	NT	－	NT
107			ヒメタイコウチ	*Nepa hoffmanni*	－	－	－	NT	－	VU
108			ミズカマキリ	*Ranatra chinensis*	－	－	－	NT	－	NT
109		ナベブタムシ科	トゲナベブタムシ	*Aphelocheirus nawae*	－	－	VU	EX	－	EX
110			ナベブタムシ	*Aphelocheirus vittatus*	－	－	－	NT	－	－
111		コバンムシ科	コバンムシ	*Ilyocoris cimicoides exclamationis*	－	国内	EN	CR	－	CR
112	ヘビトンボ目	センブリ科	ヤマトセンブリ	*Sialis yamatoensis*	－	－	DD	－	－	－
113	トビケラ目（毛翅目）	フトヒゲトビケラ科	ヒトスジキソトビケラ	*Psilotreta japonica*	－	－	－	VU	－	－
114	チョウ目（鱗翅目）	ボクトウガ科	ハイイロボクトウ	*Phragmataecia geisha*	－	－	NT	－	－	NT
115		マダラガ科	ヤホシホソマダラ	*Balataea octomaculata*	－	－	NT	－	－	DD
116		セセリチョウ科	ミヤマセセリ	*Erynnis montana montana*	－	－	－	－	－	VU
117			ホソバセセリ	*Isoteinon lamprospilus lamprospilus*	－	－	－	VU	－	NT
118			ミヤマチャバネセセリ	*Pelopidas jansonis*	－	－	－	EN	－	CR
119			チャマダラセセリ	*Pyrgus maculatus maculatus*	－	－	EN	CR	－	－
120		シジミチョウ科	ウラゴマダラシジミ	*Artopoetes pryeri pryeri*	－	－	－	－	－	NT
121			オオミドリシジミ	*Favonius orientalis*	－	－	－	NT	－	－
122			ウラクロシジミ	*Iratsume orsedice orsedice*	－	－	－	VU	－	VU
123			シルビアシジミ	*Zizina emelina emelina*	－	－	EN	EX	－	EX
124		タテハチョウ科	ウラギンスジヒョウモン	*Argyronome laodice japonica*	－	－	VU	VU	－	EN
125			オオウラギンスジヒョウモン	*Argyronome ruslana*	－	－	－	NT	－	NT
126			ヒメヒカゲ本州中部亜種	*Coenonympha oedippus annulifer*	－	－	－	EN	希少	－
127			ヒメヒカゲ本州西部亜種	*Coenonympha oedippus arothius*	－	－	－	EN	希少	－
128			ウラギンヒョウモン	*Fabriciana adippe pallescens*	－	－	－	－	－	EN
129			オオウラギンヒョウモン	*Fabriciana nerippe*	－	－	CR	EX	－	EX
130			イチモンジチョウ	*Limenitis camilla japonica*	－	－	－	－	－	VU
131			ジャノメチョウ	*Minois dryas bipunctata*	－	－	－	－	－	NT
132			オオヒカゲ	*Ninguta schrenckii schrenckii*	－	－	－	NT	－	－
133			ヒオドシチョウ	*Nymphalis xanthomelas japonica*	－	－	－	－	－	NT
134			オオムラサキ	*Sasakia charonda charonda*	－	－	NT	NT	－	－
135			ウラナミジャノメ本土亜種	*Ypthima multistriata niphonica*	－	－	VU	－	－	－
136		アゲハチョウ科	ギフチョウ	*Luehdorfia japonica*	－	－	VU	VU	－	EX
137		シロチョウ科	ツマグロキチョウ	*Eurema laeta betheseba*	－	－	EN	NT	－	NT
138			スジボソヤマキチョウ	*Gonepteryx aspasia niphonica*	－	－	－	CR	－	－
139		ツトガ科	ゴマフツトガ	*Chilo pulveratus*	－	－	NT	－	－	VU
140			エンスイミズメイガ	*Eristena argentata*	－	－	－	NT	－	VU
141			マエジロツトガ	*Pseudocatharylla infixella*	－	－	－	－	－	EN
142		シャクガ科	アヤコバネナミシャク	*Acasis bellaria*	－	－	－	－	－	VU
143			クワトゲエダシャク	*Apochima excavata*	－	－	NT	－	－	NT
144		イボタガ科	イボタガ	*Brahmaea japonica*	－	－	－	－	－	NT
145		ヤママユガ科	オナガミズアオ本土亜種	*Actias gnoma gnoma*	－	－	NT	－	－	－
146		スズメガ科	オオシモフリスズメ	*Langia zenzeroides nawai*	－	－	－	－	－	DD
147		ヒトリガ科	ヤネホソバ	*Eilema fuscodorsalis*	－	－	NT	－	－	NT
148		ヤガ科	クビグロケンモン	*Acronicta digna*	－	－	NT	－	－	－
149			マダラウスズミケンモン	*Acronicta subornata*	－	－	－	DD	－	NT
150			ガマヨトウ	*Capsula aerata*	－	－	VU	－	－	VU
151			コシロシタバ	*Catocala actaea*	－	－	NT	－	－	NT
152			カバフキシタバ	*Catocala mirifica*	－	－	－	NT	－	－
153			フシキキシタバ	*Catocala separans*	－	－	－	－	－	NT
154			ヌマベウスキヨトウ	*Chilodes pacificus*	－	－	VU	－	－	VU
155			カギモンハナオイアツバ	*Cidariplura signata*	－	－	NT	－	－	DD
156			アトジロキリガ	*Dioszeghyana mirabilis*	－	－	－	－	－	NT
157			エゾスジヨトウ	*Doerriesa striata*	－	－	VU	NT	－	－
158			ホソバオビキリガ	*Dryobotodes angusta*	－	－	－	－	－	NT
159			トビイロアカガネヨトウ	*Euplexia albilineola*	－	－	－	－	－	VU
160			ウスミミモンキリガ	*Eupsilia contracta*	－	－	NT	－	－	NT
161			キスジウスキヨトウ	*Globia sparganii*	－	－	VU	NT	－	VU
162			キシタアツバ	*Hypena claripennis*	－	－	NT	－	－	NT
163			ミスジキリガ	*Jodia sericea*	－	－	NT	－	－	NT
164			ウスベニキヨトウ	*Mythimna pudorina*	－	－	－	DD	－	－
165			オオチャバネヨトウ	*Nonagria puengeleri*	－	－	VU	NT	－	EN
166			ギンモンアカヨトウ	*Plusilla rosalia*	－	－	VU	－	－	－
167			トウカイツマキリアツバ	*Tamba roseopurpurea*	－	－	－	－	－	DD
168	ハエ目（双翅目）	ハルカ科	ハマダラハルカ	*Haruka elegans*	－	－	DD	－	－	－

注1）表中のⅠ～Ⅵは表 3.1.36の番号と対応する。
注2）種名及び配列については原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（令和7年10月　国土交通省）に準拠した。

表 3.1.43(3)　重要種一覧（昆虫類）

No	目名	科名	種名	学名	選定基準					
					I	II	III	IV	V	VI
169	コウチュウ目	オサムシ科	マイマイカブリ	*Carabus blaptoides blaptoides*	－	－	－	－	－	NT
170	（鞘翅目）		セアカオサムシ	*Carabus tuberculosus*	－	－	NT	CR	－	－
171			ヒトツメアオゴミムシ	*Chlaenius deliciolus*	－	－	NT	CR	－	EX
172			クビナガキベリアオゴミムシ	*Chlaenius prostenus*	－	－	DD	CR	－	－
173			キベリマルクビゴミムシ	*Nebria livida angulata*	－	－	EN	EX	－	EX
174			フタモンマルクビゴミムシ	*Nebria pulcherrima*	－	－	EN	EX	－	EX
175			エチゴトックリゴミムシ	*Oodes echigonus*	－	－	NT	EX	－	EX
176			オオトックリゴミムシ	*Oodes vicarius*	－	－	NT	NT	－	－
177			イグチケブカゴミムシ	*Peronomerus auripilis*	－	－	NT	－	－	NT
178			オオヒョウタンゴミムシ	*Scarites sulcatus*	－	－	NT	VU	－	CR
179		ハンミョウ科	カワラハンミョウ	*Chaetodera laetescripta*	－	－	EN	EX	－	EX
180			ホソハンミョウ	*Cylindera gracilis*	－	－	VU	CR	－	CR
181			ナミハンミョウ	*Sophiodela japonica*	－	－	－	－	－	VU
182		ゲンゴロウ科	トダセスジゲンゴロウ	*Copelatus nakamurai*	－	－	VU	NT	－	CR
183			クロゲンゴロウ	*Cybister brevis*	－	－	NT	VU	－	EX
184			ゲンゴロウ	*Cybister chinensis*	－	国内	VU	CR	－	EX
185			コガタノゲンゴロウ	*Cybister tripunctatus lateralis*	－	－	VU	EX	－	EX
186			マルガタゲンゴロウ	*Graphoderus adamsii*	－	国内	VU	EX	－	EX
187			スジゲンゴロウ	*Hydaticus bipunctatus*	－	－	EX	EX	－	EX
188			シマゲンゴロウ	*Hydaticus bowringii*	－	－	NT	CR	－	EX
189			マダラシマゲンゴロウ	*Hydaticus thermonectoides*	－	国内	CR	EX	－	EX
190			キベリクロヒメゲンゴロウ	*Ilybius apicalis*	－	－	NT	－	－	CR
191			コウベツブゲンゴロウ	*Laccophilus kobensis*	－	－	NT	－	－	CR
192			ルイスツブゲンゴロウ	*Laccophilus lewisius*	－	－	VU	－	－	EX
193			シャープツブゲンゴロウ	*Laccophilus sharpi*	－	－	NT	－	－	－
194			マルチビゲンゴロウ	*Leiodytes frontalis*	－	－	NT	NT	－	NT
195		ミズスマシ科	オオミズスマシ	*Dineutus orientalis*	－	－	NT	EN	－	CR
196			コミズスマシ	*Gyrinus curtus*	－	－	EN	CR	－	EX
197			ヒメミズスマシ	*Gyrinus gestroi*	－	－	EN	－	－	－
198			ミズスマシ	*Gyrinus japonicus*	－	－	VU	CR	－	EX
199			コオナガミズスマシ	*Orectochilus punctipennis*	－	－	VU	NT	－	CR
200		コガシラミズムシ科	クロホシコガシラミズムシ	*Haliplus basinotatus*	－	－	VU	CR	－	CR
201			マダラコガシラミズムシ	*Haliplus sharpi*	－	－	VU	NT	－	NT
202		コツブゲンゴロウ科	ムツボシツヤコツブゲンゴロウ	*Canthydrus politus*	－	－	VU	NT	－	NT
203			キボシチビコツブゲンゴロウ	*Neohydrocoptus bivittis*	－	－	EN	NT	－	NT
204		カワラゴミムシ科	カワラゴミムシ	*Omophron aequalis*	－	－	－	VU	－	EX
205		マルドロムシ科	シワムネマルドロムシ	*Georissus kurosawai*	－	－	－	－	－	EX
206		ホソガムシ科	ヤマトホソガムシ	*Hydrochus japonicus*	－	－	NT	EN	－	CR
207		ガムシ科	マルヒラタガムシ	*Enochrus subsignatus*	－	－	NT	－	－	EN
208			スジヒラタガムシ	*Helochares nipponicus*	－	－	NT	－	－	－
209			コガムシ	*Hydrochara affinis*	－	－	DD	－	－	DD
210			ガムシ	*Hydrophilus acuminatus*	－	－	NT	CR	－	EX
211			コガタガムシ	*Hydrophilus bilineatus cashimirensis*	－	－	VU	－	－	－
212			シジミガムシ	*Laccobius bedeli*	－	－	EN	－	－	－
213			ヒメシジミガムシ	*Laccobius fragilis*	－	－	－	－	－	DD
214		エンマムシ科	クロエンマムシ	*Hister concolor*	－	－	－	DD	－	DD
215			ヤマトエンマムシ	*Hister japonicus*	－	－	－	－	－	NT
216			エンマムシ	*Merohister jekeli*	－	－	－	DD	－	－
217			アラメエンマムシ	*Zabromorphus salebrosus subsolanus*	－	－	－	NT	－	－
218		シデムシ科	ヤマトモンシデムシ	*Nicrophorus japonicus*	－	－	NT	CR	－	CR
219		ハネカクシ科	オオズウミハネカクシ	*Liparocephalus tokunagai*	－	－	EN	－	－	－
220		クワガタムシ科	オオクワガタ	*Dorcus hopei binodulosus*	－	－	VU	CR	－	CR
221		コガネムシ科	アカマダラハナムグリ	*Anthracophora rusticola*	－	－	DD	NT	－	EN
222			オオフタホシマグソコガネ	*Aphodius elegans elegans*	－	－	－	EN	－	－
223			マルエンマコガネ	*Onthophagus viduus*	－	－	－	EX	－	－
224			ミツノエンマコガネ	*Parascatonomus tricornis*	－	－	－	－	－	VU
225			クロカナブン	*Rhomborhina polita*	－	－	－	NT	－	－
226		コブスジコガネ科	マルコブスジコガネ	*Trox mitis*	－	－	NT	－	－	－
227		ヒメドロムシ科	アヤスジミゾドロムシ	*Graphelmis shirahatai*	－	－	EN	－	－	NT
228		タマムシ科	クロマダラタマムシ	*Nipponobuprestis querceti*	－	－	－	VU	－	EN
229		ホタル科	ヘイケボタル	*Luciola lateralis*	－	－	－	DD	－	EN
230			ヒメボタル	*Luciola parvula*	－	－	－	－	－	NT
231			ゲンジボタル	*Luciola cruciata*	－	－	－	－	－	EN
232		カッコウムシ科	ヤマトヒメダカカッコウムシ	*Neohydnus hozumii*	－	－	－	－	－	DD
233		ツチハンミョウ科	マメハンミョウ	*Epicauta gorhami*	－	－	－	－	－	CR
234		ゴミムシダマシ科	ヤマトオサムシダマシ	*Blaps japonensis*	－	－	NT	－	－	CR
235		カミキリムシ科	ベーツヒラタカミキリ	*Eurypoda batesi*	－	－	－	－	－	VU
236			クビアカハナカミキリ	*Gaurotes atripennis*	－	－	－	VU	－	－
237			オオシロカミキリ	*Olenecamptus cretaceus*	－	－	－	－	－	CR
238			ヨツボシカミキリ	*Stenygrinum quadrinotatum*	－	－	EN	EN	－	EX
239		ハムシ科	キオビクビボソハムシ	*Lema delicatula*	－	－	－	DD	－	－
240		ゾウムシ科	カギアシゾウムシ	*Bagous bipunctatus*	－	－	－	DD	－	DD
241			バッキンガムカギアシゾウムシ	*Bagous buckingami*	－	－	－	NT	－	NT
242		チビゾウムシ科	ヒシチビゾウムシ	*Nanophyes japonicus*	－	－	－	NT	－	－
243	ハチ目（膜翅目）	コマユバチ科	ウマノオバチ	*Euurobracon yokohamae*	－	－	NT	NT	－	－
244		セイボウ科	オオセイボウ	*Stilbum cyanurum*	－	－	DD	－	－	－
245		スズメバチ科	ヤマトアシナガバチ	*Polistes japonicus*	－	－	DD	－	－	－
246			モンスズメバチ	*Vespa crabro*	－	－	DD	－	－	－
247		クモバチ科	フタモンクモバチ	*Parabatozonus jankowskii*	－	－	NT	－	－	－
248			アオスジクモバチ	*Paracyphononyx alienus*	－	－	DD	－	－	－
249		ギングチバチ科	アカオビケラトリバチ	*Larra amplipennis*	－	－	NT	－	－	－
250			コウライクモカリバチ	*Pison koreense*	－	－	DD	－	－	－
251		ドロバチモドキ科	ヤマトスナハキバチ本土亜種	*Bembecinus hungaricus japonicus*	－	－	DD	－	－	－
252			キアシハナダカバチモドキ	*Stizus perrisi*	－	－	VU	－	－	－
253		アリマキバチ科	カラトイスカバチ	*Passaloecus koreanus*	－	－	DD	－	－	－
254		アナバチ科	キゴシジガバチ	*Sceliphron madraspatanum*	－	－	－	NT	－	－
255		ミツバチ科	クロマルハナバチ	*Bombus ignitus*	－	－	NT	－	－	－
256			ナミルリモンハナバチ	*Thyreus decorus*	－	－	DD	－	－	－
257		ハキリバチ科	キヌゲハキリバチ	*Megachile kobensis*	－	－	－	NT	－	－
	13 目	98 科		257 種	0 種	6 種	124 種	136 種	2 種	197 種

注1）表中のⅠ～Ⅵは表 3.1.36の番号と対応する。
注2）種名及び配列については原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（令和7年10月　国土交通省）に準拠した。

⑦　貝類

対象事業実施区域及びその周囲で見られる貝類の重要種は、表 3.1.44 に示すとおり、6 目 21 科 48 種である。

陸産貝類が複数種該当するほか、水田等の浅い湛水や河川域を生息環境とする種が該当している。

表 3.1.44　重要種一覧（貝類）

No.	目名	科名	種名	学名	選定基準					
					I	II	III	IV	V	VI
1	新生腹足目	ヤマタニシ科	ヤマタニシ	*Cyclophorus herklotsi*	－	－	－	－	－	VU
2			ミジンヤマタニシ	*Nakadaella micron*	－	－	－	－	－	VU
3		ゴマガイ科	ヒダリマキゴマガイ	*Palaina pusilla*	－	－	－	－	－	NT
4		タニシ科	マルタニシ	*Cipangopaludina chinensis laeta*	－	－	VU	NT	－	EN
5			オオタニシ	*Cipangopaludina japonica*	－	－	NT	－	－	VU
6		カワニナ科	クロダカワニナ	*Semisulcospira kurodai*	－	－	NT	NT	－	－
7			カワニナ	*Semisulcospira libertina*	－	－	－	－	－	DD
8			チリメンカワニナ	*Semisulcospira reiniana*	－	－	－	－	－	DD
9		エゾマメタニシ科	マメタニシ	*Parafossarulus manchouricus japonicus*	－	－	VU	CR	－	EX
10	汎有肺目	オカミミガイ科	ナラビオカミミガイ	*Auriculastra duplicata*	－	－	VU	CR	－	CR
11			オカミミガイ	*Ellobium chinense*	－	－	VU	EN	－	CR
12			キヌカツギハマシイノミガイ	*Melampus sincaporensis*	－	－	VU	CR	－	－
13	基眼目	モノアラガイ科	モノアラガイ	*Radix auricularia japonica*	－	－	NT	DD	－	EX
14		ヒラマキガイ科	カワネジガイ	*Camptoceras terebra hirasei*	－	－	CR	EX	－	EX
15			カワコザラガイ	*Laevapex nipponica*	－	－	CR	DD	－	－
16			ヒメヒラマキミズマイマイ	*Gyraulus pulcher*	－	－	EN	DD	－	VU
17			ヒラマキミズマイマイ	*Gyraulus chinensis spirillus*	－	－	DD	NT	－	NT
18			ヒラマキガイモドキ	*Polypylis hemisphaerula*	－	－	NT	NT	－	VU
19	柄眼目	オカモノアラガイ科	ナガオカモノアラガイ	*Oxyloma hirasei*	－	－	NT	NT	－	EN
20		キセルガイモドキ科	キセルガイモドキ	*Mirus reinianus*	－	－	－	NT	－	－
21		キセルガイ科	ナミギセル	*Stereophaedusa japonica*	－	－	－	－	－	EN
22		ナタネガイ科	ミジンナタネ	*Punctum atomus*	－	－	－	DD	－	－
23		ナメクジ科	イボイボナメクジ	*Granulilimax fuscicornis*	－	－	NT	NT	－	VU
24		ベッコウマイマイ科	ヒラベッコウガイ	*Bekkochlamys micrograpta*	－	－	DD	VU	－	－
25			ヒゼンキビ	*Parakaliella hizenensis*	－	－	NT	NT	－	VU
26			ヒメハリマキビ	*Parakaliella pagoduloides*	－	－	NT	NT	－	－
27			ウメムラシタラガイ	*Sitalina japonica*	－	－	NT	NT	－	－
28			オオウエキビ	*Trochochlamys fraterna*	－	－	DD	－	－	－
29			タカキビ	*Trochochlamys praealta*	－	－	NT	NT	－	－
30			ヒメカサキビ	*Trochochlamys subcrenulata*	－	－	NT	NT	－	NT
31			ウラウズタカキビ	*Coneuplecta* sp.	－	－	－	NT	－	VU
32		ニッポンマイマイ科	ビロウドマイマイ属の一種	*Nipponochloritis* sp.	－	－	－	－	－	VU
33			ニッポンマイマイ	*Satsuma japonica*	－	－	－	－	－	VU
34			コベソマイマイ	*Satsuma myomphala*	－	－	－	－	－	VU
35			ヤマタカマイマイ	*Satsuma papilliformis*	－	－	NT	CR	－	－
36		オナジマイマイ科	オオケマイマイ	*Aegista vulgivaga*	－	－	－	－	－	NT
37			カタマメマイマイ	*Lepidopisum verrucosum*	－	－	VU	VU	－	VU
38			ヒルゲンドルフマイマイ	*Trishoplita hilgendorfi*	－	－	NT	NT	－	EN
39		タワラガイ科	タワラガイ	*Sinoennea iwakawa*	－	－	－	－	－	VU
40	イシガイ目	イシガイ科	ミナミタガイ	*Beringiana fukuharai*	－	－	－	－	－	CR
41			カラスガイ	*Cristaria plicata*	－	－	EN	DD	－	－
42			イシガイ	*Unio douglasiae*	－	－	－	CR	－	CR
43			マルドブガイ	*Anodonta calipygos*	－	－	VU	－	－	－
44			ドブガイ	*Anodonta woodiana*	－	－	－	DD	－	－
45			ヌマガイ	*Sinanodonta lauta*	－	－	－	－	－	CR
46	マルスダレガイ目	ドブシジミ科	ドブシジミ	Sphaerium japonicum						VU
47		マメシジミ科	ウエジマメシジミ	Pisidium uejii						EN
48		シジミ科	マシジミ	Corbicula leana			VU	DD		DD
	6 目	21 科	48 種		0 種	0 種	28 種	30 種	0 種	34 種

注1）表中のⅠ～Ⅵは表 3.1.36の番号と対応する。
注2）種名及び配列については原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（令和7年10月　国土交通省）に準拠した（腹足綱と二枚貝綱は最新の分類体系をもとに腹足綱を上位にした）。

3.1.8.2　植物

(1) 植物相の概要

「令和7年版　環境白書」(令和7年12月　愛知県)によると、愛知県の気候は一般に温暖で、夏季多雨、冬季小雨型となっている。このような気候の影響を受け、植物区分は奥三河山地の一部が温帯に属するほかは、暖帯に属している。

植生は、潜在的にはほとんどが照葉樹林帯に属するが、平野部では古くから宅地、農地等としての土地利用が進んだため、シイ・タブを中心とした自然植生は社寺林などとしてわずかに残っているにすぎない。一方、丘陵から山地部の多くの部分は、スギ及びヒノキを中心とした人工林となっており、都市近郊の丘陵部を中心にコナラ、アベマキ等を主体とする二次的植生の森林(二次林)地域が見られる。

対象事業実施区域及びその周囲の植生図は、図 3.1.18に示すとおりである。

対象事業実施区域は工場地帯であり、西側は市街地、南側は緑の多い住宅地となっている。東側は工場地帯及び竹林となっており、一部にケネザサ－コナラ群集や水田雑草群落が分布している。

北側には矢田川が流れており、対象事業実施区域に隣接する側の河川敷はゴルフ場・芝地が多く、河川を挟んだ北側及び西側はオギ群集、ススキ群団が分布している。河川より北側は工場地帯と水田雑草、市街地が分布している。また、対象事業実施区域及びその周囲の植物の状況については、表 3.1.45に示す既存文献により整理した。

対象事業実施区域及びその周囲で見られる植物は、表　3.1.46に示すとおり、184科2,219種である。

市街地、農耕地、草地、湿生地、樹林地、山地等の多様な環境に生育する多様な種が確認されており、シデコブシやマメナシ、ミカワバイケイソウ、ミカワシオガマ等の「東海丘陵要素」と呼ばれる東海地方に固有、あるいは国内における分布の中心がある種(変種を含む。)が複数種確認されている。

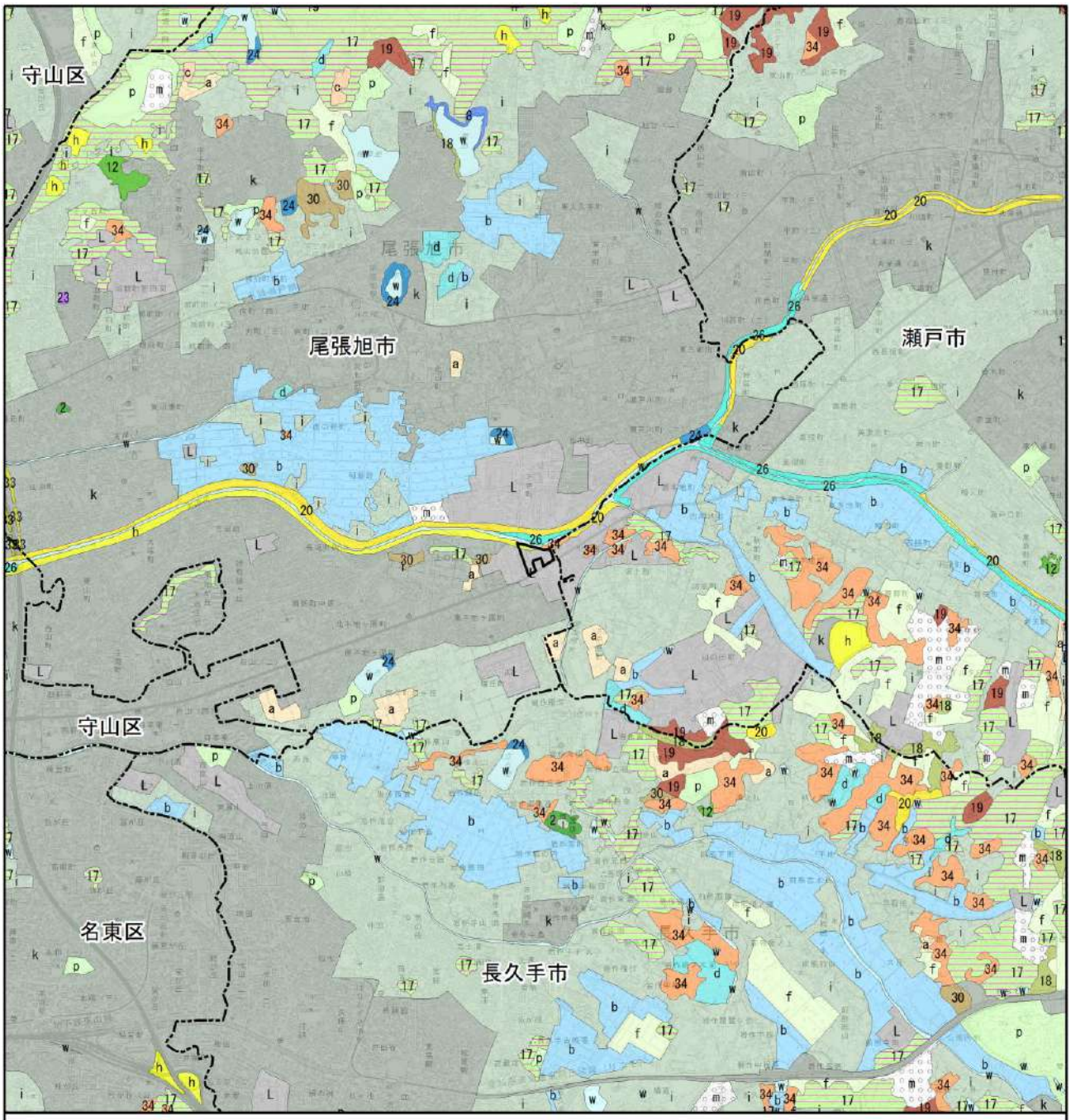
表 3.1.45　確認文献一覧

番号	文献	分布想定種
1	「レッドデータブックあいち 2020」 （令和 2 年 3 月　愛知県）	対象事業実施区域及びその周囲を含むメッシュ内で確認されている種又は尾張旭市、瀬戸市、長久手市、名古屋市での分布記載のある種
2	名古屋市版レッドリスト 2025 （令和 7 年 4 月　名古屋市） レッドデータブックなごや 2025 植物編 （令和 7 年 4 月　名古屋市）	新規掲載種が対象事業実施区域及びその周囲に含まれる名古屋市守山区、名東区で確認されている種
3	尾張旭市自然環境基礎調査報告書 （平成 13 年 3 月、令和 5 年 3 月　尾張旭市）	調査で確認されている種
4	尾張旭市誌（本文編）(1971 年　尾張旭市)	市誌に記載されている植物
5	瀬戸市史　資料編 2(自然) (1986 年 3 月　瀬戸市)	目録記載の種
6	海上の森　確認種リスト(令和元年　愛知県)	調査で確認されている種
7	長久手町史　資料編 2　自然 (昭和 58 年 4 月　長久手町)	目録記載の種
8	新修名古屋市史資料編　自然　目録 (平成 20 年 3 月　名古屋市)	目録記載の種
9	なごや生きものマップ (令和 8 年 7 月現在　名古屋市)	対象事業実施区域及びその周囲に含まれる地域で確認されている種
10	なごや生きもの一斉調査 (2019 ヒッツキムシ編、オオキンケイギク一斉調査 H25) (平成 26 年 3 月～令和 2 年 9 月　名古屋市)	調査対象とした野生植物のうち、対象事業実施区域及びその周囲に含まれている名古屋市守山区及び名東区で確認されている種

表 3.1.46　植物確認種数

分類群名			科数	種数	文献番号									
門名	亜門名	綱名			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
シダ植物門		ヒカゲノカズラ綱	3	14	0	3	8	1	10	8	3	6	0	0
		大葉シダ綱	23	185	5	38	111	20	109	132	26	68	0	0
種子植物門	裸子植物亜門		6	24	0	1	11	6	12	13	10	14	0	0
	被子植物亜門	-	9	49	0	6	30	11	31	31	7	28	0	0
		単子葉類	29	595	6	83	352	100	421	359	174	329	0	4
		真正双子葉類	114	1,352	59	127	803	296	948	770	401	723	1	15
合計			184 科	2,219 種	70 種	258 種	1,315 種	434 種	1,531 種	1,313 種	621 種	1,168 種	1 種	19 種

注1）表中の文献番号1～10は表 3.1.45の番号と対応する。
注2）分類群名については原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（令和7年10月　国土交通省）に準拠した。



凡　例

対象事業実施区域

市区界

2	カナメモチ－コジイ群集
8	ヤナギ高木群落（ＶＩ）
12	シイ・カシ二次林
17	ケネザサ－コナラ群集
18	アカメガシワ－カラスザンショウ群落
19	モチツツジ－アカマツ群集
20	ススキ群団（ＶＩＩ）
23	貧養地小型植物群落
24	ヨシクラス
26	オギ群集
30	スギ・ヒノキ・サワラ植林
33	その他植林（常緑広葉樹）
34	竹林
h	ゴルフ場・芝地
f	路傍・空地雑草群落
c	放棄畑雑草群落
a	畑雑草群落
b	水田雑草群落
d	放棄水田雑草群落
k	市街地
i	緑の多い住宅地
p	残存･植栽樹群をもった公園､墓地等
L	工場地帯
m	造成地
w	開放水域

出典：「環境ジオポータル　現存植生図 2024　中部ブロック」（環境省ホームページ）

「電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成」

1:40,000
0　0.4　0.8　1.6 km
N

図 3.1.18　現存植生図

(2) 重要な植物種

確認された種のうち、重要な植物種を抽出した。重要な植物種の選定根拠は表 3.1.47 に、その選定基準は表 3.1.48 に示すとおりである。

なお、表 3.1.45 の確認文献の中には、詳細な位置情報の記載がないものも含まれるため、対象事業実施区域及びその周囲から離れた地域で見られる種を掲載している可能性がある。

表 3.1.47　重要な植物種及び植物群落の選定根拠

番号	法令・文献等	選定基準
Ⅰ	「文化財保護法」（昭和25年法律第214号） 「愛知県文化財保護条例」（昭和30年愛知県条例第6号） 「尾張旭市文化財保護条例」（昭和46年尾張旭市条例第27号） 「瀬戸市文化財保護条例」（昭和47年瀬戸市条例第12号） 「長久手市文化財保護条例」（昭和52年長久手市条例第2号） 「名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例」 （昭和47年名古屋市条例第4号）	・特別天然記念物（特天） ・国指定天然記念物（国天） ・愛知県指定天然記念物（県天） ・尾張旭市指定天然記念物（市天） ・瀬戸市指定天然記念物（市天） ・長久手市指定天然記念物（市天） ・名古屋市指定天然記念物（市天）
Ⅱ	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 （平成 4 年法律第 75 号）	・国際希少野生動植物種（国際） ・国内希少野生動植物種（国内） ・特定第一種国内希少野生動植物種（特 1） ・特定第二種国内希少野生動植物種（特 2） ・緊急指定種（緊急）
Ⅲ	「環境省レッドリスト　第 5 次レッドリスト（植物・菌類）」 （令和7年3月18日　環境省報道発表資料）	・絶滅危惧Ⅰ類（CR＋EN） ・絶滅危惧ⅠA類（CR） ・絶滅危惧ⅠB類（EN） ・絶滅危惧Ⅱ類（VU） ・準絶滅危惧（NT） ・情報不足（DD）
Ⅳ	「レッドリストあいち 2025」（令和 7 年 3 月　愛知県）	・絶滅危惧ⅠA類（CR） ・絶滅危惧ⅠB類（EN） ・絶滅危惧Ⅱ類（VU） ・準絶滅危惧（NT） ・情報不足（DD）
Ⅴ	「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」 （昭和 48 年愛知県条例第 3 号）	・指定希少野生動植物種（希少）
Ⅵ	「名古屋市版レッドリスト 2025」（令和 7 年 4 月　名古屋市）	・絶滅危惧ⅠA類（CR） ・絶滅危惧ⅠB類（EN） ・絶滅危惧Ⅱ類（VU） ・準絶滅危惧（NT） ・情報不足（DD）

表 3.1.48　重要な植物種及び植物群落の選定基準

番号	選定基準	評価基準
Ⅰ	特別天然記念物　（特天）	天然記念物のうち世界的にまた国家的に価値が特に高いもの
	国指定天然記念物（国天）	動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、我が国の自然を記念するもの
	愛知県指定天然記念物（県天）	動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、愛知県の自然を記念するもの
	尾張旭市指定天然記念物（市天）	動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。)で学術上価値の高いもの
	瀬戸市指定天然記念物（市天）	動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で学術上価値の高いもの
	長久手市指定天然記念物（市天）	動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を合む。)で学術上価値の高いもの
	名古屋市指定天然記念物（市天）	動物、植物、地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いもの
Ⅱ	国際希少野生動植物種（国際）	国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種（国内希少野生動植物種を除く。）であって、政令で定めるものをいう
	国内希少野生動植物種（国内）	その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、政令で定めるものをいう
	特定第一種国内希少野生動植物種（特1）	次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるものをいう 一　商業的に個体の繁殖をさせることができるものであること 二　国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと
	特定第二種国内希少野生動植物種（特2）	次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるものをいう 一　種の個体の主要な生息地若しくは生育地が消滅しつつあるものであること又はその種の個体の生息若しくは生育の環境が著しく悪化しつつあるものであること 二　種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないものでないこと 三　繁殖による個体の数の増加の割合が低いものでないこと 四　国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと
	緊急指定種　（緊急）	環境大臣が、希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種以外の野生動植物の種の保存を特に緊急に図る必要があると認めるときに指定するものをいう
Ⅲ	絶滅危惧Ⅰ類（CR＋EN）	絶滅の危機に瀕している種
	絶滅危惧ⅠA類（CR）	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高い種
	絶滅危惧ⅠB類（EN）	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高い種
	絶滅危惧Ⅱ類（VU）	絶滅の危機が増大している種
	準絶滅危惧（NT）	存続基盤が脆弱な種
	情報不足（DD）	評価するだけの情報が不足している種
Ⅳ	絶滅危惧ⅠA類（CR）	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
	絶滅危惧ⅠB類（EN）	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
	絶滅危惧Ⅱ類（VU）	絶滅の危険が増大している種
	準絶滅危惧（NT）	存続基盤が脆弱な種
	情報不足（DD）	評価するだけの情報が不足している種
Ⅴ	指定希少野生動植物種（希少）	県内に生息生育する絶滅のおそれのある野生動植物種のうち、特に保護を図る必要があるもの
Ⅵ	絶滅危惧ⅠA類（CR）	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
	絶滅危惧ⅠB類（EN）	ⅠA類ほどではないが、現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難な種
	絶滅危惧Ⅱ類（VU）	絶滅の危険が増大している種
	準絶滅危惧（NT）	存続基盤が脆弱な種
	情報不足（DD）	評価するだけの情報が不足している種

注）表中のⅠ～Ⅷは表 3.1.47の番号と対応する。

対象事業実施区域及びその周囲で見られる植物の重要種は、表 3.1.49に示すとおり、119科506種である。

動物種と同様、樹林地や河川敷、草地等多岐にわたる環境に生育する植物種が該当している。

表 3.1.49(1)　重要種一覧（植物）

No.	科名	種名	学名	選定基準					
				I	II	III	IV	V	VI
1	ヒカゲノカズラ科	オニトウゲシバ	*Huperzia serrata* var.*longipetiolata*	－	－	－	－	－	NT
2		ヤチスギラン	*Lycopodiella inundata*	－	－	－	CR	－	－
3		アスヒカズラ	*Lycopodium complanatum*	－	－	－	VU	－	－
4	イワヒバ科	イヌカタヒバ	*Selaginella moellendorffii*	－	－	VU	－	－	－
5		クラマゴケ	*Selaginella remotifolia*	－	－	－	－	－	NT
6	ミズニラ科	ミズニラ	*Isoetes japonica*	－	－	NT	NT	－	EX
7	ハナヤスリ科	シチトウハナワラビ	*Botrychium atrovirens*	－	－	－	CR	－	－
8		アカハナワラビ	*Botrychium nipponicum*	－	－	－	－	－	CR
9		ハマハナヤスリ	*Ophioglossum thermale*	－	－	－	－	－	NT
10		ヒロハハナヤスリ	*Ophioglossum vulgatum*	－	－	－	VU	－	－
11		モトマチハナワラビ	*Sceptridium sp.*	－	－	－	EN	－	EN
12	マツバラン科	マツバラン	*Psilotum nudum*	－	－	NT	VU	－	－
13	ゼンマイ科	ヤマドリゼンマイ	*Osmundastrum cinnamomeum* var.*fokiense*	－	－	－	－	－	EN
14	コケシノブ科	ウチワゴケ	*Crepidomanes minutum*	－	－	－	－	－	NT
15		コウヤコケシノブ	*Hymenophyllum barbatum*	－	－	－	－	－	VU
16	デンジソウ科	デンジソウ	*Marsilea quadrifolia*	－	－	NT	CR	－	EX
17	サンショウモ科	オオアカウキクサ	*Azolla japonica*	－	－	EN	CR	－	－
18		アカウキクサ	*Azolla pinnata* ssp.*asiatica*	－	－	EN	CR	－	－
19		サンショウモ	*Salvinia natans*	－	－	NT	EN	－	EX
20	キジノオシダ科	タカサゴキジノオ	*Plagiogyria adnata*	－	－	－	VU	－	－
21		ヤマソテツ	*Plagiogyria matsumureana*	－	－	－	VU	－	－
22	コバノイシカグマ科	イヌシダ	*Dennstaedtia hirsuta*	－	－	－	－	－	－
23		イシカグマ	*Microlepia strigosa*	－	－	－	NT	－	CR
24	イノモトソウ科	ミカワイワガネ	*Coniogramme sp.*	－	－	－	EN	－	－
25		オオバノハチジョウシダ	*Pteris terminalis* var.*terminalis*	－	－	－	－	－	EN
26	ナヨシダ科	ウスヒメワラビ	*Acystopteris japonica*	－	－	－	－	－	VU
27	チャセンシダ科	ヌリトラノオ	*Asplenium normale*	－	－	－	－	－	VU
28		トキワトラノオ	*Asplenium pekinense*	－	－	－	－	－	NT
29		オクタマシダ	*Asplenium pseudowilfordii*	－	－	VU	VU	－	－
30		チャセンシダ	*Asplenium trichomanes* ssp.*quadrivalens*	－	－	－	－	－	EN
31	ヒメシダ科	ヒメワラビ	*Macrothelypteris torresiana* var.*calvata*	－	－	－	－	－	VU
32		イブキシダ	*Thelypteris esquirolii*	－	－	－	－	－	－
33		ツクシヤワラシダ	*Thelypteris hattorii* var.*nemoralis*	－	－	－	VU	－	CR
34	シシガシラ科	コモチシダ	*Woodwardia orientalis*	－	－	－	－	－	EN
35	メシダ科	カラクサイヌワラビ	*Athyrium clivicola*	－	－	－	－	－	－
36		サトメシダ	*Athyrium deltoidofrons*	－	－	－	－	－	VU
37		サキモリイヌワラビ	*Athyrium oblitescens*	－	－	－	－	－	－
38		タニイヌワラビ	*Athyrium otophorum*	－	－	－	－	－	NT
39		ヒロハイヌワラビ	*Athyrium wardii*	－	－	－	－	－	NT
40		ヘラシダ	*Deparia lancea*	－	－	－	－	－	VU
41		ウスバシケシダ	*Deparia longipes*	－	－	VU	VU	－	VU
42		ヒカゲワラビ	*Diplazium chinense*	－	－	－	－	－	NT
43		ニセコクモウクジャク	*Diplazium conterminum*	－	－	－	VU	－	EN
44		ウスバミヤマノコギリシダ	*Diplazium deciduum*	－	－	－	VU	－	－
45		シロヤマシダ	*Diplazium hachijoense*	－	－	－	－	－	VU
46		オニヒカゲワラビ	*Diplazium nipponicum*	－	－	－	－	－	VU
47		キヨタキシダ	*Diplazium squamigerum*	－	－	－	－	－	NT
48	オシダ科	オオカナワラビ	*Arachniodes amabilis* var.*fimbriata*	－	－	－	－	－	NT
49		ホソバナライシダ	*Arachniodes borealis*	－	－	－	－	－	VU
50		イワヘゴ	*Dryopteris atrata*	－	－	－	－	－	VU
51		ツクシイワヘゴ	*Dryopteris commixta*	－	－	－	NT	－	－
52		オシダ	*Dryopteris crassirhizoma*	－	－	－	－	－	－
53		ヌカイタチシダ	*Dryopteris gymnosora*	－	－	－	NT	－	－
54		ヌカイタチシダモドキ	*Dryopteris indusiata*	－	－	－	－	－	EN
55		ワカナシダ	*Dryopteris kuratae*	－	－	－	EN	－	－
56		キヨスミヒメワラビ	*Dryopteris maximowicziana*	－	－	－	－	－	－
57		オワセベニシダ	*Dryopteris ryo-itoana*	－	－	－	VU	－	－
58		ヒメイタチシダ	*Dryopteris sacrosancta*	－	－	－	－	－	VU
59		ヌカイタチシダマガイ	*Dryopteris simasakii*	－	－	－	－	－	EN
60		ナガバノイタチシダ	*Dryopteris sparsa* var.*sparsa*	－	－	－	－	－	VU
61		タニヘゴ	*Dryopteris tokyoensis*	－	－	－	－	－	VU
62		アスカイノデ	*Polystichum fibrillosopaleaceum*	－	－	－	－	－	VU
63	ウラボシ科	オオクボシダ	*Micropolypodium okuboi*	－	－	－	NT	－	－
64		ミツデウラボシ	*Selliguea hastata*	－	－	－	－	－	VU
65	ヒノキ科	ハイネズ	*Juniperus conferta*	－	－	－	VU	－	－
66		ネズミサシ	*Juniperus rigida*	－	－	－	NT	－	－
67	イチイ科	ハイイヌガヤ	*Cephalotaxus harringtonia* var.*nana*	－	－	－	－	－	CR
68		イチイ	*Taxus cuspidata*	－	－	－	EN	－	－
69		カヤ	*Torreya nucifera* var.*nucifera*	－	－	－	－	－	CR
70	ジュンサイ科	ジュンサイ	*Brasenia schreberi*	－	－	－	－	－	EX
71	スイレン科	オニバス	*Euryale ferox*	－	－	VU	CR	－	CR
72		コウホネ	*Nuphar japonica*	－	－	－	EN	－	－
73		ヒメコウホネ	*Nuphar subintegerrima*	－	－	CR	CR	－	EX
74		ヒツジグサ	*Nymphaea tetragona* var.*angusia*	－	－	－	－	－	EX
75	センリョウ科	フタリシズカ	*Chloranthus serratus*	－	－	－	－	－	VU
76	ウマノスズクサ科	オオバウマノスズクサ	*Aristolochia kaempferi*	－	－	－	VU	－	EN
77		コウヤカンアオイ	*Asarum kooyanum*	－	－	EN	－	－	－
78		スズカカンアオイ	*Asarum rigescens* var.*brachypodion*	－	－	－	－	－	NT
79	モクレン科	シデコブシ	*Magnolia stellata*	－	－	NT	VU	－	EN

注1）表中のⅠ～Ⅵは表 3.1.47の番号と対応する。
注2）種名及び配列については原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（令和7年10月　国土交通省）に準拠した。

表 3.1.49(2)　重要種一覧（植物）

No.	科名	種名	学名	選定基準					
				I	II	III	IV	V	VI
80	クスノキ科	ニッケイ	*Cinnamomum sieboldii*	－	－	NT	－	－	－
81		カナクギノキ	*Lindera erythrocarpa*	－	－	－	－	－	－
82		ヒメクロモジ	*Lindera lancea*	－	－	－	－	－	CR
83		ダンコウバイ	*Lindera obtusiloba*	－	－	－	－	－	EX
84		クロモジ	*Lindera umbellata* var.*umbellata*	－	－	－	－	－	EN
85		カゴノキ	*Litsea coreana*	－	－	－	－	－	NT
86		シロダモ	*Neolitsea sericea* var.*sericea*	－	－	－	－	－	NT
87	サトイモ科	ムサシアブミ	*Arisaema ringens*	－	－	－	DD	－	DD
88		ウラシマソウ	*Arisaema thunbergii* ssp.*urashima*	－	－	－	－	－	NT
89		スルガテンナンショウ	*Arisaema yamatense* ssp.*sugimotoi*	－	－	－	－	－	CR
90		オオハンゲ	*Pinellia tripartita*	－	－	－	DD	－	DD
91	チシマゼキショウ科	イワショウブ	*Triantha japonica*	－	－	－	VU	－	－
92	オモダカ科	ヘラオモダカ	*Alisma canaliculatum*	－	－	－	－	－	VU
93		マルバオモダカ	*Caldesia parnassiifolia*	－	－	VU	EN	－	－
94		アギナシ	*Sagittaria aginashi*	－	－	NT	－	－	VU
95	トチカガミ科	セトヤナギスブタ	*Blyxa alternifolia*	－	－	CR	CR	－	CR
96		マルミスブタ	*Blyxa aubertii*	－	－	VU	VU	－	CR
97		スブタ	*Blyxa echinosperma*	－	－	VU	CR	－	EX
98		ヤナギスブタ	*Blyxa japonica*	－	－	－	NT	－	EN
99		トチカガミ	*Hydrocharis dubia*	－	－	NT	EN	－	EN
100		ヒロハトリゲモ	*Najas chinensis*	－	－	NT	－	－	－
101		イトトリゲモ	*Najas gracillima*	－	－	NT	NT	－	VU
102		ホッスモ	*Najas graminea*	－	－	－	－	－	EX
103		イバラモ	*Najas marina*	－	－	－	CR	－	－
104		トリゲモ	*Najas minor*	－	－	VU	－	－	－
105		オオトリゲモ	*Najas oguraensis*	－	－	－	NT	－	EN
106		ミズオオバコ	*Ottelia alismoides*	－	－	NT	－	－	NT
107		コウガイモ	*Vallisneria denseserrulata*	－	－	－	VU	－	EX
108		セキショウモ	*Vallisneria natans* var.*natans*	－	－	－	－	－	EX
109	シバナ科	シバナ	*Triglochin asiatica*	－	－	NT	NT	－	EN
110	ヒルムシロ科	イトモ	*Potamogeton berchtoldii*	－	－	NT	NT	－	－
111		ヒルムシロ	*Potamogeton distinctus*	－	－	－	NT	－	EN
112		オヒルムシロ	*Potamogeton natans*	－	－	－	VU	－	－
113		ツツイトモ	*Potamogeton pusillus*	－	－	VU	－	－	－
114		ササバモ	*Potamogeton wrightii*	－	－	－	EN	－	－
115		リュウノヒゲモ	*Stuckenia pectinata*	－	－	NT	－	－	－
116	ヒナノシャクジョウ科	ヒナノシャクジョウ	*Burmannia championii*	－	－	－	NT	－	VU
117	ヤマノイモ科	ヒメドコロ	*Dioscorea tenuipes*	－	－	－	－	－	VU
118	ホンゴウソウ科	ホンゴウソウ	*Sciaphila nana*	－	－	NT	－	－	VU
119	シュロソウ科	シライトソウ	*Chionographis japonica*	－	－	－	－	－	VU
120		ショウジョウバカマ	*Heloniopsis orientalis* var.*orientalis*	－	－	－	－	－	NT
121		ミカワバイケイソウ	*Veratrum stamineum* var.*micranthum*	－	－	VU	EN	－	－
122	イヌサフラン科	チゴユリ	*Disporum smilacinum*	－	－	－	－	－	NT
123	ユリ科	ウバユリ	*Cardiocrinum cordatum* var.*cordatum*	－	－	－	－	－	EX
124		カタクリ	*Erythronium japonicum*	－	－	－	－	－	CR
125		ヤマユリ	*Lilium auratum*	－	－	－	－	－	CR
126		ササユリ	*Lilium japonicum*	－	－	－	－	－	EN
127		コオニユリ	*Lilium leichtlinii* f.*pseudotigrinum*	－	－	－	－	－	CR
128		アマナ	*Tulipa edulis*	－	－	－	－	－	EN
129	ラン科	イワチドリ	*Amitostigma keiskei*	－	－	EN	EN	－	－
130		シラン	*Bletilla striata*	－	－	NT	NT	－	－
131		マメヅタラン	*Bulbophyllum drymoglossum*	－	－	NT	－	－	－
132		ムギラン	*Bulbophyllum inconspicuum*	－	－	NT	－	－	－
133		エビネ	*Calanthe discolor*	－	－	NT	NT	－	－
134		ナツエビネ	*Calanthe puberula*	－	－	VU	VU	－	CR
135		ギンラン	*Cephalanthera erecta*	－	－	－	－	－	EN
136		キンラン	*Cephalanthera falcata*	－	－	NT	NT	－	EN
137		サイハイラン	*Cremastra variabilis*	－	－	－	－	－	EN
138		クマガイソウ	*Cypripedium japonicum*	－	－	VU	VU	－	－
139		ツチアケビ	*Cyrtosia septentrionalis*	－	－	－	－	－	EX
140		サワラン	*Eleorchis japonica*	－	－	－	CR	－	EX
141		カキラン	*Epipactis thunbergii*	－	－	－	－	－	EN
142		アキザキヤツシロラン	*Gastrodia confusa*	－	－	－	VU	－	EN
143		シロテンマ	*Gastrodia elata* var.*pallens*	－	－	EN	－	－	－
144		クロヤツシロラン	*Gastrodia pubilabiata*	－	－	－	－	－	VU
145		ミヤマウズラ	*Goodyera schlechtendaliana*	－	－	－	－	－	EN
146		オオミヤマウズラ	*Goodyera tsukamotoi*	－	－	－	EN	－	CR
147		シュスラン	*Goodyera velutina*	－	－	－	VU	－	CR
148		ミズトンボ	*Habenaria sagittifera*	－	－	NT	VU	－	EX
149		ムヨウラン	*Lecanorchis japonica*	－	－	－	－	－	CR
150		ホクリクムヨウラン	*Lecanorchis japonica* var.*hokurikuensis*	－	－	－	VU	－	EN
151		ジガバチソウ	*Liparis krameri*	－	－	－	－	－	VU
152		クモキリソウ	*Liparis kumokiri*	－	－	－	－	－	EN
153		サギソウ	*Pecteilis radiata*	－	－	NT	VU	－	VU
154		コバノトンボソウ	*Platanthera nipponica*	－	－	－	－	－	EN
155		トキソウ	*Pogonia japonica*	－	－	NT	EN	－	EX
156		ヤマトキソウ	*Pogonia minor*	－	－	－	VU	－	EX
157		クモラン	*Taeniophyllum glandulosum*	－	－	－	－	－	EX
158	アヤメ科	ノハナショウブ	*Iris ensata* var.*spontanea*	－	－	－	－	－	EN
159		カキツバタ	*Iris laevigata*	－	－	NT	VU	－	－
160		アヤメ	*Iris sanguinea*	－	－	－	EN	－	－
161	ススキノキ科	ノカンゾウ	*Hemerocallis fulva* var.*disticha*	－	－	－	－	－	EN
162	ヒガンバナ科	ヤマラッキョウ	*Allium thunbergii*	－	－	－	－	－	VU
163		キツネノカミソリ	*Lycoris sanguinea*	－	－	－	－	－	－
164	クサスギカズラ科	キヨスミギボウシ	*Hosta kiyosumiensis*	－	－	－	－	－	VU
165		オオバギボウシ	*Hosta sieboldiana*	－	－	－	－	－	EN
166		コバギボウシ	*Hosta sieboldii*	－	－	－	－	－	VU
167		ナルコユリ	*Polygonatum falcatum*	－	－	－	－	－	EX
168		ミヤマナルコユリ	*Polygonatum lasianthum*	－	－	－	－	－	EN
169	ミズアオイ科	ミズアオイ	*Monochoria korsakowii*	－	－	NT	CR	－	EX

注1）表中のⅠ～Ⅵは表 3.1.47の番号と対応する。
注2）種名及び配列については原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（令和7年10月　国土交通省）に準拠した。

表 3.1.49(3)　重要種一覧（植物）

No.	科名	種名	学名	選定基準					
				I	II	III	IV	V	VI
170	ガマ科	ミクリ	*Sparganium erectum*	－	－	NT	EN	－	CR
171		ヤマトミクリ	*Sparganium fallax*	－	－	NT	VU	－	EN
172		ナガエミクリ	*Sparganium japonicum*	－	－	NT	－	－	VU
173	ホシクサ科	クロイヌノヒゲ	*Eriocaulon atrum*	－	－	NT	－	－	－
174		オオホシクサ	*Eriocaulon buergerianum*	－	－	－	CR	－	EX
175		ツクシクロイヌノヒゲ	*Eriocaulon kiusianum*	－	－	－	NT	－	VU
176		ミカワイヌノヒゲ	*Eriocaulon mikawanum var.mikawanum*	－	－	EN	EN	－	－
177		シラタマホシクサ	*Eriocaulon nudicuspe*	－	－	VU	VU	－	EN
178		クロホシクサ	*Eriocaulon parvum*	－	－	NT	EN	－	EX
179	イグサ科	ヒメコウガイゼキショウ	*Juncus bufonius*	－	－	－	－	－	NT
180		ヤマスズメノヒエ	*Luzula multiflora*	－	－	－	－	－	NT
181		ヌカボシソウ	*Luzula plumosa*	－	－	－	－	－	EX
182	カヤツリグサ科	イセウキヤガラ	*Bolboschoenus planiculmis*	－	－	－	－	－	VU
183		イトハナビテンツキ	*Bulbostylis densa*	－	－	－	－	－	EX
184		イトテンツキ	*Bulbostylis densa* var.*capitata*	－	－	NT	NT	－	－
185		ミノボロスゲ	*Carex albata*	－	－	－	VU	－	EN
186		ショウジョウスゲ	*Carex blepharicarpa*	－	－	－	－	－	NT
187		ケタガネソウ	*Carex ciliatomarginata*	－	－	－	－	－	VU
188		ハマアオスゲ	*Carex fibrillosa*	－	－	－	－	－	EN
189		ツクバスゲ	*Carex hirtifructus*	－	－	－	－	－	VU
190		ホソバヒカゲスゲ	*Carex humilis* var.*nana*	－	－	－	－	－	NT
191		ウマスゲ	*Carex idzuroei*	－	－	－	－	－	CR
192		ヤガミスゲ	*Carex maackii*	－	－	－	－	－	NT
193		コジュズスゲ	*Carex macroglossa*	－	－	－	－	－	NT
194		ビロードスゲ	*Carex miyabei*	－	－	－	－	－	VU
195		タカネマスクサ	*Carex planata*	－	－	－	EN	－	－
196		ヤブスゲ	*Carex rochebrunii*	－	－	－	EN	－	－
197		ジングウスゲ	*Carex sacrosancta*	－	－	NT	NT	－	－
198		シオクグ	*Carex scabrifolia*	－	－	－	－	－	NT
199		センダイスゲ	*Carex sendaica*	－	－	－	VU	－	EN
200		アズマナルコ	*Carex shimidzensis*	－	－	－	－	－	EN
201		ニシノホンモンジスゲ	*Carex stenostachys*	－	－	－	VU	－	CR
202		ヒメアオガヤツリ	*Cyperus extremiorientalis*	－	－	－	CR	－	CR
203		ヌマガヤツリ	*Cyperus glomeratus*	－	－	－	VU	－	－
204		オオシロガヤツリ	*Cyperus nipponicus* var.*spiralis*	－	－	－	VU	－	－
205		ヒメガヤツリ	*Cyperus tenuispica*	－	－	－	VU	－	EN
206		セイタカハリイ	*Eleocharis attenuata*	－	－	－	VU	－	CR
207		マシカクイ	*Eleocharis tetraquetra*	－	－	－	VU	－	－
208		イソヤマテンツキ	*Fimbristylis sieboldii*	－	－	－	－	－	VU
209		ハタケテンツキ	*Fimbristylis stauntonii*	－	－	EN	－	－	－
210		トネテンツキ	*Fimbristylis stauntonii* var.*tonensis*	－	－	VU	VU	－	EN
211		オオイヌノハナヒゲ	*Rhynchospora fauriei*	－	－	－	VU	－	－
212		ミクリガヤ	*Rhynchospora malasica*	－	－	CR	CR	－	EX
213		イガクサ	*Rhynchospora rubra*	－	－	－	－	－	VU
214		シズイ	*Schoenoplectus nipponicus*	－	－	－	EN	－	EX
215		ノグサ	*Schoenus apogon*	－	－	－	EN	－	EX
216		マツカサススキ	*Scirpus mitsukurianus*	－	－	－	－	－	VU
217		カガシラ	*Diplacrum caricinum*	－	－	VU	CR	－	EX
218		ミカワシンジュガヤ	*Scleria mikawana*	－	－	VU	VU	－	CR
219		コシンジュガヤ	*Scleria parvula*	－	－	－	VU	－	EN
220	イネ科	ハネガヤ	*Achnatherum pekinense*	－	－	－	EN	－	－
221		ヒメコヌカグサ	*Agrostis valvata*	－	－	NT	－	－	NT
222		コウボウ	*Anthoxanthum nitens* var.*sachalinense*	－	－	－	－	－	EX
223		ヒナザサ	*Coelachne japonica*	－	－	NT	VU	－	EX
224		ヌマカゼクサ	*Eragrostis aquatica*	－	－	－	－	－	VU
225		ウンヌケモドキ	*Eulalia quadrinervis*	－	－	NT	VU	－	－
226		ウンヌケ	*Eulalia speciosa*	－	－	VU	NT	－	EN
227		ウキガヤ	*Glyceria depauperata* var.*infirma*	－	－	－	EN	－	－
228		アズマガヤ	*Hystrix duthiei* ssp.*longearistata*	－	－	－	－	－	EN
229		ハイチゴザサ	*Isachne nipponensis*	－	－	－	－	－	VU
230		カモノハシ	*Ischaemum aristatum* var.*crassipes*	－	－	－	VU	－	－
231		アシカキ	*Leersia japonica*	－	－	－	－	－	NT
232		サヤヌカグサ	*Leersia sayanuka*	－	－	－	－	－	NT
233		トウササクサ	*Lophatherum sinense*	－	－	－	NT	－	－
234		コメガヤ	*Melica nutans*	－	－	－	－	－	EX
235		スズメノコビエ	*Paspalum scrobiculatum* var.*orbiculare*	－	－	－	－	－	NT
236		ウキシバ	*Pseudoraphis sordida*	－	－	－	NT	－	NT
237		ワセオバナ	*Saccharum spontaneum* var.*arenicola*	－	－	－	－	－	VU
238		シダミコザサ	*Sasa samaniana* var.*yoshinoi* f.*hidejiroana*	－	－	－	VU	－	VU
239		ナリヒラダケ	*Semiarundinaria fastuosa*	－	－	－	VU	－	－
240		オオアブラススキ	*Spodiopogon sibiricus*	－	－	－	－	－	EX
241	ケシ科	クサノオウ	*Chelidonium majus* ssp.*asiaticum*	－	－	－	－	－	VU
242		キケマン	*Corydalis heterocarpa* var.*japonica*	－	－	－	－	－	NT
243	メギ科	ヘビノボラズ	*Berberis sieboldii*	－	－	－	NT	－	EN
244		イカリソウ	*Epimedium grandiflorum* var.*thunbergianum*	－	－	－	VU	－	－
245		ヒメイカリソウ	*Epimedium youngianum*	－	－	－	－	－	EX
246	キンポウゲ科	エンコウソウ	*Caltha palustris* var.*enkoso*	－	－	－	CR	－	－
247		ボタンヅル	*Clematis apiifolia* var.*apiifolia*	－	－	－	－	－	VU
248		カザグルマ	*Clematis patens*	－	－	NT	EN	－	CR
249		クサボタン	*Clematis stans* var.*stans*	－	－	－	EN	－	EX
250		スハマソウ	*Hepatica nobilis* var.*japonica* f.*variegata*	－	－	－	NT	－	CR
251		オキナグサ	*Pulsatilla cernua*	－	－	NT	CR	－	EX
252		ウマノアシガタ	*Ranunculus japonicus*	－	－	－	－	－	CR
253		オトコゼリ	*Ranunculus tachiroei*	－	－	－	－	－	EX
254	ツゲ科	ツゲ	*Buxus microphylla* var.*japonica*	－	－	－	VU	－	－
255	マンサク科	トサミズキ	*Corylopsis spicata*	－	－	NT	－	－	－
256		マンサク	*Hamamelis japonica* var.*japonica*	－	－	－	－	－	VU
257	スグリ科	ヤブサンザシ	*Ribes fasciculatum*	－	－	－	EN	－	EN

注1）表中のⅠ～Ⅵは表 3.1.47の番号と対応する。
注2）種名及び配列については原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（令和7年10月　国土交通省）に準拠した。

表 3.1.49(4)　重要種一覧（植物）

No.	科名	種名	学名	選定基準					
				I	II	III	IV	V	VI
258	ユキノシタ科	チダケサシ	*Astilbe microphylla*	－	－	－	－	－	EX
259		ミカワショウマ	*Astilbe odontophylla* var.*okuyamae*	－	－	NT	VU	－	－
260		ヤマネコノメソウ	*Chrysosplenium japonicum*	－	－	－	－	－	VU
261		ナメラダイモンジソウ	*Saxifraga fortunei* var.*suwoensis*	－	－	－	NT	－	－
262	ベンケイソウ科	アオベンケイ	*Hylotelephium viride*	－	－	－	EN	－	－
263		ツメレンゲ	*Orostachys japonica*	－	－	NT	NT	－	VU
264	アリノトウグサ科	オグラノフサモ	*Myriophyllum oguraense*	－	－	VU	CR	－	－
265		ホザキノフサモ	*Myriophyllum spicatum*	－	－	－	－	－	EN
266		タチモ	*Myriophyllum ussuriense*	－	－	NT	NT	－	CR
267	マメ科	ホドイモ	*Apios fortunei*	－	－	－	－	－	VU
268		カワラケツメイ	*Chamaecrista nomame*	－	－	－	－	－	VU
269		タヌキマメ	*Crotalaria sessiliflora*	－	－	－	－	－	EN
270		ノササゲ	*Dumasia truncata*	－	－	－	－	－	VU
271		サイカチ	*Gleditsia japonica*	－	－	－	VU	－	－
272		ケヤブハギ	*Hylodesmum podocarpum* ssp.*fallax*	－	－	－	－	－	EN
273		ハマエンドウ	*Lathyrus japonicus*	－	－	－	－	－	VU
274		キハギ	*Lespedeza buergeri*	－	－	－	－	－	EN
275		シベリアメドハギ	*Lespedeza juncea*	－	－	－	－	－	EX
276		イヌハギ	*Lespedeza tomentosa*	－	－	NT	VU	－	EX
277		マキエハギ	*Lespedeza virgata*	－	－	－	－	－	CR
278		ビワコエビラフジ	*Vicia venosa* ssp.*stolonifera*	－	－	－	CR	－	－
279	ヒメハギ科	ヒナノカンザシ	*Salomonia ciliata*	－	－	－	－	－	EN
280	グミ科	アリマグミ	*Elaeagnus murakamiana*	－	－	－	VU	－	EN
281	クロウメモドキ科	クマヤナギ	*Berchemia racemosa*	－	－	－	－	－	VU
282		ケンポナシ	*Hovenia dulcis*	－	－	－	EN	－	－
283		クロウメモドキ	*Rhamnus japonica* var.*decipiens*	－	－	－	－	－	EX
284	クワ科	カジノキ	*Broussonetia papyrifera*	－	－	－	EN	－	－
285	イラクサ科	コアカソ	*Boehmeria spicata*	－	－	－	－	－	NT
286		オオサンショウソウ	*Pellionia radicans* var.*radicans*	－	－	－	－	－	VU
287		ミヤコミズ	*Pilea kiotensis*	－	－	－	CR	－	CR
288	バラ科	ザイフリボク	*Amelanchier asiatica*	－	－	－	－	－	VU
289		ダイコンソウ	*Geum japonicum*	－	－	－	－	－	VU
290		オオウラジロノキ	*Malus tschonoskii*	－	－	－	－	－	EN
291		カワラサイコ	*Potentilla chinensis*	－	－	－	VU	－	EN
292		キジムシロ	*Potentilla fragarioides*	－	－	－	－	－	EX
293		ワタゲカマツカ	*Pourthiaea villosa* var.*villosa*	－	－	－	－	－	NT
294		マメナシ	*Pyrus calleryana*	－	－	EN	CR	－	EN
295		ミヤマワレモコウ	*Sanguisorba longifolia*	－	－	－	EN	－	EN
296		シモツケ	*Spiraea japonica* var.*japonica*	－	－	－	－	－	EX
297	ブナ科	ブナ	*Fagus crenata*	－	－	－	－	－	－
298		ナラガシワ	*Quercus aliena*	－	－	－	EN	－	－
299		フモトミズナラ	*Quercus crispula var.mongolicoides*	－	－	－	NT	－	VU
300		ウラジロガシ	*Quercus salicina*	－	－	－	－	－	VU
301	ヤマモモ科	ヤチヤナギ	*Myrica gale* var.*tomentosa*	－	－	－	CR	希少	－
302	カバノキ科	ヤマハンノキ	*Alnus hirsuta* f.*sibirica*	－	－	－	－	－	－
303		カワラハンノキ	*Alnus serrulatoides*	－	－	－	－	－	VU
304		サクラバハンノキ	*Alnus trabeculosa*	－	－	NT	－	－	NT
305		アカシデ	*Carpinus laxiflora*	－	－	－	－	－	EN
306		イヌシデ	*Carpinus tschonoskii*	－	－	－	－	－	VU
307	ウリ科	ゴキヅル	*Actinostemma tenerum*	－	－	－	－	－	NT
308	ニシキギ科	シラヒゲソウ	*Parnassia foliosa* var.*foliosa*	－	－	－	EN	－	－
309		ウメバチソウ	*Parnassia palustris* var.*palustris*	－	－	－	－	－	CR
310	カタバミ科	ミヤマカタバミ	*Oxalis griffithii* var.*griffithii*	－	－	－	NT	－	－
311	トウダイグサ科	タカトウダイ	*Euphorbia lasiocaula*	－	－	－	－	－	EX
312	コミカンソウ科	ヒトツバハギ	*Flueggea suffruticosa*	－	－	－	VU	－	EX
313	ヤナギ科	キヌヤナギ	*Salix schwerinii*‘*Kinuyanagi*‘	－	－	－	NT	－	VU
314		サイコクキツネヤナギ	*Salix vulpina* ssp.*alopochroa*	－	－	－	－	－	VU
315	スミレ科	コタチツボスミレ	*Viola grypoceras* var.*exilis*	－	－	－	VU	－	－
316		ケイリュウタチツボスミレ	*Viola grypoceras* var.*ripensis*	－	－	－	－	－	NT
317		オオタチツボスミレ	*Viola kusanoana*	－	－	－	EN	－	－
318		シロスミレ	*Viola patrinii*	－	－	－	CR	－	－
319		スミレサイシン	*Viola vaginata*	－	－	－	EN	－	－
320		アギスミレ	*Viola verecunda* var.*semilunaris*	－	－	－	－	－	VU
321	オトギリソウ科	アゼオトギリ	*Hypericum oliganthum*	－	－	EN	EN	－	－
322		サワオトギリ	*Hypericum pseudopetiolatum*	－	－	－	－	－	VU
323		ミズオトギリ	*Triadenum japonicum*	－	－	－	－	－	VU
324	ミソハギ科	ヒメミソハギ	*Ammannia multiflora*	－	－	－	NT	－	CR
325		ミズスギナ	*Rotala hippuris*	－	－	CR	EX	－	EX
326		ミズマツバ	*Rotala mexicana*	－	－	NT	－	－	NT
327		ミズキカシグサ	*Rotala rosea*	－	－	NT	VU	－	－
328		ヒメビシ	*Trapa incisa*	－	－	VU	EN	－	CR
329		オニビシ	*Trapa natans* var.*quadrispinosa*	－	－	－	NT	－	－
330	アカバナ科	ウスゲチョウジタデ	*Ludwigia epilobioides* ssp.*greatrexii*	－	－	NT	－	－	VU
331	ムクロジ科	ハナノキ	*Acer pycnanthum*	－	－	VU	EN	－	－
332		ウリハダカエデ	*Acer rufinerve*	－	－	－	－	－	－
333		カラコギカエデ	*Acer tataricum* ssp.*aidzuense*	－	－	－	VU	－	EN
334	ミカン科	コクサギ	*Orixa japonica*	－	－	－	－	－	EX
335		ミヤマシキミ	*Skimmia japonica* var.*japonica*	－	－	－	－	－	EN
336	ニガキ科	ニガキ	*Picrasma quassioides*	－	－	－	－	－	EN
337	アオイ科	ハマボウ	*Hibiscus hamabo*	－	－	－	VU	－	EX
338		ラセンソウ	*Triumfetta japonica*	－	－	－	－	－	－
339	ジンチョウゲ科	コガンピ	*Diplomorpha ganpi*	－	－	－	－	－	EX
340		ガンピ	*Diplomorpha sikokiana*	－	－	－	－	－	VU
341	アブラナ科	コタネツケバナ	*Cardamine kokaiensis*	－	－	NT	－	－	－
342		ミズタガラシ	*Cardamine lyrata*	－	－	－	NT	－	VU
343		コイヌガラシ	*Rorippa cantoniensis*	－	－	NT	－	－	VU
344		ハタザオ	*Turritis glabra*	－	－	－	－	－	CR

注1）表中のⅠ～Ⅵは表 3.1.47の番号と対応する。
注2）種名及び配列については原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（令和7年10月　国土交通省）に準拠した。

表 3.1.49(5)　重要種一覧（植物）

No.	科名	種名	学名	選定基準					
				I	II	III	IV	V	VI
345	タデ科	サトヤマタデ	*Persicaria clivorum*	－	－	－	NT	－	－
346		ヒメタデ	*Persicaria erectominor*	－	－	DD	EN	－	－
347		サイコクヌカボ	*Persicaria foliosa* var.*nikaii*	－	－	NT	NT	－	－
348		ナガバノウナギツカミ	*Persicaria hastatosagittata*	－	－	NT	NT	－	VU
349		コミゾソバ	*Persicaria mikawana*	－	－	－	NT	－	VU
350		タニソバ	*Persicaria nepalensis*	－	－	－	－	－	EX
351		サクラタデ	*Persicaria odorata* ssp.*conspicua*	－	－	－	－	－	NT
352		ウナギツカミ	*Persicaria sagittata* var.*sibirica* f.*aestiva*	－	－	－	－	－	VU
353		ヌカボタデ	*Persicaria taquetii*	－	－	VU	VU	－	－
354		アキノミチヤナギ	*Polygonum polyneuron*	－	－	－	－	－	VU
355		コギシギシ	*Rumex dentatus* ssp.*klotzschianus*	－	－	NT	－	－	NT
356		ノダイオウ	*Rumex longifolius*	－	－	VU	CR	－	－
357		マダイオウ	*Rumex madaio*	－	－	－	EN	－	－
358	モウセンゴケ科	ナガバノイシモチソウ	*Drosera indica*	－	－	VU	CR	希少	EX
359		イシモチソウ	*Drosera peltata* var.*nipponica*	－	－	NT	EN	－	CR
360		モウセンゴケ	*Drosera rotundifolia*	－	－	－	－	－	NT
361	ナデシコ科	オオヤマフスマ	*Arenaria lateriflora*	－	－	－	VU	－	－
362		カワラナデシコ	*Dianthus superbus* var.*longicalycinus*	－	－	－	－	－	VU
363	ヒユ科	ホソバハマアカザ	*Atriplex patens*	－	－	－	－	－	NT
364		ハマアカザ	*Atriplex subcordata*	－	－	－	VU	－	EX
365		カワラアカザ	*Chenopodium acuminatum* var.*vachelii*	－	－	－	NT	－	－
366	ミズキ科	ミズキ	*Cornus controversa* var.*controversa*	－	－	－	－	－	NT
367		クマノミズキ	*Cornus macrophylla*	－	－	－	－	－	EN
368	アジサイ科	コアジサイ	*Hortensia hirta*	－	－	－	－	－	NT
369		コガクウツギ	*Hortensia luteovenosa* var.*luteovenosa*	－	－	－	EN	－	CR
370		イワガラミ	*Schizophragma hydrangeoides*	－	－	－	－	－	CR
371	ツリフネソウ科	キツリフネ	*Impatiens noli-tangere*	－	－	－	－	－	EN
372	サクラソウ科	カラタチバナ	*Ardisia crispa* var.*crispa*	－	－	－	－	－	NT
373		ノジトラノオ	*Lysimachia barystachys*	－	－	VU	CR	－	－
374		クサレダマ	*Lysimachia vulgaris* ssp.*davurica*	－	－	－	－	－	VU
375		イズセンリョウ	*Maesa japonica*	－	－	－	－	－	VU
376	ツバキ科	ヒメシャラ	*Stewartia monadelpha*	－	－	－	－	－	－
377	ハイノキ科	クロミノニシゴリ	*Symplocos paniculata*	－	－	－	－	－	NT
378	イワウメ科	オオイワカガミ	*Schizocodon soldanelloides* var.*magnus*	－	－	－	VU	－	－
379	マタタビ科	マタタビ	*Actinidia polygama*	－	－	－	－	－	VU
380	ツツジ科	イワナシ	*Epigaea asiatica*	－	－	－	CR	希少	－
381		シャクジョウソウ	*Hypopitys monotropa*	－	－	－	NT	－	－
382		ギンリョウソウモドキ	*Monotropa uniflora*	－	－	－	－	－	EN
383		ギンリョウソウ	*Monotropastrum humile*	－	－	－	－	－	EX
384		イチヤクソウ	*Pyrola japonica* var.*japonica*	－	－	－	－	－	NT
385		レンゲツツジ	*Rhododendron molle* ssp.*japonicum*	－	－	－	－	－	EX
386		スノキ	*Vaccinium smallii* var.*glabrum*	－	－	－	－	－	VU
387	アカネ科	ナガバジュズネノキ	*Damnacanthus giganteus*	－	－	－	EN	－	－
388		アリドオシ	*Damnacanthus indicus*	－	－	－	－	－	EN
389		キクムグラ	*Galium kikumugura*	－	－	－	NT	－	VU
390		ヤマムグラ	*Galium pogonanthum*	－	－	－	－	－	EX
391		ホソバノヨツバムグラ	*Galium trifidum* ssp.*columbianum*	－	－	－	－	－	VU
392		ツルアリドオシ	*Mitchella undulata*	－	－	－	－	－	VU
393		ハクチョウゲ	*Serissa japonica*	－	－	VU	－	－	－
394		カギカズラ	*Uncaria rhynchophylla*	－	－	－	－	－	EN
395	リンドウ科	リンドウ	*Gentiana scabra* var.*buergeri*	－	－	－	－	－	CR
396		コケリンドウ	*Gentiana squarrosa*	－	－	－	VU	－	CR
397		フデリンドウ	*Gentiana zollingeri*	－	－	－	－	－	EN
398		センブリ	*Swertia japonica*	－	－	－	－	－	EN
399		イヌセンブリ	*Swertia tosaensis*	－	－	NT	NT	－	EN
400	キョウチクトウ科	コカモメヅル	*Vincetoxicum floribundum*	－	－	－	－	－	VU
401		クサナギオゴケ	*Vincetoxicum katoi*	－	－	VU	NT	－	EX
402		スズサイコ	*Vincetoxicum pycnostelma*	－	－	NT	－	－	EN
403	ヒルガオ科	マメダオシ	*Cuscuta australis*	－	－	EN	EX	－	EX
404		ネナシカズラ	*Cuscuta japonica*	－	－	－	－	－	NT
405	ナス科	ヤマホオズキ	*Archiphysalis chamaesarachoides*	－	－	VU	VU	－	－
406		マルバノホロシ	*Solanum maximowiczii*	－	－	－	－	－	EN
407	ムラサキ科	ホタルカズラ	*Aegonychon zollingeri*	－	－	－	EN	－	EX
408	モクセイ科	ヒトツバタゴ	*Chionanthus retusus*	－	－	VU	EN	－	－
409	オオバコ科	サワトウガラシ	*Deinostema violaceum*	－	－	－	－	－	VU
410		オオアブノメ	*Gratiola japonica*	－	－	VU	VU	－	EN
411		トウオオバコ	*Plantago japonica*	－	－	－	EN	－	－
412		イヌノフグリ	*Veronica polita*	－	－	NT	－	－	NT
413		カワヂシャ	*Veronica undulata*	－	－	NT	－	－	－
414	ゴマノハグサ科	オオヒナノウスツボ	*Scrophularia kakudensis*	－	－	－	－	－	EX
415	シソ科	タチキランソウ	*Ajuga makinoi*	－	－	NT	－	－	－
416		ジュウニヒトエ	*Ajuga nipponensis*	－	－	－	VU	－	－
417		ツルカコソウ	*Ajuga shikotanensis*	－	－	VU	－	－	－
418		ケブカツルカコソウ	*Ajuga shikotanensis* f.*hirsuta*	－	－	－	EN	－	EX
419		ヤブムラサキ	*Callicarpa mollis*	－	－	－	－	－	NT
420		ジャコウソウ	*Chelonopsis moschata*	－	－	－	VU	－	－
421		ヤマハッカ	*Isodon inflexus*	－	－	－	－	－	CR
422		オドリコソウ	*Lamium album* var.*barbatum*	－	－	－	－	－	EN
423		メハジキ	*Leonurus japonicus*	－	－	－	－	－	VU
424		コシロネ	*Lycopus cavaleriei*	－	－	－	－	－	NT
425		シロネ	*Lycopus lucidus*	－	－	－	NT	－	－
426		ハッカ	*Mentha canadensis*	－	－	－	－	－	VU
427		ヤマジソ	*Mosla japonica*	－	－	NT	VU	－	－
428		ミズネコノオ	*Pogostemon stellatus*	－	－	NT	VU	－	CR
429		ミズトラノオ	*Pogostemon yatabeanus*	－	－	VU	VU	－	EN
430		ウツボグサ	*Prunella vulgaris* ssp.*asiatica*	－	－	－	－	－	NT
431		シマジタムラソウ	*Salvia isensis*	－	－	VU	NT	－	CR
432		ミゾコウジュ	*Salvia plebeia*	－	－	NT	－	－	VU
433		オカタツナミソウ	*Scutellaria brachyspica*	－	－	－	－	－	EN
434		タツナミソウ	*Scutellaria indica* var.*indica*	－	－	－	－	－	VU
435		シソバタツナミ	*Scutellaria laeteviolacea*	－	－	－	－	－	VU

注1）表中のⅠ～Ⅵは表 3.1.47の番号と対応する。
注2）種名及び配列については原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（令和7年10月　国土交通省）に準拠した。

表 3.1.49(6)　重要種一覧（植物）

No.	科名	種名	学名	選定基準					
				I	II	III	IV	V	VI
436	シソ科	イヌゴマ	*Stachys aspera* var.*hispidula*	－	－	－	－	－	NT
437		ニガクサ	*Teucrium japonicum*	－	－	－	－	－	EN
438		イブキジャコウソウ	*Thymus quinquecostatus* var.*ibukiensis*	－	－	－	CR	－	－
439	ハエドクソウ科	スズメノハコベ	*Microcarpaea minima*	－	－	NT	NT	－	－
440	ハマウツボ科	ナンバンギセル	*Aeginetia indica*	－	－	－	－	－	NT
441		ゴマクサ	*Centranthera cochinchinensis* var.*lutea*	－	－	NT	VU	－	－
442		クチナシグサ	*Monochasma sheareri*	－	－	－	NT	－	－
443		ミカワシオガマ	*Pedicularis resupinata* ssp.*oppositifolia* var.*microphylla*	－	－	VU	EN	－	－
444		キヨスミウツボ	*Phacellanthus tubiflorus*	－	－	－	VU	－	－
445		コシオガマ	*Phtheirospermum japonicum*	－	－	－	－	－	EX
446		オオヒキヨモギ	*Siphonostegia laeta*	－	－	NT	－	－	－
447	タヌキモ科	ノタヌキモ	*Utricularia aurea*	－	－	VU	VU	－	EX
448		イヌタヌキモ	*Utricularia australis*	－	－	NT	－	－	NT
449		ミミカキグサ	*Utricularia bifida*	－	－	－	－	－	NT
450		ホザキノミミカキグサ	*Utricularia caerulea*	－	－	－	－	－	NT
451		フサタヌキモ	*Utricularia dimorphantha*	－	－	VU	EX	－	EX
452		ミカワタヌキモ	*Utricularia exoleta*	－	－	EN	CR	－	EX
453		コタヌキモ	*Utricularia intermedia*	－	－	－	CR	－	EX
454		タヌキモ	*Utricularia x japonica*	－	－	NT	－	－	－
455		ヒメタヌキモ	*Utricularia minor*	－	－	NT	EN	－	－
456		ヒメミミカキグサ	*Utricularia minutissima*	－	－	CR	EN	－	EX
457		ムラサキミミカキグサ	*Utricularia uliginosa*	－	－	NT	NT	－	CR
458	モチノキ科	タマミズキ	*Ilex micrococca*	－	－	－	－	－	VU
459		ミヤマウメモドキ	*Ilex nipponica*	－	－	－	VU	－	－
460	キキョウ科	ツルニンジン	*Codonopsis lanceolata*	－	－	－	－	－	EN
461		サワギキョウ	*Lobelia sessilifolia*	－	－	－	－	－	VU
462		タニギキョウ	*Peracarpa carnosa* var.*carnosa*	－	－	－	－	－	VU
463		キキョウ	*Platycodon grandiflorus*	－	－	NT	VU	－	CR
464	ミツガシワ科	ガガブタ	*Nymphoides indica*	－	－	NT	NT	－	VU
465		アサザ	*Nymphoides peltata*	－	－	NT	EN	－	－
466	キク科	ヌマダイコン	*Adenostemma lavenia*	－	－	－	－	－	VU
467		オクモミジハグマ	*Ainsliaea acerifolia* var.*subapoda*	－	－	－	－	－	VU
468		キッコウハグマ	*Ainsliaea apiculata*	－	－	－	－	－	VU
469		ホソバノヤマハハコ	*Anaphalis margaritacea* ssp.*margaritacea* var.*angustifolia*	－	－	－	VU	－	－
470		カワラハハコ	*Anaphalis margaritacea* ssp.*margaritacea* var.*yedoensis*	－	－	－	－	－	VU
471		カワラニンジン	*Artemisia carvifolia*	－	－	－	－	－	NT
472		ヒメヨモギ	*Artemisia lancea*	－	－	－	CR	－	－
473		ヤブヨモギ	*Artemisia rubripes*	－	－	VU	－	－	－
474		ヒメシオン	*Aster fastigiatus*	－	－	－	EN	－	EX
475		イナカギク	*Aster semiamplexicaulis*	－	－	－	－	－	EX
476		シオン	*Aster tataricus*	－	－	VU	－	－	－
477		オケラ	*Atractylodes ovata*	－	－	－	－	－	EN
478		コヤブタバコ	*Carpesium cernuum*	－	－	－	－	－	EX
479		ムラサキトキンソウ	*Centipeda sp.*	－	－	－	NT	－	VU
480		リュウノウギク	*Chrysanthemum makinoi*	－	－	－	－	－	EX
481		タカアザミ	*Cirsium pendulum*	－	－	－	－	－	－
482		シロバナタカアザミ	*Cirsium pendulum* var.*albiflorum*	－	－	－	EN	－	－
483		キセルアザミ	*Cirsium sieboldii*	－	－	－	－	－	NT
484		サワアザミ	*Cirsium yezoense*	－	－	－	CR	－	－
485		フジバカマ	*Eupatorium japonicum*	－	－	NT	EN	－	－
486		サケバヒヨドリ	*Eupatorium laciniatum*	－	－	－	NT	－	－
487		スイラン	*Hololeion krameri*	－	－	－	－	－	EN
488		オグルマ	*Inula britannica* ssp.*japonica*	－	－	－	－	－	VU
489		ミズギク	*Inula ciliaris* var.*ciliaris*	－	－	－	NT	－	EN
490		カセンソウ	*Inula salicina* var.*asiatica*	－	－	－	EN	－	CR
491		ムラサキニガナ	*Paraprenanthes sororia*	－	－	－	－	－	VU
492		カシワバハグマ	*Pertya robusta*	－	－	－	－	－	VU
493		アキノハハコグサ	*Pseudognaphalium hypoleucum*	－	－	EN	EN	－	EX
494		ミヤコアザミ	*Saussurea maximowiczii*	－	－	－	EN	－	－
495		ウラギク	*Tripolium pannonicum*	－	－	NT	VU	－	EN
496		オナモミ	*Xanthium strumarium* ssp.*sibiricum*	－	－	VU	CR	－	EX
497	ウコギ科	オオバチドメ	*Hydrocotyle javanica*	－	－	－	－	－	VU
498	セリ科	ノダケ	*Angelica decursiva*	－	－	－	－	－	VU
499		シムラニンジン	*Pterygopleurum neurophyllum*	－	－	VU	－	－	－
500		ムカゴニンジン	*Sium ninsi*	－	－	－	－	－	VU
501	ガマズミ科	オオカメノキ	*Viburnum furcatum*	－	－	－	－	－	EN
502		ハクサンボク	*Viburnum japonicum*	－	－	－	VU	－	－
503	スイカズラ科	オミナエシ	*Patrinia scabiosifolia*	－	－	－	－	－	CR
504		オトコエシ	*Patrinia villosa*	－	－	－	－	－	EX
505		マツムシソウ	*Scabiosa japonica*	－	－	－	NT	－	－
506		タニウツギ	*Weigela hortensis*	－	－	－	－	－	EN
	119 科	506 種		0 種	0 種	129 種	225 種	3 種	359 種

注1）表中のⅠ～Ⅵは表 3.1.47の番号と対応する。
注2）種名及び配列については原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（令和7年10月　国土交通省）に準拠した。

また、重要な植物として、対象事業実施区域及びその周囲の天然記念物及び巨樹・巨木林の分布状況は表 3.1.50 及び表 3.1.51 に、その位置は図 3.1.19 及び図 3.1.20 に示すとおりである。

重要な植物としては、マメナシやクスノキ等があげられるが、対象事業実施区域には天然記念物に指定されている植物や巨樹・巨木林は分布していない。

表 3.1.50　重要な植物の分布状況（天然記念物）

番号	名称	所在地	備　考
天 1	長池のマメナシ・アイナシ自生地	尾張旭市城山町長池下 4523-1	天然記念物（市）
天 2	マメナシ	瀬戸市東松山町 154	天然記念物（市）

注）表中の番号は、図 3.1.19の番号に対応する。
出典：「文化財保護」（尾張旭市ホームページ）
「指定・登録文化財一覧」（瀬戸市ホームページ）

表 3.1.51　重要な植物の分布状況（巨樹・巨木林）

番号	樹種	樹高(m)	幹周(cm)		樹齢(推定)	所在地
			単木の場合の幹周	株立樹木の総幹周		
1	クスノキ	16	－	397	100～199 年	尾張旭市柏井町公園通 市道今池下森公園 1 号ポケットパーク
2	クスノキ	16	307	－	99 年以下	瀬戸市水南町　水南小学校
3	クスノキ	19	402	－	100～199 年	瀬戸市共栄通 5 丁目 87　八王寺神社
4	クスノキ	20	408	－	300 年以上	瀬戸市城屋敷町　八王子神社
5	ケヤキ	19	329	－	100～199 年	瀬戸市西本地町 100　八幡社
6	ツブラジイ	17	462	－	300 年以上	長久手市岩作官後 17　石作神社

注）表中の番号は、図 3.1.20 の番号に対応する。
出典：「巨樹・巨木林調査（第 6 回）愛知県」（生物多様性センターホームページ）
「巨樹・巨木林調査データベース」（生物多様性センターホームページ）

(3) 重要な植物群落

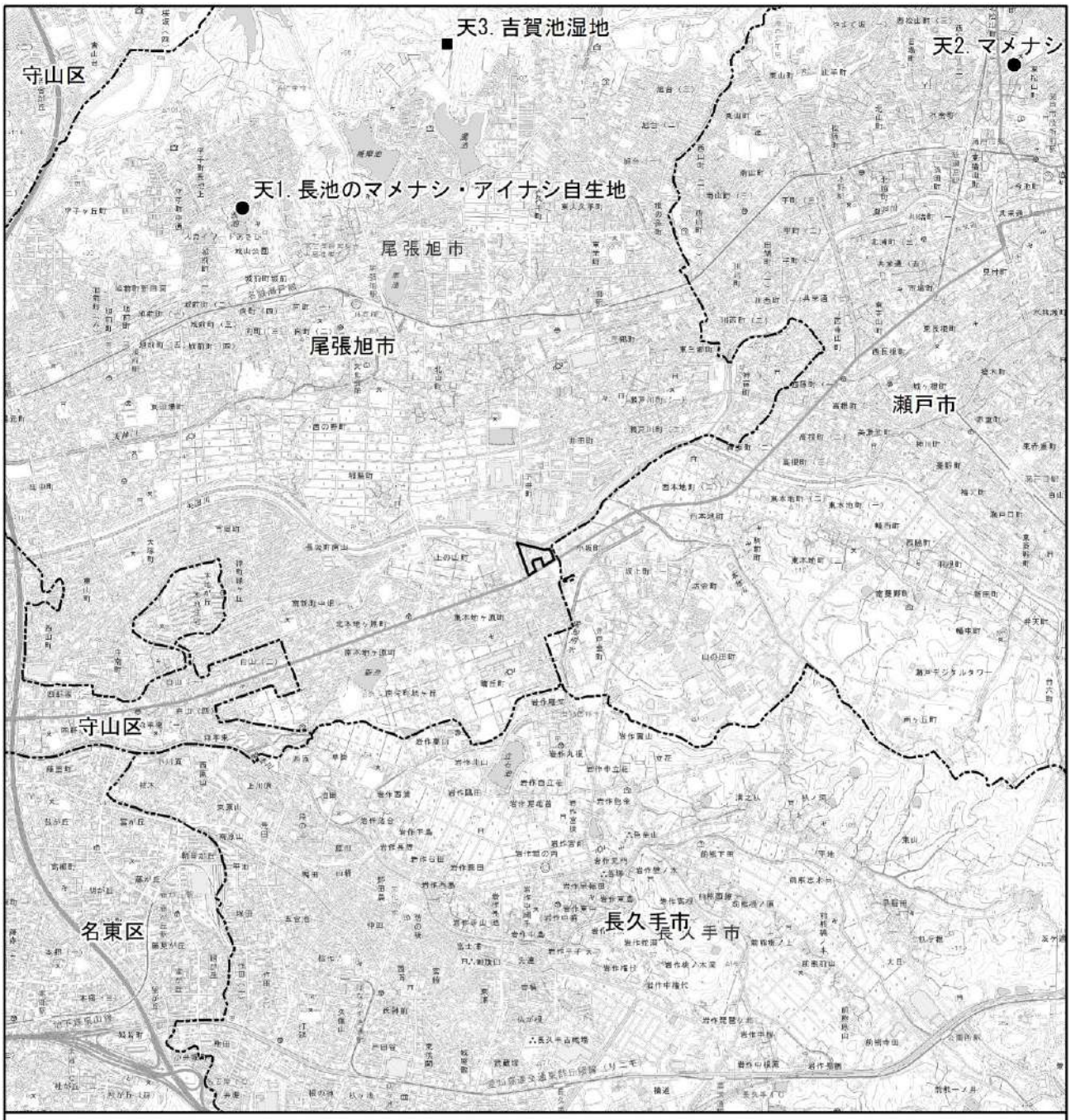
対象事業実施区域及びその周囲の重要な植物群落の分布状況は表 3.1.52 に、その位置は図 3.1.19 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲には天然記念物に指定されている吉賀池湿地が分布しているのみであり、対象事業実施区域には分布していない。

表 3.1.52　重要な植物群落の分布状況

番号	名称	所在地	備　考
天 3	吉賀池湿地	尾張旭市旭ケ丘町濁池 1150	天然記念物（市）

注）表中の番号は、図 3.1.19の番号に対応する。
出典：「文化財保護」（尾張旭市ホームページ）



凡　例

- 対象事業実施区域
- 市区界
- ● 重要な植物（天然記念物）
- ■ 重要な植物群落（天然記念物）

注）図中の番号は、表 3.1.50 及び表 3.1.52 の番号に対応する。

出典：「文化財保護」（尾張旭市ホームページ）
「指定・登録文化財一覧」（瀬戸市ホームページ）

「電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成」

1:40,000
0　0.4　0.8　1.6 km
N

図 3.1.19　重要な植物及び植物群落の分布状況（天然記念物）



凡　例

対象事業実施区域

市区界

巨樹・巨木林

注）図中の番号は、表 3.1.51 の番号に対応する。

出典：「巨樹・巨木林調査（第 6 回）愛知県」（生物多様性センターホームページ）
「巨樹・巨木林調査データベース」（生物多様性センターホームページ）

「電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成」

1:40,000
0　0.4　0.8　1.6 km
N

図 3.1.20　巨樹・巨木林の分布状況

3.1.8.3　生態系

植生自然度区分基準は表 3.1.53 に、植生自然度図は図 3.1.21 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲は、植生自然度が 1～2 の耕作地、工場地帯、市街地、緑の多い住宅地が多く、北側に流れる矢田川の河川区域内に植生自然度が 4～5 の湿性草地等と自然度 10 のヨシ群集が広がっている。対象事業実施区域の南東側は起伏の緩やかな尾張丘陵端部となっており、植生自然度 3 の竹林や植生自然度 7 の二次林が広がっている。

対象事業実施区域及びその周囲の環境は、耕作地・水田、河川、樹林地、市街地・工場地帯に大別でき、下記に示すような生態系が成立していると考えられる。

(1) 耕作地・水田

対象事業実施区域近傍の耕作地や水田、緑の多い住宅地は、ネズミ類やノウサギ、タヌキ等の乾性～湿潤な草地に生息する小型～中型哺乳類等種の生息環境となっていると考えられる。

また、耕作地のうち水田については秋季から冬季は草地や土壌を利用する小型哺乳類や鳥類の採餌環境となっているが、水田に水が入るとともに湿潤な環境に変わり、水生昆虫類や両生類の生息環境となり、季節の環境変化に応じた生態系が形成されている。

これらのことから、生態系上位種は中型哺乳類が該当し、耕作地や住宅地に順応可能で草地を営巣環境とする鳥類やヘビ等の爬虫類、カエル等の両生類といった典型性に該当する種が生息している可能性がある。特殊性の種に該当する種は想定されない。

(2) 河川

対象事業実施区域北側の矢田川河川敷はオギ群集やススキ群団などやや湿生から乾燥地に生育する高茎草本が連続しており、部分的に樹林地も見られる。また上流の右岸側や支川には湿生草本群落であるヨシ群集がみられるなど、湿生草地や草地を繁殖環境とするオオヨシキリやセッカ、ケリ、ヒバリ等の生息環境になりうる植生が成立している。また、これらの環境はイタチやテン、キツネ等の陸上動物の生息基盤でもあることから、生態系上位種は河川区域内を主要な生息環境とする中型哺乳類や、サギ類、チドリ類等の鳥類が該当する可能性がある。また、流水域を生息環境とする魚類の他、緩流域を主要な生息環境とする両生類やトンボ目等の昆虫類の典型性に該当する種が生息している可能性がある。

(3) 樹林地

対象事業実施区域やその近傍は工場地帯や市街地、緑の多い住宅地が広がっているが規模は小さいものの一部にケネザサ－コナラ群集、竹林、スギ・ヒノキ・サワラ植生が分布している。

このような植生には、中型哺乳類や夏季に繁殖する夏鳥等の典型性種に該当する種が生息している可能性がある。

対象事業実施区域の南東側は尾張丘陵端部となっておりケネザサ－コナラ群集やモチツツジ－アカマツ群集等の二次林と竹林等が広がっている。このような植生には中型以上の哺乳類や鳥類の生態系上位種が生息している可能性がある。

(4) 市街地・工場地帯

対象事業実施区域やその近傍の工場地帯や市街地には基本的には小型哺乳類や昆虫類等の限られた種が生息し、ハシブトガラスやスズメ、ヒヨドリ、アマツバメ等市街地を利用する鳥類がみられる程度の貧弱な生態系であり、河川に隣接する地区や点在する耕作地や池の周囲で中型哺乳類やカエル等の両生類、サギ類等の鳥類の利用がある程度であると考えられる。

表 3.1.53　植生自然度区分

植生自然度	区分	区分基準
1	市街地等	市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区
2	外来種草原 農耕地（水田・畑）	外来種の草原、畑、水田等の耕作地、緑の多い住宅地
3	外来種植林 農耕地（樹園地）	竹林、外来種の植林・二次林・低木林、果樹園、茶畑、残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
4	二次草原（背の低い草原）	シバ群落等の背丈の低い草原、伐採直後の草原、路傍・空地雑草群落、放棄畑雑草群落
5	二次草原（背の高い草原）	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原、伝統的な管理を受けて持続している構成種の多い草原
6	植林地	常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地、アカメガシワ等の低木林
7	二次林	クリーミズナラ群集、コナラ群落等、繰り返し伐採されている一般に二次林と呼ばれる代償植生地区
8	二次林（自然林に近いもの）	ブナーミズナラ群落、シイ・カシ二次林等、代償植生であっても特に自然植生に近い地区
9	自然林	エゾマツートドマツ群集、ブナ群落等、自然植生のうち低木林、高木林の植物社会を形成する地区
10	自然草原	高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区

出典：「現存植生図2024情報解説 植生自然度区分」（生物多様性センターホームページ）

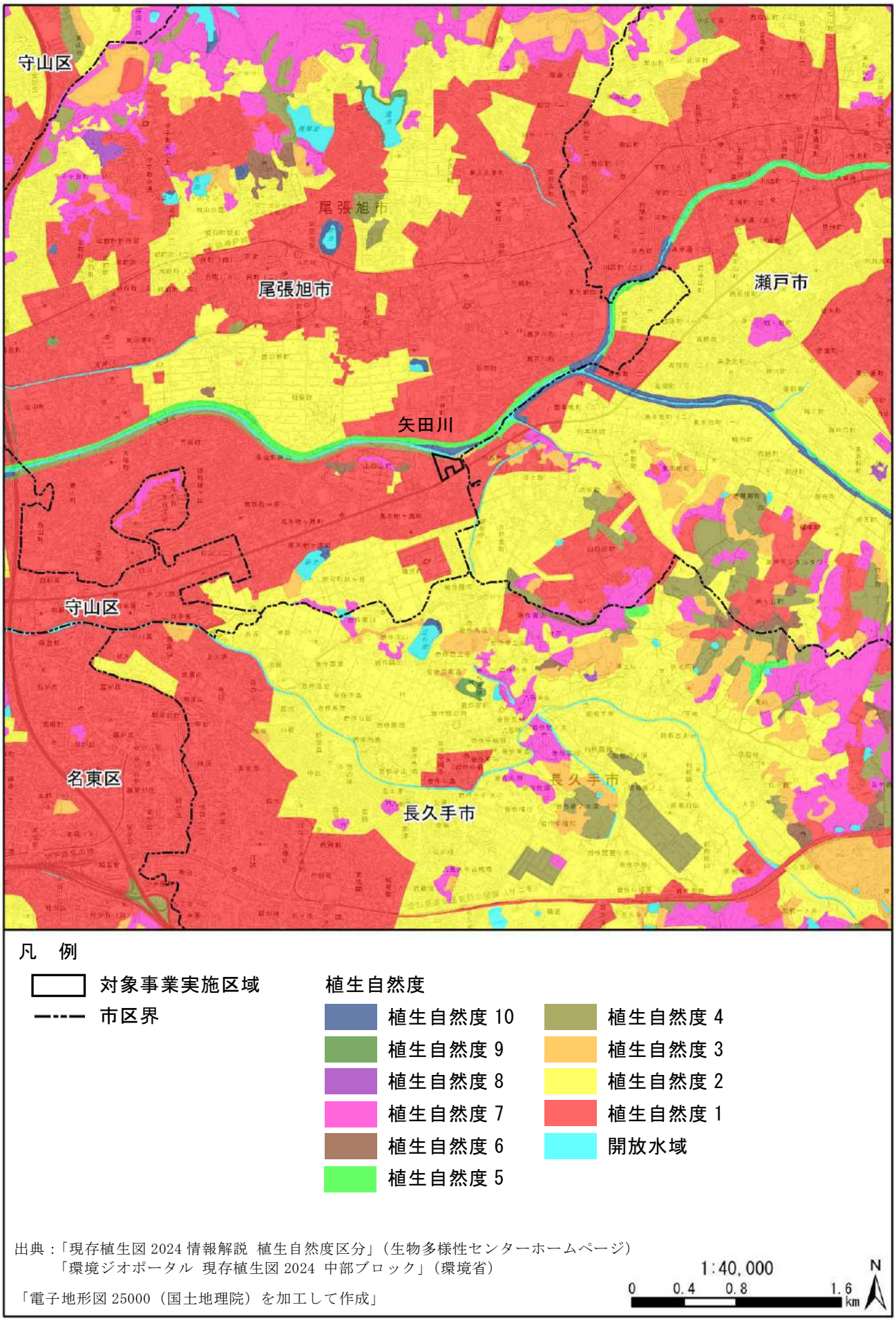


図 3.1.21　植生自然度図

3.1.9　景観、人と自然との触れ合いの活動の状況及び地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況

3.1.9.1　景観

(1) 景観資源

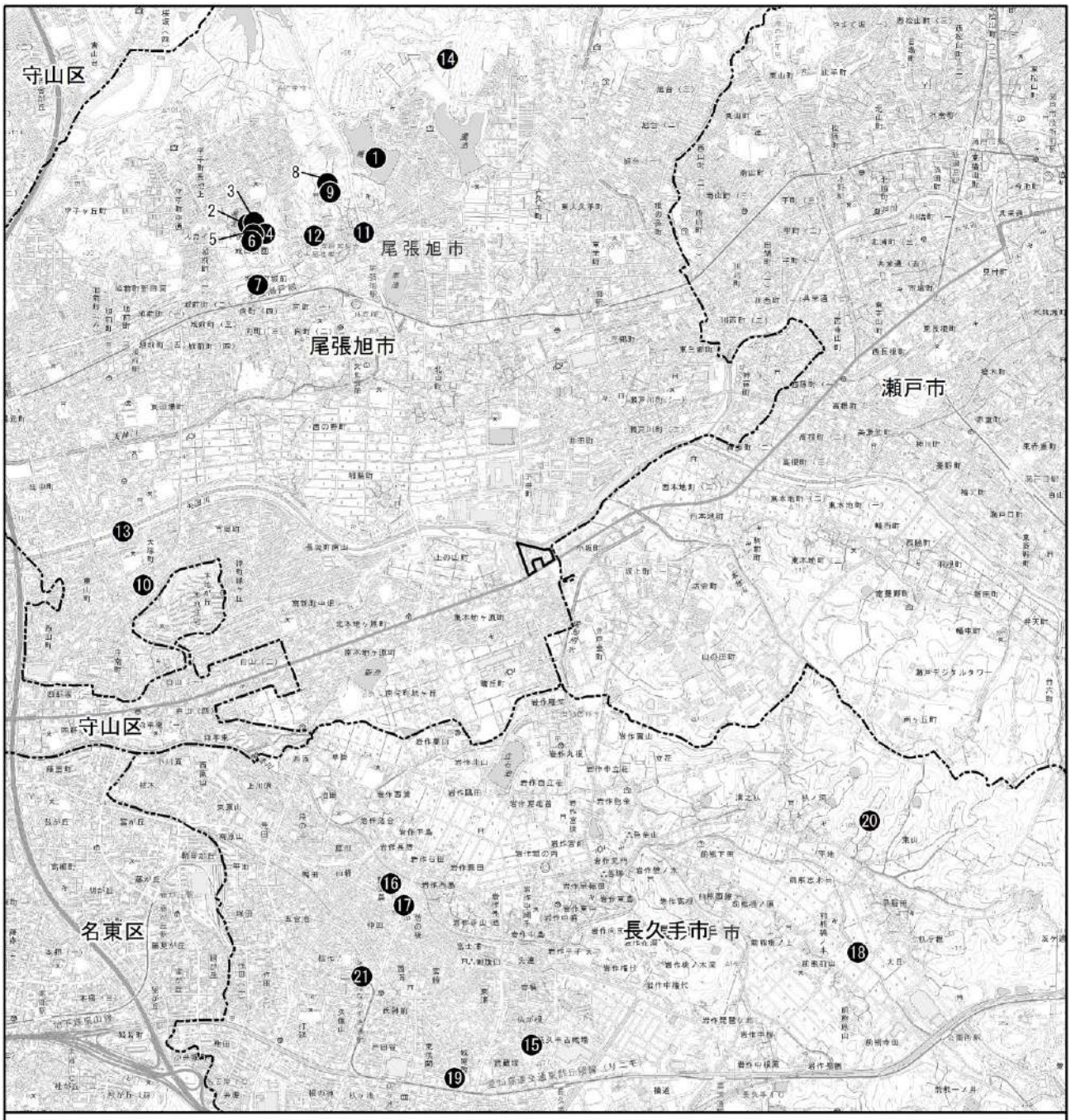
対象事業実施区域及びその周囲の景観資源の状況は表 3.1.54 に、その位置は図 3.1.22 に示すとおりである。

愛知県では、「美しい愛知づくり条例」（平成 18 年愛知県条例第 6 号）に基づき、地域の良好な景観を「美しい愛知づくり景観資源 600 選」に指定しており、対象事業実施区域及びその周囲では、対象事業実施区域北西側の維摩池、南側の古戦場公園等が指定されている。

表 3.1.54　景観資源の状況

番号	名　称	所在地
1	維摩池	尾張旭市新居町今池下
2	コスモス咲く尾張旭城	尾張旭市城山町長池下
3	桜並木	尾張旭市城山町長池
4	スカイワードあさひ	尾張旭市城山町長池下
5	長池沿いのマメナシの群生	尾張旭市城山町長池下
6	冬の城山公園	尾張旭市城山町長池下
7	尾張旭市中央部の農地	尾張旭市城前町城前等
8	御城田池	尾張旭市新居町西浦
9	御城田池南側の田圃	尾張旭市新居町西浦
10	印場大塚古墳	尾張旭市大塚町
11	シンボルロード	尾張旭市新居町寺田
12	洞光院石庭	尾張旭市新居町山の田
13	矢田川	尾張旭市大塚町
14	吉賀池の自然	尾張旭市旭ケ丘町
15	古戦場公園	長久手市仏が根
16	文化の家	長久手市野田農
17	友愛橋からの桧ヶ根公園	長久手市坊の後
18	香流川緑道と東部丘陵線	長久手市前熊
19	せせらぎの径	長久手市氏神前
20	長久手東部の谷津田群	長久手市熊張
21	はなみずき広場	長久手市久保山

注）表中の番号は、図 3.1.22 の番号と対応する。
出典：「美しい愛知づくり景観資源 600 選」（愛知県ホームページ）
「マップあいち（景観資源）」（愛知県ホームページ）



注）図中の番号は、表 3.1.54 の番号と対応する。
出典：「美しい愛知づくり景観資源 600 選」（愛知県ホームページ）
「マップあいち（景観資源）」（愛知県ホームページ）
「電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成」

図 3.1.22　景観資源の分布状況

(2) 主要な眺望点等

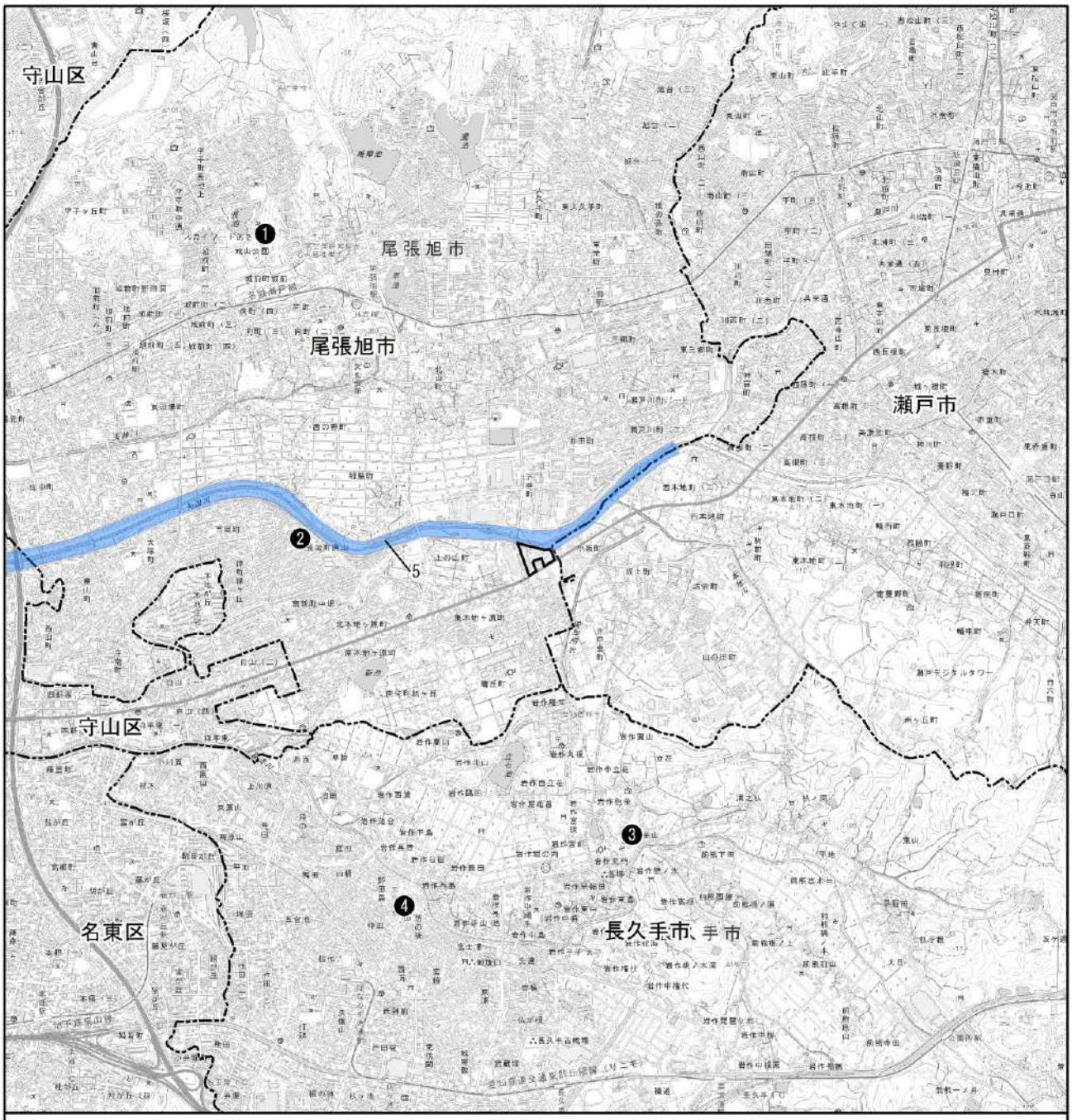
対象事業実施区域及びその周囲の主要な眺望点の概要は表 3.1.55 に、その位置は図 3.1.23 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲の主要な眺望点としては、スカイワードあさひ、長坂町、色金山歴史公園、友愛橋、矢田川河川緑地があげられる。

表 3.1.55　主要な眺望点の概要

番号	主要な眺望点	概要
1	スカイワードあさひ	スカイワードあさひは、北部地域の拠点施設であると同時に、市の代表的な観光施設でもある。高さ約 70m の展望塔を併設し、歴史を紹介した常設展示場や、多目的に利用できるホール、ギャラリーのほか直径 50cm の反射望遠鏡を備えた天体観測室もある。
2	長坂町	長坂町は尾張旭市の南部の台地にあるため、大変眺めが良く、秋から冬のよく晴れた日には、白く輝く御嶽山の雄大な姿や、白く輝く中央アルプス、恵那山等の大パノラマを見ることができる。
3	色金山歴史公園	長久手の戦いの際、家康が陣を張り軍議を開いたといわれる山。昭和 14 年 9 月 7 日、国の史跡に指定された。史跡の周辺は平成 8 年に公園として整備され、展望テラスや茶室が森を包む、緑ゆたかな静寂感のある憩いの場である。
4	友愛橋	友愛橋（歩道橋）から北東方向を眺めると、地域住民の憩いの場である桧ヶ根公園や御旗山のほか、長久手の中心部を望み、東部丘陵とのスカイラインをみることができる。
5	矢田川河川緑地	尾張旭市の中央部を東西に流れる矢田川は、最近散歩道が整備されたため、早朝から多くの人が散歩を楽しむ憩いの場所となっている。また秋から春にかけては、オナガガモなどの渡り鳥が多数訪れ、市街地にありながら自然が多く残された場所となっている。

注）表中の番号は、図 3.1.23 の番号と対応する。
出典：「美しい愛知づくり景観資源 600 選」（愛知県ホームページ）
「色金山歴史公園・古戦場公園パンフレット」（長久手市）



凡　例

対象事業実施区域

市区界

主要な眺望点

注）図中の番号は、表 3.1.55 の番号と対応する。

出典：「美しい愛知づくり景観資源 600 選」（愛知県ホームページ）

「色金山歴史公園・古戦場公園パンフレット」（長久手市）

「電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成」

1:40,000
0　0.4　0.8　1.6 km
N

図 3.1.23　主要な眺望点の分布状況

3.1.9.2　人と自然との触れ合いの活動の場の状況

対象事業実施区域及びその周囲の人と自然との触れ合いの活動の場の概要は表 3.1.56 に、その位置は図 3.1.24 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲の人と自然との触れ合いの活動の場としては、対象事業実施区域北側の愛知県森林公園や維摩池、対象事業実施区域北西側の城山公園などがあげられる。

表 3.1.56(1)　人と自然との触れ合いの活動の場の概要

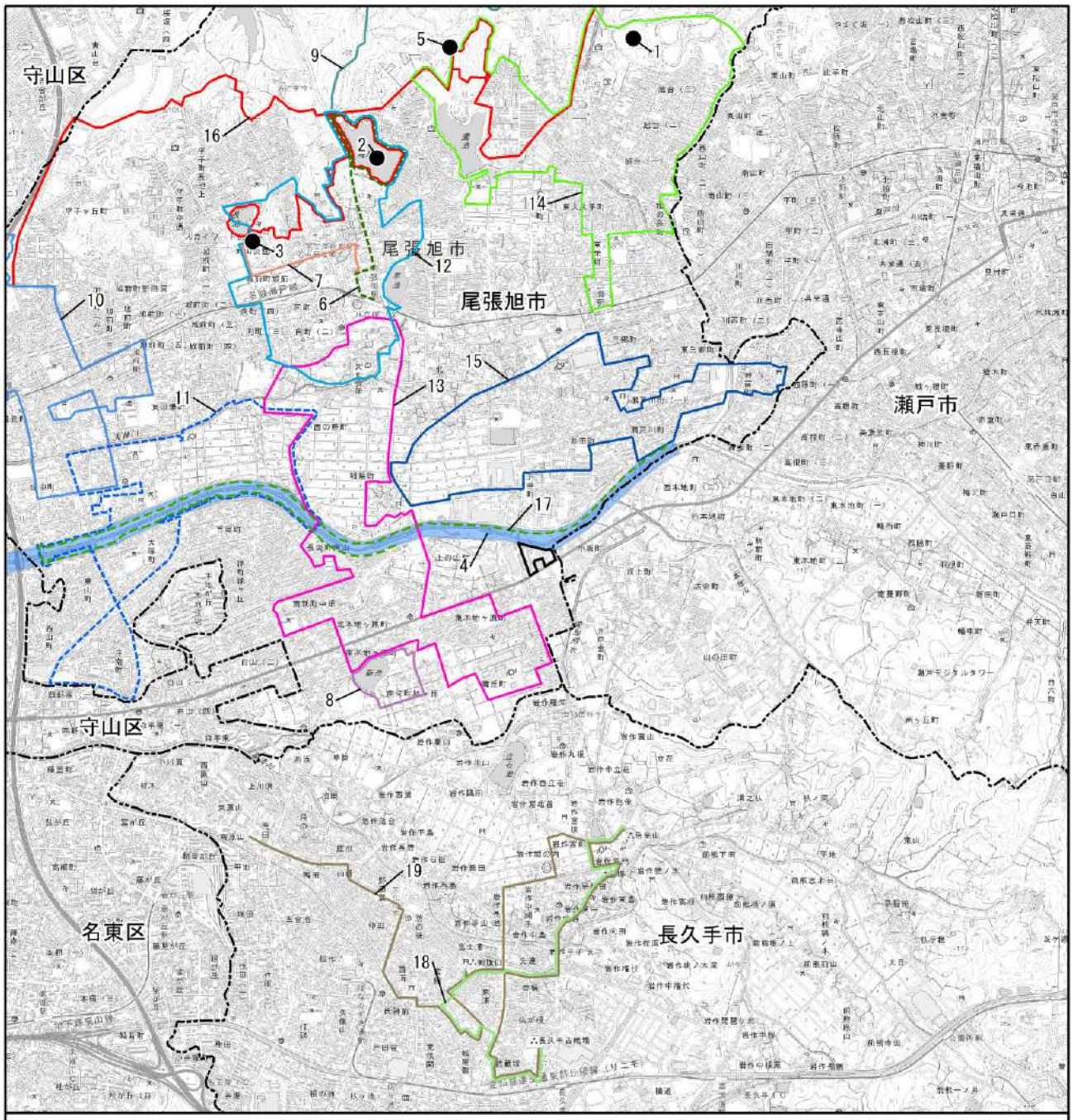
番号	名称	概要
1	愛知県森林公園	愛知県森林公園は、尾張旭市と名古屋市守山区に広がる約 466 ヘクタールの広大な森林の中に、ゴルフ施設、運動施設、植物園、一般公園があり、一年を通して多くの方に利用されている。
2	維摩池	森林公園植物園や周囲の山辺の散歩道など豊かな緑に囲まれ、自然環境に大変恵まれたため池である。池には、水辺特有のヨシやガマなどの群生も見られる。周りの自然とも調和した四季折々の風景は何度訪れても飽きることがない。
3	城山公園	城山公園は、市内唯一の総合公園で、春には桜まつり、夏には夏まつり、秋には市民祭や農業まつりが行われる。野球場、テニスコート、弓道場といった運動施設が整備されており、北部には釣りのできる長池、夏場には涼を感じられるせせらぎ、中心部には、スカイワードあさひやスカイパーク、南部には、旭城や古民家といった施設もあり、市内で最も親しまれている施設の一つである。また、山辺の散歩道や、市内ウォーキングコースの池・行けコースの構成要素の一つである。
4	矢田川河川緑地	尾張旭市の中央部を東西に流れる矢田川は、最近散歩道が整備されたため、早朝から多くの人が散歩を楽しむ憩いの場所となっている。また秋から春にかけては、オナガガモなどの渡り鳥が多数訪れ、市街地にありながら自然が多く残された場所となっている。
5	吉賀池湿地	尾張旭市の北部に位置し、全国的にも貴重な植物が生育している湿地。夏のサギソウ、秋のシラタマホシクサ、晩秋のウメバチソウなどを観察できるよう、季節ごとに一般公開がされている。
6	まち案内～維摩池コース	尾張旭市の中心を通る“シンボルロード”は、安全で快適な“人にやさしい道”として整備された。両側に植えられた樹木や池辺の自然、モニュメントなどが、心を和ませてくれる。子どもから高齢者まで誰もが楽しめるおすすめのコース。
7	スカイワード・旭城コース	尾張旭市のランドマーク「スカイワードあさひ」と「旭城」を目指すウォーキングコース。片道約 1.2km で気軽に楽しめる。天気の良い日に、展望台に登って景色を楽しむのもよい。
8	新池コース	尾張旭市南部の短めのコース。ウォーキングだけで物足りなければ、新池交流館ふらっとのバスケットコートで汗をかくのもおすすめ。
9	全国植樹祭メモリアルコース	愛知県森林公園では、令和元年 6 月 2 日に、天皇皇后両陛下ご臨席のもと「第 70 回全国植樹祭あいち 2019」が開催された。尾張旭市の貴重な観光スポットとして多くの方に親しまれ、ウォーキングにも絶好のポイント。

注）表中の番号は、図 3.1.24 の番号と対応する。
出典：「美しい愛知づくり景観資源 600 選」（愛知県ホームページ）
「尾張旭市ガイド」（尾張旭市）
「山辺の散歩道」（尾張旭市ホームページ）
「城山公園について」（尾張旭市ホームページ）
「愛知県森林公園」（愛知県ホームページ）
「ウォーキングガイド A-map」（尾張旭市）
「古戦場ウォークマップ」（長久手市）

表 3.1.56(2)　人と自然との触れ合いの活動の場の概要

番号	名称	概要
10	パークコース	尾張旭市の北西部にある住宅地から小幡緑地公園内を通るコース。緑地公園内は、四季を彩るメタセコイアの並木道がとてもきれい。
11	リバーサイドコース	矢田川・天神川沿いのみどころを巡るコース。河川敷では、川のせせらぎが心を落ち着かせてくれる。
12	池・行けコース	尾張旭市内の代表的なため池である長池、平池、維摩池を巡るコース。美しい水辺と緑豊かな自然が調和した景色を楽しみながら散策できる。
13	田園コース	昔ながらの田園風景と新しい街並みで時の移り変わりを楽しみながら歩くことができるコース。
14	お花見コース	尾張旭市東部丘陵地にある住宅街から森林公園を巡るコース。春に桜並木が素晴らしい旭境川沿いを歩くのは、まさしくお花見ウォーキング。
15	史跡・街道コース	三郷地区にある、史跡を巡るコース。三郷駅近くには、大型ショッピングセンターがあるが、旧街道を歩いてみると、馬頭観音（追分の道しるべ）があり、まちの中で歴史を味わうことができる。
16	山辺の散歩道	山辺の散歩道は、尾張旭市北部丘陵地に残る貴重な自然や里山風景をめぐりながらウォーキングが楽しめる散歩道である。維摩池を散策の起点として、尾張旭の自然の魅力と大切さを再発見できる 4 つのルートが設定されている。四季折々の花や緑とふれあえ、昔ながらの里山風景も残っている。
17	矢田川散歩道	尾張旭市内の中央部を東西に流れる矢田川沿いのコース。市街地にありながら眺望も良く、草花や昆虫・野鳥など多様な自然に出会うことができる。
18	主要史跡コース（古戦場ウォークマップ）	長久手合戦の主要史跡を巡るコース。長久手市郷土資料室を起点とし、長久手城址や御旗山等を経て色金山に向かう 3.7km のコースである。
19	全指定史跡コース（古戦場ウォークマップ）	長久手合戦の全指定史跡を巡るコース。長久手市郷土資料室を起点とし、歴史的な地点や公園等を巡る全長 6.9km のコースである。

注）表中の番号は、図 3.1.24 の番号と対応する。
出典：「美しい愛知づくり景観資源 600 選」（愛知県ホームページ）
「尾張旭市ガイド」（尾張旭市）
「山辺の散歩道」（尾張旭市ホームページ）
「城山公園について」（尾張旭市ホームページ）
「愛知県森林公園」（愛知県ホームページ）
「ウォーキングガイド A-map」（尾張旭市）
「古戦場ウォークマップ」（長久手市）



凡　例

- 対象事業実施区域
- 市区界
- 主要な人と自然との触れ合いの活動の場
- 4. 矢田川河川緑地
- 6. まち案内～維摩池コース
- 7. スカイワード・旭城コース
- 8. 新池コース
- 9. 全国植樹祭メモリアルコース
- 10. パークコース
- 11. リバーサイドコース
- 12. 池・行けコース
- 13. 田園コース
- 14. お花見コース
- 15. 史跡・街道コース
- 16. 山辺の散歩道
- 17. 矢田川散歩道
- 18. 主要史跡コース
- 19. 全指定史跡コース

1:40,000
0　0.4　0.8　1.6 km
N

注）図中の番号は、表 3.1.56 の番号と対応する。
出典：「美しい愛知づくり景観資源 600 選」（愛知県ホームページ）
「尾張旭市ガイド」（尾張旭市）
「城山公園について」（尾張旭市ホームページ）
「愛知県森林公園」（愛知県ホームページ）
「ウォーキングガイド A-map」（尾張旭市）
「古戦場ウォークマップ」（長久手市）
「電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成」

図 3.1.24　主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布状況

3.1.9.3　地域の歴史的文化的特性を生かした環境

(1) 指定文化財等

対象事業実施区域及びその周囲における指定文化財等の状況は表 3.1.57 に、その位置は図 3.1.25 に示すとおりである。

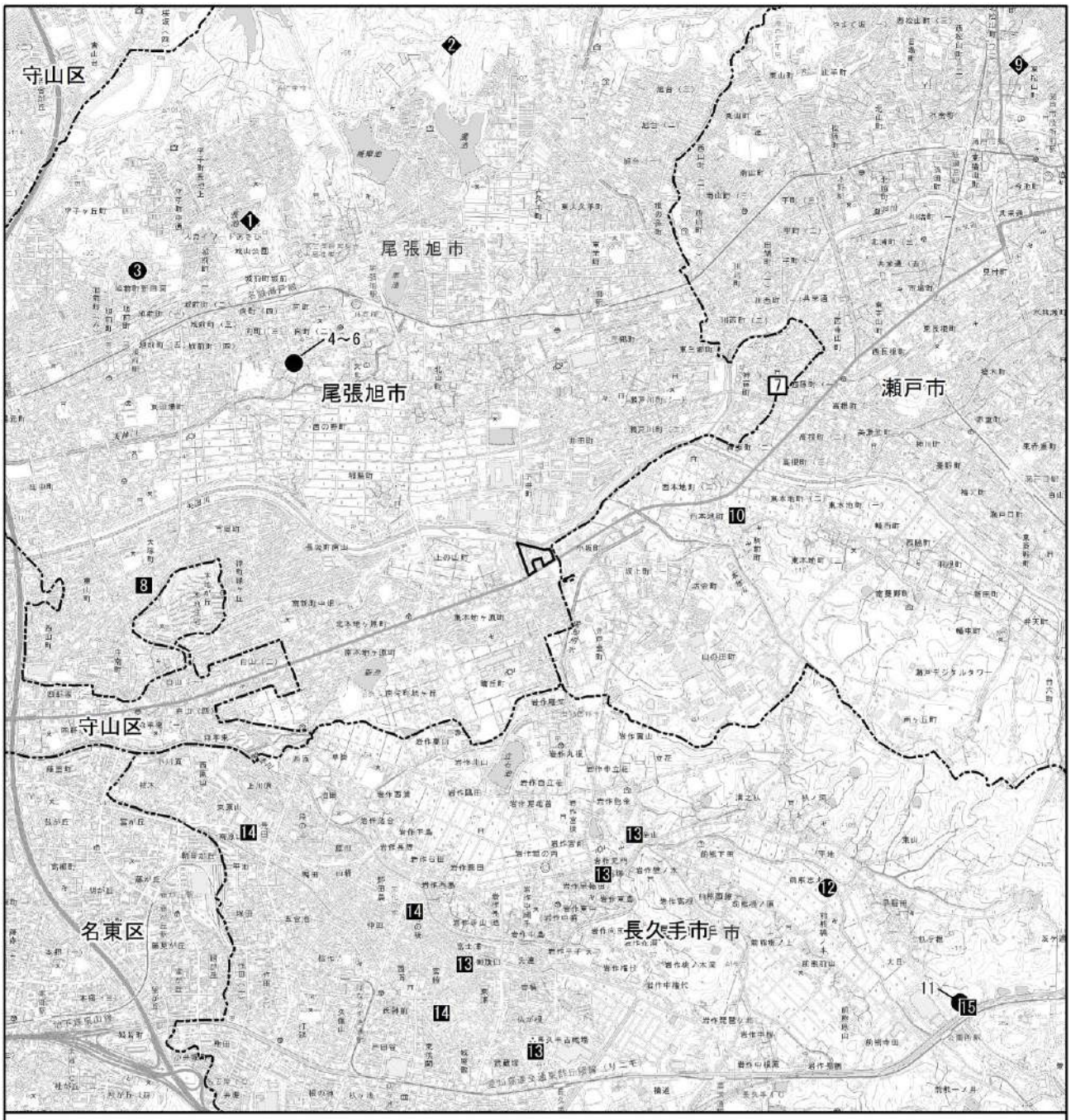
対象事業実施区域には、指定文化財等は存在していない。対象事業実施区域に最寄りの文化財としては、瀬戸市の史跡である本地大塚古墳があげられる。

なお、文化財の状況の把握は、主に野外に存在している有形文化財（建造物）、記念物（史跡、名勝、天然記念物）、登録有形文化財を対象とした。

表 3.1.57　指定文化財等の状況

市	種別	指定	No.	名称	所在地
尾張旭市	天然記念物	市	1	長池のマメナシ･アイナシ自生地	尾張旭市城山町長池下 4523 番地 1
			2	吉賀池湿地	尾張旭市旭ケ丘町濁池
	建造物	国	3	旭サナック本館（旧旭兵器製造本社事務棟）	尾張旭市旭前町新田洞 5050
			4	三宅家住宅主屋	尾張旭市西大道町五輪塚 3676
			5	三宅家住宅蔵	
			6	三宅家住宅庭門及び塀	
	有形民俗文化財	市	7	狩宿郷倉	尾張旭市狩宿町三丁目 205
	史跡	市	8	印場大塚古墳	尾張旭市大塚町一丁目 13-4
瀬戸市	天然記念物	市	9	マメナシ	瀬戸市東松山町 154
	史跡	市	10	本地大塚古墳	瀬戸市西本地町 1-109
長久手市	建造物	市	11	神明社の石造鳥居	長久手市神門前 420-1
			12	多度社の石造鳥居	長久手市前熊志水 108-1
	史跡	国	13	長久手古戦場 長久手古戦場附 ・御旗山 ・首塚 ・色金山	長久手市武蔵塚 205 外 5 筆 長久手市富士浦 602 長久手市岩作元門 41 長久手市色金 37-1 のうち一部
		市	14	長久手合戦史跡 ・長久手城趾 ・木下勘解由塚 ・堀久太郎秀政 本陣地跡	 長久手市城屋敷 2408、2409 長久手市荒田 9-1 長久手市坊の後 113
			15	神明社第 2 号墳	長久手市神門前 420-1

注）表中の番号は、図 3.1.25 の番号と対応する。
出典：「尾張旭市の指定文化財・登録文化財」（尾張旭市ホームページ）
「指定・登録文化財一覧」（瀬戸市ホームページ）
「長久手市指定文化財一覧」（長久手市ホームページ）
「国指定文化財等データベース」（文化庁ホームページ）



注）図中の番号は、表 3.1.57 の番号と対応する。
出典：「尾張旭市の指定文化財・登録文化財」（尾張旭市ホームページ）
「指定・登録文化財一覧」（瀬戸市ホームページ）
「長久手市指定文化財一覧」（長久手市ホームページ）
「国指定文化財等データベース」（文化庁ホームページ）
「電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成」

図 3.1.25　指定文化財等の分布状況

(2) 埋蔵文化財包蔵地

対象事業実施区域とその近傍における周知の埋蔵文化財包蔵地の状況は表 3.1.58 に、その位置は図 3.1.26 に示すとおりである。

対象事業実施区域には、埋蔵文化財包蔵地は見られない。

表 3.1.58　周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

No.	名称	種別	時代	所在地
1	瀬戸川城跡	城館跡	平安・中世・近世	尾張旭市瀬戸川町
2	井田城跡	城館跡	弥生・古墳・奈良・平安・中世・近世	尾張旭市井田町
3	安女寺 1 号墳	古墳	古墳	尾張旭市西の野町
4	安女寺 2 号墳	古墳	古墳	尾張旭市西の野町
5	稲葉城	－	－	尾張旭市稲葉町
6	長坂 6 号墳	古墳	古墳	尾張旭市長坂町南山
7	長坂 5 号墳	古墳	古墳	尾張旭市長坂町南山
8	長坂遺跡	集落跡	弥生・古墳・奈良	尾張旭市長坂町南山
9	西本地町北遺跡	遺物散布地	中世・近世	瀬戸市西本地町 2
10	西本地町南遺跡	遺物散布地	奈良・平安・中世	瀬戸市西本地町 1
11	本地城跡	城館跡	中世	瀬戸市西本地町 1 丁目
12	西本地 A 遺跡	遺物散布地	古墳	瀬戸市西本地町 1
13	本地坂上古墳	古墳	古墳	瀬戸市坂上町
14	西本地町東遺跡	遺物散布地	中世・近世	瀬戸市西本地町 2
15	山ノ田池南窯	窯業遺跡	中世	瀬戸市山ノ田町
16	寅山遺跡	遺物散布地	平安／中世	長久手市大字岩作字寅山
17	井戸ヶ根第 1 遺跡	遺物散布地	平安／中世	長久手市大字岩作字井戸ケ根
18	雁又遺跡	遺物散布地	－	長久手市大字岩作字雁又
19	高山遺跡	遺物散布地	不明	長久手市大字岩作字高山
20	高山遺跡	遺物散布地	不明	長久手市大字岩作字高山
21	高山遺跡	遺物散布地	不明	長久手市大字岩作字高山
22	高山遺跡	遺物散布地	不明	長久手市大字岩作字高山
23	丸根遺跡	遺物散布地	平安／中世	長久手市大字岩作字丸根
24	井戸ヶ根第 2 遺跡	遺物散布地	平安／中世	長久手市大字岩作字井戸ケ根
25	立花遺跡	遺物散布地	不明	長久手市大字熊張字立花

注）表中の番号は、図 3.1.26 の番号と対応する。
出典：「マップあいち（埋蔵文化財・記念物）」（愛知県ホームページ）

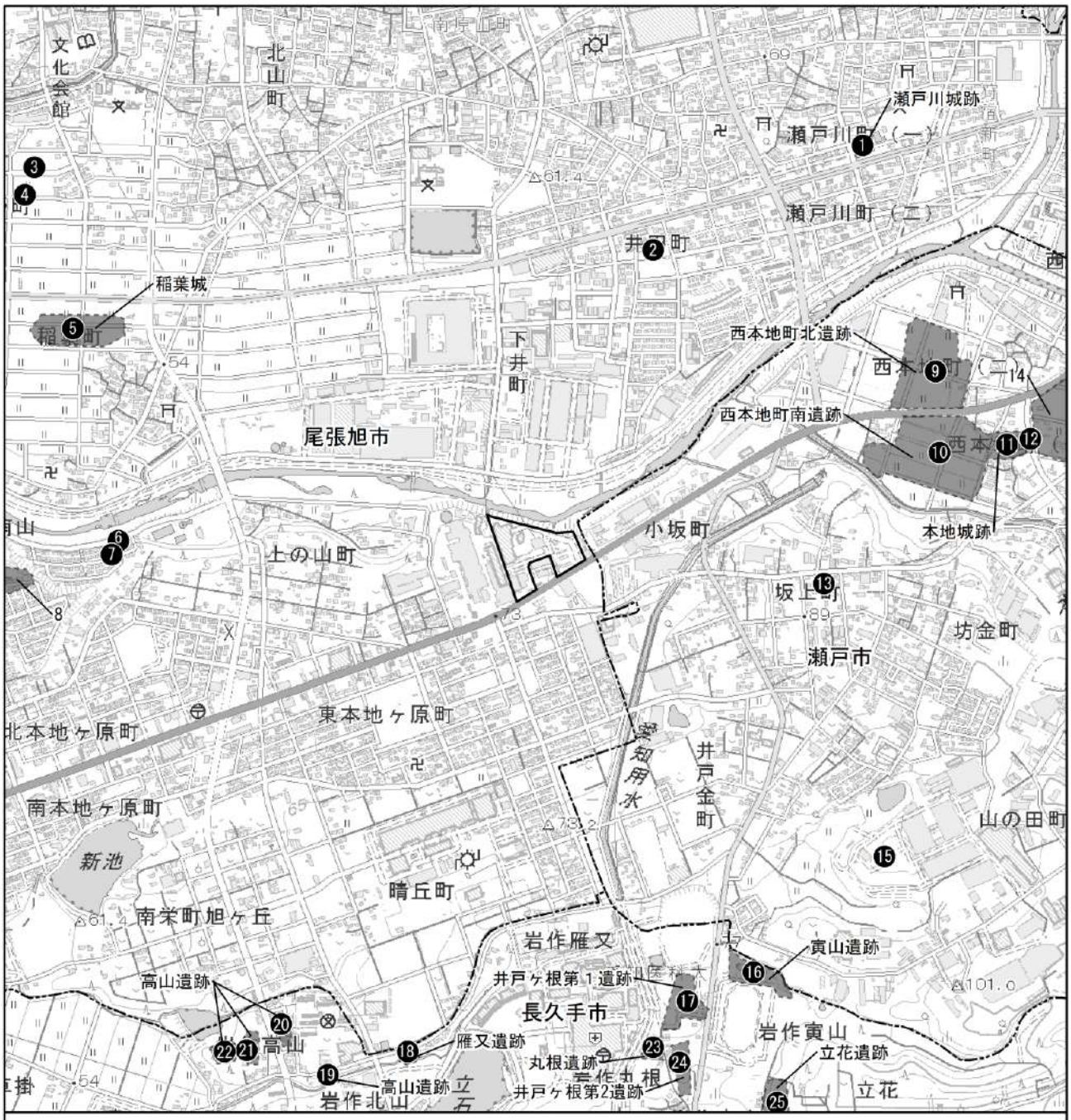


図 3.1.26　周知の埋蔵文化財包蔵地の分布状況

3.2　社会的状況

3.2.1　人口及び産業の状況

3.2.1.1　人口の状況

対象事業実施区域及びその周囲 4 市における人口及び世帯数の状況は表 3.2.1 に、人口及び世帯数の推移グラフは図 3.2.1 に示すとおりである。

対象事業実施区域が位置する尾張旭市の令和 7 年の人口は 83,606 人、世帯数は 37,522 戸となっている。

また、瀬戸市は人口が 125,437 人、世帯数が 58,534 戸、長久手市は人口が 61,381 人、世帯数が 26,197 戸、名古屋市は人口が 2,345,186 人、世帯数が 1,187,231 戸となっている。

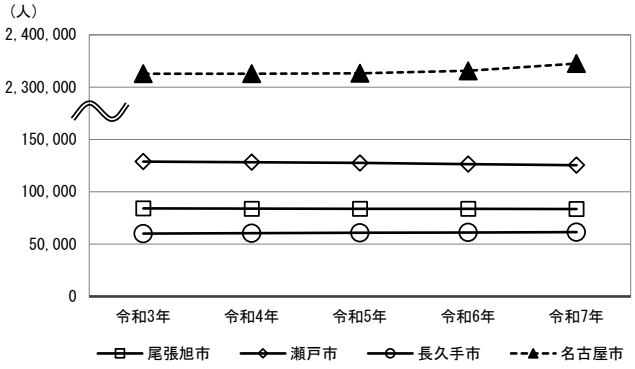
また、対象事業実施区域及びその周囲 4 市における人口及び世帯数の推移は、尾張旭市、瀬戸市、長久手市については概ね横ばい、名古屋市については増加傾向となっている。

表 3.2.1　人口及び世帯数の状況

尾張旭市：各年 3 月末現在
瀬戸市：各年 10 月 1 日現在
長久手市：各年 4 月 1 日現在
名古屋市：各年 10 月 1 日現在

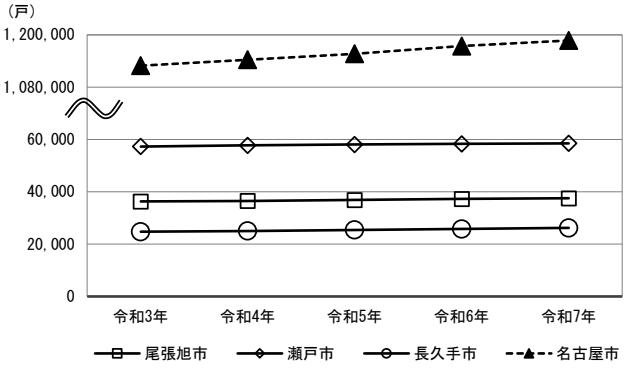
市	尾張旭市		瀬戸市		長久手市		名古屋市	
項目 / 年	人口（人）	世帯数（戸）	人口（人）	世帯数（戸）	人口（人）	世帯数（戸）	人口（人）	世帯数（戸）
令和 3 年	84,135	36,294	128,869	57,328	60,035	24,725	2,325,916	1,129,461
令和 4 年	83,904	36,493	128,343	57,744	60,352	24,995	2,325,778	1,143,119
令和 5 年	83,822	36,880	127,568	58,085	60,770	25,416	2,326,683	1,156,744
令和 6 年	83,816	37,287	126,523	58,317	61,077	25,766	2,331,264	1,174,484
令和 7 年	83,606	37,522	125,437	58,534	61,381	26,197	2,345,186	1,187,231

注）名古屋市の令和 7 年の人口と世帯数については、「令和 7 年国勢調査　名古屋市の人口と世帯数（確定値）」（名古屋市ホームページ）による。
出典：「令和 7 年版 尾張旭市の統計」（令和 8 年 3 月　尾張旭市）
「人口と世帯（町別一覧）」（瀬戸市ホームページ）
「令和 7 年度 ながくての統計」（令和 8 年 2 月　長久手市）
「令和 7 年度版　名古屋市統計年鑑」（令和 8 年 3 月　名古屋市）
「令和 7 年国勢調査　名古屋市の人口と世帯数（確定値）」（名古屋市ホームページ）



注）名古屋市の令和 7 年の人口と世帯数については、「令和 7 年国勢調査　名古屋市の人口と世帯数（確定値）」（名古屋市ホームページ）による。
出典：「令和 7 年版　尾張旭市の統計」（令和 8 年 3 月　尾張旭市）
「人口と世帯（町別一覧）」（瀬戸市ホームページ）
「令和 7 年度　ながくての統計」（令和 8 年 2 月　長久手市）
「令和 7 年度版　名古屋市統計年鑑」（令和 8 年 3 月　名古屋市）
「令和 7 年国勢調査　名古屋市の人口と世帯数（確定値）」（名古屋市ホームページ）

図 3.2.1(1)　人口の推移の状況



注）名古屋市の令和 7 年の人口と世帯数については、「令和 7 年国勢調査　名古屋市の人口と世帯数（確定値）」（名古屋市ホームページ）による。
出典：「令和 7 年版　尾張旭市の統計」（令和 8 年 3 月　尾張旭市）
「人口と世帯（町別一覧）」（瀬戸市ホームページ）
「令和 7 年度　ながくての統計」（令和 8 年 2 月　長久手市）
「令和 7 年度版　名古屋市統計年鑑」（令和 8 年 3 月　名古屋市）
「令和 7 年国勢調査　名古屋市の人口と世帯数（確定値）」（名古屋市ホームページ）

図 3.2.1(2)　世帯数の推移の状況

3.2.1.2　産業の状況

対象事業実施区域及びその周囲 4 市における産業分類別就業人口及び事業所数の状況は、表 3.2.2 に示すとおりである。

対象事業実施区域が位置する尾張旭市は、事業所数が 2,485 事業所、従業者数が 23,688 人となっている。業種別の事業所数でみると、卸売業・小売業が 523 事業所と最も多くなっている。また、業種別の従業者数でみると、卸売業・小売業が 4,913 人と最も多くなっている。

また、瀬戸市は事業所数が 4,401 事業所、従業者数が 46,247 人、長久手市は事業所数が 1,887 事業所、従業者数が 27,217 人、名古屋市は事業所数が 117,344 事業所、従業者数が 1,450,337 人となっている。

表 3.2.2　産業分類別就業人口及び事業所数の状況

令和 3 年 6 月 1 日現在

市		尾張旭市		瀬戸市		長久手市		名古屋市	
区分 / 産業分類		事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
第一次産業	農業・林業	3	26	12	92	7	63	68	551
	漁業	－	－	－	－	－	－	－	－
第二次産業	鉱業・採石業・砂利採取業	1	4	20	146	2	8	3	3
	建設業	300	1,670	406	2,216	185	1,326	8,774	93,253
	製造業	187	4,862	910	14,949	67	1,026	9,104	128,685
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	7	247	6	38	1	12	129	8,684
	情報通信業	15	120	24	114	14	86	2,755	75,912
	運輸業・郵便業	48	590	101	2,211	23	1,329	2,291	69,655
	卸売業・小売業	523	4,913	1,005	8,479	559	7,491	28,936	330,961
	金融業・保険業	42	313	53	898	25	187	2,301	43,706
	不動産業・物品賃貸業	191	554	205	547	153	492	9,485	49,913
	学術研究・専門、技術サービス業	120	445	156	663	100	1,710	8,116	69,534
	宿泊業・飲食サービス業	258	2,806	394	3,009	188	2,670	14,171	122,382
	生活関連・サービス業・娯楽業	226	1,206	300	1,820	150	910	8,815	55,879
	教育・学習支援業	121	662	135	1,130	123	3,645	4,106	60,107
	医療・福祉	306	4,071	380	6,740	178	4,834	9,845	160,894
	複合サービス業	9	205	22	377	9	216	363	6,266
	サービス業（他に分類されないもの）	129	1,005	273	2,821	103	1,212	8,083	173,956
計		2,485	23,688	4,401	46,247	1,887	27,217	117,344	1,450,337

出典：「令和 7（2025）年度刊愛知県統計年鑑」（愛知県ホームページ）

3.2.2　土地利用の状況

対象事業実施区域及びその周囲4市における土地利用の状況は表 3.2.3に、土地利用現況図は図 3.2.2(1)に、対象事業実施区域とその近傍の空中写真は図 3.2.2(2)、(3) に示すとおりである。

対象事業実施区域が位置する尾張旭市は、住宅地の割合が 29.8%と最も多くなっており、次いでその他が 21.0%、森林・原野が 13.8%となっている。

また、瀬戸市は森林・原野の割合が 56.6%、長久手市はその他の割合が 28.4%、名古屋市は住宅地の割合が 34.3%と最も多くなっている。

対象事業実施区域には既存施設が存在している。対象事業実施区域近傍の土地利用状況は、建物用地が主となっており、北側には河川地があるほか、田、その他農地、森林等が点在している。

表 3.2.3　土地利用の状況

市		尾張旭市		瀬戸市		長久手市		名古屋市	
項　目		面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)
行政面積		2,103	100.0	11,140	100.0	2,155	100.0	32,650	100.0
宅地	住宅地	626	29.8	1,150	10.3	426	19.8	11,196	34.3
	その他[注2)]	231	11.0	700	6.3	212	9.8	6,422	19.7
農用地	田	71	3.4	178	1.6	90	4.2	464	1.4
	畑	58	2.8	74	0.7	96	4.5	495	1.5
森林・原野		291	13.8	6,301	56.6	398	18.5	987	3.0
道路		280	13.3	671	6.0	252	11.7	6,322	19.4
水面・河川・水路		106	5.0	149	1.3	68	3.2	1,502	4.6
その他[注3)]		441	21.0	1,916	17.2	613	28.4	5,263	16.1

注1) 市町村名は令和5年4月1日現在で表章してある。
注2)「宅地」から「住宅地」を除いた工業用地等である。
注3) 行政面積から「宅地」、「農地（農用地）」、「森林、原野等（森林、原野）」、「道路」及び「水面・河川・水路」の各面積を差し引いたものである。
注4) 面積は単位未満を、構成比は小数点第2位以下を四捨五入してあるため、行政面積と内訳の合計が一致しない場合がある。
出典：「令和7（2025）年度刊愛知県統計年鑑」（愛知県ホームページ）

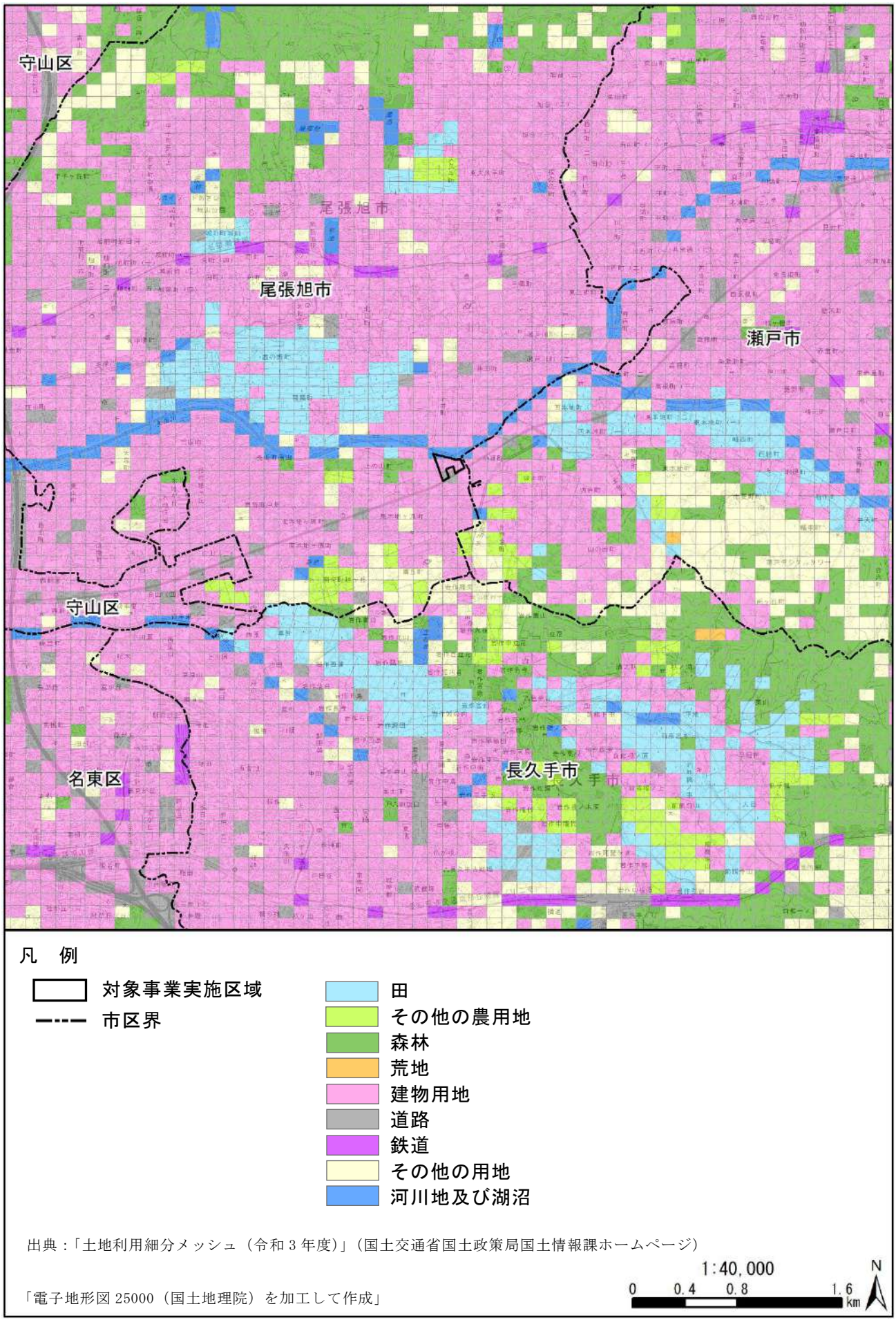


図 3.2.2(1)　土地利用現況図



注）空中写真の撮影日：令和 5 年 6 月 17 日
出典：「地図・空中写真閲覧サービス」（国土地理院ホームページ）

図 3.2.2(2)　空中写真（対象事業実施区域とその近傍）



注）空中写真の撮影日：令和 5 年 6 月 17 日
出典：「地図・空中写真閲覧サービス」（国土地理院ホームページ）

図 3.2.2(3)　空中写真（対象事業実施区域とその近傍：拡大図）

3.2.3　都市計画の状況

対象事業実施区域及びその周囲 4 市における都市計画（用途地域）の指定状況は、表 3.2.4 に示すとおりである。

また、対象事業実施区域及びその周囲の都市計画図は、図 3.2.3 に示すとおりである。

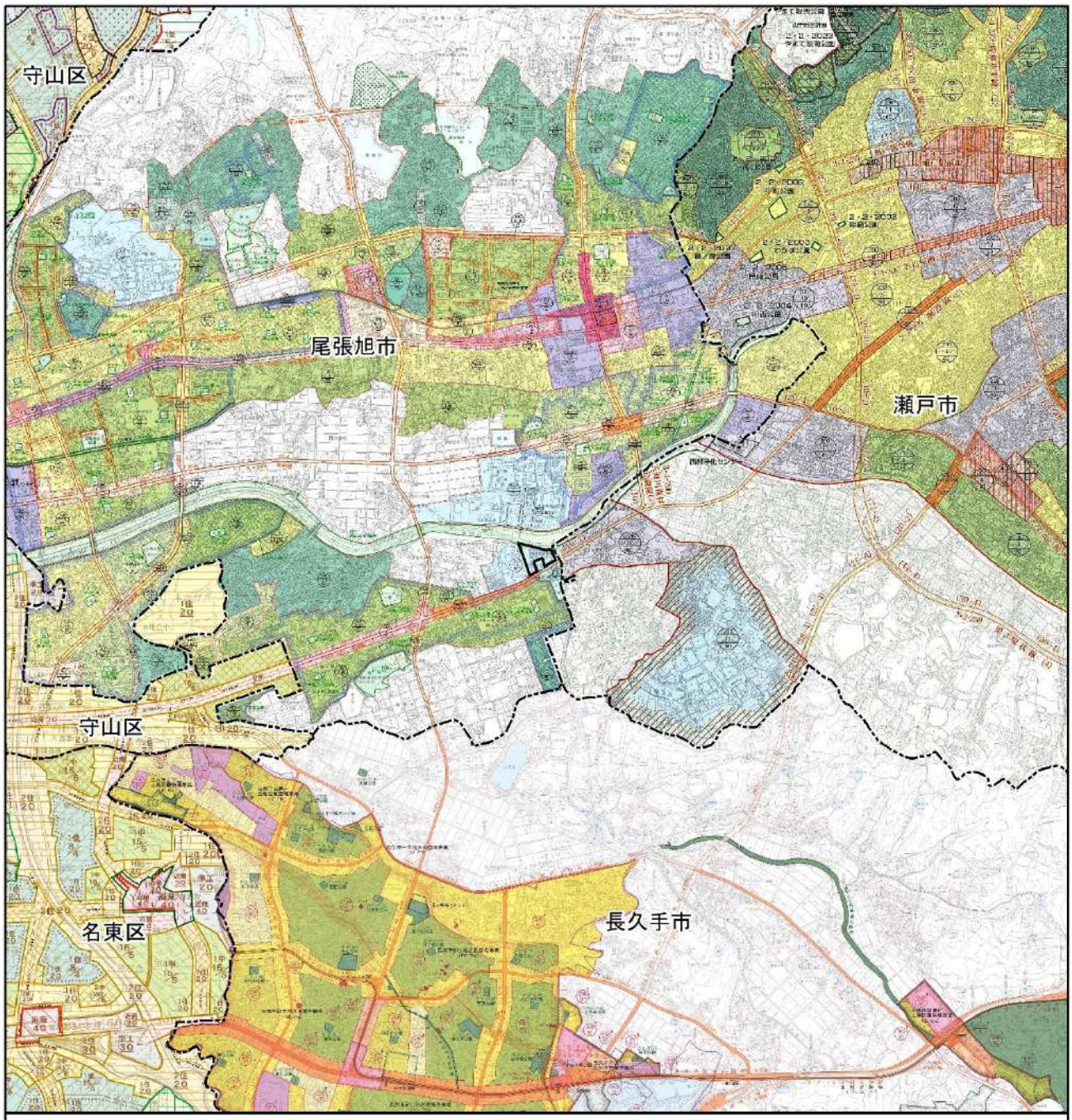
対象事業実施区域は工業地域に指定されている。

表 3.2.4　都市計画（用途地域）の指定状況

令和 6 年 1 月 1 日現在

項目＼市			尾張旭市	瀬戸市	長久手市	名古屋市
都市計画区域（ha）			2,103	11,140	2,155	32,650
市街化区域	第一種低層住居専用地域	面積（ha）	216	531	249	4,947
		構成比（%）	10.3	4.8	11.6	15.2
	第二種低層住居専用地域	面積（ha）	13	7	－	90
		構成比（%）	0.6	0.1	－	0.3
	第一種中高層住居専用地域	面積（ha）	311	433	80	1,015
		構成比（%）	14.8	3.9	3.7	3.1
	第二種中高層住居専用地域	面積（ha）	76	－	41	1,955
		構成比（%）	3.6	－	1.9	6.0
	第一種住居地域	面積（ha）	311	575	223	7,191
		構成比（%）	14.8	5.2	10.3	22.0
	第二種住居地域	面積（ha）	48	4	13	3,137
		構成比（%）	2.3	0.0	0.6	9.6
	準住居地域	面積（ha）	6	30	33	315
		構成比（%）	0.3	0.3	1.5	1.0
	田園住居地域	面積（ha）	－	－	－	－
		構成比（%）	－	－	－	－
	近隣商業地域	面積（ha）	41	47	17	2,566
		構成比（%）	1.9	0.4	0.8	7.9
	商業地域	面積（ha）	8	107	－	2,287
		構成比（%）	0.4	1.0	－	7.0
	準工業地域	面積（ha）	72	656	57	3,553
		構成比（%）	3.4	5.9	2.6	10.9
	工業地域	面積（ha）	78	129	33	2,558
		構成比（%）	3.7	1.2	1.5	7.8
	工業専用地域	面積（ha）	－	114	－	648
		構成比（%）	－	1.0	－	2.0
	計	面積（ha）	1,180	2,633	747	30,261
		構成比（%）	56.1	23.6	34.7	92.7
市街化調整区域		面積（ha）	923	8,507	1,408	2,389
		構成比（%）	43.9	76.4	65.3	7.3

注 1）構成比は小数点第 2 位以下を四捨五入してあるため、計と内訳の合計が一致しない場合がある。
注 2）用途地域面積は、都市計画区域単位で都市計画決定されるため、市町村別の用途地域面積は参考数値である。
出典：「令和 7（2025）年度刊愛知県統計年鑑」（愛知県ホームページ）



凡　例

対象事業実施区域

市区界

出典：「尾張旭市都市計画図」（令和 4 年 3 月　尾張旭市）
「瀬戸市都市計画総括図」（令和 5 年 4 月　瀬戸市）
「名古屋都市計画区域　長久手市都市計画図」（令和 6 年 3 月　長久手市）
「都市計画図 地域制図（東部）」（令和 7 年 3 月　名古屋市）

1:40,000
0　0.4　0.8　1.6 km
N

図 3.2.3(1)　都市計画図

凡　例

区分		尾張旭市	長久手市	瀬戸市	名古屋市
市街化区域					
用途地域	第一種低層住居専用地域	1	1	1	1低
	第二種低層住居専用地域	2	—	2	2低
	第一種中高層住居専用地域	3	3	3	1中
	第二種中高層住居専用地域	4	4	4	2中
	第一種住居地域	5	5	5	1住
	第二種住居地域	6	6	6	2住
	準住居地域	7	7	7	—
	近隣商業地域	8	9	8	近商
	商業地域	9	—	9	商業
	準工業地域	10	11	10	準工
	工業地域	11	12	11	—
	工業専用地域	—	—	12	—
特別工業地域		—	—		—
高度利用地区		—	—		—
都市計画道路					
都市計画道路（整備済区間）					—
都市高速鉄道		—		—	—
生産緑地地区		—	1-1	—	—
駅前交通広場			—		—
都市計画公園・緑地					—
都市公園・緑地			—		—
都市計画墓地					—
都市計画公園・緑地・墓園		—	—	—	
地区計画区域					
土地区画整理事業区域			—		—
土地区画整理事業施行中区域		—		—	—
土地区画整理事業施行済区域				—	—
土地区画整理促進区域		—	—		—
市街地再開発事業・第二種市街地再開発事業区域			—		—
再開発地区計画区域		—		—	—
駐車場整備地区		—	—		—
防火地域		—			—
防火地域（集団防火・路線防火）		—	—	—	
準防火地域		—			—
DID		—		—	—
供給処理施設		—		—	—
その他の都市施設		—	—		—
研究開発地区		—	—	—	
特別低層住居専用地区		—	—	—	
特定用途誘導地区		—	—	—	
第 1 種風致地区・第 2 種風致地区		—	—	—	
10m 高度地区		—	—	—	
15m 高度地区		—	—	—	
20m 高度地区		—	—	—	
31m 高度地区		—	—	—	
絶対高 31m 高度地区		—	—	—	
絶対高 45m 高度地区		—	—	—	

図 3.2.3(2)　都市計画図（凡例）

3.2.4　河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

3.2.4.1　漁業権の状況

対象事業実施区域及びその周囲の河川における漁業権の設定状況については、対象事業実施区域及びその周囲において、漁業権が設定されている水域はない。

3.2.4.2　上水道の普及状況

対象事業実施区域及びその周囲 4 市における上水道の普及状況は、表 3.2.5 に示すとおりである。

対象事業実施区域が位置する尾張旭市の水道普及率は 100.0%となっており、水源は愛知県用水供給事業からの浄水である。

また、その他の市の水道普及率については、瀬戸市では 99.7%、長久手市では 99.9%、名古屋市では 99.9%となっている。

なお、尾張旭市、瀬戸市、長久手市及び名古屋市では簡易水道は設けられていない。

表 3.2.5　上水道の普及状況（令和6年度）

項目／市	①行政区域内総人口（人）	現在給水人口（人）				普及率（%）
		②総数	上水道	簡易水道	専用水道	②/①×100
尾張旭市	82,905	82,897	82,897	－	(－) －	100.0
瀬戸市	124,447	124,133	124,133	－	(－) 200	99.7
長久手市	61,519	61,477	〈61,477〉 61,477	－	(－) 225	99.9
名古屋市	2,329,646	2,329,574	(135,377) 2,327,985	－	(1,589) 15,192	99.9

注 1）上水道欄の（　　）の値は、他の市町村へ区域外給水している人口であり、〈　　〉の値は他の市町村等事業体からの区域外給水によって供給されている人口が再掲されたものである。
注 2）専用水道欄の（　　）の値は、上水道から受水している施設を除いた自己水源のみで供給している施設の数値であり、普及率の算出には同値を用いている。
出典：「令和 6 年度　愛知県の水道（水道年報）」（令和 8 年 3 月　愛知県）

3.2.4.3　地下水の利用状況

対象事業実施区域及びその周囲 4 市における地下水の工業用水としての利用状況は表 3.2.6 に示すとおりである。

対象事業実施区域が位置する尾張旭市の工業用水として利用されている井戸水の割合は、94.3%となっている。

また、その他の市の工業用水として利用されている井戸水の割合については、瀬戸市は 38.3%、長久手市は 11.0%、名古屋市は 9.4%となっている。

なお、対象事業実施区域及びその周囲は、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号）及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成 15 年愛知県条例第 7 号。以下「県条例」という。）により地下水の採取規制はされていないが、「県条例」により揚水機の吐出口の断面積が 19 平方センチメートルを超える揚水設備（1 事業所に 2 つ以上ある場合はその断面積の合計）を設置している場合は、水量測定器を設置しなければならないとされている。

表 3.2.6　地下水の利用状況

令和 2 年 6 月 1 日現在

項目 ＼ 市	工業用水		
	1 日当たり水源別用水量（m^3）	井戸水（m^3）	井戸水の割合（%）
尾張旭市	10,111	9,539	94.3
瀬戸市	3,026	1,158	38.3
長久手市	236	26	11.0
名古屋市	217,973	20,468	9.4

出典：「2020 年工業統計調査結果（確報）」（愛知県ホームページ）

3.2.5　交通の状況

3.2.5.1　道路交通の状況

対象事業実施区域及びその周囲の主要な道路の状況は、図 3.2.4 に示すとおりである。また、令和3年度における交通量調査結果は、表 3.2.7 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲の主要な道路としては、一般国道 363 号、主要地方道春日井長久手線及び一般都道府県道上半田川名古屋線等がある。

令和3年度の調査結果によると、最寄りの調査地点である一般国道 363 号（区間番号：13610）では、12 時間交通量は 14,012 台、大型車混入率は 10.6%となっている。また、最も交通量の多い東名高速道路（区間番号：00080）では、36,436 台、大型車混入率は 30.1%となっている。

表 3.2.7(1)　対象事業実施区域及びその周囲の主要道路の交通量（平日）

路線名		区間番号	交通量観測地点	交通量（台/12 時間）			大型車混入率（%）
				小型車	大型車	合　計	
高速自動車国道	東名高速道路	00080	日進 JCT～名古屋	25,475	10,961	36,436	30.1
		00090	名古屋～守山スマート	16,318	7,576	23,894	31.7
	名古屋第二環状自動車道	00470	名古屋 IC～本郷 IC	13,762	3,754	17,516	21.4
		00480	本郷 IC～上社 JCT	20,177	5,501	25,678	21.4
一般国道	155 号	11830	調査対象区間外（非観測）	*6,140*	*316*	*6,456*	*4.9*
	363 号	10880	名古屋市守山区森孝四丁目	18,723	2,016	20,739	9.7
		10890	名古屋市守山区白山 1 丁目	15,290	1,645	16,935	9.7
		13610	調査対象区間外（非観測）	*12,527*	*1,485*	*14,012*	*10.6*
主要地方道（都道府県道）	力石名古屋線	40010	名古屋市名東区石が根町	7,280	370	7,650	4.8
		40015	名古屋市名東区石が根町	7,280	370	7,650	4.8
		40180	調査対象区間外（非観測）	*21,298*	*2,419*	*23,717*	*10.2*
	瀬戸環状線	40660	調査対象区間外（非観測）	*10,386*	*879*	*11,265*	*7.8*
		40670	調査対象区間外（非観測）	*8,726*	*697*	*9,423*	*7.4*
		40680	調査対象区間外（非観測）	*9,834*	*843*	*10,677*	*7.9*
	瀬戸大府東海線	42440	調査対象区間外（非観測）	*10,763*	*911*	*11,674*	*7.8*
		42450	調査対象区間外（非観測）	*10,026*	*1,176*	*11,202*	*10.5*
		42460	調査対象区間外（非観測）	*22,151*	*2,058*	*24,209*	*8.5*
	名古屋中環状線	40490	名古屋市名東区貴船二丁目	10,921	965	11,886	8.1
		40500	名古屋市名東区本郷一丁目	10,696	803	11,499	7.0
		40510	名古屋市守山区元郷一丁目	6,104	571	6,675	8.6
	名古屋長久手線	40690	名古屋市名東区小井堀町	31,096	3,497	34,593	10.1
		42610	調査対象区間外（非観測）	*18,752*	*3,257*	*22,009*	*14.8*
		42620	調査対象区間外（非観測）	*7,575*	*316*	*7,891*	*4.0*
	名古屋瀬戸線	42630	調査対象区間外（非観測）	*9,981*	*809*	*10,790*	*7.5*
		42640	調査対象区間外（非観測）	*9,260*	*708*	*9,968*	*7.1*
	春日井長久手線	43140	調査対象区間外（非観測）	*11,485*	*1,108*	*12,593*	*8.8*

注1）*斜体*で示した交通量及び大型車混入率は推定値であることを示している。
注2）12時間交通量とは、昼間（7時～19時）における交通量である。
注3）表中の「－」は、令和3年度道路交通センサスにおいて、交通量観測が行われていないことを示している。
出典：「令和3年度道路交通センサス　一般交通量調査　箇所別基本表」（令和5年6月　国土交通省）

表 3.2.7(2)　対象事業実施区域及びその周囲の主要道路の交通量（平日）

路線名		区間番号	交通量観測地点	交通量（台/12時間）			大型車混入率（%）
				小型車	大型車	合　計	
一般都道府県道	上半田川名古屋線	60340	名古屋市守山区向台3丁目	3,762	197	3,959	5.0
		61870	調査対象区間外（非観測）	*5,982*	*527*	*6,509*	*8.1*
		61880	データなし	－	－	－	－
		61890	調査対象区間外（非観測）	*9,386*	*525*	*9,911*	*5.3*
		61900	調査対象区間外（非観測）	*7,468*	*848*	*8,316*	*10.2*
	愛・地球博記念公園瀬戸線	61910	調査対象区間外（非観測）	*14,979*	*1,058*	*16,037*	*6.6*
一般都道府県道	篠木尾張旭線	60370	名古屋市守山区花咲台1丁目	11,310	863	12,173	7.1
		61950	調査対象区間外（非観測）	*9,665*	*1,281*	*10,946*	*11.7*
	松本名古屋線	60390	名古屋市守山区大字下志段味字穴ケ洞	4,357	508	4,865	10.4
		60400	名古屋市名東区本郷一丁目	10,696	803	11,499	7.0
		61980	データなし	－	－	－	－
		61990	データなし	－	－	－	－
		62000	調査対象区間外（非観測）	*8,306*	*674*	*8,980*	*7.5*
	田籾名古屋線	60410	名古屋市守山区森孝東2丁目	7,145	728	7,873	9.2
		62010	調査対象区間外（非観測）	*5,712*	*1,279*	*6,991*	*18.3*
		62020	調査対象区間外（非観測）	*9,624*	*1,153*	*10,777*	*10.7*
	岩作諸輪線	62190	調査対象区間外（非観測）	*5,914*	*1,756*	*7,670*	*22.9*
	日進瀬戸線	66025	長久手料金所	10,605	3,255	13,860	23.5
		66030	調査対象区間外（非観測）	*3,995*	*629*	*4,624*	*13.6*

注1）*斜体*で示した交通量及び大型車混入率は推定値であることを示している。
注2）12時間交通量とは、昼間（7時～19時）における交通量である。
注3）表中の「－」は、令和3年度道路交通センサスにおいて、交通量観測が行われていないことを示している。
出典:「令和3年度道路交通センサス　一般交通量調査　箇所別基本表」（令和5年6月　国土交通省）

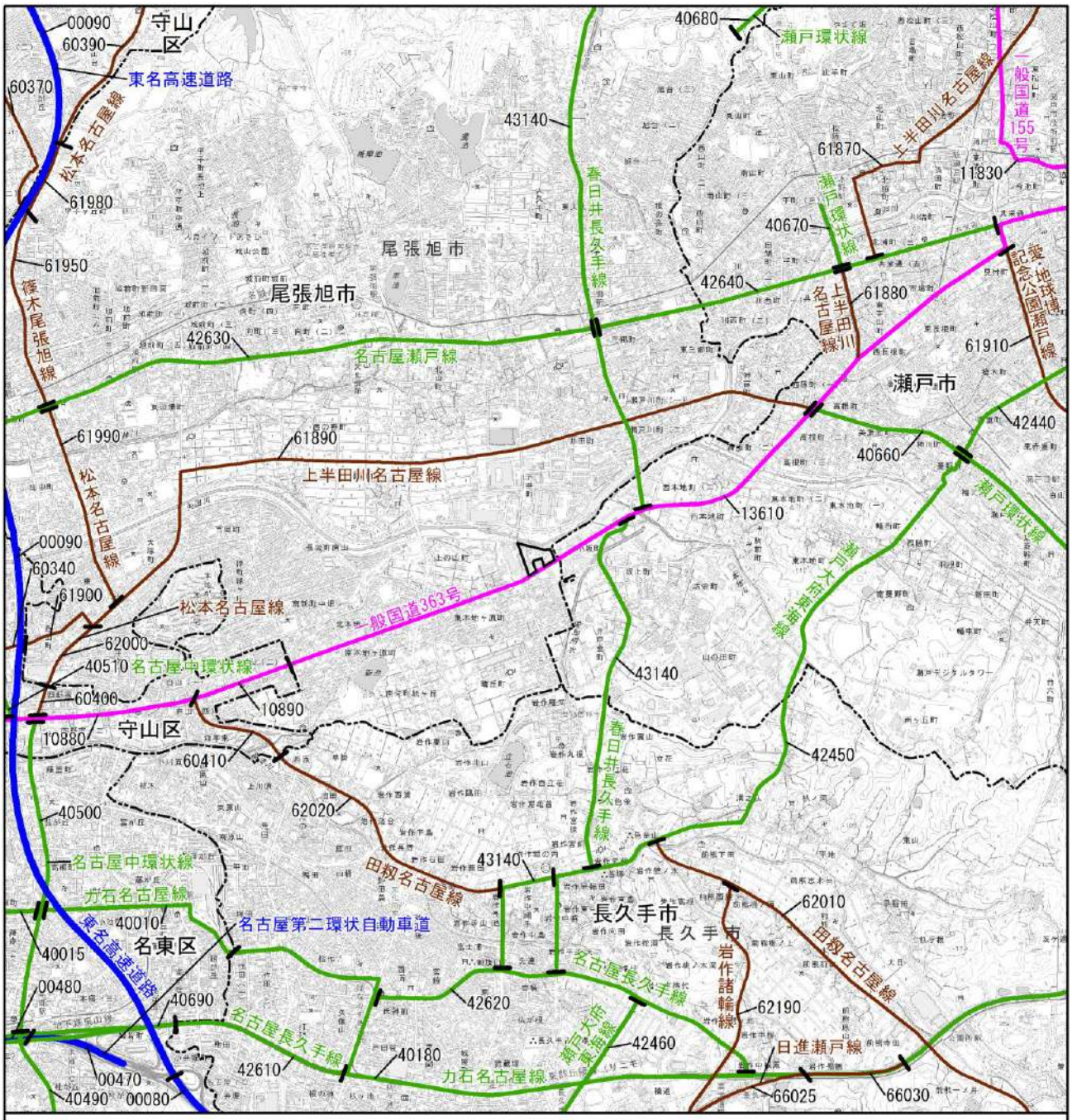


図 3.2.4　主要な道路の状況

3.2.5.2　鉄道の状況

対象事業実施区域及びその周囲の鉄道の状況は図 3.2.5 に、駅別利用者数は表 3.2.8 に示すとおりである。

対象事業実施区域最寄りの駅としては、対象事業実施区域北側約 2.0km に名古屋鉄道瀬戸線の三郷駅が存在しており、令和 6 年度における乗降人員は 3,302,468 人となっている。

表 3.2.8　駅別利用者数の状況（令和6年度）

路線名	駅　名	総　数（人）
名古屋鉄道瀬戸線	印場	1,939,376
	旭前	2,341,028
	尾張旭	2,798,833
	三郷	3,302,468
	水野	923,002
	新瀬戸	1,782,268
	瀬戸市役所前	538,040
愛知環状鉄道	瀬戸市	2,247,689
	瀬戸口	1,472,083
愛知高速交通東部丘陵線（リニモ）	藤が丘	4,052,170
	はなみずき通	539,667
	杁ヶ池公園	581,736
	長久手古戦場	1,122,849
	芸大通	373,252
	公園西	445,110
市営地下鉄東山線	本郷	3,857,194
	藤が丘	10,684,658

出典：「令和 7 年版尾張旭市の統計」（令和 8 年 3 月　尾張旭市）
「瀬戸市統計書 令和 8 年刊」（令和 8 年 4 月　瀬戸市）
「令和 7 年度 ながくての統計」（令和 8 年 3 月　長久手市）
「令和 7 年度 名古屋市統計年鑑」（令和 8 年 3 月　名古屋市）


守山区
瀬戸市
新瀬戸
水野
瀬戸市役所前
尾張旭市
尾張旭市
名古屋鉄道瀬戸線
尾張旭
三郷
愛知環状鉄道
旭前
印場
瀬戸市
瀬戸口
守山区
藤が丘
名東区
市営地下鉄東山線
はなみずき通
長久手古戦場
長久手市
長久手市
本郷
杁ヶ池公園
芸大通
公園西
愛知高速交通東部丘陵線（リニモ）
凡　例
対象事業実施区域
市区界
名古屋鉄道瀬戸線
愛知環状鉄道
愛知高速交通東部丘陵線（リニモ）
市営地下鉄東山線
駅
トンネル
「電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成」
1:40,000
0　0.4　0.8　1.6 km
N

図 3.2.5　鉄道の状況

3.2.6　学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

対象事業実施区域及びその周囲における学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設は表 3.2.9 に、配置の状況は図 3.2.6 に示すとおりである。

対象事業実施区域最寄りの環境の保全についての配慮が特に必要な施設としては、南西側約 320m に位置する福祉施設である「尾張旭ケアセンターそよ風」があげられる。

また、住宅の配置の状況について最寄住居は対象事業実施区域南側、一般国道 363 号線を挟んで約 65m の位置にあり、まとまった住宅地が存在する最寄りの地区は、南側の尾張旭市東本地ケ原町 4 丁目となっている。

表 3.2.9(1)　環境保全への配慮を要する施設（教育施設）

区分	No.	施設名	住所
小 学 校	1	旭小学校	尾張旭市西の野町 5-1
	2	東栄小学校	尾張旭市東栄町 3-5-1
	3	渋川小学校	尾張旭市渋川町 1-5-8
	4	本地原小学校	尾張旭市南新町中畑 252
	5	城山小学校	尾張旭市城山町城山 13-1
	6	白鳳小学校	尾張旭市白鳳町 1-12
	7	瑞鳳小学校	尾張旭市大塚町 2-10-1
	8	旭丘小学校	尾張旭市大久手町上切戸 117-1
	9	三郷小学校	尾張旭市瀬戸川町 1-122
	10	效範小学校	瀬戸市效範町 1-1
	11	水南小学校	瀬戸市東松山町 154
	12	幡山西小学校	瀬戸市幡西町 203
	13	長根小学校	瀬戸市東長根町 166
	14	東山小学校	瀬戸市東山町 71
	15	長久手小学校	長久手市岩作中縄手 40-1
	16	西小学校	長久手市打越 901
	17	東小学校	長久手市前熊前山 174
	18	北小学校	長久手市池田 77
	19	本地丘小学校	名古屋市守山区本地が丘 908
	20	森孝東小学校	名古屋市守山区森孝東 1-442
	21	藤が丘小学校	名古屋市名東区藤が丘 54
	22	本郷小学校	名古屋市名東区本郷 1-237
	23	上社小学校	名古屋市名東区上社 5-1002
	24	豊が丘小学校	名古屋市名東区豊が丘 1501

注）表中の番号は、図 3.2.6(1)の番号と対応する。
出典：「令和 7 年度愛知県学校一覧（令和 7 年 5 月 1 日現在）」（愛知県ホームページ）
「市内の小学校・中学校・特別支援学校」（瀬戸市ホームページ）
「小・中学校一覧」（名古屋市ホームページ）

表 3.2.9(2)　環境保全への配慮を要する施設（教育施設）

区分	No.	施設名	住所
中学校	25	旭中学校	尾張旭市向町 2-4-2
	26	東中学校	尾張旭市下井町前の上 1602
	27	西中学校	尾張旭市渋川町 3-2-9
	28	南山中学校	瀬戸市ひまわり台 5-1
	29	幡山中学校	瀬戸市幡中町 106
	30	長久手中学校	長久手市岩作平子 38
	31	北中学校	長久手市東原 80-1
	32	森孝中学校	名古屋市守山区四軒家 2-405
	33	藤森中学校	名古屋市名東区小池町 66
	34	上社中学校	名古屋市名東区社が丘 4-301
高等学校	35	旭野高等学校	尾張旭市東印場町 3-4-1
	36	聖カピタニオ女子高等学校	瀬戸市西長根町 137
	37	瀬戸高等学校	瀬戸市東山町 1-5
	38	栄徳高等学校	長久手市岩作三ケ峯 1-32
	39	長久手高等学校	長久手市岩作高山 38
大学等	40	名古屋産業大学・名古屋経営短期大学	尾張旭市新居町山の田 3255-5
	41	瀬戸旭看護専門学校	瀬戸市進陶町 6-1
	42	愛知医科大学	長久手市岩作雁又 1-1
	43	愛知県立芸術大学	長久手市岩作三ケ峯 1-114
	44	東海歯科医療専門学校	名古屋市名東区藤が丘 158
幼稚園	45	東春暁幼稚園	尾張旭市旭前町 4-6-1
	46	旭富士幼稚園	尾張旭市旭ケ丘町森 87
	47	しらぎく幼稚園	尾張旭市北本地ケ原町 3-38
	48	愛英本地幼稚園	尾張旭市南本地ケ原町 1-26
	49	マリア幼稚園	瀬戸市苗場町 8
	50	雪の聖母幼稚園	瀬戸市東長根町 91
	51	さつき幼稚園	長久手市岩作東島 106
	52	第2若竹幼稚園	名古屋市守山区森孝 3-1803
	53	ひまわり幼稚園	名古屋市守山区白山 1-807
	54	健峰幼稚園	名古屋市名東区小池町 65
	55	上社幼稚園	名古屋市名東区上社 5-301
図書館	56	尾張旭市立図書館	尾張旭市東大道町山の内 2419-5
	57	瀬戸市立図書館	瀬戸市東松山町 1-2
	58	長久手市中央図書館	長久手市坊の後 114

注）表中の番号は、図 3.2.6(1)の番号と対応する。
出典：「令和7年度愛知県学校一覧（令和7年5月1日現在）」（愛知県ホームページ）
「市内の小学校・中学校・特別支援学校」（瀬戸市ホームページ）
「小・中学校一覧」（名古屋市ホームページ）
「市内の幼稚園・認可外保育施設一覧」（尾張旭市ホームページ）
「幼稚園」（瀬戸市ホームページ）
「保育所・こども園・幼稚園」（長久手市ホームページ）
「市立幼稚園一覧」（名古屋市ホームページ）
「教育施設等案内」（長久手市ホームページ）
「幼稚園・認定こども園を探す」（名古屋市私立幼稚園協会ホームページ）
「マップあいち（学校及び小中学校区）」（愛知県ホームページ）
「図書館」（尾張旭市ホームページ）
「図書館」（瀬戸市ホームページ）
「図書館」（長久手市ホームページ）

表 3.2.9(3)　環境保全への配慮を要する施設（医療施設）

区分	No.	施設名	住所
病院・診療所	1	独立行政法人労働者健康安全機構旭労災病院	尾張旭市平子町北 61
	2	浅野産婦人科	尾張旭市城前町 4 丁目 1 番地 9
	3	可知整形外科	尾張旭市南原山町赤土 275
	4	いしかわレディースクリニック	尾張旭市南栄町黒石 64-5
	5	公立陶生病院	瀬戸市西追分町 160
	6	医療法人青山病院	瀬戸市南山町 1-53
	7	医療法人社団順心会井上病院	瀬戸市川北町 2-11
	8	中原クリニック	瀬戸市山手町 327
	9	おおたけニコニコクリニック	瀬戸市西寺山町 20
	10	クリニックベル	瀬戸市北浦町 3-16
	11	医療法人橘会東名病院	長久手市作田 1-1110
	12	愛知医科大学病院	長久手市岩作雁又 1-1
	13	エム産婦人科外科クリニック	長久手市宮脇 917
	14	図書館通おかもとマタニティークリニック	長久手市岩作長筬 8 番地 1
	15	独立行政法人国立病院機構東尾張病院	名古屋市守山区大森北 2-1301
	16	紘仁病院	名古屋市守山区四軒家 1-710
	17	森孝病院	名古屋市守山区四軒家 1-1013
	18	医療法人和光会川島病院	名古屋市守山区白山 3-501

注 1）表中の番号は、図 3.2.6(2)の番号と対応する。
注 2）病院・診療所は有床で入院できる施設を示している。
出典：「病院名簿（令和 7 年 10 月 1 日現在）」（愛知県ホームページ）
「医科診療所名簿（県所管分）」（愛知県ホームページ）
「地域医療情報システム」（日本医師会ホームページ）

表 3.2.9(4)　環境保全への配慮を要する施設（福祉施設等）

区分	No.	施設名	住所
福祉施設	介護老人福祉施設		
	1	敬愛園	尾張旭市平子町長池上 6447-1
	2	アメニティあさひ	尾張旭市旭ケ丘町濁池 1155-18
	3	サンヴェール尾張旭	尾張旭市南栄町黒石 48-1
	4	すないの家　尾張旭	尾張旭市柏井町弥栄 256-1
	5	ウィローふたば	瀬戸市西山町 1-46-18
	6	たんぽぽ菱野の里	瀬戸市南菱野町 128-1
	7	だいたい村	長久手市前熊下田 155
	8	長久手さつきの家	長久手市岩作色金 21-1
	9	ユニットケアしだみ敬愛園	名古屋市守山区桜坂 5-606
	介護老人保健施設		
	10	医療法人和光会介護老人保健施設清風苑	尾張旭市東印場町二反田 282-2
	11	介護老人保健施設　葵の園・長久手	長久手市岩作高山 43-7
	介護医療院		
	12	森孝病院介護医療院	名古屋市守山区四軒家 1-1013
	養護老人ホーム		
	13	蒲生会大和ホーム	尾張旭市柏井町公園通 512
	軽費老人ホーム		
	14	ケアハウス　カトレア	尾張旭市平子町長池上 6447-1
	15	ケアハウス　あさひコート	尾張旭市旭ケ丘町濁池 1155-18
	16	ケアハウスウィローふたば	瀬戸市西山町 1-46-18
	有料老人ホーム		
	17	フローラユーアイ	尾張旭市南栄町黒石 61-1
	18	遊楽里（ゆらり）	尾張旭市井田町 2-283
	19	青い鳥	尾張旭市旭前町 4-6-13
	20	サポートハウス結	尾張旭市東印場町 4-4-1
	21	BeautifulHouse　こだち	尾張旭市井田町 4-86
	22	ピースフルハウス	尾張旭市向町 3-12-8
	23	あんずの郷	尾張旭市井田町 1-178
	24	スローライフハウス kotoha	尾張旭市新居町明才切 51
	25	印場元町　縁	尾張旭市印場元町 1-1-7
	26	スローライフハウスざわわ	尾張旭市北本地ケ原町 2-22
	27	NEO 四軒家	尾張旭市庄南町 2-9-5
	28	高齢者住宅ジャカランタ	尾張旭市城山町三ツ池 6150-1
	29	シニアシティ太陽	尾張旭市柏井町公園通 108
	30	ほっとハウス華の季	尾張旭市井田町 3-207
	31	悠愛	尾張旭市西大道町六兵衛前 3953-1
	32	すずらん尾張旭市	尾張旭市狩宿新町 1-65
	33	ハピネス尾張旭	尾張旭市西大道町下大道 4034-1
	34	すみれ	尾張旭市城山町三ツ池 6162-1
	35	Think Life 旭	尾張旭市西山町 2-7-1
	36	トータルライフ・望	尾張旭市白鳳町 2-38
	37	心愛	尾張旭市西大道町五輪塚 3691

注）表中の番号は、図 3.2.6(3)の番号と対応する。
出典：「介護保険・高齢者福祉ガイドブック」（愛知県ホームページ）
「地域医療情報システム」（日本医師会ホームページ）
「マップあいち（福祉施設）」（愛知県ホームページ）

表 3.2.9(5)　環境保全への配慮を要する施設（福祉施設等）

区分	No.	施設名	住所
福祉施設	有料老人ホーム		
	38	アイリー	尾張旭市西山町 2-9-1
	39	和(なごみ)～桜館～	瀬戸市水無瀬町 135
	40	やすらぎの家	瀬戸市東寺山町 182-3
	41	和(なごみ)～赤重館～	瀬戸市赤重町 117-3
	42	NEO 三郷	瀬戸市川西町 2-141-1
	43	陽明ドクターズケア医大前	瀬戸市井戸金町 373
	44	楽雅堂	瀬戸市高根町 1-96
	45	BeautifulHouse ひなた	瀬戸市西長根町 17-1
	46	しおさい	瀬戸市東長根町 46
	47	サン Ichiba	瀬戸市市場町 11
	48	なのは	瀬戸市松原町 2-123-1
	49	えいりの里	瀬戸市赤重町 11-1
	50	かざぐるま田端	瀬戸市田端町 2-41
	51	ケアノス瀬戸共栄	瀬戸市北浦町 4-36
	52	住宅型有料老人ホームアスカ	瀬戸市福元町 92
	53	ナーシングホームハート	瀬戸市東山町 1-171-1
	54	すずの里	瀬戸市西原町 1-1
	55	NIZI	瀬戸市松原町 3－97
	56	サポートハウス縁	瀬戸市小田妻町 1-118-2
	57	うららか	瀬戸市坂上町 585
	58	よつ葉	瀬戸市瀬戸口 2 瀬戸口南ビル 3、4、5 階
	59	CROSS	瀬戸市孫田町 15
	60	笑笑音　新瀬戸	瀬戸市東松山町 12
	61	住宅型有料老人ホーム トラストリー瀬戸	瀬戸市北山町 30-1
	62	ぬくもり	長久手市南原山 12-1
	63	こくすい長久手	長久手市武蔵塚 610
	64	楽居暮	長久手市岩作中島 3-1
	65	Smile Link 長久手はなみずき	長久手市城屋敷 115
	66	住宅型有料老人ホームやさしいところ	長久手市坊の後 1121
	67	有料老人ホーム　サニーライフ名古屋	長久手市五合池 2205
	68	ベストライフ愛知	長久手市根の神 1021
	69	SmileLink 長久手杁ヶ池	長久手市城屋敷 1507
	70	小規模グループハウスココロ百合が丘	名古屋市守山区百合が丘 2202
	71	シルバーハウスつぼみ四軒家	名古屋市守山区白山 4-1204 サンシャインマンション 3 階
	72	ココロ青山台 BLUE HOUSE	名古屋市守山区青山台 628-10
	73	ナラティブホームさくら四軒家	名古屋市守山区四軒家 1-331
	74	光の郷	名古屋市守山区白山 3-1002
	75	ココロ青山台 GREEN HOUSE	名古屋市守山区青山台 628-2
	76	まほろば	名古屋市守山区四軒家 1-312
	77	住宅型有料老人ホームメディカル／ リハビリテーション晴風	名古屋市守山区白山 3-501
	78	住宅型有料老人ホームみんなのおうち	名古屋市守山区四軒家 1-1507

注）表中の番号は、図 3.2.6(3)の番号と対応する。
出典：「介護保険・高齢者福祉ガイドブック」（愛知県ホームページ）
「地域医療情報システム」（日本医師会ホームページ）
「マップあいち（福祉施設）」（愛知県ホームページ）

表 3.2.9(6)　環境保全への配慮を要する施設（福祉施設等）

区分	No.	施設名	住所
福祉施設	有料老人ホーム		
	79	メディカルハウス FOREST 天子田	名古屋市守山区天子田 4-501-1
	80	H&N 名東	名古屋市名東区社が丘 1-804
	81	ゆうゆう未来館藤が丘	名古屋市名東区照が丘 210
	82	コーポおくほ	名古屋市名東区望が丘 308
	83	大野ハイツ	名古屋市名東区本郷 3-42
	84	ナーシングホームハート　藤ヶ丘	名古屋市名東区望が丘 304-2
	85	老人ホーム　ようよう	名古屋市名東区社が丘 2-804
	86	アリスの家　社が丘	名古屋市名東区社が丘 2-1502
	認知症対応型共同生活介護		
	87	グループホームさくら・ひまわり	尾張旭市柏井町公園通 573-1
	88	グループホーム　ひだまりの家	尾張旭市旭ケ丘町旭ケ丘 5756-2
	89	つつじ苑	尾張旭市桜ケ丘町西 252
	90	グループホームあじさい　旭城前	尾張旭市城前町 3-1-33
	91	グループホーム　すないの家　尾張旭	尾張旭市柏井町弥栄 256-1
	92	グループホームそらいろ	尾張旭市庄中町 2-4-8
	93	グループホーム町屋	瀬戸市水無瀬町 137
	94	グループホーム　らく	瀬戸市共栄通 2-42
	95	グループホーム小町	瀬戸市東松山町 198-1
	96	グループホーム　ねこの手	瀬戸市西原町 1-12
	97	グループホーム　もうやこ	瀬戸市東山町 1-90-5
	98	グループホーム　嬉楽家	長久手市前熊下田 155
	99	サポートハウス　東名ながくて	長久手市平池 406
	100	グループホーム　よろこんぶ	長久手市宮脇 807
	101	グループホーム優楽家	名古屋市守山区百合が丘 1812
	102	守山ケアハートガーデン　グループホーム　つづみの丘	名古屋市守山区百合が丘 3005
	103	アメニティホーム本郷	名古屋市名東区高柳町 323-1
	小規模多機能型居宅介護		
	104	小規模多機能あじさい　旭城前	尾張旭市城前町 3-1-33
	105	小規模多機能型居宅介護　想	瀬戸市西原町 1-12
	106	小規模多機能型居宅介護　楽家晴	長久手市草掛 1-1
	看護小規模多機能型居宅介護		
	107	なかよしホームらく	瀬戸市東横山町 48
	108	P ビレッジ長久手 I	長久手市石場 902
	短期入所生活介護		
	109	尾張旭ケアセンターそよ風	尾張旭市東本地ケ原町 3-6
	110	ショートステイ　杜の宿	長久手市前熊下田 155
	111	ショートステイ安心館長久手	長久手市岩作中根原 54-1

注）表中の番号は、図 3.2.6(3)の番号と対応する。
出典：「介護保険・高齢者福祉ガイドブック」（愛知県ホームページ）
「地域医療情報システム」（日本医師会ホームページ）
「マップあいち（福祉施設）」（愛知県ホームページ）

表 3.2.9(7)　環境保全への配慮を要する施設（福祉施設等）

区分	No.	施設名	住所
保育施設	1	東部保育園	尾張旭市狩宿新町 1 丁目 56
	2	中部保育園	尾張旭市西大道町前田 3786
	3	西部保育園	尾張旭市印場元町 5 丁目 14-10
	4	藤池保育園	尾張旭市東栄町 1 丁目 9-1
	5	本地ケ原保育園	尾張旭市北本地ケ原町 1 丁目 21
	6	茅ヶ池保育園	尾張旭市城前町 1 丁目 7-5
	7	川南保育園	尾張旭市大塚町 2 丁目 4-1
	8	西山保育園	尾張旭市井田町 2 丁目 175
	9	あたご保育園	尾張旭市新居町今池下 2910-1
	10	柏井保育園	尾張旭市柏井町弥栄 16
	11	稲葉保育園	尾張旭市稲葉町 1 丁目 43
	12	はんのき保育園	尾張旭市桜ケ丘町 2 丁目 217
	13	あさひおっきい保育園	尾張旭市平子町東 157-1
	14	保育所てんとう虫	尾張旭市新居町明才切 23-1
	15	レイモンド庄中保育園	尾張旭市庄中町 1 丁目 2-8
	16	てとろ花さく保育園	尾張旭市北原山町鳴渋 1794-2
	17	トレジャーキッズあさひまえ保育園	尾張旭市旭前町 2-5-3
	18	スクルドエンジェル保育園三郷園	尾張旭市三郷町中井田 202 番地 1
	19	ナーサリースクールファミリー	尾張旭市東栄町 1 丁目 7 番地 18
	20	あさひちいさないえほいくえん	尾張旭市印場元町 2 丁目 10 番地 7
	21	メモリーツリー旭保育園	尾張旭市向町 2 丁目 6 番地 1
	22	旭前わかば保育園	尾張旭市旭前町 5 丁目 7 番地 8
	23	キラキラスター保育園	尾張旭市東山町 1 丁目 2 番地 5 アサヒビル 1 階 2 号室
	24	リトルフレンズほいくえん みなみはらやま	尾張旭市南原山町赤土 210-1 グレースミキビル 1 階
	25	ヤクルトあさひ保育ルーム	尾張旭市向町 1 丁目 11-14
	26	アンインターナショナルスクール	尾張旭市桜ケ丘町 2 丁目 18 番地
	27	マミーズ保育園フィール三郷	尾張旭北原山土地区画整理事業地内第 113 街区 1 番
	28	あらかわ保育園	尾張旭市北原山町陀摩屋敷 1388 番地 2
	29	Root House	尾張旭市西大道町六兵衛前 3970 番地
	30	あんじゅ保育室	尾張旭市平子町北61番地フローレンス旭 1 階
	31	水南保育園	瀬戸市東松山町 155
	32	幡山保育園	瀬戸市瘤木町 70
	33	幡山南保育園	瀬戸市東菱野町 142
	34	こうはん保育園	瀬戸市南山町 1 丁目 118
	35	ふたば保育園	瀬戸市東長根町 117
	36	アスク新瀬戸保育園	瀬戸市苗場町 63-1
	37	ひかりみつる保育園	瀬戸市東山町 1 丁目 169-2
	38	アートチャイルドケア 瀬戸南山保育園	瀬戸市南山町 1 丁目 152-2
	39	アートチャイルドケア 瀬戸幡山西保育園	瀬戸市西本地町 1 丁目 110-1

) 表中の番号は、図 3.2.6(4)の番号と対応する。
出典：「保育所一覧」「認可外保育施設」（愛知県ホームページ）
「市内の幼稚園・認可外保育施設一覧」「保育所・小規模保育事業所一覧」（尾張旭市ホームページ）
「保育園一覧」（瀬戸市ホームページ）

表 3.2.9(8)　環境保全への配慮を要する施設（福祉施設等）

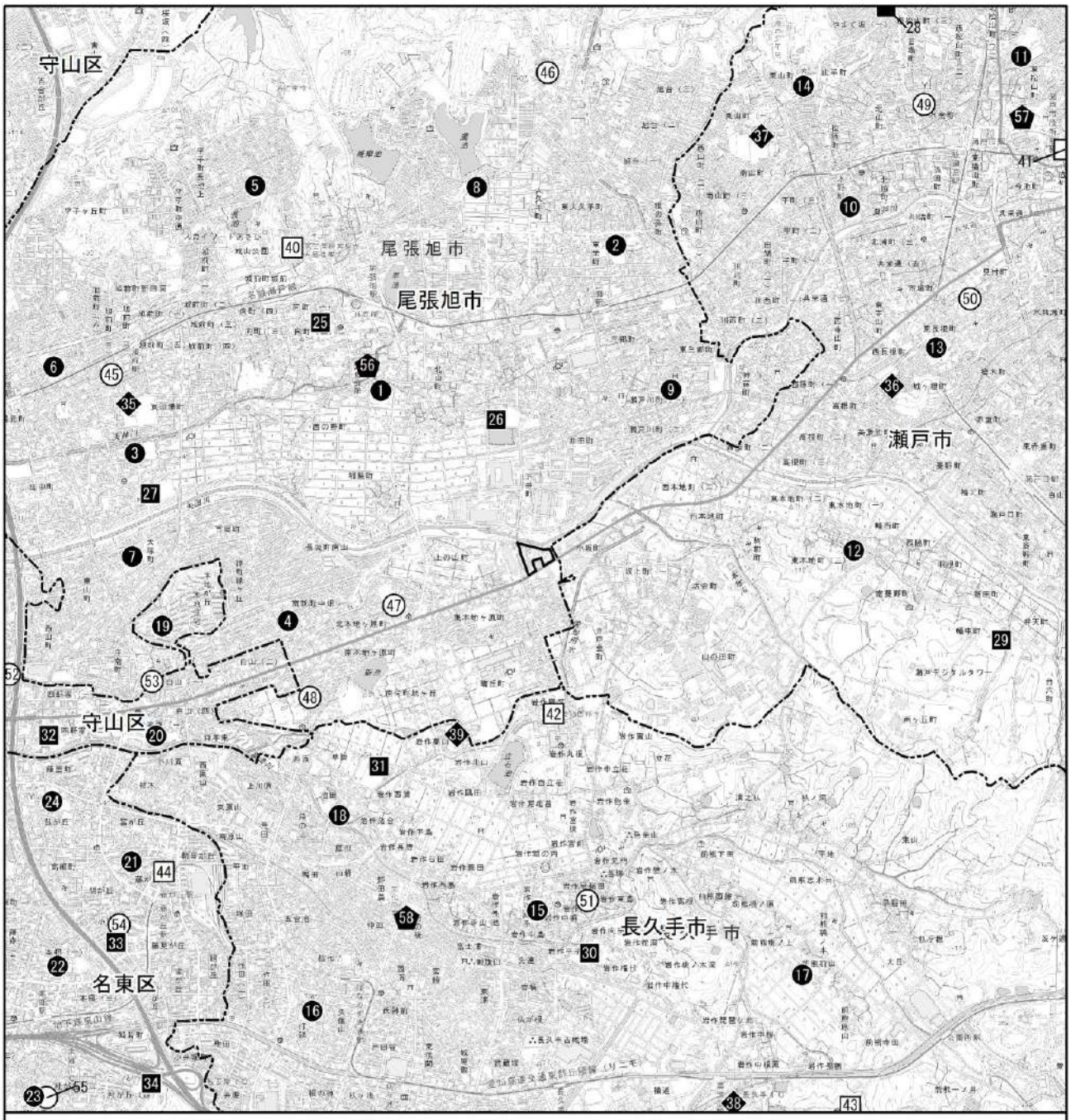
区分	No.	施設名	住所
保育施設	40	memorytree 瀬戸保育園	瀬戸市福元町 127-3
	41	松ヶ丘保育園	瀬戸市松原町 2 丁目 73 番地 2
	42	せと野外保育所もりのね ～こどもとツクルようちえん～	瀬戸市松原町 2-8 番地 瀬戸民間教育センター「ヴェルデ゛」内
	43	ロジキッズ瀬戸	瀬戸市山の田町 43 番地 436
	44	保育室ほっとミルク	瀬戸市瀬戸口町 2 番地 瀬戸口南ビル 1F
	45	ワタキューセイモア株式会社 名古屋支店　託児所	瀬戸市坊金町 46
	46	ゆきこママの保育るーむ	瀬戸市東長根町 232-21
	47	上郷保育園	長久手市前熊前山 173-2
	48	色金保育園	長久手市岩作中島 13
	49	長湫東保育園	長久手市東狭間 703
	50	長湫西保育園	長久手市作田 2 丁目 1701
	51	長湫北保育園	長久手市鴨田 1001-2
	52	アスクはなみずき保育園	長久手市仲田 1609
	53	アートチャイルドケア長久手保育園	長久手市東原山 46-101
	54	アインながくて保育園	長久手市山桶 117
	55	コロポックル長久手保育園	長久手市坊の後 1418
	56	てとろ北保育園	長久手市池田 61-4
	57	スマイル☆キッズ	長久手市杁ケ池 1302 番地 ポニーヒル C 棟 101
	58	長久手ひまわり保育室 （旧：こどものまち保育室ながくて）	長久手市井堀 208 番地 エクセル川本パートⅡ
	59	はな保育室はなみずき通	長久手市五合池 1408 番地
	60	はな保育室としょかん通	長久手市桜作 708 番地
	61	キッズインターナショナルスクール	長久手市岩作長筬 15-2
	62	はひふへ保育園託児ルーム	長久手市作田 2-809
	63	サクラキッズインターナショナル	長久手市根の神 206
	64	一時保育室 HOME ながくて	長久手市下山 1101
	65	イオンゆめみらい保育園長久手	長久手市勝入塚 501 イオンモール B1
	66	ハートフルハウス保育園 「みんなおいで！」	長久手市岩作中島 3-1
	67	藤が丘 にじのこども保育園	長久手市平池 501 ドリームワン 1F
	68	もりのくまさん託児所	長久手市下山 43 番 7 クレオフューメビルディング 3F
	69	はひふへ保育園	長久手市作田 1-903 番地丸石ビル 1F
	70	IKEA 長久手ダーギス	長久手市神門前 502
	71	長久手くるみ保育園	長久手市下山 3 番地 1
	72	はひふへ保育園としょかん通り園	長久手市戸田谷 1111 番地
	73	ヤクルト長久手センター保育ルーム	長久手市岩作寺山 59 番 1

注）表中の番号は、図 3.2.6(4)の番号と対応する。
出典：「保育所一覧」「認可外保育施設」（愛知県ホームページ）
「保育園一覧」（瀬戸市ホームページ）

表 3.2.9(9)　環境保全への配慮を要する施設（福祉施設等）

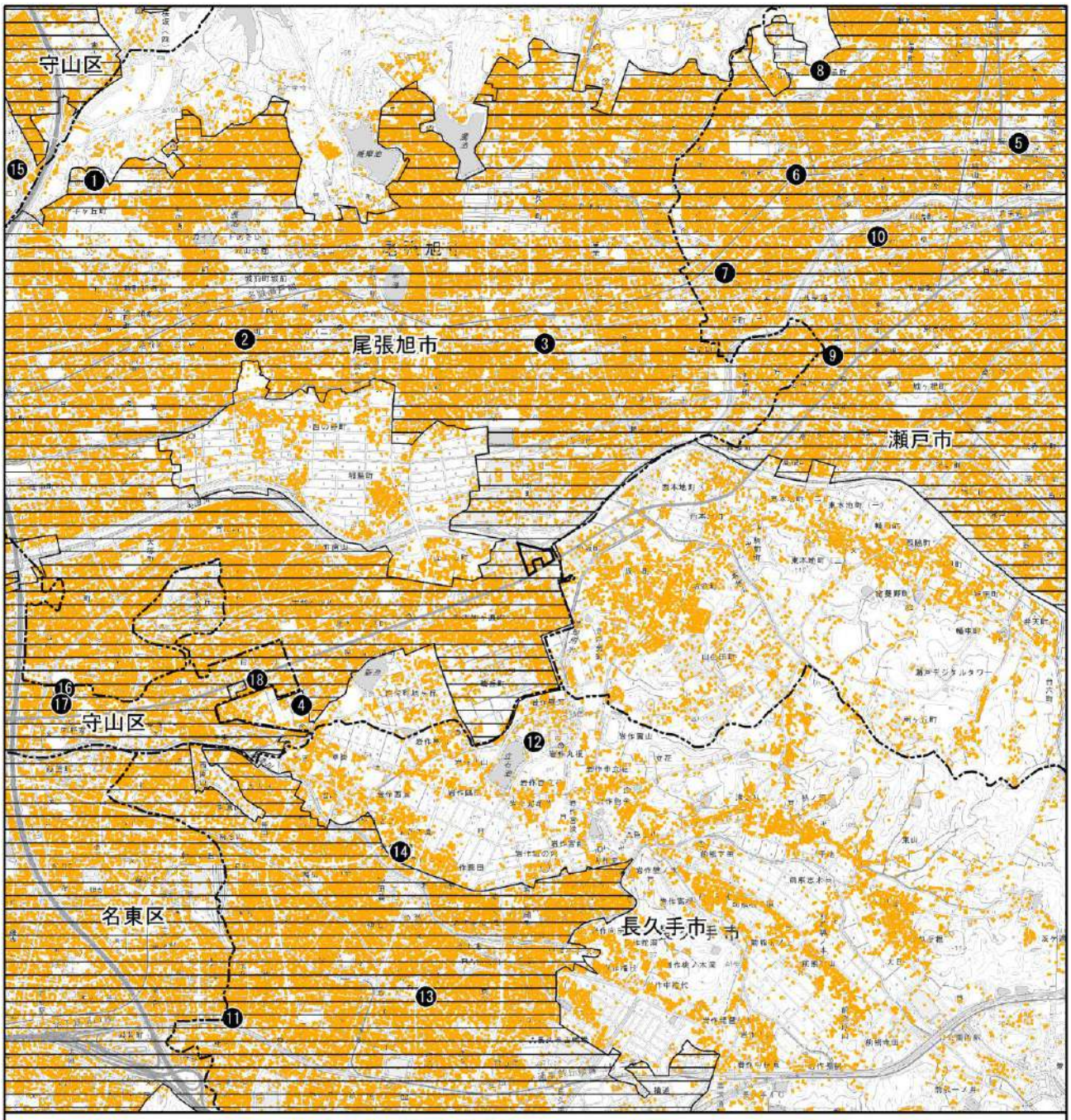
区分	No.	施設名	住所
保育施設	74	愛知医科大学保育所 アイキッズハウス	長久手市岩作雁又 11-1
	75	本地保育園	名古屋市守山区本地が丘 1601
	76	ひなた保育園	名古屋市守山区四軒家 1 丁目 330
	77	フィリオ森孝東保育園	名古屋市守山区森孝東 1 丁目 638
	78	青山保育園	名古屋市守山区青山台 628-18
	79	紘仁病院　託児所	名古屋市守山区四軒家 1 丁目 710 番地
	80	藤里保育園	名古屋市名東区藤里町 1003
	81	望が丘せせらぎ保育園	名古屋市名東区望が丘 277
	82	シャイニー・キッズ保育園	名古屋市名東区本郷 1 丁目 91
	83	アスク名東藤が丘保育園	名古屋市名東区小池町 2-2
	84	ふじがおか保育園	名古屋市名東区藤が丘 99
	85	ちいさなおうちえんはなのオリーブ	名古屋市名東区宝が丘 12
	86	小規模保育事業ソラーナほんごう	名古屋市名東区藤森 2 丁目 286 番地 ステイタスビル 1FA
	87	スクルドエンジェル保育室 ふじがおか園	名古屋市名東区富が丘 37
	88	めいてつ保育ステーション 本郷ぽっぽ園	名古屋市名東区藤森 2 丁目 286 番地 ステイタスビル 2 階
	89	にじいろキッズ	名古屋市名東区社が丘 1 丁目 804

注）表中の番号は、図 3.2.6(4)の番号と対応する。
出典：「保育所等」（名古屋市ホームページ）



注）図中の番号は、表 3.2.9(1)、(2)の番号と対応する。
出典：「令和 7 年度愛知県学校一覧（令和 7 年 5 月 1 日現在）」（愛知県ホームページ）
「市内の小学校・中学校・特別支援学校」（瀬戸市ホームページ）
「小・中学校一覧」（名古屋市ホームページ）
「市内の幼稚園・認可外保育施設一覧」（尾張旭市ホームページ）
「幼稚園」（瀬戸市ホームページ）
「保育所・こども園・幼稚園」（長久手市ホームページ）
「市立幼稚園一覧」（名古屋市ホームページ）
「教育施設等案内」（長久手市ホームページ）
「幼稚園・認定こども園を探す」（名古屋市私立幼稚園協会ホームページ）
「マップあいち（学校及び小中学校区）」（愛知県ホームページ）
「図書館」（尾張旭市、瀬戸市、長久手市ホームページ）
「電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成」

図 3.2.6(1)　環境保全への配慮を要する施設（教育施設）

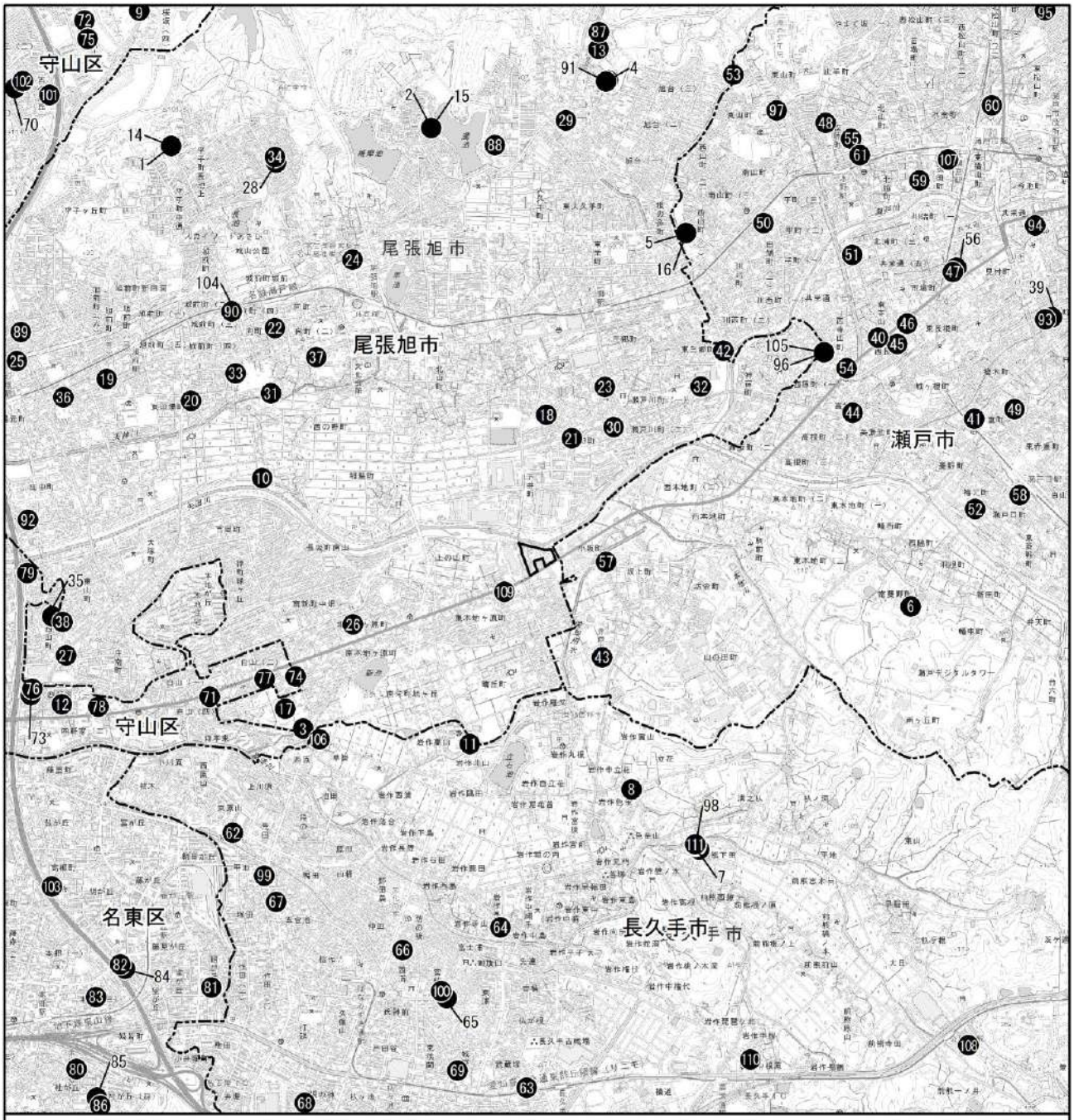


注 1）図中の番号は、表 3.2.9(3)の番号と対応する。
注 2）住宅等は「基盤地図情報ダウンロードサービス」の建築物の外周線データに基づき作成しており、
　　住宅以外の建物も含まれる。

出典：「病院名簿（令和 6 年 10 月 1 日現在）」（愛知県ホームページ）
　　「医科診療所名簿（県所管分）」（愛知県ホームページ）
　　「地域医療情報システム」（日本医師会ホームページ）
　　「人口集中地区」（令和 2 年　総務省統計局ホームページ）
　　「基盤地図情報ダウンロードサービス」（国土地理院）をもとに作成

「電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成」

図 3.2.6(2)　環境保全への配慮を要する施設（医療施設）



凡　例

対象事業実施区域

市区界

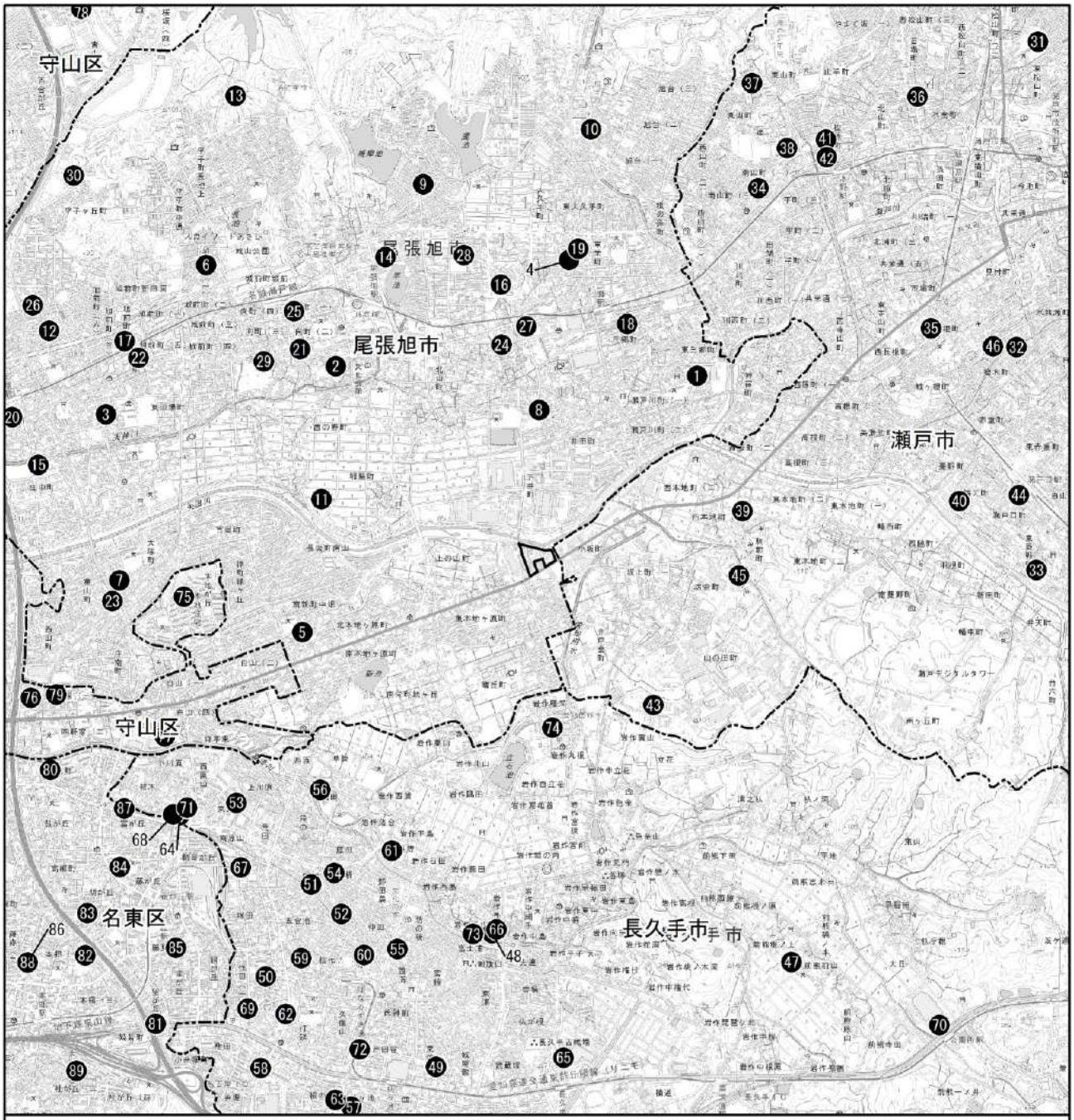
福祉施設

注）図中の番号は、表 3.2.9(4)～(6)の番号と対応する。
出典：「介護保険・高齢者福祉ガイドブック」（愛知県ホームページ）
「地域医療情報システム」（日本医師会ホームページ）
「マップあいち（福祉施設）」（愛知県ホームページ）

「電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成」

1:40,000
0　0.4　0.8　1.6 km
N

図 3.2.6(3)　環境保全への配慮を要する施設（福祉施設等）



注）図中の番号は、表 3.2.9(7)～(9)の番号と対応する。
出典：「保育所一覧」「認可外保育施設」（愛知県ホームページ）
「市内の幼稚園・認可外保育施設一覧」「保育所・小規模保育事業所一覧」（尾張旭市ホームページ）
「保育園一覧」（瀬戸市ホームページ）
「保育所等」（名古屋市ホームページ）

「電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成」

図 3.2.6(4)　環境保全への配慮を要する施設（福祉施設等）

3.2.7　下水道の整備の状況

対象事業実施区域及びその周囲4市における公共下水道等の普及状況は、表 3.2.10に示すとおりである。

対象事業実施区域が位置する尾張旭市の令和7年度における下水道処理人口普及率は91.07%、合併処理浄化槽普及率は6.67%となっている。

また、その他の市の下水道処理人口普及率については、瀬戸市は72.76%、長久手市は90.37%、名古屋市は99.42%となっている。

表 3.2.10　公共下水道等の普及状況（令和7年度）

令和7年度末時点

項目／市	住民基本台帳人口（千人）	汚水処理人口（千人）	汚水処理人口普及率（%）	下水道		合併処理浄化槽	
				下水道処理人口（千人）	下水道処理人口普及率（%）	合併処理浄化槽処理人口（千人）	合併処理浄化槽普及率（%）
尾張旭市	83.7	81.8	97.74	76.2	91.07	5.6	6.67
瀬戸市	124.8	103.8	83.15	90.8	72.76	13.0	10.39
長久手市	61.6	60.8	98.76	55.7	90.37	1.5	2.50
名古屋市	2,308.6	2,301.4	99.69	2,295.1	99.42	6.3	0.27

出典：「愛知県内市町村別汚水処理人口普及状況」（愛知県ホームページ）

3.2.8　環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

3.2.8.1　大気質

(1) 大気汚染に係る環境基準等

「環境基本法」（平成5年法律第91号）に基づく大気汚染に係る環境基準及び有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年法律第105号）に基づく環境基準は、表 3.2.11に示すとおり定められている。なお、環境基準は工業専用地域、車道その他一般公衆が生活していない地域又は場所については適用されない。

表 3.2.11(1)　大気汚染に係る環境基準

項目＼物質名	二酸化硫黄（SO_2）	二酸化窒素（NO_2）	一酸化炭素（CO）	浮遊粒子状物質（SPM）	光化学オキシダント（Ox）
環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。	オゾンとして8時間値が0.07ppm以下であり、かつ、日最高8時間値の1年平均値が0.04ppm以下であること。
評価方法	【長期的評価】 年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、0.04ppm以下であること。 ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。 【短期的評価】 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	【長期的評価】 年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が、0.06ppm以下であること。	【長期的評価】 年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、10ppm以下であること。 ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。 【短期的評価】 1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	【長期的評価】 年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、0.10mg/m³以下であること。 ただし、1日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続しないこと。 【短期的評価】 1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ1時間値が0.2mg/m³以下であること。	【長期基準】 日最高8時間値の1年平均値を長期基準（年平均値0.04ppm以下）と比較する。 【短期基準】 日最高8時間値の年間99パーセンタイル値を短期基準（8時間値0.07ppm以下）と比較する。

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号）
「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年環大企第143号）
「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号）
「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」（昭和53年環大企第262号）
「光化学オキシダントに係る環境基準の改定について」（令和8年環水大管発第2601301号）

表 3.2.11(2)　有害大気汚染物質に係る環境基準

項目＼物質名	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境基準	年平均値が0.003mg/m³以下であること。	年平均値が0.13mg/m³以下であること。	年平均値が0.2mg/m³以下であること。	年平均値が0.15mg/m³以下であること。
評価方法	同一地点における年平均値と認められる値との比較によって評価を行う。			

出典：「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第4号）

表 3.2.11(3)　微小粒子状物質に係る環境基準

項目＼物質名	微小粒子状物質
環境基準	1年平均値が15μg/m³以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m³以下であること。
評価方法	【長期基準】 1年平均値が15μg/m³以下。 【短期基準】 1日平均値の年間98パーセンタイル値が35μg/m³以下。

出典：「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成21年環境省告示第33号）
「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について（通知）」（平成21年環水大総発第090909001号）

表 3.2.11(4)　ダイオキシン類に係る環境基準

項目＼物質名	ダイオキシン類
環境基準	年間平均値が0.6pg-TEQ/m³以下であること。
評価方法	同一地点における1年間のすべての検体の測定値の算術平均値により評価する。

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」
（平成11年環境庁告示第68号）

(2) 大気汚染に係る規制基準

計画施設は、「大気汚染防止法」（昭和43年法律第97号）及び「県条例」に定めるばい煙発生施設（廃棄物焼却炉）、「大気汚染防止法」に定める水銀排出施設（廃棄物焼却炉）、「ダイオキシン類対策特別措置法」に定める特定施設（廃棄物焼却炉）に該当する。

① 硫黄酸化物

a) 排出基準

「大気汚染防止法」及び「県条例」では、K値規制として、ばい煙発生施設ごとに排出口（煙突）の高さに応じて、硫黄酸化物の許容排出量を次式により定めている。尾張旭市における排出基準（K値）は、表 3.2.12に示すとおりである。

$$q = K \times 10^{-3} \times He^2$$

q：硫黄酸化物の許容排出量（m^3N/時）

K：法施行規則第3条及び県条例施行規則第9条で定められた値

He：補正された排出口の高さ（m）

表 3.2.12　硫黄酸化物の排出基準（K値）

地域区分	区域	法			県条例	
		設置年月日			設置年月日	
		～S47.1.4	S47.1.5～S49.3.31	S49.4.1～	～S49.9.29	S49.9.30～
法52号 県条例4	瀬戸市、春日井市、豊田市（平成17年3月31日における豊田市の区域に限る。）、小牧市、知立市、尾張旭市、豊明市、日進市、みよし市、長久手市及び東郷町	9.0			9.0	

出典：「大気汚染防止法施行令」（昭和43年政令第329号）
「大気汚染防止法施行規則」（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）
「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成15年愛知県規則第87号）

b) 総量規制

「大気汚染防止法」では、地域により硫黄酸化物の総量規制基準が定められているが、対象事業実施区域が位置する尾張旭市は指定地域には含まれていない。

c)　総排出量規制

対象事業実施区域が位置する尾張旭市は、「県条例」に基づく硫黄酸化物の総排出量規制の対象地域となっている。総排出量規制は次式により定められており、総排出量規制の算出に用いる定数は、表 3.2.13に示すとおりである。

$$Q = R_3 \{0.7 \alpha S_3 (a W_2 + b) + Q''\}$$

Q　：硫黄酸化物の排出許容量（m^3N/時）
W_1　：昭和49年9月29日現在の大気指定施設の燃焼能力の合計値（L/時）
W_2　：大気指定施設の燃焼能力の合計値（L/時）
Q”　：昭和49年9月30日以降に設置される大気指定施設から燃料以外のものの燃焼によって排出される硫黄酸化物の量（m^3N/時）
a　：定数（表3.2.13参照）
b　：定数（表3.2.13参照）
R_3　：定数（尾張旭市を含む内陸地域＝1.0）
αS_3：定数（＝（0.480－0.041 $\log y_2$）/100 ）

$$y_2 = | (a W_2 + b) - (a W_1 + b) |$$

表 3.2.13　総排出量規制の定数（廃棄物焼却炉）

対象規模	大気指定工場等における大気指定施設の燃焼設備の燃料の燃焼能力の合計（重油の量に換算した1時間当たり）	a	b
火格子面積2m^2以上 又は焼却能力200kg/時以上 又は焼却設備の燃焼能力が重油換算50L/時以上	500L 以上　1,000L 未満	0.643	16
	1,000L 以上　5,000L 未満	0.743	-84
	5,000L 以上　10,000L 未満	0.606	620
	10,000L 以上	0.861	-1,930

出典：「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成15年愛知県規則第87号）

② ばいじん

「大気汚染防止法」では、施設の種類等による基準が定められている。廃棄物焼却炉に係るばいじんの排出基準は、表 3.2.14に示すとおりであり、計画施設は0.04g/m³Nが該当する。

表 3.2.14　ばいじんの排出基準（廃棄物焼却炉）

施設名		焼却能力（t/時）	規模（万m³N/時）	上乗せ基準（g/m³N）	一般排出基準（g/m³N）		
				設置年月日	設置年月日		0n（%）
				S48.4.1～	～H10.6.30	H10.7.1～	
廃棄物焼却炉		4以上	－	－	0.08	0.04	12
		2以上4未満	－	－	0.15	0.08	12
		2未満	－	－	0.25	0.15	12
廃棄物焼却炉	連続炉	－	4以上	0.10	－	－	0s
		－	1以上4未満	0.20	－	－	0s
		－	1未満	－	－	－	－

注1）この表に掲げるばいじんの量は、日本産業規格（以下「規格」という。）Z 8808に定める方法により測定される量として表示されたものとし、当該ばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火屑整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。
注2）ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては一工程の平均の量とする。
注3）ばいじん量の補正は次の算式により換算するものとする。
$C = \{(21-On) / (21-Os)\} \times Cs$
C：ばいじん量（g/m³N）
Cs：測定時のばいじん量（g/m³N）
On：施設ごとに定められた標準酸素濃度（12%）
Os：測定時の酸素濃度（%）
注4）一般排出基準と上乗せ基準の両方に該当する施設については、いずれかの厳しい基準が適用される。
出典：「大気汚染防止法施行規則」（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）
「大気汚染防止法第4条第1項に基づく排出基準を定める条例」（昭和48年愛知県条例第4号）

③ 窒素酸化物

a） 排出基準

「大気汚染防止法」では、施設の種類、規模及び設置年月日により排出基準が定められており、廃棄物焼却炉に係る窒素酸化物の排出基準は、表 3.2.15に示すとおりであり、計画施設は250ppmが該当する。

表 3.2.15　窒素酸化物の排出基準（廃棄物焼却炉）

施設名	規模（万m³N/時）	0n（%）	排出基準（ppm）		
			設置年月日		
			～S52.6.17	S52.6.18～S54.8.9	S54.8.10～
廃棄物焼却炉（連続炉）	4以上	12	300	250	250
	4未満		300	300	250

注）窒素酸化物量の補正は次の算式により換算するものとする。
$C = \{(21-On) / (21-Os)\} \times Cs$
C：窒素酸化物濃度（ppm）
On：施設ごとに定められた標準酸素濃度（12%）
Cs：測定時の窒素酸化物濃度（ppm）
Os：測定時の酸素濃度（%）
出典：「大気汚染防止法施行規則」（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）

b)　工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導要領

愛知県では、工場・事業場に対し窒素酸化物排出量の削減の指導が行われており、計画施設については指導対象ばい煙発生施設に当たる。窒素酸化物の指導要領は、表 3.2.16に示すとおりである。

表 3.2.16　窒素酸化物に係る指導要領

指導対象工場・事業場	指導対象施設（大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設）	指導内容	
		新増設施設（昭和58年6月15日以後に設置されるばい煙発生施設）	既設施設（昭和58年6月14日までに設置されたばい煙発生施設）
大気指定工場等（県条例施行規則第26条）	廃棄物焼却炉 （火格子面積が2m²以上又は焼却能力が200kg/時以上）	1.表 3.2.15に示す窒素酸化物の排出基準の20%以上の低減。 ただし、削減されるべき窒素酸化物排出量と同等以上の量が他の施設で削減される場合は、この限りでない。 2.1.の規定にかかわらず、新設に伴う既設施設の廃止の場合、新設の施設から排出される窒素酸化物の量は、当該廃止施設の量を下回ること。 ただし、新設施設に対する指導は、1.の規定による濃度の低減を限度とする。	表 3.2.15に示す窒素酸化物の排出基準（昭和60年3月31日において当該施設に適用される基準）の5%以上の低減。 ただし、削減されるべき窒素酸化物排出量と同等以上の量が他の施設で削減される場合は、この限りではない。

出典：「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導要領」（平成18年4月　愛知県）

④　塩化水素

「大気汚染防止法」では、廃棄物焼却炉について塩化水素の排出基準が表 3.2.17に示すとおり定められている。

表 3.2.17　塩化水素の排出基準（廃棄物焼却炉）

施設名	排出基準
廃棄物焼却炉	700mg/m³N (430ppm)

注）廃棄物焼却炉に係る塩化水素量の補正は次の算式により換算するものとする。

$C=\{(21-On)/(21-Os)\}\times Cs$

C：塩化水素の量（mg/m³N）
Cs：排出ガス中の塩化水素の量（mg/m³N）
On：施設ごとに定められた標準酸素濃度（12%）
Os：排出ガス中の酸素濃度（%）

出典：「大気汚染防止法施行規則」（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）
「廃棄物焼却炉に係る塩化水素及び窒素酸化物の排出規制について」（昭和52環整54号）

⑤　水銀

「大気汚染防止法」では、廃棄物焼却炉について水銀の排出基準が、表 3.2.18に示すとおり定められており、計画施設では30μg/m³Nが該当する。

表 3.2.18　水銀の排出基準（廃棄物焼却炉）

施設名	排出基準（μg/m³N）注2)		On（%）
	～H30.3.31注3)	H30.4.1～	
廃棄物焼却炉注1)	50	30	12

注1）火格子面積2m²以上又は焼却能力が200kg/時以上について適用される。
注2）廃棄物焼却炉に係る水銀量の補正は次の算式により換算するものとする。
C＝｛(21－On)／(21－Os)｝×Cs
C：水銀の量（μg/m³N）
Cs：排出ガス中の水銀の量（μg/m³N）
On：施設ごとに定められた標準酸素濃度（12%）
Os：排出ガス中の酸素濃度（%）
注3）「大気汚染防止法の一部を改正する法律」（平成27年法律第41号）の施行（平成30年4月1日）において設置されている施設（設置の工事が着工されているものを含む。）を指す。
出典：「大気汚染防止法施行規則」（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）

⑥　ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」では、廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類の排出基準が表 3.2.19に示すとおり定められており、計画施設では0.1ng-TEQ/m³Nが該当する。

表 3.2.19　廃棄物焼却炉に係るダイオキシン類の排出基準

規模（焼却能力注1)）	排出基準（ng-TEQ/m³N）注2) 注3) 設置年月日			On（%）
	～H9.12.1	H9.12.2～H12.1.14	H12.1.15～	
4t/時以上	1	0.1	0.1	12
2t/時以上～4t/時未満	5	1	1	
火格子面積2m²以上又は焼却能力0.2t/時以上2t/時未満	10	5	5	
上記以外	10	10	5	

注1）火床面積0.5m²以上又は焼却能力が50kg/時以上について適用される。
注2）ダイオキシン類の濃度の補正は次の算式により換算するものとする。
C＝｛(21－On)／(21－Os)｝×Cs
C：ダイオキシン類の濃度（ng-TEQ/m³N）
Cs：測定時のダイオキシン類の濃度（ng-TEQ/m³N）
On：施設ごとに定められた標準酸素濃度（12%）
Os：測定時の酸素濃度（%）
注3）基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
出典：「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」（平成11年総理府令第67号）

3.2.8.2　騒音

(1) 騒音に係る環境基準

「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準は、表 3.2.20に示すとおり定められている。対象事業実施区域は工業地域に指定されており、C地域に該当する。

表 3.2.20(1)　騒音に係る環境基準

地域の類型＼時間の区分		基準値	
		昼　間 午前6時～午後10時	夜　間 午後10時～翌日の午前6時
AA	該当なし	50デシベル以下	40デシベル以下
A	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域[注)]	55デシベル以下	45デシベル以下
B	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域	55デシベル以下	45デシベル以下
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	60デシベル以下	50デシベル以下

注）瀬戸市、長久手市及び名古屋市については田園住居地域は含まれない。

表 3.2.20(2)　道路に面する地域の騒音に係る環境基準

地域の区分＼時間の区分	基準値	
	昼　間 午前6時～午後10時	夜　間 午後10時～翌日の午前6時
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考　車線とは1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。幹線交通を担う道路に近接する空間は、特例として表 3.2.20(3)の基準による。

表 3.2.20(3)　幹線交通を担う道路に近接する空間の騒音に係る環境基準（特例）

基　準　値	
昼　間　午前6時～午後10時	夜　間　午後10時～翌日の午前6時
70デシベル以下	65デシベル以下

備考　個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

注1）「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。
　①　高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は4車線以上の区間）
　②　一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1号に定める自動車専用道路

注2）「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ、道路端からの距離により、特定された範囲をいう。
　①　2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路　　15メートル
　②　2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路　20メートル

出典：「騒音に係る環境基準について」　（平成10年環境庁告示第64号）
「騒音に係る環境基準の地域の類型」（平成11年愛知県告示第261号）
「騒音に係る環境基準の地域の類型」（平成30年尾張旭市告示第26号）
「騒音に係る環境基準の地域の類型」（平成24年瀬戸市告示第44号）
「騒音に係る環境基準の地域の類型」（平成24年長久手市告示第55号）
「騒音に係る環境基準の地域の類型」（平成24年名古屋市告示第141号）

(2) 騒音に係る規制基準

① 特定工場等に係る騒音の規制基準

「騒音規制法」(昭和43年法律第98号) 及び「県条例」等に基づく特定工場等に係る規制基準は、表 3.2.21に示すとおりである。

対象事業実施区域は工業地域に指定されており、第4種区域に該当する。

表 3.2.21　特定工場等に係る騒音規制基準

時間の区分 / 地域の区分		昼　間	朝・夕	夜　間
		午前8時から午後7時まで	午前6時から午前8時まで 午後7時から午後10時まで	午後10時から翌日の午前6時まで
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 田園住居地域	45デシベル	40デシベル	40デシベル
第2種区域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
	都市計画区域で用途地域の定められていない地域	60デシベル	55デシベル	50デシベル
第4種区域	工業地域	70デシベル	65デシベル	60デシベル
	工業専用地域	75デシベル	75デシベル	70デシベル
	都市計画区域以外の地域	60デシベル	55デシベル	50デシベル

1 第3種区域、第4種区域、工業専用地域及び都市計画区域以外の地域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50mの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。

2 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域又は田園住居地域に接する工業地域又は工業専用地域の当該接する境界線から当該工業地域又は工業専用地域内へ50mの範囲内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。(1の適用を受ける区域は除く。)

出典：「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号)
「特定工場等において発生する騒音の規制基準」(昭和46年愛知県告示第800号)
「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成15年愛知県規則第87号)
「騒音規制法の規定に基づく騒音の規制地域の指定等」(平成30年尾張旭市告示第27号)

② 特定建設作業に係る騒音の規制基準

「騒音規制法」及び「県条例」等に基づき、特定建設作業に係る騒音の基準が定められている。

特定建設作業に係る規制基準は、表 3.2.22に示すとおりである。

対象事業実施区域は工業地域に指定されており、②地域の基準が適用される。

表 3.2.22　特定建設作業に係る騒音の規制基準

規制の種別	地域の区分	基　　準　　等
基準値	①②③	85デシベルを超えないこと
作業時間	①	午後7時～翌日の午前7時の時間内でないこと
	②	午後10時～翌日の午前6時の時間内でないこと
*1日あたりの作業時間	①	10時間を超えないこと
	②	14時間を超えないこと
作業期間	①②③	連続6日を超えないこと
作業日	①②③	日曜日その他の休日でないこと

注1）基準値は、騒音特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。
注2）基準値を超えている場合、騒音の防止の方法の改善のみならず1日の作業時間を4時間以上＊欄に定める時間未満の間において短縮させることを勧告・命令することができる。
注3）地域の区分
①地域：ア　第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域及び都市計画区域以外の地域
イ　工業地域及び工業専用地域のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域
②地域：工業地域（①地域のイの区域を除く。）
③地域：工業専用地域（①地域のイの区域を除く。）
出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年厚生省・建設省告示第1号）
「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準により指定する区域」（昭和46年愛知県告示第801号）
「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成15年愛知県規則第87号）
「騒音規制法の規定に基づく騒音の規制地域の指定等」（平成30年尾張旭市告示第27号）

③　自動車騒音に係る要請限度

「騒音規制法」に基づく自動車騒音に係る要請限度は表 3.2.23に示すとおり定められている。

表 3.2.23　自動車騒音に係る要請限度

区域区分	時間区分		道路に面する地域		幹線交通を担う道路に近接する区域
			1車線	2車線以上	
a	昼間	6時～22時	65デシベル	70デシベル	昼間　75デシベル 夜間　70デシベル
	夜間	22時～翌日6時	55デシベル	65デシベル	
b	昼間	6時～22時	65デシベル	75デシベル	
	夜間	22時～翌日6時	55デシベル	70デシベル	
c	昼間	6時～22時	75デシベル		
	夜間	22時～翌日6時	70デシベル		

※区域区分

a区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域

b区域：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域

c区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

（瀬戸市、長久手市及び名古屋市については田園住居地域は含まれない。）

注1）要請限度とは、「騒音規制法」第17条第1項の規定に基づく「自動車騒音がその限度を超えていることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときに、市町村長が県公安委員会に「道路交通法」（昭和35年法律第105号）の規定による措置を執るべきことを要請するものとする」際の限度をいう。

注2）「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

①　高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は4車線以上の区間）

②　一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1号に定める自動車専用道路

注3）「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、次の車線数の区分に応じ、道路端からの距離により、特定された範囲をいう。

①　2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路　15メートル

②　2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路　20メートル

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年総理府令第15号）

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令による区域の区分」（平成12年愛知県告示第312号）

「騒音規制法の規定に基づく騒音の規制地域の指定等」（平成30年尾張旭市告示第27号）

「自動車騒音に係る要請限度（区域区分）」（平成24年瀬戸市告示第45号）

「自動車騒音の要請限度を定める省令に規定する区域の区分」（平成24年長久手市告示第56号）

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令による区域の区分」（平成12年名古屋市告示第89号）

3.2.8.3　振動

(1) 振動に係る規制基準

①　特定工場等に係る振動の規制基準

「振動規制法」（昭和51年法律第64号）及び「県条例」等に基づき、著しい振動を発生する施設を設置する工場等に係る規制基準は表 3.2.24に示すとおり定められている。

対象事業実施区域は工業地域に指定されており、第2種区域の2の基準が適用される。

表 3.2.24　特定工場等に係る振動規制基準

地域区分＼時間区分			昼　間 午前7時から 午後8時まで	夜　間 午後8時から 翌日の午前7時まで
第1種区域	1	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 田園住居地域	60デシベル	55デシベル
	2	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	65デシベル	55デシベル
第2種区域	1	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域	65デシベル	60デシベル
	2	工業地域	70デシベル	65デシベル
		工業専用地域	75デシベル	70デシベル
		都市計画区域以外の地域	65デシベル	60デシベル

1　工業地域及び工業専用地域のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50mの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。

2　第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域又は田園住居地域に接する工業地域又は工業専用地域の当該接する境界線から当該工業地域又は工業専用地域内へ50mの範囲内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする（1の適用を受ける区域は除く。）。

出典：「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」（昭和51年環境庁告示第90号）
「特定工場等において発生する振動の規制基準」（昭和52年愛知県告示第1047号）
「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成15年愛知県規則第87号）
「振動規制法の規定に基づく振動の規制地域の指定等」（平成30年尾張旭市告示第28号）

② 特定建設作業に係る振動の規制基準

「振動規制法」及び「県条例」等に基づき、建設工事として行われる作業のうち著しい振動を発生する作業及び振動の規制基準は表 3.2.25に示すとおり定められている。

対象事業実施区域は工業地域に指定されており、②地域の基準が適用される。

表 3.2.25　特定建設作業に係る振動の規制基準

規制の種別	地域の区分	基　　準　　等
基準値	①②③	75デシベルを超えないこと
作業時間	①	午後7時～翌日の午前7時の時間内でないこと
	②	午後10時～翌日の午前6時の時間内でないこと
*1日あたりの作業時間	①	10時間を超えないこと
	②	14時間を超えないこと
作業期間	①②③	連続6日を超えないこと
作業日	①②③	日曜日その他の休日でないこと

注1）基準値は、振動特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。
注2）基準値を超えている場合、振動の防止の方法の改善のみならず1日の作業時間を4時間以上＊欄に定める時間未満の間において短縮させることを勧告・命令することができる。
注3）地域の区分
①地域：ア　第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域及び都市計画区域以外の地域
イ　工業地域及び工業専用地域のうち学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域
②地域：工業地域（①地域のイの区域を除く。）
③地域：工業専用地域（①地域のイの区域を除く。）
出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号）
「振動規制法施行規則別表第1付表第1号の規定に基づく区域の指定」（昭和52年愛知県告示第1048号）
「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成15年愛知県規則第87号）
「振動規制法の規定に基づく振動の規制地域の指定等」（平成30年尾張旭市告示第28号）

③ 道路交通振動に係る要請限度

「振動規制法」に基づく道路交通振動に係る要請限度は、表 3.2.26に示すとおりである。

表 3.2.26　道路交通振動に係る要請限度

区域区分	要請限度	
	昼間 午前7時から午後8時まで	夜間 午後8時から翌日の午前7時まで
第1種	65デシベル	60デシベル
第2種	70デシベル	65デシベル

※区域の区分
第1種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び田園住居地域
第2種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域（瀬戸市、長久手市及び名古屋市は田園住居地域は含まれない）
注）要請限度とは、「振動規制法」第16条第1項の規定に基づく「道路交通振動がその限度を超えていることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損われていると認められるときに、市町村長が道路管理者に対し該当道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は県公安委員会に道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとする」際の限度をいう。
出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号）
「振動規制法施行規則別表第2備考1の規定に基づく区域の区分及び同表備考2の規定に基づく時間の区分の指定」（昭和52年愛知県告示第1049号）
「振動規制法の規定に基づく振動の規制地域の指定等」（平成30年尾張旭市告示第28号）
「道路交通振動に係る要請限度（区域区分・時間の区分）」（平成24年瀬戸市告示第46号）
「道路交通振動の要請限度に係る区域の区分及び時間の区分」（平成24年長久手市告示第57号）
「振動規制法施行規則別表第2備考1及び2の規定に基づく区域の区分及び時間の指定」（昭和61年名古屋市告示第113号）

3.2.8.4　悪臭

愛知県は県内全域が「悪臭防止法」（昭和46年法律第91号）の規制地域であり、対象事業実施区域が位置する尾張旭市においても臭気指数による規制が行われている。「悪臭防止法」に基づく臭気指数による規制基準及び規制区分は表 3.2.27に示すとおりである。

対象事業実施区域は、第2種地域に該当する。

表 3.2.27　悪臭防止法に基づく臭気指数による規制基準

規制区分	敷地境界 (1号基準)	気体排出口 (2号基準)	排出水 (3号基準)
第1種地域	臭気指数12	規制地域の区分に従い、それぞれの欄に掲げる規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第6条の2に定める方法により算出した値	臭気指数28
第2種地域	臭気指数15		臭気指数31
第3種地域	臭気指数18		臭気指数34

注1）臭気指数は、試料を人間の嗅覚で臭気を感じられなくなるまで無臭の空気（試料が水の場合は無臭の水）で希釈したときの希釈倍率（臭気濃度）から次式により算定される。
（臭気指数）＝ 10×log10（臭気濃度）
（参考）　臭気指数10：ほとんどの人が気にならない臭気
臭気指数12～15：気をつければ分かる臭気（希釈倍率16～32倍）
臭気指数18～21：らくに感知できる臭気（希釈倍率63～126倍）

注2）「悪臭防止法施行規則」において気体排出口の高さが15m以上と15m未満の施設に分けて設定方法が定められている。
・15m未満　指標：臭気指数
大気拡散式：流量を測定しない簡易な方法
・15m以上　指標：臭気排出強度
大気拡散式：建物の影響による拡散場の乱れを考慮した大気拡散式

出典：「悪臭防止法施行規則」（昭和47年総理府令第39号）
「悪臭防止法による規制地域の指定及び規制基準の設定」（平成18年愛知県告示第378号）
「悪臭防止法の規定に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」（平成24年尾張旭市告示第42号）

3.2.8.5　水質

(1) 水質汚濁に係る環境基準

①　人の健康の保護に関する環境基準

「環境基本法」に基づく人の健康の保護に関する環境基準は表 3.2.28に示すとおりである。人の健康の保護に関する環境基準は全公共用水域について定められている。

表 3.2.28　人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

項　目	基　準　値	項　目	基　準　値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下		

注1）基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
注2）「検出されないこと。」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。
注3）硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと、規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）

②　生活環境の保全に関する環境基準

生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼、海域について利用目的に応じて水域類型を設定してそれぞれの基準が定められている。河川に適用される環境基準は表 3.2.29に示すとおりである。

対象事業実施区域北側を流れる矢田川は、D類型及び生物B類型に指定されている。

表 3.2.29　生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目（河川））

ア

項目／類型	利用目的の適応性[注)]	水素イオン濃度（pH）	生物化学的酸素要求量（BOD）	浮遊物質量（SS）	溶存酸素量（DO）	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	－
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	－
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	－

備考
1　基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×ｎ番目（ｎは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×ｎが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。
2　農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる）。
3　水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
4　水道1級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。
5　いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数300CFU/100mL 以下とする。
6　水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
7　大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注)
1　自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2　水道1級　：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
　水道2級　：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
　水道3級　：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3　水産1級　：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
　水産2級　：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
　水産3級　：コイ、フナ等、β－中腐水性水域の水産生物用
4　工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
　工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
　工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
5　環境保全　：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目／類型	水生生物の生息状況の適応性	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

備考　基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）

③　ダイオキシン類に係る環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づくダイオキシン類の環境基準は表 3.2.30に示すとおりである。

ダイオキシン類の環境基準は公共用水域及び底質について定められている。

表 3.2.30　ダイオキシン類に係る環境基準（水質及び水底の底質）

項目	基準値
水　質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下

備考1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
備考2 基準値（水底の底質を除く。）は、年間平均値とする。
出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」
（平成11年環境庁告示第68号）

(2) 水質汚濁に係る規制基準

①　一般排水基準

一般廃棄物処理施設である焼却施設は、「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号）に定める特定施設に該当する。特定施設を設置する事業場（特定事業場）は、排水量に関わらず有害物質に係る排水基準が適用される。有害物質に係る排水基準は、表 3.2.31に示すとおりである。

また、特定事業場からの排水が 50m^3/日以上の場合には、表 3.2.32 に示す排水基準が適用される。なお、対象事業実施区域は窒素含有量及び燐含有量の排水基準の適用地域となっている。

表 3.2.31　排水基準（有害物質）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L
シアン化合物	1mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る）	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.2mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外10mg/L　海域230mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外8mg/L　　海域15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L（アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量）
1,4-ジオキサン	0.5mg/L

備考　「検出されないこと。」とは、「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号）第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号）

表 3.2.32　排水基準（生活環境項目）

項目		許容限度
水素イオン濃度		海域以外 5.8以上8.6以下　海域5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量		160mg/L（日間平均120mg/L）
化学的酸素要求量		160mg/L（日間平均120mg/L）
浮遊物質量		200mg/L（日間平均150mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	5mg/L
	動植物油脂類	30mg/L
フェノール類含有量		5mg/L
銅含有量		3mg/L
亜鉛含有量		2mg/L
溶解性鉄含有量		10mg/L
溶解性マンガン含有量		10mg/L
クロム含有量		2mg/L
大腸菌数		日間平均800 CFU/mL
窒素含有量		120mg/L（日間平均60mg/L）
燐含有量		16mg/L（日間平均8mg/L）

備考
「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号）

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく排出水の排出基準は、表 3.2.33に示すとおりである。

表 3.2.33　廃棄物焼却炉に係るダイオキシン類の排出基準（排出水）

特定施設種類	排出基準（pg-TEQ/L）
廃棄物焼却炉（火床面積0.5m²以上又は焼却能力50kg/h以上）に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水又は廃液を排出する灰の貯留施設	10

注）基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
出典：「ダイオキシン類対策特別措置法施行令」（平成11年政令第433号）
「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」（平成11年総理府令第67号）

② 総量規制基準

対象事業実施区域は、「水質汚濁防止法」に基づく総量規制の指定地域内にあり、排水が50m³/日以上の場合は、COD（化学的酸素要求量）、窒素含有量、りん含有量について、以下に示すとおり、総量規制基準が適用される。なお、総量規制基準値の算出に用いる定数は、表3.2.34 に示すとおりである。

○COD（化学的酸素要求量）に係る総量規制基準

$$Lc=(Ccj\cdot Qcj+Cci\cdot Qci+Cco\cdot Qco)\times 10^{-3}$$

Ｌｃ　：排出が許容される汚濁負荷量（単位 1日につきキログラム）
Ｃｃｊ：表 3.2.34に掲げる化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）
Ｃｃｉ：表 3.2.34に掲げる化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）
Ｃｃｏ：表 3.2.34に掲げる化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）
Ｑｃｊ：平成3年7月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（単位 1日につき立方メートル）
Ｑｃｉ：昭和55年7月1日から平成3年6月30日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量。（単位　1日につき立方メートル）
Ｑｃｏ：特定排出水の量（Ｑｃｊ及びＱｃｉを除く。）（単位 1日につき立方メートル）

○窒素含有量に係る総量規制基準

$$Ln=(Cni\cdot Qni+Cno\cdot Qno)\times 10^{-3}$$

Ｌｎ　：排出が許容される汚濁負荷量（単位　1日につきキログラム）
Ｃｎｉ：表 3.2.34中に掲げる窒素含有量（単位　1リットルにつきミリグラム）
Ｃｎｏ：表 3.2.34中に掲げる窒素含有量（単位　1リットルにつきミリグラム）
Ｑｎｉ：平成14年10月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（単位　1日につき立方メートル）
Ｑｎｏ：　特定排出水の量（Ｑｎｉを除く。）（単位　1日につき立方メートル）

○りん含有量に係る総量規制基準

$$Lp=(Cpi\cdot Qpi+Cpo\cdot Qpo)\times 10^{-3}$$

Ｌｐ　：排出が許容される汚濁負荷量（単位　1日につきキログラム）
Ｃｐｉ：表 3.2.34中に掲げるりん含有量（単位　1リットルにつきミリグラム）
Ｃｐｏ：表 3.2.34中に掲げるりん含有量（単位　1リットルにつきミリグラム）
Ｑｐｉ：平成14年10月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（単位 1日につき立方メートル）
Ｑｐｏ：特定排出水の量（Ｑｐｉを除く。）（単位　1日につき立方メートル）

表 3.2.34　総量規制基準の定数

区分		化学的酸素要求量（mg/L）			窒素含有量（mg/L）		りん含有量（mg/L）	
		Ccj	Cci	Cco	Cni	Cno	Cpi	Cpo
ごみ処理業	日平均排水量400m³以上	30	30	30	20	25	1	1
	日平均排水量400m³未満						1.5	2.5

出典：「水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく化学的酸素要求量に係る総量規制基準」
（平成29年愛知県告示第286号）
「水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく窒素含有量に係る総量規制基準」
（平成29年愛知県告示第287号）
「水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づくりん含有量に係る総量規制基準」
（平成29年愛知県告示第288号）

③　上乗せ基準

愛知県では、「水質汚濁防止法第三条第三項に基づく排水基準を定める条例」（昭和47年愛知県条例第4号）に基づき、県内全体を7水域に分け、業種や排水量の規模等に応じて上乗せ排水基準が定められている。

対象事業実施区域及びその周囲は名古屋港庄内川等水域に分類され、表 3.2.35に示す項目の上乗せ基準が適用される。

表 3.2.35　上乗せ排水基準（新設の工場又は事業場（名古屋港庄内川等水域））

項目		許容限度
生物化学的酸素要求量		25mg/L（日間平均20mg/L）
化学的酸素要求量		25mg/L（日間平均20mg/L）
浮遊物質量		30mg/L（日間平均20mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	2mg/L
	動植物油脂類	10mg/L
フェノール類含有量		0.5mg/L
銅含有量		1mg/L

注）新設の工場又は事業場にあっては1日当たりの平均的な排出水の量が20m³以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
出典：「水質汚濁防止法第三条第三項に基づく排水基準を定める条例」（昭和47年愛知県条例第4号）

3.2.8.6　地盤、地下水及び土壌

(1) 地盤

対象事業実施区域が位置する尾張旭市は、「工業用水法」及び「県条例」による揚水規制の規制区域には該当していないが、「県条例」による水量測定器設置義務区域に該当することから、揚水設備のうち、揚水機の吐出口の断面積が19平方センチメートルを超える揚水設備（1事業所に2つ以上ある場合はその断面積の合計）を設置している場合は、水量測定器を設置し、地下水の揚水量を測定し、その結果を知事に報告しなければならない。

(2) 地下水及び土壌

① 地下水及び土壌に係る環境基準

「環境基本法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく地下水の水質汚濁並びに土壌の汚染に係る環境基準は、表 3.2.36及び表 3.2.37に示すとおり定められている。

表 3.2.36　地下水の水質汚濁に係る環境基準

項　目	基　準　値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
クロロエチレン （別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L以下

備考
1　基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2　「検出されないこと。」とは、測定結果が平成9年環境庁告示第10号別表に定められた方法の定量限界を下回ることをいう。
3　硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと、規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
4　1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。
5　ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第10号）
「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」
（平成11年環境庁告示第68号）

表 3.2.37　土壌の汚染に係る環境基準

項　目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g以下であること。

備考

1　環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては、平成3年環境庁告示第46号付表に定められた方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

2　カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。

3　「検液中に検出されないこと。」とは、測定結果が平成3年環境庁告示第46号別表に定められた方法の定量限界を下回ることをいう。

4　有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びＥＰＮをいう。

5　1,2－ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

6　ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

出典：「土壌汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号）
「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」
（平成11年環境庁告示第68号）

② 土壌汚染対策法及び農用地の土壌の汚染防止等に関する法律

「土壌汚染対策法」においては、使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地、一定規模（3,000㎡）以上の形質の変更が行われる土地、土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地について、以下に示す特定有害物質による汚染の可能性のある場合に、土壌汚染状況調査、区域の指定及び健康被害防止のための措置を行うことが定められている。

「土壌汚染対策法」で定める特定有害物質

カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、クロロエチレン、シマジン、シアン化合物、チオベンカルブ、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、テトラクロロエチレン、チウラム、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ベンゼン、ほう素及びその化合物、PCB、有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPN）

また、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和45年法律第139号）においては、以下に示す特定有害物質による農用地の汚染がある場合、農用地土壌汚染対策地域として指定し、農用地土壌汚染対策計画を策定することが定められている。

「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」で定める特定有害物質

カドミウム及びその化合物、銅及びその化合物、砒素及びその化合物

対象事業実施区域は、「土壌汚染対策法」に基づく形質変更時要届出区域及び要措置区域、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」に基づく農用地土壌汚染対策地域のいずれにも指定されていない。

③　土壌汚染等対策基準

「県条例」において、特定有害物質による土壌汚染等の有無を判断する基準である土壌汚染等対策基準は、表 3.2.38に示すとおり定められている。

表 3.2.38　土壌汚染等対策基準

特定有害物質の種類	土壌溶出量基準	土壌含有量基準	地下水基準
カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	45mg/kg以下	0.003mg/L以下
六価クロム化合物	0.05mg/L以下	250mg/kg以下	0.05mg/L以下
クロロエチレン	0.002mg/L以下	－	0.002mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下	－	0.003mg/L以下
シアン化合物	検出されないこと	50mg/kg以下 (遊離シアンとして)	検出されないこと
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	－	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	－	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	－	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	－	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	－	0.04mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	－	0.002mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	－	0.02mg/L以下
水銀及びその化合物	水銀が0.0005mg/L以下、かつアルキル水銀が検出されないこと	15mg/kg以下	水銀が0.0005mg/L以下、かつアルキル水銀が検出されないこと
セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	150mg/kg以下	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	－	0.01mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下	－	0.006mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	－	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	－	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	－	0.01mg/L以下
鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	150mg/kg以下	0.01mg/L以下
砒素及びその化合物	0.01mg/L以下	150mg/kg以下	0.01mg/L以下
ふっ素及びその化合物	0.8mg/L以下	4,000mg/kg以下	0.8mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下	－	0.01mg/L以下
ほう素及びその化合物	1mg/L以下	4,000mg/kg以下	1mg/L以下
PCB	検出されないこと	－	検出されないこと
有機りん化合物	検出されないこと	－	検出されないこと

出典：「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成15年愛知県条例第7号）
「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成15年愛知県規則第87号）

3.2.8.7　日照阻害

「建築基準法」（昭和25年法律第201号）及び「愛知県建築基準条例」（昭和39年愛知県条例第49号）では、表 3.2.39に示すとおり、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）の用途地域に応じた日影規制が設定されている。

対象事業実施区域は工業地域に指定されており、日影規制は適用されない。

表 3.2.39　建築基準法に基づく日影規制

地域又は区域	制限を受ける建築物	測定面高さ[注1)]	容積率（%）	日影時間	
				敷地境界線からの水平距離が10m以内の範囲[注2)]	敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物	1.5m	50の場合	3時間	2時間
			100・150の場合	4時間	2.5時間
第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	高さが10mを超える建築物	4m	150の場合	3時間	2時間
			200の場合	4時間	2.5時間
第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	高さが10mを超える建築物	4m	200の場合	4時間	2.5時間
近隣商業地域 準工業地域	高さが10mを超える建築物	4m	200の場合	5時間	3時間
都市計画区域で用途地域の指定のない区域	高さが10mを超える建築物	4m	200の場合	4時間	2.5時間

注1）当該建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面からの高さをいうものとする。
注2）敷地境界線からの水平距離が5mを超える範囲に対する規制である。
出典：「建築基準法」（昭和25年法律第201号）
「愛知県建築基準条例」（昭和39年愛知県条例第49号）

3.2.8.8　その他の関係法令に基づく指定状況

対象事業実施区域及びその周囲におけるその他の関係法令に基づく指定状況は、表　3.2.40に示すとおりである。

表 3.2.40　その他の関係法令に基づく指定状況

区分	関係法令等	地域地区等の名称	指定等の有無	
			対象事業実施区域	対象事業実施区域の周囲
土地利用関連	都市計画法	風致地区	該当なし	該当あり
	土地区画整理法（昭和29年法律第119号）	土地区画整理事業の施行地区	該当なし	該当あり
	都市再開発法（昭和44年法律第38号）	市街地再開発事業の施行地区	該当なし	該当あり
	都市緑地法（昭和48年法律第72号）	特別緑地保全地区	該当なし	該当なし
	生産緑地法（昭和49年法律第68号）	生産緑地地区	該当なし	該当あり
	農地法（昭和27年法律第229号）	農地	該当なし	該当あり
	農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）	農業振興地域	該当なし	該当あり
	河川法（昭和39年法律第167号）	河川区域	該当なし	該当あり
		河川保全区域	該当なし	該当なし
	道路法（昭和27年法律第180号）	認定道路	該当なし	該当あり
	航空法（昭和27年法律第231号）	制限表面	該当なし	該当なし
自然環境保全関連	自然公園法（昭和32年法律第161号）	国立公園	該当なし	該当なし
		国定公園	該当なし	該当なし
	都市公園法（昭和31年法律第79号）	都市計画公園	該当なし	該当あり
	愛知県立自然公園条例（昭和43年愛知県条例第7号）	県立自然公園	該当なし	該当なし
	自然環境保全法（昭和47年法律第85号）	原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域	該当なし	該当なし
	自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例（昭和48年愛知県条例第3号）	愛知県自然環境保全地域	該当なし	該当なし
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）	生息地等保護区	該当なし	該当なし
	自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例（昭和48年愛知県条例第3号）	生息地等保護区	該当なし	該当なし
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）	鳥獣保護区	該当なし	該当あり
		鳥獣保護区特別保護地区	該当なし	該当あり
		特定猟具使用禁止区域	該当あり	該当あり
	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和37年法律第142号）	保存樹及び保存樹林	該当なし	該当あり
	景観法（平成16年法律第110号）	景観計画区域、景観重点地区、都市景観形成地区等	該当なし	該当あり
	森林法（昭和26年法律第249号）	保安林	該当なし	該当あり
防災関連	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）	土砂災害警戒区域	該当なし	該当あり
		土砂災害特別警戒区域	該当なし	該当あり
	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）	地すべり防止区域	該当なし	該当あり
	砂防法（明治30年法律第29号）	砂防指定地	該当あり	該当あり
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）	急傾斜地崩壊危険区域	該当なし	該当あり
	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）	宅地造成等規制区域	該当あり	該当あり
		特定盛土等規制区域	該当なし	該当なし

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

対象事業実施区域及びその周囲における、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）及び土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）の指定状況は、図 3.2.7に示すとおりである。なお、対象事業実施区域及びその周囲には、土砂災害警戒区域（土石流）及び土砂災害特別警戒区域（土石流）の指定はない。

対象事業実施区域には、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定はない。

(2) 砂防指定地

対象事業実施区域の位置する尾張旭市における、「砂防法」に基づく砂防指定地の指定状況は、図 3.2.8に示すとおりである。

対象事業実施区域は、砂防指定地に指定されている。

(3) 急傾斜地崩壊危険区域

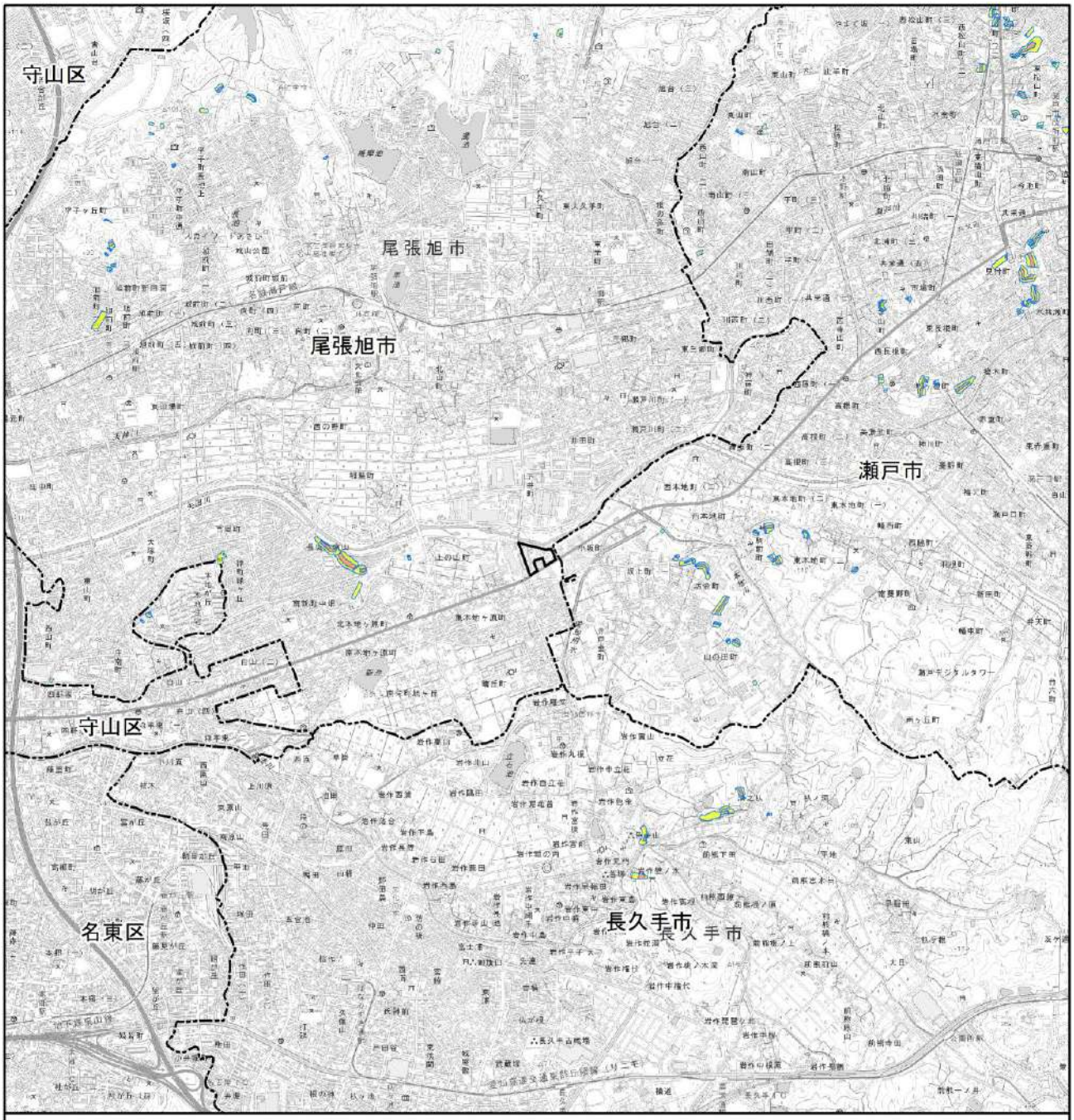
対象事業実施区域及びその周囲における、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定状況は、図 3.2.9に示すとおりである。

対象事業実施区域には、急傾斜地崩壊危険区域の指定はない。

(4) 洪水浸水想定区域

対象事業実施区域及びその周囲における、洪水浸水想定区域の指定状況は、図 3.2.10に示すとおりである。

「防災ガイドブック」（令和3年4月発行/令和5年10月改訂　尾張旭市）に示される「矢田川・香流川流域浸水予想図（想定最大規模）」では、矢田川及びその支流（尾張旭市内では天神川）について想定最大規模降雨（1000年に1度の規模の降雨）により浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深が示されており、対象事業実施区域は浸水しないものと想定されている。



凡　例

- 対象事業実施区域
- 市区界
- 土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）
- 土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）

出典：「マップあいち（愛知県土砂災害情報マップ）」（愛知県ホームページ）
「愛知県オープンデータカタログ（マップあいち公開データ）」（令和 6 年 4 月　愛知県ホームページ）

「電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成」

1:40,000
0　0.4　0.8　1.6 km
N

図 3.2.7　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の状況

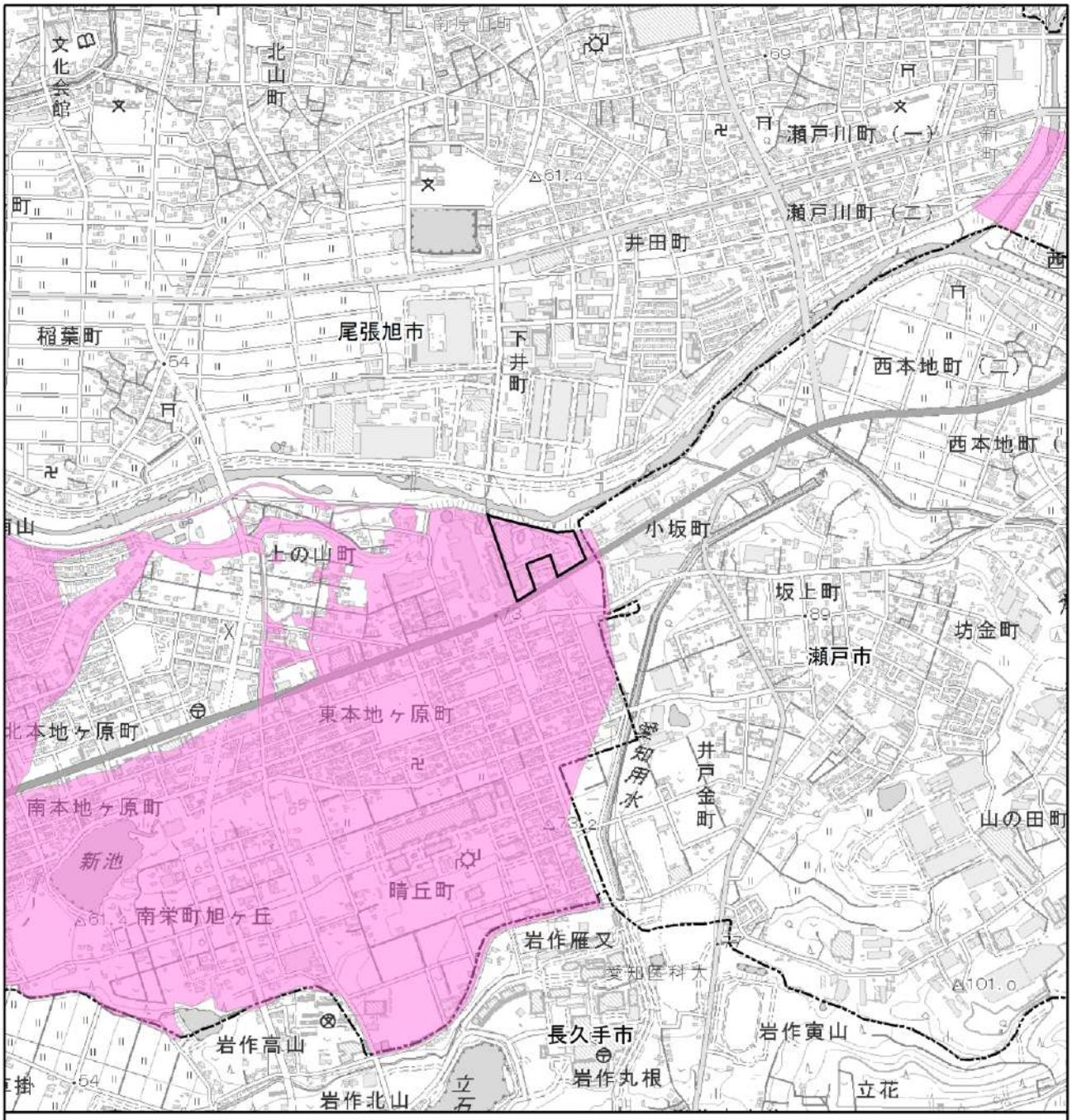


図 3.2.8　砂防指定地の状況（尾張旭市）



凡　例

対象事業実施区域

市区界

急傾斜地崩壊危険区域

出典：「マップあいち（急傾斜地崩壊危険区域）」（愛知県ホームページ）

「電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成」

1:40,000
0　0.4　0.8　1.6 km
N

図 3.2.9　急傾斜地崩壊危険区域の状況

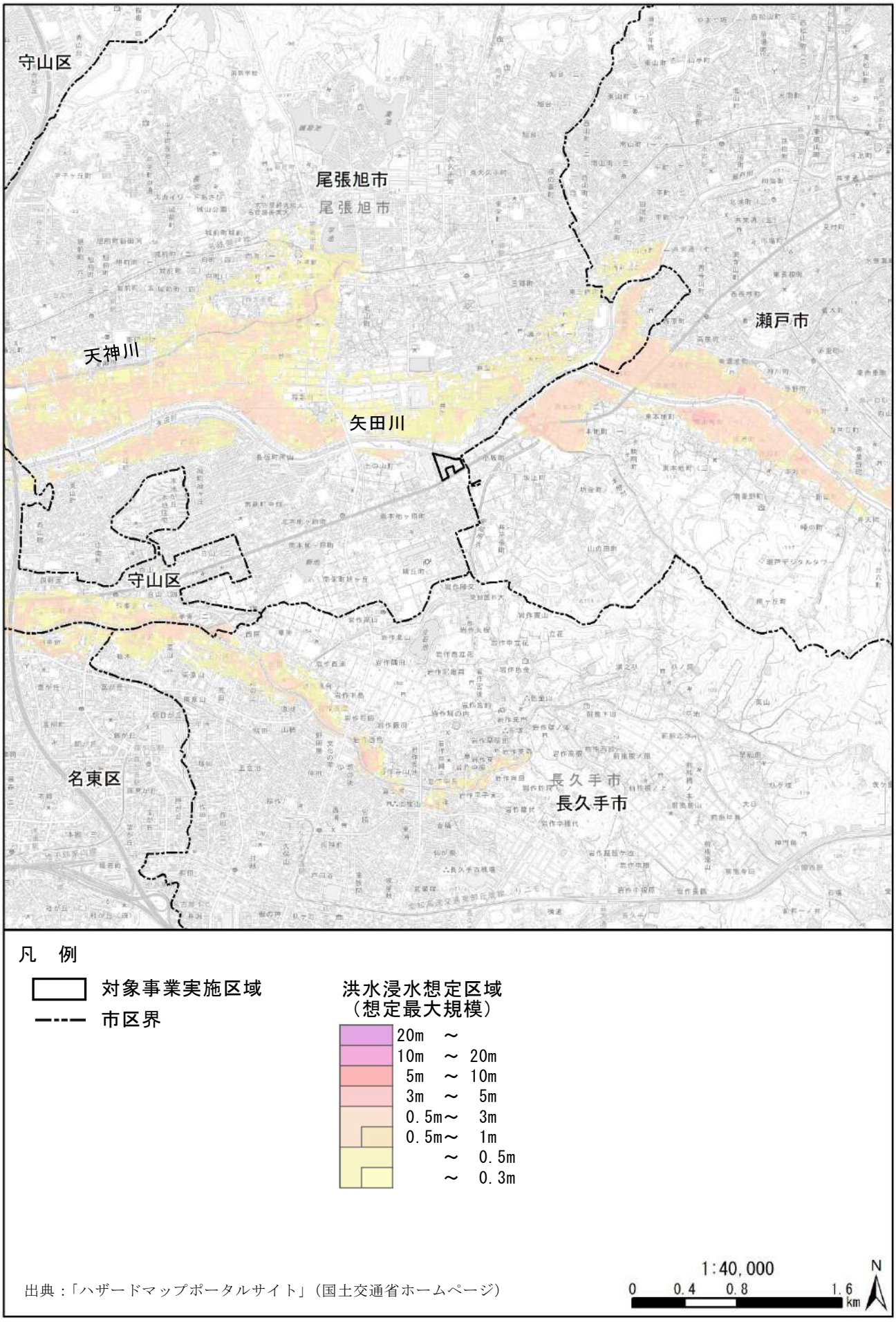


図 3.2.10　洪水浸水想定区域の状況

3.2.8.9　環境基本計画等

(1) 第5次愛知県環境基本計画

愛知県では、「愛知県環境基本条例」（平成7年愛知県条例第1号）に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成9年8月に第1次の「愛知県環境基本計画」が策定された。その後、環境政策の更なる展開を図るため、5年を目安に見直しが行われ、令和3年2月に2040年頃までの長期を展望した上で、2030年度までの間に取り組むべき施策の方向を示す「第5次愛知県環境基本計画」が策定された。

概要については、表 3.2.41に示すとおりである。

表 3.2.41　「第5次愛知県環境基本計画」の概要

策定の趣旨	愛知県環境基本条例第9条に基づき、環境の保全に関する長期的な目標及び施策の方向を示すもので、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものである。
期間	2021年度から2030年度まで（10年間）
目標	SDGs達成に向け、環境を原動力に経済・社会が統合的に向上する 「環境首都あいち」
環境施策の方向性	SDGsの達成を加速するため、「地球温暖化対策」、「自然との共生」、「資源循環」、「安全・安心の確保」の各分野について、新たな課題への対応も含め取り組むとともに、SDGsを理解・認識した「行動する人づくり」やパートナーシップによる連携・協働を推進する。
特徴	(1) 目指すべき3つのあいちの姿の設定 ・日本一環境にやさしいあいち ・環境と経済成長が好循環しているあいち ・地域が活性化している魅力あるあいち (2) 環境の各分野の関連性及び経済・社会との関わりの明示 ・環境の各分野間の関連を示すとともに、経済や社会との関わりも記載 (3) SDGsとの主な関連性の明示 ・施策の方向とSDGsの17のゴールとの関連について、アイコンを利用して分かりやすく記載 (4) 重点施策の設定 ・複数の課題（経済・社会分野含む）を総合的に解決する施策のうち、特にSDGsの多くのゴールに貢献する9つの施策を重点施策として位置づけ推進 (5) 数値目標の設定 ・環境の各分野に数値目標（合計21項目）を設定

出典：「第5次愛知県環境基本計画」（令和3年2月　愛知県）

(2) 第二次尾張旭市環境基本計画

尾張旭市では、尾張旭市環境基本条例第9条の規定に基づき、平成19年3月に「環境を考えともにつくる私たちのまち」を望ましい環境像に掲げた「尾張旭市環境基本計画」を策定した。その後、平成27年3月に「尾張旭市環境基本計画【中間見直し版】」を策定、さらに、環境を取り巻く近年の社会情勢を踏まえ、令和6年3月に「第二次尾張旭市環境基本計画」を策定している。

本計画では、市、市民・市民団体、事業者それぞれが担うべき役割を明らかにし、相互に連携しながら取組を推進することを目的としている。また、「尾張旭市第六次総合計画」（令和6年度～令和15年度）の基本構想に掲げられているめざすまちの未来像「幸せつむぐ 笑顔あふれる尾張旭」を実現するために、環境面から施策を推進する役割を担っている。

本計画の計画期間は、令和6年度から令和15年度までの10年間であり、計画中間年の5年を目処に見直しを行うとしている。ただし、カーボンニュートラルの達成をめざした地球温暖化対策などについては、長期的な視点を持って取り組むことが必要であるため、概ね令和32年を展望しながら推進を図るものとしている。

概要については表 3.2.42に示すとおりである。

表 3.2.42　「第二次尾張旭市環境基本計画」の概要

望ましい環境像	施策分野	施策	主な取組
はぐくみ　つなぐ　環境・まち・未来	1　地球温暖化対策の推進［地球温暖化対策実行計画（区域施策編）、気候変動適応計画］	1-1　エネルギー効率の向上	・家庭部門のエネルギー効率向上 ・産業・業務部門のエネルギー効率向上 ・運輸部門のエネルギー効率向上
		1-2　再生可能エネルギーの導入・利用促進	・再生可能エネルギーの導入促進 ・再生可能エネルギーの利用促進
		1-3　地球温暖化への適応	・農業に関する適応策 ・水環境・水資源、自然生態系、自然災害に関する適応策 ・人の健康や生活に関する適応策
	2　資源循環の推進	2-1　ごみ減量・資源化の推進	・ごみの分別、減量化の推進 ・3Rの推進 ・ごみの資源化の推進 ・資源循環の促進
		2-2　廃棄物の適正処理	・ごみのないまちづくりの推進
	3　自然環境との共生	3-1　自然環境の保全・活用	・緑地の保全 ・緑地の整備 ・農地の保全 ・水辺の保全 ・健全な水循環の確保
		3-2　生物多様性の保全	・生物の生息・生育環境の保全 ・生態系の保全 ・自然とのふれあいの促進
	4　生活環境の向上	4-1　生活環境の保全	・生活環境の整備 ・良好な生活環境の確保
		4-2　環境に配慮した都市空間づくり	・住環境の美化・向上 ・グリーンインフラの推進
	■分野横断的施策■ 環境教育・活動の充実［環境教育等推進行動計画］	1　環境意識の向上と行動する人材の育成	・環境に関する情報発信 ・ライフステージ別環境教育・学習の推進
		2　環境保全活動の拡大	・環境配慮行動の促進 ・環境保全活動のネットワーク構築

出典：「第二次尾張旭市環境基本計画」（令和6年3月　尾張旭市）

(3) 第3次瀬戸市環境基本計画（令和8年3月改定）

瀬戸市では、第1次計画となる「瀬戸市環境基本計画」を平成12（2000）年度に策定、次いで平成22（2010）年度には第2次計画を策定して、市民や事業者と市の連携・協働のもと、自然環境の保全のための活動や地球環境の向上のための取組を進めてきた。

環境情勢が刻々と変化する中、市民や事業者一人ひとりの身近な環境への取組が自然環境や生活環境を向上させ、良好な地球環境の持続性にもつながることを意識し、瀬戸の良好な環境を次代につなぐことを目的として、令和3年3月に「第3次瀬戸市環境基本計画」を策定した。さらに、中間年度の令和8年3月には改定を行っている。

計画期間は令和3（2021）年度からの10年間とし、目標年次を令和12（2030）年度としている。

概要については、表 3.2.43に示すとおりである。

表 3.2.43　「第3次瀬戸市環境基本計画（令和8年3月改定）」の概要

計画理念	基本方針	基本的方向	施策の展開
豊かな自然と、安全で快適な暮らしのある『環境創造都市』を次代につなぐ	1 瀬戸の“しぜん” （瀬戸市生物多様性地域戦略）	自然環境の保護・保全	・自然環境の適切な保全及び体制の維持
			・自然環境特定地区の保護・保全活動の継続、新規特定地区の指定
			・30by30目標の達成に向けた生物の多様な生息生育環境の保全及び情報提供
			・定期的な自然環境の現状調査の実施
		生物多様性の協働の取組	・様々な主体との協働による保全の取組
			・ネットワーク体制の構築
			・法や条例の適切な運用
		自然とのふれあいの充実	・せと環境塾などの実施、環境学習ツールの提供（自然環境分野）
			・生物多様性に関する情報の発信
	2 瀬戸の“くらし”	公害対策の推進	・大気汚染防止対策の推進
			・水質汚濁・土壌汚染防止対策の推進
			・感覚公害の未然防止の推進
		資源循環型まちづくりの推進	・3Rの推進
			・ごみの適正処理の推進
			・産業廃棄物、不法投棄対策の推進
		まちの環境の保全・創出	・まちの環境美化の推進
			・まちなみ環境の保全・創出
		低炭素社会の実現に向けた取組の推進	・再生可能エネルギーの利用の促進
			・省エネルギー対策の推進
			・脱炭素社会を実現する環境整備の推進
			・気候変動の影響に対する適応策の推進
	3 瀬戸の“ひとびと”	多様な主体の連携・協働	・多様な主体の連携・協働の強化
			・地域の自発的な取組の支援
		グリーンな経済システムの構築	・地域資源を活用した環境ビジネスの支援
			・事業者の環境情報の発信の促進
		市民・事業者の環境意識の向上	・環境教育・環境学習の推進
			・環境情報の共有、発信
			・環境イベントの開催

出典：「第3次瀬戸市環境基本計画」（令和3年3月策定、令和8年3月改定　瀬戸市）

(4) 第4次長久手市環境基本計画（改訂版）

長久手市では、平成13年3月に長久手町環境基本計画（第1次計画）を策定し、5年ごとに計画の改訂を行っている。第4次計画は、平成28年3月に策定した第3次長久手環境基本計画改定版を見直し、令和3年3月に策定した。さらに、策定から5年経過した令和8年3月に改訂を行っている。

本計画は、30年後の概ね2050（令和32）年における環境像を見据え、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間の施策について示されており、改訂版では2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までの5年間に重点的に実施する事業が記載されている。30年後（2050年頃）の環境像を「くらしの安心や健康、幸せや豊かさを実感できる。環境を通じて、地域、自然、世界とつながる物語が生まれる。」としている。

概要については、表 3.2.44に示すとおりである。

表 3.2.44　「第4次長久手市環境基本計画（改訂版）」の概要

めざす環境像	基本方針	施策の方向	単位施策	計画の推進
くらしの安心や健康、幸せや豊かさを実感できる。環境を通じて、地域、自然、世界とつながる物語が生まれる。	A. 脱炭素のくらしと地域づくり	A-1.エネルギー使用量を減らす	A-1-1　くらしや事業活動における省エネのさらなる促進 A-1-2　移動・自動車利用のあり方転換 A-1-3　社会システム、ライフスタイルの転換	環境にこだわる人づくり・地域づくり
		A-2.炭素に由来しないエネルギーに転換する	A-2-1　再生可能エネルギーの利用促進 A-2-2　再生可能エネルギーの創出促進	
		A-3.脱炭素の住まいやまちをつくる	A-3-1　環境配慮型まちづくりの推進 A-3-2　CO_2吸収源としての緑の保全・創出	
	B. 循環型のくらしと地域づくり	B-1.ごみを出さない・つくらない	B-1-1　生ごみ・食品ごみの削減 B-1-2　脱プラスチックの促進 B-1-3　ペーパーレスの促進	
		B-2.モノを大切にする、使えるモノを再利用する	B-2-1　モノを長く使う・循環的に使う B-2-2　不用品交換システムの充実	
		B-3.資源として再生する	B-3-1　ごみ分別ルールの徹底 B-3-2　多様な主体による資源回収の促進	
		B-4.適正に処理する	B-4-1　ごみ・資源の収集・運搬・処理の適正化	
	C. 自然共生のくらしと地域づくり	C-1.生態系・生物多様性の保全	C-1-1　在来種を大切にする C-1-2　外来生物対策	
		C-2.緑・自然を増やす、育む	C-2-1　良好な緑・自然の保全 C-2-2　新たな緑の創出 C-2-3　緑のまちづくりの活性化	
		C-3.自然を生かしてくらす	C-3-1　農あるくらしの推進 C-3-2　持続可能な里山の推進	
	D. 安全・安心のくらしと地域づくり	D-1.みんなの生活環境を自分たちで守る	D-1-1　事業活動等から発生する公害等の防止 D-1-2　くらしから発生する公害等の防止 D-1-3　環境美化活動の推進	
		D-2.気候の変化への適応を考える	D-2-1　気候変動への適応	

出典：「第4次長久手市環境基本計画（改訂版）」（令和8年3月　長久手市）

(5) 第4次名古屋市環境基本計画

名古屋市では、「名古屋市環境基本条例」の前文に掲げられた「すべての市民の参加と協働により、人と自然が共生することができる健全で恵み豊かな環境を保全するとともに、人と都市の活動を環境への負荷の少ないものに変えていくことにより持続的発展が可能な社会をつくりあげていく」という理念の実現に向け、環境の保全に関する施策を総合的・計画的にすすめるため、環境保全計画を策定している。

第4次名古屋市環境基本計画では、第3次環境基本計画において描いた「2050年の環境都市ビジョン」を見据えるとともに、環境を取り巻く社会の状況の変化にも対応し、市民・事業者・行政などの各主体が環境保全に取り組むための共通認識として「みんなで目指す2030年のまちの姿」を示し、施策の大綱（施策の体系と方向性）を定めている。

計画期間は令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間としている。

概要については、表 3.2.45に示すとおりである。

表 3.2.45　「第4次名古屋市環境基本計画」の概要

みんなで目指す2030年のまちの姿	施策の体系		
パートナーシップで創る快適な都市環境と自然が調和したまち ・パートナーシップがまちを支えている ・環境にやさしく豊かなライフスタイルが定着している ・人にも生きものにも住み心地のよいまちが形成されている ・グリーンな経済が循環している	みんなで目指すまちの姿の実現に向けた重点取り組み	1　SDGsの多面的な考え方の浸透と、主体的に行動する人や事業者のネットワークの拡大 2　環境にもやさしく災害にも強い、快適で安心な暮らしの実現 3　自然や水を活かした、人と生きものにやさしいまちづくり 4　環境と経済の好循環を生み出す仕組みづくり	
	施策	施策Ⅰ 全ての主体の環境に関わる学びと行動、パートナーシップを推進する	1　環境に関わる学びを推進する
			2　環境にやさしい行動を促進する
			3　パートナーシップを推進する
		施策Ⅱ 健康で安全、快適な生活環境の保全をはかる	1　大気環境の向上をはかる
			2　水環境の向上をはかる
			3　土壌汚染対策や地盤沈下対策を推進する
			4　騒音・振動・悪臭対策や有害化学物質対策を推進する
			5　公害による健康被害の救済と予防を行う
		施策Ⅲ 廃棄物の発生抑制や資源の循環利用、適正処理を推進する	1　リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）を推進する
			2　分別・リサイクル（再生利用）を推進する
			3　ごみの適正な処理を推進する
		施策Ⅳ 生物多様性の保全と持続可能な利用、水循環機能の回復をはかる	1　生物多様性の主流化を推進する
			2　豊かな自然と恵みを活かしたまちづくりを推進する
			3　風土にあった生きものを保全する
			4　水循環機能の回復を推進する
		施策Ⅴ 気候変動に対する緩和策と適応策を推進する	1　温室効果ガスの排出抑制を推進する
			2　気候変動によるリスクへの備えを推進する

出典：「第4次名古屋市環境基本計画」（令和3年9月　名古屋市）

3.2.8.10　地球温暖化防止に関する取組状況

(1) あいち地球温暖化防止戦略2030（改定版）

愛知県では、令和4（2022）年12月に「あいち地球温暖化防止戦略2030（改定版）」を策定した。本戦略では、「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指し、令和12（2030）年度までに愛知県の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減する目標を掲げ、取り組むべき施策の方向を示している。なお、新たに特に注力する6つの重点施策を柱として、これまで進めてきた「徹底した省エネルギー」と「創エネルギーの導入拡大」を加速するとともに、「愛知発の脱炭素イノベーションの推進」や「水素利用のさらなる拡大」等により、目標の実現を目指すこととしている。

重点施策は、表 3.2.46に示すとおりである。

表 3.2.46　「あいち地球温暖化防止戦略2030（改定版）」における重点施策

重点施策	取組指標と主な施策
1.脱炭素プロジェクトの創出・支援	■取組指標 カーボンニュートラル戦略会議の選定事業者数　2030年度までに10件 ■主な施策 ・プロジェクトの選定・事業化の支援 ・既選定プロジェクトの推進 ・革新事業創造提案プラットフォームの運用
2.意識改革・行動変容	■取組指標 脱炭素社会の実現に向け日常的に取り組んでいることの数 一人当たり平均4.0項目 ■主な施策 ・「あいち COOL CHOICE」県民運動の強化 ・全世代に向けた情報発信・行動促進 ・行動変容につながる各種施策の実施 ・あいちエコアクション・ポイント
3.建築物の脱炭素化の推進	■取組指標 住宅用太陽光発電設備・太陽熱利用システムの設置基数　40万基 ■主な施策 ・住宅用地球温暖化対策設備導入促進のための支援 ・あいちエコ住宅ガイドラインによる周知 ・建築物のZEB化の促進 ・県有施設の率先的ZEB化
4.脱炭素型事業活動の促進	■取組指標 計画書制度に基づく事業者の総排出量　35%削減（2019年度比） ■主な施策 ・地球温暖化対策計画書制度の強化 ・事業者の再生可能エネルギーの導入、設備の省エネ化の促進 ・中小事業者等による脱炭素経営の支援
5.ゼロエミッション自動車の普及加速	■取組指標 EV・PHV・FCVの保有割合　20% ■主な施策 ・ゼロエミッション自動車導入促進のための支援 ・公用車へのゼロエミッション自動車（EV・PHV・FCV）の率先導入 ・充電インフラ、水素ステーション設置の促進
6.水素社会の構築	■取組指標 低炭素水素認証制度による認定事業数　2030年度までに20件 ■主な施策 ・大規模水素サプライチェーンの構築及び利活用 ・低炭素水素サプライチェーンの構築 ・水素利用の更なる拡大（水素ステーションの設置等）

出典：「あいち地球温暖化防止戦略2030（改定版）」（令和4年12月　愛知県）

(2) 尾張旭市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号）により、地方公共団体は自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出量の削減等のための措置に関する計画の策定が義務付けられている。

「尾張旭市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（平成29年4月、令和5年3月見直し）では、平成29年4月の策定時に「令和12（2030）年度までに温室効果ガス排出量を、基準年度（平成27（2015）年度）比で10%削減すること」を目標としていたが、国は令和2（2020）年10月のカーボンニュートラル宣言により削減目標を46%に大幅に引き上げ、県においても現行計画を見直し国と同じ削減目標に変更したことから、令和5年3月に計画の見直しを行った。

温室効果ガス排出量の削減目標は、令和32（2050）年までに「温室効果ガス排出量実質ゼロ」を目指すこととし、令和12（2030）年度までに平成25（2013）年度比で46%削減することとしている。

概要については、表 3.2.47に示すとおりである。

表 3.2.47　「尾張旭市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の概要

目標	(1)目指すべき姿 令和32（2050）年までに「温室効果ガス排出量実質ゼロ」を目指します。 (2)令和12（2030）年度までの削減目標 令和12（2030）年度までに温室効果ガス排出量を、平成25（2013）年度比で46%削減します。
計画期間	［計画期間］ 令和12（2030）年度まで ［基準年度］ 平成25（2013）年度
対象	［対象とする事務及び事業の範囲］ 公立学校指定管理施設を含めた本市の全ての事務及び事業。 （見直し前の現行計画では対象施設から除外していた浄化センターや基準年度以降に新設・組み入れられた施設、空調など温室効果ガスを排出する設備は、全て対象とする。） ［対象とする温室効果ガス］ 二酸化炭素（CO_2）、メタン（CH_4）、一酸化二窒素（N_2O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）
基本方針	ア　公共施設の省エネ化の更なる推進 （ア）照明のLED化の促進 （イ）ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）導入の検討 （ウ）再生可能エネルギーシステムの導入 （エ）次世代自動車（電動車）導入の推進 イ　職員の環境意識の向上 ウ　温室効果ガス排出の少ないエネルギー調達事業者との契約の検討 エ　グリーン電力証書の購入の検討

出典：「尾張旭市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（平成29年4月、令和5年3月見直し　尾張旭市）

(3) 第4次エコオフィスプランせと　瀬戸市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

瀬戸市では、2008年度（平成20年度）に「エコオフィスプランせと（瀬戸市地球温暖化防止実行計画)」を策定し、その後、2013年度（平成25年度）に「第2次エコオフィスプランせと」、2018（平成30）年度に「第3次エコオフィスプランせと」を策定し、事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガス削減のため積極的に取り組んできた。さらに、地球温暖化対策を巡る国際的・国内の動向を踏まえ、令和5年3月に「第4次エコオフィスプランせと　瀬戸市地球温暖化対策実行計画（事務事業編)」を策定している。

温室効果ガスの削減目標は、目標年度：令和12（2030）年度に、基準年度：平成25（2013）年度比で50%削減としている。

概要については、表 3.2.48に示すとおりである。

表 3.2.48　「第4次エコオフィスプランせと瀬戸市地球温暖化対策実行計画（事務事業編)」の概要

目標	目標年度：令和12（2030）年度に、基準年度：平成25（2013）年度比で50%削減
計画期間	［計画期間］ 2023（令和5）年度から2030（令和12）年度まで ［基準年度］ 2013（平成25）年度
対象	［対象範囲］ 庁内における事務及び事業のほか、上下水道事業、公立小中学校等、原則として市の関わる全ての事務及び事業。指定管理者制度に基づく事務及び事業についても対象とする。 ただし、一部事務組合については、対象外とする。 ［対象とする温室効果ガス］ 二酸化炭素（CO_2)、メタン（CH_4)、一酸化二窒素（N_2O)
目標達成に向けた取組	［基本の取組方針］ 温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に取り組みます。特に、エネルギー種別の多くを占める電気使用量の削減に資する取組を推進します。 ［具体的な取組内容］ ①職員の省エネルギー行動 ②公用車に関する取組 ③施設設備に関する取組 ④建築物に関する取組 ⑤グリーン購入・環境配慮契約の取組

出典：「第4次エコオフィスプランせと　瀬戸市地球温暖化対策実行計画（事務事業編)」（令和5年3月　瀬戸市）

(4) 瀬戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

瀬戸市域から排出される温室効果ガス排出量の削減に向け、瀬戸市の現状や自然的社会的地域特性を踏まえ、市民・事業者・行政などの役割に応じた取組を総合的かつ計画的に推進していくことを目的として、瀬戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（令和6年3月）を策定している。

計画期間は2024年度から2030年度までであり、温室効果ガスの削減目標は2030年度までの短期目標として2013年度比50％削減、2050年度までの長期目標として温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すとしている。また、再生可能エネルギーの導入目標は7万kW以上を目指すとしている。

概要については、表 3.2.49に示すとおりである。

表 3.2.49　「瀬戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の概要

目標	短期目標（2030年度）　2013年度比50％削減 長期目標（2050年度）　温室効果ガス排出量実質ゼロ
計画期間	［計画期間］ 2024年度から2030年度まで ［基準年度］ 2013年度
対象	［対象範囲］ 市域の全域を対象とする。 ［対象とする温室効果ガス］ 排出量の把握及び削減目標の設定の対象は、二酸化炭素（CO_2）、メタン（CH_4）、一酸化二窒素（N_2O）
施策体系	基本方針1　再生可能エネルギーの利用の促進 (1)再生可能エネルギーの利用の促進 基本方針2　省エネルギー対策の推進 (1)省エネルギー住宅・建築物の普及 (2)日常生活、事業活動における削減活動の推進 基本方針3　脱炭素社会を実現する環境整備の推進 (1)効率的なまちづくりと公共交通機関利用の促進 (2)森林の保全・利用及び緑化の推進 基本方針4　資源循環型まちづくりの推進 (1)ごみの発生抑制 (2)リサイクルの推進

出典：「瀬戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（令和6年3月　瀬戸市）

(5) 長久手市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

「長久手市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（2021年度～2030年度）は、平成27（2015）年3月に策定された計画である「長久手市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の第2次計画に当たるものである。

温室効果ガス排出量の削減目標は、2050年に二酸化炭素の排出を実質ゼロとする「ゼロカーボン」を目指すとし、2030年度の排出量を3,817,900kg-CO_2（2013年度比で50％削減）とするとしている。

概要については、表 3.2.50に示すとおりである。

表 3.2.50　「長久手市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の概要

目標	2050年　：二酸化炭素の排出を実質ゼロとする「ゼロカーボン」 2030年度：3,817,900kg-CO_2（▲50％　2013年度比、▲50.6％　2019年度比）
計画期間	［計画期間］2021年度から2030年度までの10年間 ［基準年度］2013年度
対象	［対象範囲］長久手市の全ての事務及び事業とし、庁舎におけるもののみならず、廃棄物処理、下水道等全ての出先機関の事務及び事業も対象とします。 ［対象とする温室効果ガス］二酸化炭素（CO_2）
具体的な取組	1　省エネルギー・省資源・廃棄物減量・リサイクル等 (1)電気使用量の削減　(2)燃料使用量の削減 (3)ごみの減量　(4)水の使用 (5)環境保全に関する意識向上、率先実行の推進 2　グリーン購入等 3　施設設備の改善等 4　再生可能エネルギーの積極導入 5　職員等への啓発

出典：「長久手市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）　2021年度～2030年度」（長久手市ホームページ）

(6) 長久手市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

長久手市では、2021（令和3）年3月に第4次長久手市環境基本計画を策定するとともに2022（令和4）年1月、「長久手市ゼロカーボンシティ宣言」を表明している。2050年までに温室効果ガスの排出量を実質0（ゼロ）にすることを目指し「長久手市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定している。

計画期間は、2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までの5年間としている。概要については、表 3.2.51に示すとおりである。

表 3.2.51　「長久手市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の概要

目標	2030年度に46％削減（2013年度比） 2050年度に実質排出量ゼロ	
計画期間	目標年度：2030（令和12）年度	
対象	［対象範囲］産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門、一般廃棄物 ［対象とする温室効果ガス］二酸化炭素（CO_2）	
施策体系	産業部門 業務その他部門	(1)事業者の環境行動の支援 (2)建築物の省エネ化や再エネ利用の促進 (3)地球温暖化対策の率先導入
	家庭部門	(1)環境配慮行動の促進 (2)住宅の省エネ化や再エネ利用の促進
	運輸部門	(1)自動車の走行距離の短縮 (2)脱炭素なまちづくり
	廃棄物部門	(1)使い捨てプラスチック使用の削減 (2)プラスチック製品のリサイクル (3)市民・事業者の 3R の促進
	温暖化する気候への適応	(1)健康等における対応策の実施 (2)暑さや災害に強いまちづくり

出典：「長久手市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）2026年度～2030年度」（令和8年3月　長久手市）

(7) 名古屋市地球温暖化対策実行計画2030

名古屋市では、2009年に「低炭素都市2050なごや戦略」、2011年に「低炭素都市なごや戦略実行計画」、2018年に「低炭素都市なごや戦略第2次実行計画」を策定し、取組を進めてきた。さらなる地球温暖化対策を推進するため、前計画を改定し2024年3月に「名古屋市地球温暖化対策実行計画2030」を策定した。本計画は、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）及び同計画（事務事業編）並びに気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画として位置づけられている。

概要については、表 3.2.52に示すとおりである。

表 3.2.52　「名古屋市地球温暖化対策実行計画2030」の概要

目標	2030年度　△52%（2013年度比）
計画期間	［計画期間］ 2024年度から2030年度 ［目標年度］ 2030年度 ［基準年度］ 2013年度
対象	［対象区域］ 名古屋市全域 ［対象主体］ 温室効果ガス排出に関わるあらゆる主体（市民、事業者、名古屋市等） ［対象とする温室効果ガス］ 二酸化炭素（CO_2）、CO_2以外の温室効果ガス（メタン（CH_4）、一酸化二窒素（N_2O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC_S）、パーフルオロカーボン（PFC_S）、六フッ化硫黄（SF_6）、三フッ化窒素（NF_3）
2030年までの取組方針	1　市民生活・事業活動に伴うエネルギーを減らす、創る、貯める取り組みを推進する。 2　環境と経済の好循環を生み出し、グリーントランスフォーメーション（GX）につながる取り組みを推進する。 3　自然共生、水循環、防災等の課題の同時解決につなげる。
2030年までの施策	施策1　脱炭素型で自然を活かしたまちづくり 施策2　モビリティ（交通・移動）の転換 施策3　住宅・建築物の脱炭素化の促進 施策4　脱炭素型ビジネススタイルとイノベーションの促進 施策5　再生可能エネルギーの普及拡大 施策6　水素エネルギーの普及拡大 施策7　行動する人づくり・パートナーシップの推進 施策8　市役所自らの取り組み 施策9　気候変動の影響への適応

出典：「名古屋市地球温暖化対策実行計画2030」（2024年3月　名古屋市）

(8) 尾張東部衛生組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

本組合では、平成14年3月に「尾張東部衛生組合地球温暖化対策実行計画」を策定し、地球温暖化の防止に向けた取組を進めてきた。このような中、地球温暖化対策計画で日本の温室効果ガス排出量の削減目標が定められたことを受け、前計画の名称及び内容を見直し、令和7年4月に「尾張東部衛生組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定している。

概要については、表 3.2.53に示すとおりである。

表 3.2.53　「尾張東部衛生組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の概要

<table>
<tr><td colspan="2">目標</td><td colspan="2">平成27（2015）年度比で
エネルギー起源二酸化炭素　：45%
非エネルギー起源二酸化炭素：15%
メタン　：11%
一酸化窒素　：17%
温室効果ガス排出量合計　：15%</td></tr>
<tr><td colspan="2">計画期間</td><td colspan="2">［計画期間］
令和7（2025）年度から令和12（2030）年度まで
［基準年度］
平成27（2015）年度</td></tr>
<tr><td colspan="2">対象</td><td colspan="2">［対象範囲］
組合が行う事務及び事業とし、以下の施設を対象とする。
尾張東部衛生組合晴丘センター、一般廃棄物最終処分場、北丘スポーツ公園
［対象とする温室効果ガス］
二酸化炭素（CO_2）、メタン（CH_4）、一酸化二窒素（N_2O）</td></tr>
<tr><td rowspan="10">目標達成に向けた取組</td><td rowspan="8">直接的に削減させる取り組み</td><td>一般廃棄物焼却量の削減</td><td>①一般廃棄物搬入量の減量を図るため、構成市と連携し、市民、事業者へ啓発・情報提供を行う。
②構成市に対し、中間処理及び最終処分状況等の情報提供を行う。</td></tr>
<tr><td>施設の運用</td><td>①立上げ、立下げ時の灯油の使用量の削減に努める。
②施設の点検・整備を適正に実施し、緊急的な施設の停止等が無いよう効率的な運転管理を図る。
③蒸気タービン発電機の効率的な運転に努める。</td></tr>
<tr><td>照明設備</td><td>①使用していない箇所の照明は消灯する。
②照明が不要な時間帯は消灯する。
③LED等の高効率照明の導入に努める。</td></tr>
<tr><td>OA機器</td><td>①機器の省電力設定を実施する。
②長時間使用しない場合は電源を落とす。
③機器の導入又は更新時は、省エネルギータイプの機器を導入するよう努める。</td></tr>
<tr><td>空調設備</td><td>①室内温度は適正な温度調整を実施する。
②必要とする箇所に限り、空調を利用する。
③設備の導入又は更新時、省エネルギータイプの機器を導入するよう努める。</td></tr>
<tr><td>業務管理</td><td>①ノー残業デーを徹底する。
②事務分担・内容を見直し、時間外勤務を削減する。
③最後に執務室から退室する職員は、照明及び空調設備の電源が切れていることを確認する。</td></tr>
<tr><td>公用車</td><td>①急な発進、加速をしない。
②長時間のアイドリングを避ける。
③エアコンは適正温度で使用する。
④給油時にタイヤの空気圧を点検する。
⑤定期的な車両の整備に努め、適正な使用を継続する。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">間接的な削減に貢献する取り組み</td><td>啓発活動</td><td>①ホームページや構成市の広報、各種イベントを通じて、ごみ減量及び資源化促進に対する情報発信を行う。
②構成市の小学生を対象とした施設見学を実施し、ごみ減量及び資源化促進に対する理解を深める。</td></tr>
<tr><td>紙類使用量の削減</td><td>①ミスコピー、ミスプリントをしないように努める。
②メール等を活用し、ペーパーレスに努める。
③裏面の利用に努める。</td></tr>
<tr><td>リサイクルの推進</td><td>①分別を徹底的に行い、ごみを減らすよう努める。
②プリンター等のリユース部品は業者に返却する。</td></tr>
<tr><td>物品の購入</td><td>①事務用品等の購入に当たってはグリーン購入を推進する。
②車両の更新時は、環境に配慮した車種の導入に努める。
③省エネルギータイプの購入に努める。</td></tr>
</table>

出典：「尾張東部衛生組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（令和7年4月　尾張東部衛生組合）

3.2.8.11　景観計画等

(1) 美しい愛知づくり基本計画

愛知県では、平成18年3月に「美しい愛知づくり基本方針」を策定し、同時に景観への取組を積極的に進めるため、「美しい愛知づくり条例」を制定した。また、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成19年3月に「美しい愛知づくり基本計画」を策定し、その計画における目標は表 3.2.54に示すとおりである。

平成21年3月には、愛知県職員を始め公共事業に携わる者が、公共事業の景観に対する影響や効果、責務を十分認識し、県民が望む良好な景観を形成するための基礎知識や指針、配慮事項等を示した「愛知県公共事業景観整備指針」を策定し、令和5年8月には、公共事業の種類別に景観設計の進め方の例示を加筆するなどの一部改訂が行われた。

表 3.2.54　「美しい愛知づくり基本計画」の目標

基本目標	分野別の目標
未来につなぐ 緑豊かな“美しい愛知”	多様な生物が共存する『自然景観』 ～変化に富んだ地形と生物多様性を支える自然環境を守ります～
	武家文化や近代化遺産が伝える『歴史景観』 ～先人達が築いてきた尾張や三河の歴史・文化を伝え残します～
	心の豊かさを映し出す『生活景観』 ～身近な文化を守り、育て、潤いと安らぎのある生活環境を創出します～
	「モノづくり」の活力が創り出す『産業景観』 ～産業により創出される特色ある景観を守り、育みます～

出典：「美しい愛知づくり基本計画」（平成19年3月　愛知県）

(2) 尾張旭市都市景観基本計画

尾張旭市では、これまでの歴史のなかで守り、受け継がれてきた良好な景観を未来に伝える財産として、保全、育成し、また、新たな魅力ある景観を創出していくために尾張旭市都市景観基本計画を策定している。尾張旭市の都市景観の形成に関する基本的な目標と方向を明らかにしたものであり、景観形成の指針としての役割を担うものである。

先人から受け継がれた緑や水辺を守り、育てながら個性のある美しいまちを創るため、「緑につつまれ、水辺に親しめる美しいまち」がテーマとして設定されている。

概要については、表 3.2.55に示すとおりである。

表 3.2.55　「尾張旭市都市景観基本計画」の概要

テーマ	基本目標	基本方針
緑につつまれ、水辺に親しめる美しいまち	1.美しい緑の丘を守る	1.自然型公園の緑地及び生態系の保全 2.縁取りとなっている斜面緑地の保全 3.開発における自然への配慮の誘導 4.丘陵地等の自然環境と調和した住宅の街並み形成
	2.水辺に親しめる空間づくり	1.親しみある川づくり 2.特色ある池づくり
	3.車窓からの風景を大切にする	1.「スカイワードあさひ」を生かした景観づくり 2.新たなランドマークの創造 3.斜面緑地や山並みなどの風景を守る 4.田園風景の保全
	4.魅力的なまちの顔づくり	1.4つの駅前の顔づくり 2.9つの通りの空間づくり 3.市役所周辺の顔づくり 4.商業地のにぎわい空間づくり 5.うるおいのある住宅地づくり 6.歴史的なシンボルづくり 7.公園の顔づくり 8.結節点のシンボル形成
	5.市民参加の景観づくり	1.住民による景観づくり 2.事業者による景観づくり

出典：「尾張旭市都市景観基本計画」（平成12年3月　尾張旭市）

(3) 瀬戸市景観計画

瀬戸市では、市民・事業者・行政の協働により、さらに魅力的な景観づくりに取り組んでいくため、景観法に基づく「瀬戸市景観計画」を平成22年10月に策定している。

目標景観像を「豊かな自然とやきものの魅力を活かしたまち」とし、市全域を景観計画区域として定めている。

概要については、表 3.2.56に示すとおりである。

表 3.2.56　「瀬戸市景観計画」の概要

目標景観像	豊かな自然とやきものの魅力を活かしたまち
景観形成の基本目標	河川を軸とした潤いのある景観づくり やきものの伝統とシンボルを活かしたにぎわいのある景観づくり 森林や里山、田園などと調和した緑豊かで美しい景観づくり
景観計画を構成するゾーン	・せとまちエントランスゾーン　・せと・街なか景観ゾーン ・せと・やきもの文化景観ゾーン　・田園景観ゾーン ・森林里山景観ゾーン　・工業地景観ゾーン

出典：「瀬戸市景観計画」（平成22年10月　瀬戸市）

(4) 長久手市景観計画

長久手市では、特色ある長久手らしい景観を守り・育み・創造するため、「市民」・「事業者」・「行政」が役割分担をし、それぞれの主体的な取組を促進し、共同して取り組む景観づくりの方針・施策・規制等の方向性を示すものとして、「長久手市景観計画」を令和3年1月に策定している。

景観まちづくりの目標を「みんなの協働景観まちづくり」とし、市全域を景観計画区域として定めている。

概要については、表 3.2.57に示すとおりである。

表 3.2.57　「長久手市景観計画」の概要

目標	みんなの協働景観まちづくり
基本方針	1　市民・事業者・行政の協働による景観づくり 2　歴史をふまえた将来に向けての景観づくり 3　“まち”と“さと”のコントラストが感じられる景観づくり 4　水と緑の景観づくり 5　日々の暮らしが映え、歩きたくなる景観づくり 6　長久手らしさが感じられる景観づくり
要素ごとの 景観形成の方針	長久手の景観特性及び地域の特徴を踏まえ、景観形成に関する基本方針を実現化するために、「2つの景観拠点」、「5つの景観軸」及び「5つの景観地域」に分け、要素ごとの景観形成の方針を設定。 ［景観拠点］ ・景観継承拠点　・都市機能複合拠点 ［景観軸］ ・眺望景観軸　・水辺の景観軸　・山並み景観軸 ・農の景観軸　・交流景観軸 ［景観地域］ ・住宅地域　・田園地域　・丘陵地域 ・商業・工業地域　・幹線沿道地域A、B

出典：「長久手市景観計画」（令和3年1月　長久手市）

(5) 名古屋市景観計画

名古屋市では、都市景観施策の課題を見直すことなどにより、これまで以上に美しい街並みを形成し名古屋のまちの魅力を高めることを目的に、平成19年3月に景観法に基づく「名古屋市景観計画」を策定し、平成30年10月に変更（平成31年4月1日施行）している。

昭和62年策定の「都市景観基本計画」に示される4つのめざすべき都市のイメージを、本計画の全体方針として、市全域を景観計画区域とし、さらに特に良好な景観の形成を進める都市景観形成地区を8地区定めている。

概要については、表 3.2.58に示すとおりである。

表 3.2.58　「名古屋市景観計画」の概要

全体方針	めざすべき都市のイメージ ①秩序ある都市空間の中にゆたかな自然をとり入れた美しいまち ②活気にみちた魅力あるまち ③歴史の深みを感じさせるまち ④人びとの心遣いとときめきをかもしだすまち
都市景観 形成地区	・久屋大通地区　・広小路・大津通地区　・名古屋駅地区 ・四谷・山手通地区　・築地地区　・今池地区 ・白壁・主税・橦木地区　・四間道地区

出典：「名古屋市景観計画」（平成30年10月　名古屋市）

3.2.9　その他都市計画対象事業に関し必要な事項

3.2.9.1　廃棄物の状況

(1) ごみの処理状況

対象事業実施区域及びその周囲4市における令和6年度のごみの処理状況は、表 3.2.59(1)に示すとおりである。

対象事業実施区域が位置する尾張旭市のごみの総排出量は、23,072tとなっている。また、その他の市におけるごみの総排出量は、瀬戸市が36,025t、長久手市が17,024t、名古屋市が699,649tとなっている。

また、組合市におけるごみ処理合計量の推移は、表 3.2.59(2)及び図 3.2.11に示すとおりであり、総排出量は減少傾向となっている。

表 3.2.59(1)　ごみの処理状況（令和6年度）

単位：t/年

項目＼市	尾張旭市	瀬戸市	長久手市	名古屋市
総排出量	23,072	36,025	17,024	699,649
焼却処理量	18,716	29,090	14,525	538,477
直接焼却量	18,207	28,294	14,185	511,576
焼却以外の中間処理量	3,303	1,356	578	141,778
最終処分量	2,151	3,345	1,653	15,789
総資源化量	4,238	6,746	2,449	189,232

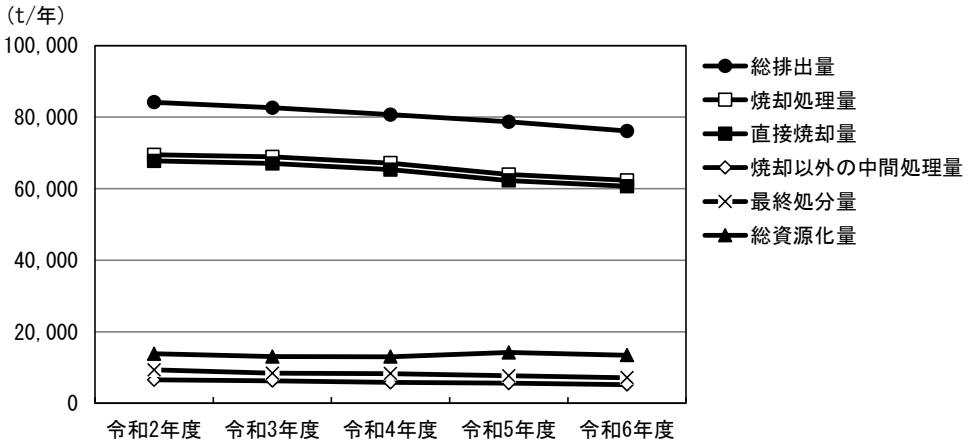
出典：「令和6年度　一般廃棄物処理事業実態調査」（令和8年3月　愛知県）

表 3.2.59(2)　組合市におけるごみ処理合計量の推移

単位：t/年

項目＼年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総排出量	84,154	82,637	80,712	78,696	76,121
焼却処理量	69,466	68,895	67,159	63,972	62,331
直接焼却量	67,744	67,036	65,327	62,297	60,686
焼却以外の中間処理量	6,532	6,287	5,847	5,599	5,237
最終処分量	9,326	8,419	8,282	7,690	7,149
総資源化量	13,839	13,058	13,028	14,180	13,433

出典：「令和2年度～令和6年度　一般廃棄物処理事業実態調査」（愛知県）



出典：「令和２年度～令和６年度　一般廃棄物処理事業実態調査」（愛知県）

図 3.2.11　組合市におけるごみ処理合計量の推移

(2) し尿及び浄化槽汚泥の処理状況

対象事業実施区域及びその周囲4市における令和6年度のし尿及び浄化槽汚泥の処理状況は、表 3.2.60(1)に示すとおりである。

対象事業実施区域が位置する尾張旭市のし尿及び浄化槽汚泥の処理量の合計は、11,695kLとなっている。また、その他の市のし尿及び浄化槽汚泥の処理量の合計は、瀬戸市が29,027kL、長久手市が3,594kL、名古屋市が26,368kLとなっている。

また、組合市におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移は、表 3.2.60(2)及び図 3.2.12に示すとおりである。

し尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移は、緩やかな減少傾向となっている。

表 3.2.60(1)　し尿及び浄化槽汚泥の処理状況（令和6年度）

単位：kL/年

項目＼市	尾張旭市	瀬戸市	長久手市	名古屋市
し尿処理量	452	2,403	260	7,714
浄化槽汚泥処理量	11,243	26,624	3,334	18,654
自家処理量	－	－	－	－
合計	11,695	29,027	3,594	26,368

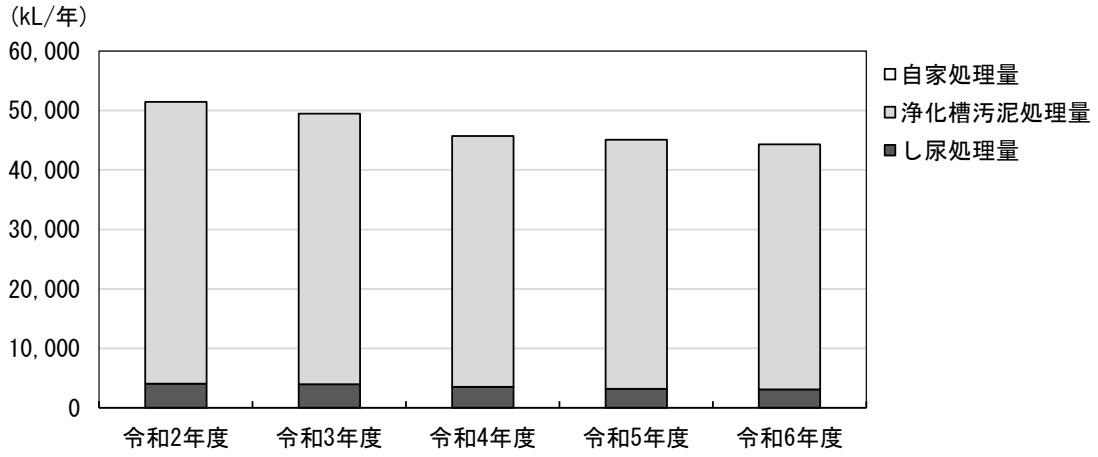
出典：「令和6年度　一般廃棄物処理事業実態調査」（令和8年3月　愛知県）

表 3.2.60(2)　組合市におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移

単位：kL/年

項目＼年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
し尿処理量	4,068	3,980	3,558	3,219	3,115
浄化槽汚泥処理量	47,365	45,465	42,136	41,841	41,201
自家処理量	－	－	－	－	－
合計	51,433	49,445	45,694	45,060	44,316

出典：「令和2年度～令和6年度　一般廃棄物処理事業実態調査」（愛知県）



出典：「令和2年度～令和6年度　一般廃棄物処理事業実態調査」（愛知県）

図 3.2.12　組合市におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移

3.2.9.2　公害苦情の状況

対象事業実施区域及びその周囲4市における公害苦情の状況は、表 3.2.61及び図 3.2.13に示すとおりである。

対象事業実施区域が位置する尾張旭市の公害苦情の総数は59件となっており、その他の市の公害苦情の総数は、瀬戸市は143件、長久手市は15件、名古屋市は1,319件となっている。

表 3.2.61　公害苦情の状況（令和7年度）

単位：件

区分＼市	尾張旭市	瀬戸市	長久手市	名古屋市
大気汚染	14	16	1	247
水質汚濁	7	22	－	36
土壌汚染	－	－	－	3
騒音	18	33	10	724
振動	4	1	－	69
地盤沈下	－	－	－	－
悪臭	14	52	4	200
その他	2	19	－	40
総数	59	143	15	1,319

出典：「令和7（2025）年度刊愛知県統計年鑑」（愛知県ホームページ）

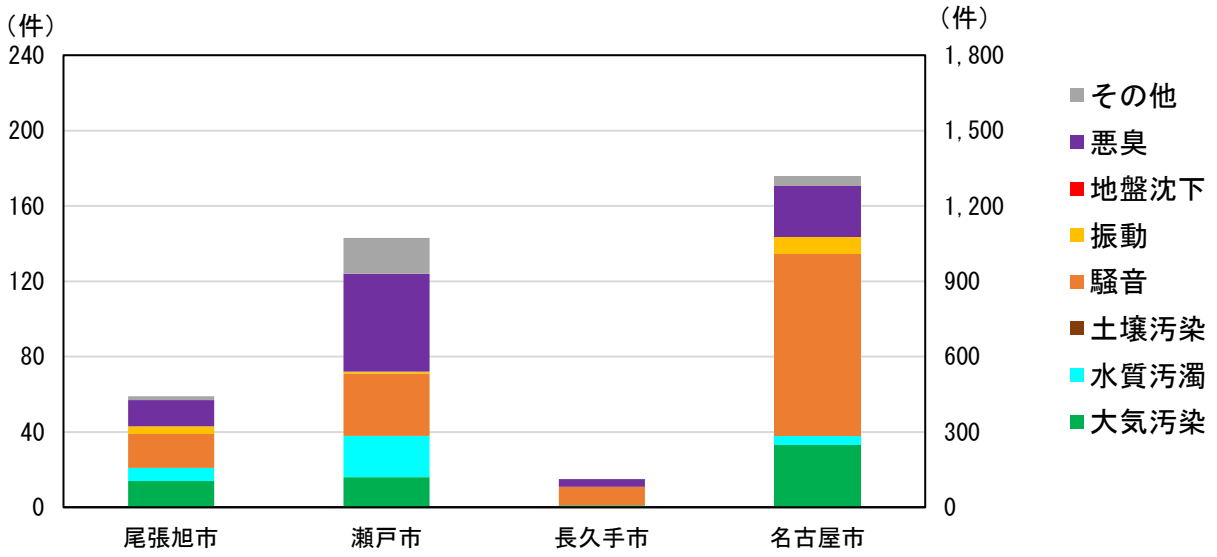


図 3.2.13　公害苦情の状況

3.2.9.3　維持管理の状況

現施設の維持管理の状況は、表 3.2.62に示すとおりである。

測定結果は、すべての項目で規制値を下回っていた。

表 3.2.62(1)　維持管理の状況（令和7年度）

		測定位置	測定日	結果報告日	測定結果	施設基準値
ダイオキシン類 (ng-TEQ/m^3_N)	1号炉	1号炉煙突測定口	9月10日	10月16日	0.0069	1 乾きガスで 酸素濃度12%換算
	2号炉	2号炉煙突測定口	10月15日	11月17日	0.0093	
全水銀 ($\mu g/m^3$)	1号炉	煙道サンプリング口	6月25日	7月 7日	1.7	50 乾きガスで 酸素濃度12%換算
		〃	12月15日	1月 5日	1.3	
	2号炉	煙道サンプリング口	6月25日	7月 7日	1.4	
		〃	12月15日	1月 5日	0.53	
ばいじん (g/m^3_N)	1号炉	煙道サンプリング口	5月16日	5月22日	〈0.002	0.05 乾きガスで 酸素濃度12%換算 の1時間平均値
		〃	7月22日	7月30日	〈0.002	
		〃	9月10日	9月20日	〈0.002	
		〃	11月26日	12月 3日	〈0.002	
		〃	1月13日	1月19日	〈0.002	
		〃	2月16日	2月19日	〈0.002	
	2号炉	煙道サンプリング口	4月21日	4月30日	〈0.002	
		〃	6月23日	6月30日	〈0.002	
		〃	8月18日	8月25日	〈0.002	
		〃	10月15日	10月27日	〈0.002	
		〃	12月17日	1月 5日	〈0.002	
		〃	3月13日	3月19日	〈0.002	
硫黄酸化物 (ppm)	1号炉	煙道サンプリング口	5月16日	5月22日	21	30 乾きガスで 酸素濃度12%換算 の1時間平均値
		〃	7月22日	7月30日	6	
		〃	9月10日	9月20日	12	
		〃	11月26日	12月 3日	18	
		〃	1月13日	1月19日	14	
		〃	2月16日	2月19日	9	
	2号炉	煙道サンプリング口	4月21日	4月30日	8	
		〃	6月23日	6月30日	9	
		〃	8月18日	8月25日	15	
		〃	10月15日	10月27日	18	
		〃	12月17日	1月 5日	11	
		〃	3月13日	3月19日	8	
塩化水素 (ppm)	1号炉	煙道サンプリング口	5月16日	5月22日	26	50 乾きガスで 酸素濃度12%換算 の1時間平均値
		〃	7月22日	7月30日	11	
		〃	9月10日	9月20日	9	
		〃	11月26日	12月 3日	19	
		〃	1月13日	1月19日	38	
		〃	2月16日	2月19日	5	
	2号炉	煙道サンプリング口	4月21日	4月30日	4	
		〃	6月23日	6月30日	3	
		〃	8月18日	8月25日	2	
		〃	10月15日	10月27日	6	
		〃	12月17日	1月 5日	3	
		〃	3月13日	3月19日	8	

注）施設基準値：環境保全のため自主的に設定した、法規制値と同等又はより厳しい基準値。
出典：「晴丘センター排ガス測定結果（令和7年度）」（尾張東部衛生組合ホームページ）

表 3.2.62(2)　維持管理の状況（令和7年度）

		測定位置	測定日	結果報告日	測定結果	施設基準値
窒素酸化物（ppm）	1号炉	煙道サンプリング口	5月16日	5月22日	89	150 乾きガスで酸素濃度12%換算の1時間平均値
		〃	7月22日	7月30日	97	
		〃	9月10日	9月20日	97	
		〃	11月26日	12月 3日	100	
		〃	1月13日	1月19日	100	
		〃	2月16日	2月19日	110	
	2号炉	煙道サンプリング口	4月21日	4月30日	110	
		〃	6月23日	6月30日	98	
		〃	8月18日	8月25日	83	
		〃	10月15日	10月27日	100	
		〃	12月17日	1月 5日	100	
		〃	3月13日	3月19日	110	

注）施設基準値：環境保全のため自主的に設定した、法規制値と同等又はより厳しい基準値。
出典：「晴丘センター排ガス測定結果（令和7年度）」（尾張東部衛生組合ホームページ）